

9月 2日 開会
令和元年9月定例会（ ）
9月20日 閉会

飯 綱 町 議 会 会 議 録

令和元年 9 月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（9 月 2 日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	6
○開会及び開議の宣告	7
○町長あいさつ	7
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○諸般の報告、質疑	12
○議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、付託	17
○議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、付託	25
○議案第 4 7 号の上程、説明、質疑、付託	27
○議案第 4 8 号から議案第 5 1 号の一括上程、説明、質疑、付託	28
○議案第 5 2 号の上程、説明、質疑、付託	38
○議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、付託	42
○議案第 5 4 号から議案第 6 5 号の一括上程、説明	43
○決算審査意見書報告	62

○議案第 6 6 号の上程、説明、付託	72
○議案第 6 7 号から議案第 6 8 号の一括上程、説明	75
○諮問第 2 号から諮問第 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	76
○請願の付託	79
○陳情の付託	79
○散会の宣告	79

第 2 号（9 月 4 日）

○議事日程	80
○本日の会議に付した事件	81
○出席議員	81
○欠席議員	81
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	81
○事務局職員出席者	82
○開議の宣告	83
○議案第 5 4 号の質疑、付託	83
○議案第 5 5 号の質疑、付託	127
○議案第 5 6 号の質疑、付託	127
○議案第 5 7 号の質疑、付託	128
○議案第 5 8 号の質疑、付託	130
○議案第 5 9 号の質疑、付託	130
○議案第 6 0 号の質疑、付託	132
○議案第 6 1 号の質疑、付託	133
○議案第 6 2 号の質疑、付託	134
○議案第 6 3 号の質疑、付託	135

○議案第 6 4 号の質疑、付託	135
○議案第 6 5 号の質疑、付託	136
○散会の宣告	137

第 3 号（9 月 5 日）

○議事日程	139
○本日の会議に付した事件	139
○出席議員	139
○欠席議員	139
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	139
○事務局職員出席者	140
○一般質問一覧表	141
○開議の宣告	142
○一般質問	
風 間 行 男	142
原 田 幸 長	156
石 川 信 雄	168
目須田 修	180
渡 邊 千賀雄	199
○散会の宣告	217

第 4 号（9 月 6 日）

○議事日程	219
○本日の会議に付した事件	219
○出席議員	219

○欠席議員	219
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	219
○事務局職員出席者	220
○開議の宣告	221
○一般質問	
清 水 均	221
瀧 野 良 枝	238
伊 藤 まゆみ	259
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	270
○散会の宣告	277

第5号（9月20日）

○議事日程	278
○本日の会議に付した事件	278
○出席議員	278
○欠席議員	279
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	279
○事務局職員出席者	279
○開議の宣告	280
○諸般の報告	280
○常任委員会審査報告、質疑	280
○常任委員会付託案件に対する討論、採決	291
○議案第67号の質疑、討論、採決	310
○議案第68号の質疑、討論、採決	311
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	312

○議員派遣の件	313
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	313
○町長あいさつ	314
○閉議及び閉会の宣告	315
○予算決算常任委員会 審査報告書	316
○予算決算総務産業小委員会 審査報告書	318
○予算決算福祉文教小委員会 審査報告書	333
○総務産業常任委員会 審査報告書	340
○福祉文教常任委員会 審査報告書	352
○会議録署名	357

飯綱町告示第79号

令和元年9月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 元年 8月26日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 元年 9月 2日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（１５名）

１番	清 水 均	２番	風 間 行 男
３番	中 島 和 子	４番	目須田 修
５番	瀧 野 良 枝	６番	原 田 幸 長
７番	石 川 信 雄	８番	荒 川 詔 夫
９番	伊 藤 まゆみ	１０番	青 山 弘
１１番	樋 口 功	１２番	渡 邊 千賀雄
１３番	原 田 重 美	１４番	大 川 憲 明
１５番	清 水 満		

不応招議員（なし）

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

議事日程（第 1 号）

令和元年 9 月 2 日（月曜日）午前 10 時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

報告第 13 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

報告第 14 号 平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

報告第 15 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について

日程第 4 議案第 45 号 飯綱町多世代交流施設条例

日程第 5 議案第 46 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 47 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 48 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を
改正する条例

日程第 9 議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 54 号 平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

- 日程第 15 議案第 56 号 平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 57 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 58 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 59 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 議案第 60 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 24 議案第 65 号 平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 25 議案第 66 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 26 議案第 67 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 27 議案第 68 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 28 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 29 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 30 請願
- 請願第 7 号 リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書

日程第 3 1 陳情

陳情第 6 号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第 7 号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	清 水 均	2 番	風 間 行 男
3 番	中 島 和 子	4 番	目須田 修
5 番	瀧 野 良 枝	6 番	原 田 幸 長
7 番	石 川 信 雄	8 番	荒 川 詔 夫
9 番	伊 藤 まゆみ	10 番	青 山 弘
11 番	樋 口 功	12 番	渡 邊 千賀雄
13 番	原 田 重 美	14 番	大 川 憲 明
15 番	清 水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	代表監査委員	山 本 孝 利
農業委員会長	清 水 藤 一	選挙管理委員長	三ツ井 吉 次
総 務 課 長	原 章 胤	企 画 課 長	徳 永 裕 二
税務会計課長	永 野 光 昭	住民環境課長	梨 本 克 裕

保健福祉課長	山 浦 克 彦	産業観光課長	土 屋 龍 彦
建設水道課長	土 倉 正 和	教 育 次 長	桜 井 俊 次
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課長補佐	高 橋 秀 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	荒 井 智 雄
---------	---------	-----------	---------

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水満） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年9月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和元年9月飯綱町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、お忙しい中9月定例会を招集いたしましたところ、定刻までにご参集賜り厚く御礼申し上げます。

今年の夏も異常というべき猛暑でありました。昨年は1カ月以上にわたり雨が降らず、農作物に被害が出たほどでしたが、今年は盆過ぎの雨で何とか助けられたように感じております。ここ数年の夏の天気を見ますと、時間雨量が30ミリ、50ミリという集中豪雨、そして連日35度を超える厳しい暑さが珍しくなくなりました。むしろ、平年並みの夏と言ってもよいくらいであります。町民の方々の健康管理、学校行事や地域の活動、イベントなど、暑さを考慮した対応が必要になってくると予想しております。

農作物などにつきましても、農地への灌水対策など、現有水利の有効活用や栽培品目、りんごでも品種の検討なども必要になってきたと感じます。

現状におきましては、暑さに対する具体的な対応は保育園や小中学校の冷房設備程度であります。来年度以降、様々な見地からいろいろな分野において、暑さに対する対応、暑さの利用、首都近郊型の避暑地としての魅力創りなどを検討していきたいと考えております。

庁舎建築がいよいよ始まりました。まずは旧庁舎やご協力をいただいた周辺住宅の取り壊しに着手しております。役場にいらっしゃるお客様の安全を確保するとともに、周囲の住民の皆様にご迷惑をお掛けしないよう十分配慮して進めていく所存であります。建設の期間も2年程掛かりますので、駐車場や会議室の確保、災害時における対応など、広く検討する中で万全を期して工事を進めていきたいと考えております。議会開会中においても、騒音等によりお聞きにくいこともあろうかと推察しております。何分のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

さて、今9月定例議会にご提案申し上げます案件は、報告が3件、条例が9件、決算の認定が12件、補正予算が3件、その他人事に関する諮問が2件の計29件でございます。

主なものについてご説明申し上げます。報告事項3件は、財政の健全化を監査委員の意見を付して報告するものであり、一般会計、企業会計ともに問題のない報告となっております。

損害賠償についての報告は、町道走行中におけるタイヤ等の破損に関するものであり、地方自治法第180条第1項及び第2項、町長の専決処分事項に関する条例第1号に基づき報告するものであります。

条例関係ですが、飯綱町多世代交流施設条例は、深沢地区に建設しております多世代交流施設の設置と管理について新たに定めるものであります。

議案第46号の飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、消費税の増税に伴う保育料等の無償化について必要な事項を改正するものであります。なお、町独自の対応として、3歳から5歳までの子供に関する副食費については、今後必要な規則を改正し無償とすることにいたしました。なお、この条例の施行期日は令和元年10月1日としております。

飯綱町印鑑条例の一部改正は、国の住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い行うものであります。

議案第48号の飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例から議案第49号、同50号、そして議案第51号の飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例までの4件は、

飯綱町観光施設指定管理者を募集するに当たり、指定の期間についてそれぞれの施設条例の中で規定することをやめて、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定を適用し、公募の際に明示させていくための改正であります。

飯綱りんごパーク条例及び飯綱町給水条例の一部改正は、りんごパークログハウスの使用料に関する改正、給水条例は水道法施行令の改正に伴う改正と工事事業者指定の更新に関して手数料の規定を加えるものであります。

決算の認定についてですが、まず一般会計について申し上げます。

平成 30 年度の決算は、実質収支額が 5 億 5,971 万 9 千円の黒字となりました。歳出の総額が、69 億 4,071 万 7 千円と大きな金額でありましたが、歳入として地方交付税の 34 億 7,149 万 7 千円、町税の 10 億 8,907 万 3 千円、国庫補助金の 5 億 2,846 万 3 千円など、予定した確保が得られたことが黒字要因であると判断しております。

特に地方交付税の普通交付税は、合併に伴う特別算定が平成 30 年度は 50 パーセントに縮減されている中、前年を 7,000 万円程上まわる交付があったことは、飯綱町にとって大きなことと思っております。国の交付税に対する算定方法の見直しにもよりますが、令和元年度の交付税についても同様の決定があり、前年対比で微増という内容でありました。

平成 30 年度決算における起債の残高は、元利合計で一般会計が 71 億 3,528 万円余、特別会計が 45 億 4,784 万円余、企業会計が 38 億 6,826 万円余の計 155 億 5,139 万円余であります。行政報告書の 18 ページに詳しく記載してありますが、平成 17 年の合併時の起債残高は 250 億を超えておりました。95 億円を返済したことになります。

また、基金の残高は、49 億 6,306 万 9 千円と前年度比較で僅かですが増額となりました。基金につきましても合併当時は 20 億円程度でしたので、合併効果とともに決算剰余金の積立、減債基金への政策的積立など、健全な財政運営の結果であると評価しております。

各課の事業等、それぞれの決算内容については、その成果や課題等含め、委員会等で詳細にご説明申し上げますので、ここでは割愛をさせていただきますが、昨年度における特筆すべき事業はスキー場、ゴルフ場の売却だと思っております。長年にわたり、その存続のあり方につ

いて町民の皆さんに大変なご心配をお掛けしてきた懸案事項でありました。引き受けていただいた会社の誠実な対応に感謝するとともに、これからもできる範囲内ではありますが、飯綱東高原の発展に努力していきたいと思っております。

特別会計におきましては、いずれの会計も大きな問題はないと判断しております。国民健康保険事業、介護保険事業におきましては制度の改正や保険料の改正があり、保険料収入など見通しの立てにくい面がありましたが、おおむね計画どおりの事業運営となり、問題のない決算と判断しております。

企業会計では、水道事業会計は黒字決算であり一定の評価をしておりますが、今後予定されている浄水場などの設備投資と慢性的な一般会計からの支援をどうしていくかなど、課題は多くあります。生活には欠かせないライフラインであり、慎重に検討していきたいと考えております。

病院事業会計は記念すべき決算となりました。二十数年ぶりの黒字決算であります。2年前から赤字と言っても1,500万円以下に抑えるなど、努力の成果が出てきておりました。平成30年度の決算黒字は2,436万7千円余であります。県内の公立病院や厚生連、日赤など各病院が大変厳しい決算を迎えている中、飯綱病院の決算は大いに評価すべきものと思っております。伊藤病院長を中心とした不断の努力とチームワークの成果と判断しております。関係の皆様全員に感謝するとともに、今後も住民の厚い信頼のもと地域医療の拠点として、その存在を一層高めていただきますようお願いしております。

補正予算は3件ございますが、一般会計におきましては、決算の確定、地方交付税が決定されたことなどに伴う補正であります。歳入歳出予算に、それぞれ3億7,120万5千円を増額するものであります。

主な歳入は、地方交付税で2億8,861万8千円、繰越金で1億4,387万3千円を増額計上し、町債は逆に7,900万円の減額としております。

歳出の主なものは、総務基金費で庁舎建設基金の1億5千万円など2億円、農林水産業費で三本松地籍の直売所駐車場工事で2,922万7千円、鳥獣対策費で奈良本地区での防護柵代の539

万円など計上しております。この補正により、今年度当初予算で基金からの繰入金は11億3,413万円程計上しておりますが、決算剰余金の積み立て3億円と補正の2億円により5億円を基金に積み立てることになります。

議案第67号の国民健康保険事業特別会計補正予算、議案第68号の介護保険事業特別会計補正予算は繰越金の確定に基づくものであります。

諮問第2号及び第3号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるものであります。ご提案の際に詳しく申し上げます。

以上、今定例議会にご提案申し上げました案件につき、主なものについて申し上げます。いずれの案件につきましても十分にご審議をいただき、原案どおりのご決定を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水満） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第119条の規定により、8番、荒川詔夫議員、9番、伊藤まゆみ議員、10番、青山弘議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（清水満） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。原田議会運営委員長。

〔議会運営委員長 原田重美 登壇・報告〕

○議会運営委員長（原田重美） 13番、原田重美でございます。

本日招集されました令和元年9月飯綱町議会定例会の会期及び日程につきまして説明申し上げます。

8月26日、午前9時より議会運営委員会を開催し慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から9月20日までの19日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行い、一部案件につきましては採決まで行います。

また、本会議2日目の4日は会議時間を1時間繰り上げて、午前9時より決算認定の質疑及び委員会付託を行います。

一般会計決算の決算認定の質疑については、最初に歳出を款ごとに、続いて歳入を行います。

各特別会計につきましては、議案の順に決算認定の質疑及び委員会付託を行います。

一般質問は、5日と6日に会議時間を1時間繰り上げて午前9時より行います。通告者は8名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますのでご配慮をお願いします。

各常任委員会審議は、6日、9日、10日に開催し、予算決算常任委員会は17日に開催します。

20日の最終日は、時間を3時間繰り下げ、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（清水満） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告、質疑

○議長（清水満） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から令和元年 5 月分から令和元年 7 月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果並びに定期監査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますのでご報告いたします。

報告第 13 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、

報告第 14 号 平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の報告については、決算数値に関する報告 2 件です。

当報告における監査委員の平成 30 年度飯綱町財政健全化判断比率等審査意見書が配付されておりますので、ご覧いただきたいと思います。

また、報告第 15 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告については、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項、町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定による専決処分の報告 1 件です。

それでは、決算数値に関する報告 2 件及び専決処分の報告 1 件について説明を求めます。なお、質疑は報告ごとに行います。

提案理由の説明を求めます。最初に原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（報告第 13 号・第 14 号・第 15 号）

○総務課長（原章胤） それでは、報告第 13 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。議案及び議案の提案説明書 1 ページ上段並びに行政報告書 25 ページ以降をご覧ください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）について、監査委員の意見を付して報告するもので、平成 30 年度の健全化判断比率は行政報告書 25 ページ下段の表のとおりでございます。

行政報告書の 28 ページと 29 ページでございますが、ご覧いただきたいと思います。一般会計等を対象とした実質赤字比率及び全ての会計を対象とした連結実質赤字比率につきましては、

実質収支額が黒字でありますので該当がありません。

行政報告書の 29 ページ下段から 30 ページにかけての実質公債費比率につきましては、資金繰りの程度を示すもので、分子であります一般会計等の元利償還金の額は、統合保育園整備等の一部償還が始まったことから昨年度と比較し増加しましたが、控除する数値であります元利償還金に係る基準財政需要額算入額が大きくなったことで、分子全体の数値は昨年と比較し減少しました。一方、分母の数値は昨年とほぼ同じことから単年度数値は約 2 ポイント減少しまして、3 年平均値では 9.0 パーセントで、昨年度と比較し 0.6 ポイント改善いたしました。

行政報告書 31 ページから 32 ページにかけての将来負担比率につきましては、32 ページ下段の健全化判断比率の推移のとおり、3 年続けてマイナスとなりました。この理由は、分子の数値であります将来支払っていく一般会計等における、地方債残高や公営企業等の地方債残高に対する繰出予定額などの将来負担額に対し、その数値から控除される充当可能基金額や地方債残高等に係る基準財政需要額算入見込額などの合計額が上回り、マイナスとなったためであります。

引き続き、報告第 14 号 平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。議案の提案説明書 1 ページ中段並びに行政報告書 33 ページ以降をご覧ください。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、各公営企業における資金不足比率につき監査委員の意見を付して報告するものであります。各公営企業会計とも資金不足が生じておりません。したがって、資金不足比率につきましては該当ございません。

続きまして、報告第 15 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について、ご説明申し上げます。報告書並びに議案の提案説明書 1 ページ中段から 2 ページをご覧ください。

報告第 15 号につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項の議会の委任による専決処分及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号に該当するもので、今回の事案につきましては、町道の瑕疵に起因する損害賠償の額の決定についての専決処分の報告でございます。

専決第 8 号の事故の概要でございますが、事故発生年月日は令和元年 6 月 2 日でございます。
場所は飯綱町大字倉井 4741 番地 1 付近、町道郷道線倉井大久保地区の先、北信五岳道路と交差
するボックスカルバートの中になります。相手方は（ 2 1 文 字 削 除 ）
になります。

事故の概要ですが、道路上に空いていた穴であります、縦 1 メートルほど、横 50 センチほ
ど、深さ 3 ～ 5 センチに相手方所有の車両の左前輪がはまりまして、タイヤとホイールを損傷
したものでございます。

損害賠償の額は 34,889 円でございます。なお、損害賠償責任割合でございますが、町は 70
パーセント、相手は 30 パーセントでございます。

専決処分日は、令和元年 8 月 13 日でございます。

また、専決第 9 号につきましては、専決第 8 号で被災した車をレッカー車で移動したための
損害賠償になります。相手方は、（ 5 4 文 字 削 除 ）
でございます。

損害賠償の額は、13,759 円でございます。

専決処分日は、令和元年 8 月 13 日でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 報告第 13 号 平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率の報告についての質
疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 14 号 平成 30 年度決算に基づく資金不足比率の報告についての質疑を行
います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

続いて、報告第 15 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について質疑を行います。風間議員。

○2 番（風間行男） 2 番、風間ですが、この穴というのはいつ頃から開いていて放置されていたかお伺いします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。いつからその損傷する道路の箇所があったかというのは私ども把握しておりませんが、その場所的に五岳道路と郷道線の交差するボックスカルバートの中ということで見落としがあった部分があります。

職員で道路パトロールはしておりますが見落としとしていたということで、いつからということでは把握してございません。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 8 番、荒川です。関連するわけですが、今般の報告の中で過失相殺、いわゆる町が 7 割、相手方が 3 割という説明があったかと思いますが、その過失の根拠を説明いただきたいのと、それから先ほど風間議員が言われましたようにいつから穴が開いていたということで、事故後の道路の補修状況がどうであったか、そこら辺の 2 点についてご説明いただけますか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 過失割合の決定につきましては、それぞれ代理委託している保険会社との交渉でございまして、基本的に通常でいくと穴が開いていると町が 100 パーセントとなりますが、穴の大きさの程度にもよりますけれども、十分注意していれば防げたということから、3 割が相手方となったと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 事故後の道路の処理ということでございますが、事故後、すぐに職員により合材で穴埋めをしてございます。その後の事故等はございません。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 今、お二人の議員がいつ頃からという問いに対して不明という回答ですが、あの道路を利用する車は多いと思いますが、情報は1件も無かったのでしょうか。お答えください。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） 事故前の情報というのはございませんでした。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、本報告を終了いたします。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 日程第4、議案第45号 飯綱町多世代交流施設条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕（議案第45号）

○企画課長（徳永裕二） それでは、議案第45号 飯綱町多世代交流施設条例の提案理由についてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書の2ページ中段をご覧くださいと思います。

制定理由でございますが、地方創生事業の実施に当たり、平成28年度に国の承認をいただきました「住み慣れた地域に住み続けられる町（小さな拠点）形成事業」及び説明書には記載がなく恐縮ですが「飯綱町版生涯活躍のまち推進事業」、この2つの地域再生計画に基づきまして、昨年度からの繰越事業として、地方創生推進交付金を活用し、深沢地区に整備しております多

世代交流施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものでございます。

主な制定内容につきましては、名称及び位置、指定管理者による管理、施設及び使用の許可等で、施行期日は公布の日でございます。なお、住民等の使用に供する公用開始の日については、町長が別に定めることとしております。

以上、提案いたしました案件の説明といたします。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間ですが、今のこの施設ですが、鉄骨が建ってから工事が止まったように思われますが、何かあったのでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 本工事につきましては、本年12月10日までの工期となっております。現在、工程を組んでそのとおり進んでいるところでございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。清水議員。

○1番（清水均） 1番、清水です。修繕費等の割合はどのようになっていきますか。建てた後の修繕費です。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 今、建物を建設しているところでございまして、建物が建った後には本条例でも今回提案させていただいておりますけれども、指定管理者による管理ができるという規定を盛りさせていただいているところでございます。

指定管理者制度をとる場合には、指定管理者と協議の上、定めていきたいと思っております。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 2つお伺いいたします。4条の6番ですが、貸店舗というのはこの計画ができた時点でNPO法人のSUNに管理あるいは入っていただくという情報がありましたが、これに当たるのかどうか1つと、そうでない場合には、この庁舎の工事のために今後も含めて会議室が減っていくということで、会議室に使うようなことを考えないで、なにゆえ貸店舗にしたのか回答ください。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。貸店舗についてでございますけれども、NPOのSUNについては、この貸店舗に入るということはご説明の中で申し上げたことは無かったと思います。

この貸店舗につきましては、公募により申し出のありました法人に入っていただく予定で進めておりまして、公募というのは昨年の3月から5月に掛けてホームページですとか広報紙等、また深沢地区の住民の皆さん、商店街の皆さんには特別チラシ等も配付して公募をさせていただきまして、その中で貸店舗については1社の法人の方から申し出をいただいております、その方に入っていただくという予定で進めているところでございます。

元々この施設でございますけれども、建てる時の計画の段階から貸店舗というものは予定しているところでございまして、庁舎の建て替えですとか福祉センターの問題等で会議室が減ってくる中でということのご質問だと思いますけれども、ホールや地域交流室など、会議を行える場所も確保しましてセンターの代替施設としての役割も一部担う予定にしているところでございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 回答になっていません。それでは、SUNはこの施設の中のどこかを利用するのか回答をお願いします。

もう1つ、企画の中で元々決めていたとの回答ですが、なにゆえそこに貸店舗が必要なのかということを答えてください。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。SUNにつきましては、福祉の方で地域活動支援センター、地域支援の委託事業に携わっていただいています。そのための部屋は確保してございます。SUNの事務所としての部屋については建設計画の中では見てございません。ただ、地域活動支援センター業務を受託した事業者は、隣接する多目的室を利用することは可能です。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） なぜ貸店舗が必要なのかということでございますけれども、この多世代交流施設につきましては、地方創生の事業としまして推進交付金を活用し、今、実施しているところでございまして、住み慣れた地域に住み続けられる町、小さな拠点を形成する事業等により整備をしているところでございます。

この事業につきましては、町内に点在する生活サービス機能というものを役場庁舎から牟礼駅までのエリアに集約しつつ、農業振興や健康増進策等も組み合わせて小さな拠点を形成していこうというものでございまして、その拠点と町内集落や隣接する長野市中心市街地を効率的に公共交通で結ぶということで、町内の生活サービス機能のワンストップ化と公共交通の利便性向上を図りまして、住み慣れた地域に住み続けられる町の実現というものを目指しているものでございます。

この多世代交流施設につきましては、町中のエリアにおける小さな拠点の中核施設となるものでございまして、今申し上げたとおり、この交付金をいただく中で産業振興や健康増進という横断的な事業にも取り組んでいくという中で、地域、商店の皆様にご協力いただきたいと思いますという考えでございまして、この中にも店舗を造って産業振興を図る、そういったことでお使いをいただきたいという目的で計画をしてきたものでございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） その貸店舗の目的が分かりました。これの家賃ですが、どうやって割り出して、この数字に決めたのかをお知らせください。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 家賃、使用料はどうやって決めたのかということでございますけれども、当町では使用料等の決定に当たりましては、町有財産評価委員会という組織を設けておりまして、ここで検討することになっております。

今回の長期使用の使用料につきましては、この委員会により、建設に係る費用や耐用年数などを基礎としてその額を決定しているところでございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） その委員会の開催は何回ぐらいでいつ頃決定されたのか回答ください。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。委員会につきましては、平成 30 年 10 月に 2 回開催しておりまして、その後、持ち回りでも一度最終的な確認をしているところでございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。風間議員。

○2 番（風間行男） 2 番、風間ですけれども、この貸店舗の駐車場は有料になるのか、それとも貸店舗用の専用の駐車場があるのか、その辺はどうなっていますか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 貸店舗用の駐車場でございますけれども、これは有料とさせていただく予定で、条例の中にも記載させていただいており 1 台当たり月額 3,000 円をお願いしていく予定にしております。ただ、全体的に駐車場を確保できる台数が少ないものですから、多くても 2、3 台という範囲で貸店舗の方をお願いしていく予定でございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。中島議員。

○3番（中島和子） 5ページの長期使用以外の場合についてお聞きますが、この使用料には暖房や照明などが含まれるのかということ。そして、基本理念と言いますか、子供から高齢者まで幅広い年代層の住民が集まる憩いの場ということでこの計画があると思いますが、町民が自由に申し込みも無く使えるようなスペースがあるのかお聞きます。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 光熱費の関係でございますけれども、条例の第9条 使用料等がございます、この第3項になりますけれども、店舗等の長期使用の利用者につきましては、この使用料のほかに次に掲げる費用を負担しなければならないということで、電気、ガス及び上下水道の使用料、要するに使用料には含まれていない、別にご負担をいただくということで施設自体には子メーターを付けてその使用料を確認していく予定でございます。

また、時間当たりの使用の方に関しましても、別に電気や冷暖房料、場合によってはガスや水道、調理の関係になるかと思っておりますけれども、そういったところでは一部の費用の負担を規則の中でしっかり定めていきたいと思っております。

それから、自由に使えるスペースということでございますけれども、条例の第4条にございますが、施設ということで今回は記載をさせていただいております。この中で3ページ、第4条の第11号になりますが、多目的交流カフェ、ここにつきましてはかなり広いスペースをとっておりまして、この条例の中でもここは予約をせずに自由にお使いいただけるスペースということで予定しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 中島議員。

○3番（中島和子） 先日、企画課の方にお願ひしまして、私たちの団体で多世代交流施設の勉強をしたわけですが、私たちも今までいろいろ勉強もしてきたつもりではございますが、そこで担当者の方が丁寧に説明して下さったわけですが、まだ多世代交流が理解されていないということを感じました。その辺について、広報等で発信していると思いますが、まだまだ理解が足りないと感じましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 今、議員からお話がありましたけれども、以前から広報紙等で施設の概要についてお知らせしてきているところでございますが、今後も施設の運営や利用の方法など、住民の皆様に分かりやすい周知に努めてまいりたいと思っているところでございます。なお、この施設につきましては、施設の愛称募集なども今後予定しているところでございます。皆様に親しまれる施設として多くの方にご利用いただける施設にしていまいりたいと思っているところでございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。青山議員。

○10 番（青山弘） 10 番、青山弘です。今後、指定管理者は公募ということになるかと思いますが、この条例を見ると、施設の全てを指定管理者が管理するという理解でよろしいのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 指定管理者制度をとるとすれば施設の全てを管理していただく予定でございます。ただ、施設の全てを管理していただくわけですが、使用料の徴収というところに関しては、その指定管理者の収入とするか、町の直接収入にするかというところは指定管理者が決まったところで確認の上、決定してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） 今のお答えの中に指定管理者制度をとるとすればとお答えがあったわけですが、そうではないという方法もあるということでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。多世代交流施設につきましては、指定管理もできるという規定になっておりますので、指定管理者制度によらない場合は、町が直営でその施設

を管理する場合もあるということになります。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。清水議員。

○1番（清水均） 1番、清水です。5ページ、管理事務室及び倉庫、管理人はいないということですか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 管理人につきましては、指定管理者制度をとった場合は、もちろんその指定管理者に行っていただきますし、町が直営となれば町の職員なり、町がどこかに委託するというところもあるかと思います。これを貸してしまっただけということですが、その表の備考欄の（2）でございますけれども、管理事務室及び倉庫は、多世代交流施設の管理に関する業務に必要な部分を除いた部分に対する額ということで、実際管理に必要な部分については家賃などいただかなくて、指定管理者制度をとれば指定管理者の方にお使いいただくことになりますし、町が直営ですとか町がどこかに委託してということになれば、その方がそのスペースを利用して管理をしていただくということになる予定でございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 46 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 5、議案第 46 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇・説明〕（議案第 46 号）

○教育次長（桜井俊次） それでは、議案第 46 号をお願いします。議案書及び議案の提案説明書 2 ページ下段から 3 ページの上段、それと条例の一部を改正する条例の新旧対照表をお願いしたいと思います。説明につきましては、議案の提案説明書で行いますので、そちらをご覧くださいと思います。

それでは、議案の提案説明書 2 ページ下段をお願いしたいと思います。

まず、改正の理由でございますけれども、国で定めております子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴うものでございます。

この法律等の改正につきましては、10 月 1 日からの幼児教育・保育無償化に関するものでございます。

主な改正内容でございますけれども 3 点ございます。まず 1 つ目としまして、子育てのための施設等利用給付の創設でございます。町は、対象施設において支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給するものでございます。現在は支給されていない施設につきまして、10 月 1 日から新たに町が認定したもの等につきまして、支給できるものでございます。

アの対象施設でございます。子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、これらが対象の施設となります。

また、支給要件につきましては、3 歳から 5 歳までの子ども、あるいは 3 歳未満児で住民税非課税世帯の子どもであって保育の必要性がある子どもということでございます。

支給される費用につきましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 を負担し

まして、市町村が支給をするということでございます。

ここに該当する飯綱町に住所がある子どもが利用している現在の施設につきましては、長野市にあります学校法人信学会の幼稚園、こちらが該当してくるものと今は考えてございます。

2つ目の改正でございます。食事の提供に要する費用の取扱いの変更ということでございます。幼児教育・保育の無償化に伴いまして、3歳から5歳までの子どもに関する副食費につきまして、教育・保育給付認定保護者から支払いを受けることができる費用とするものでございます。

3つ目の改正でございますけれども、語句等の整備でございます。国等の法律の改正によりまして、条例の中に支給認定という語句がございますけれども、これが教育・保育給付認定ということに改められましたので、今回改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日からでございます。

なお、令和元年10月1日からの幼児教育・保育無償化によります3歳以上児の保育料無償化につきましては、飯綱町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例施行規則がございます。こちらの改正によりまして対応していく予定でございます。この中に保育料が規定されております。

また、3歳以上児の副食費につきましては、飯綱町に住所がある子どもについては免除となるように関係の規則改正を行う予定でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定を
しました。

◎議案第 47 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 6、議案第 47 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といた
します。

本案について、提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 47 号）

○住民環境課長（梨本克裕） それでは、議案第 47 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例に
ついてご説明申し上げます。議案書及び議案の提案説明書 3 ページ上段並びに議案の新旧対照
表をご覧ください。説明につきましては、議案の提案説明書によりさせていただきます。

改正の主な理由ですが、国の住民基本台帳法施行令等の一部改正及びこれに伴う印鑑登録証
明事務処理要領の一部改正によるものでございます。

主な改正内容でございますが、印鑑登録証明書に旧氏を併記できるようにするもの。それに
国の政令に伴いまして、言い回しの修正等でございます。

施行期日は、令和元年 11 月 5 日でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水満） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 47 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することに
したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定を
しました。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は11時10分とします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

◎議案第48号から議案第51号の一括上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第7、議案第48号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例、

日程第8、議案第49号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を
改正する条例、

日程第9、議案第50号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例、

日程第10、議案第51号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例、

以上、条例の一部改正4件を一括して議題といたします。

なお、質疑、委員会付託は議案ごとに行います。

それでは、議案第48号から議案第51号の提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第48号・第49号・第50
号・第51号）

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、議案第48号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を
改正する条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書3ページを
ご覧ください。

改正内容は、条例中の指定管理者の指定の期間の条項を削除するものでございます。

改正理由について説明をいたします。これまで、霊仙寺湖周辺のキャンプ場等の観光施設に

つきましては、指定管理期間を 5 年としていましたが、条例改正後、来年度以降については指定管理期間を 10 年として協定を締結する予定でございます。

条例改正で指定の期間を 10 年とせずに指定の期間の条項を削除する理由について説明します。1 つ目として、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができる」としております。また、同法第 244 条の 2 第 4 項には、先ほど説明いたしました指定管理者に関わる条例のことが書かれております。説明いたしますと、「この条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする」としており、地方自治法上は指定の期間について、必ずしも条例で定める必要はございません。

2 つ目として、対象施設が観光施設という性質上、民間の力による積極的な投資を提案いただきたいこと、そのためにも指定管理者の設備投資に見合った長期の回収期間の想定が必要でございます。その一方で長期の需要予測が難しいことから、契約期間中での期間見直しも想定することなどから指定管理期間を柔軟に考える必要があり、条例で定めるのではなく、飯綱町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条に基づき、公募の告示の際に指定管理期間を示していきたいと考えております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 3 ページをご覧ください。

改正内容は、条例中の指定管理者の指定の期間の条項を削除するものでございます。

改正理由については、議案第 48 号の説明と同様でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 4 ページをご覧ください。

改正内容は、条例中の指定管理者の指定の期間の条項を削除するものでございます。

改正理由については、議案第 48 号の説明と同様でございます。

施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明させていただきます。議案の提案説明書 4 ページをご覧ください。

改正内容は、条例中の指定管理者の指定の期間の条項を削除するものでございます。

改正理由については、議案第 48 号の説明と同様でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終結し、議案第 48 号から議案第 51 号の計 4 件について、議案ごとに質疑及び委員会付託を行います。

議案第 48 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4 番（目須田修） 48 号に限らないわけですが、49、50、51 と共通した質問ですが、全てを削除するとしておりますが、今後、こういう状態になった場合に指定管理者をどのような方法で変更が可能なのか。町が指定管理者を代えたい場合にどのような方法をとるつもりでいるのか、

これが1つ。

2つ目は、契約内容が変わってくると思いますが、その相手との契約の内容を変更する方法を回答ください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） まず、指定管理者を代える方法という質疑ですが、これにつきましては、基本的にはこれからも公募をかけて最も適正と思われる指定管理者の候補者を選び、議会の議決を経て指定管理者として指定をしていくことになります。ただし、協定において、指定管理者としてふさわしくない場合には町が指定管理者に対して改善してほしいところを指示したり、勧告したりすることができます。そして、それにも従わずに指定管理者としてふさわしくない場合には、町が指定管理を取り消すことができるようになっています。

契約の内容、方法等につきましては、現在、指定管理者を公募しているところですが、その中で指定管理者の候補を選定し、指定管理者として議会で議決をいただきましたら、その指定管理者と詳細な管理運営内容、契約内容について、しっかりと細かいところを落とし込んで契約内容について取り決めていく予定でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今、1つ目の指定管理者の変更というところで、契約の途中でもふさわしくないと判断した場合に取消し可能だということですが、ふさわしくないという検討をする機関はどこなのか。

それから、条例には期間を定めないけれども、契約書には期間を定めるのかどうか、これをお答えください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えします。まず、指定管理者としてふさわしくないと決定する機関は町でございます。そして、ふさわしくない内容につきましてはいろいろとありますが、

基本的には適正な指定管理者として認められないようなことがある場合には、取消しをすることが出来ます。

指定管理の期間でございますが、先ほども説明いたしましたが、まず募集要項では指定管理の期間を定めて公募を掛けております。また、協定書の中にも指定管理期間はいつからいつまでと期間を定めて協定の締結をいたします。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の回答ですが、期間を定めて契約書に書き込むとのことですが、それは10年ということですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えします。まず、現在の募集要項では、指定期間は来年の4月1日から5年間としております。ただし、「本年9月議会で条例改正を予定しており、改正後、指定期間を10年間に変更する予定です」と記述してございます。つまり、これから指定管理者を決めていくわけでございますが、今回、議会で議決をいただいた後は、指定管理期間は10年ということで協定を締結してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 肝心なことをお伺いします。町としては、現在、天狗の館を中心とする施設の売上げが落ちていることを確認されていると思いますが、こういう事情の中で受けてくれる人がもしかしたら無いのではないかという町の弱い立場の中で、条件を良くしたということではよろしいでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えします。目須田議員が言われたとおり、公募に応じてくれる民間業者が多くたくさんの会社に競っていただくことが、指定管理としての機能、建物等を効率よく運営していただいて、住民サービスにつながるのではないかと考えております。

この指定管理期間を長期にするメリットでございますが、自治体にとっては指定管理者の経営が安定することによって利用者のサービス向上が期待できること。あと、指定管理者にとってのメリットでございますが、中長期の経営計画に基づいた管理運営が可能になりますので、指定管理期間を長くするということは指定管理者にとってもメリットがあるのではないかと考えているところでございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。大川議員。

○14 番（大川憲明） ただいまの説明で2点お伺いします。まず1点目は、指定管理を受けるのは民間企業です。そうすると、民間企業の経理が町は分からない。仮に企業が設備投資をして、それが10年過ぎて回収できていないと言われた場合、それが本当か嘘か、民間企業の経営状態は調べることは直接できないわけです。儲かっていないと言われればいつまで経ってもそれは続いていくと危惧されるけれども、その辺はどのように考えておりますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。この件については、新しくいろいろなスタイルを考えて、なるべく民間の資金力、経営力、企画力、そういうものを観光施設としては入れていかなければなかなか難しいだろうという中で、この期間についても検討をしてみました。

私どもは、スキー場の関係でゴルフ場を1年早く契約を変更させていただきました。その経過は大変勉強になりました。1年前に儲かる仕事をとられてしまった。これについての補償はどうしてくれる。議員がおっしゃるとおり、今まで設備投資してきた草刈機などはどうしてくれる。従業員はどうしてくれる。このような契約を変更するということに対して、相手方の企業が受けるデメリットに対する補償というものが非常に難しいものだということが勉強できました。

そういうことで、今回についてはそこにとっても神経を使って細部に取り決め、いわゆる町により強制的に会社が経営をやめていただくような場合でも、その財産は全て無償で置いていく内容で契約させてもらうなど、担当課としても最も神経を使って詳細を叩き上げているところ

でございますので、繰り返しになりますけれども、何まなければ良いですが、途中でいろいろなトラブルが起きたときの処遇についてはしっかり最初に契約をさせていただきたいと思っています。

○議長（清水満） 大川議員。

○14 番（大川憲明） 2 点目ですが、今まで天狗の館を管理しているオーガニックの場合は、修繕費の 20 万以上はみんな町がもっていたような気がします。今後はどうするのですか。そのとおりにするのか、それとも指定管理を受けた企業なのか。例えば、自分のところで井戸を掘りたい。それには 1 億円掛かる。そのときには、許可さえ出れば勝手にやらしてもらえばよいのか。極端な言い方していますが、例えば建物の増改築をしたい。これでは客が来ないから宿泊する場所を造りたい。町に相談しないでやってもよろしいのでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今は期間の変更について条例を改正したいということをお願い申し上げますが、恐らく指定管理の契約については議決案件ですので、「このたび A 社と飯綱東高原について契約をしたい」という議案の提出のときには、非常に細かないろいろなことも申し上げていくようになると思いますが、ご心配な点は今回の条例の改正にも何らかの関係もあると推測されますのでお答えを申し上げます。

基本的に民間の投資をいただくということは、そこにお金をつぎ込んだ場合、償却が終わって何もなくて済んだ場合は良いですけれども、ご心配のような残存価格を残していて撤退をしなければというケースについて、また 1 億円の井戸を造ろうが 5 億円の井戸を造ろうが撤退したときにはタダで置いていってもらおうというような中身については、これから詳しくご提示を申し上げていきたいと思いますが、一番心配している点はそこだと担当課にも話をしてあります。

そのようないろいろなケースについても決して慌てることなく対応できるような中身で、今回は考えていかなければ駄目だろうと思っております

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 48 号は、総務産業常任委員会に付託し審査すること
したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例は、総務産
業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する
条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 49 号は、総務産業常任委員会に付託し審査すること
したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部
を改正する条例は、総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 総務産業常任委員会に私の立場としては出席できない状況ですので、ここでお伺いしておきます。

天狗の館に限らずこの施設の管理業者の件ですが、町としての直営、これが1つ。振興公社に名乗り出てもらふ、あるいはお願いするという、この2つの点を検討されているかどうかお答えください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えします。今回の指定管理で公募をかける施設の設置条例の管理のところに、例えば天狗の館の場合については、「天狗の館の管理は法人、その他の団体であって、町長が指定する者が行うものとする」ということになっておりますので、町としてはこの条例に従いまして、これら観光施設につきましては、指定管理者が管理を行うと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 確認させてください。指定管理者が行うことになっているというお答えですが、私の質問は、直営ということと振興公社が指定管理に名乗り出るかということの検討をされたかをお聞きしております。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。どこも引き受け手がない状況になった場合には当然直営で考えたいと思っております。

特に、天狗の館は福祉的な施設という意味合いもございます。これは、住民の方も利用している施設ですので、直営のやり方については、どういう直営のやり方をするかは今後の検討でございますけれども、そのような事態が来ないように祈っております。

もう1点、ふるさと振興公社に委託するような検討はしたことはあるかということですが

ども、結論的に言いますと今回は検討しておりません。二十年近く前になりますが、ふるさと振興公社で天狗の館の経営をやりました。いわゆる決まったことを決まったようにやっていくという業務については振興公社も可能だと思いますけれども、今の観光業を見ますと、どこから誘客し、どのような投資をし、どのような催しをするというような広い観光業となると、今のふるさと振興公社では少し趣が違うのではないかという判断をしています。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 50 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例は、総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 51 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例は、総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 52 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 11、議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 52 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明をさせていただきます。議案の提案説明書 4 ページ、また新旧対照表の後ろから 2 ページ目をご覧ください。改正理由及び改正内容について説明いたします。

りんごパーク内にログハウスが 2 棟ありますが、日帰り利用の希望が出てきたため、日帰り利用の使用料について、新旧対照表のとおり条例に加えるものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。大川議員。

○14 番（大川憲明） 日帰り利用が増えてきたということで、そのために使用料を設けたということですが、日帰りは 1 年間にどのくらいあるのですか。

それと、宿泊もそうですけれども、そこに係る費用はどのくらい掛かっているのですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、日帰り利用が増えてきたわけではなく、日帰りの利用の希望が出てきたため今回条例の改正を行うものでございます。

あと、ログハウスに係る費用についてどのくらい掛かっているのかということにつきましては、基本的にはりんごパークセンターの管理人がこのログハウスの維持管理をしている状況で、具体的な金額については把握しておりません。

○議長（清水満） 大川議員。

○14 番（大川憲明） わざわざ聞いたのは、使用、宿泊でも何でも、町が人を使って運営しているわけです。そうなれば費用対効果をしっかり考えてやらないと、ただ希望があるからそれをやるとか、そのようにしていたら予算を組んでも価値がないのではないかと思いますので、しっかり考えてやってもらった方が良いのではないですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。ログハウスの利用の状況でございますが、件数等については、行政報告書等にも記載してあるとおりでございます。特に夏場でございますが、農家を支援するために東京の学生たちがこちらに来て、ログハウスに泊まりながら農家の支援をするなど、そういった学校での利用というのも増えております。30 年度につきましては、ログハウスの利用者は 637 人ということで、夏場はほとんど予約がとれないほど非常に人気の状況でございます。

ログハウスにかかわる経費の部分につきましては、もう一度調べさせていただいて報告したいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） お伺いします。利用者の立場からイメージしていただきたいと思いますが、日帰りの場合のチェックイン、チェックアウトの時刻を明示していないですが、これは使う側からすると、この日帰りプラス宿泊という前後で連動する使用の可能性が出てくると思いますが、これを明示することを考えていないのかということが 1 つ。

それから、夏場はフルブッキングだということであるならば、今後、増加が考えられると思うので増築、そうすると余計にこういうことは細かく規定していく必要があると思いますがいかがですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。日帰りの関係の利用時間でございますが、まず、宿泊の時間でございますが、チェックインが午後2時以降、チェックアウトが午前10時までとなっておりますので、基本的に施設管理を踏まえて、日帰りの利用時間というのはその宿泊とは重ならない時間帯となりますので、長くても日帰りの利用時間は午前10時から午後2時までの時間帯を想定しているところでございます。

あと、ログハウスの増築の考えはあるのかといったものでございますが、それについては現在のところ考えておりません。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） そういう意味で決定しているならば明記したらと思います。なぜかと言うと、使う側としては日帰り使用を宿泊した次の日に日帰り使用を申請することによって、延長4時間ということになります。これが可能なのかという意味でも、明記が必要なのではないかと思いますがどうですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。あくまでも、条例上では使用料等を記載してございますが、そういった細かな利用時間などについては規則等で定めてまいりたいと考えております。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間ですが、このログハウス、農業体験コーナー等を併せて利用率をもっとアップしながら、1泊4人で1万円ではなく、2万円ぐらいの改定はできないかお伺

いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 施設の利用料の決め方には、利用者側に立つスタンス、経営者側に立つスタンスといろいろあると思いますけれども、農業振興上、若い人たちの一時的な宿泊の利用を主眼としているような考え方言えば、泊まるだけで1万2,000円ですから、そこに個人で負担してもらうものも当然ついてくるわけで、日本一のりんごを目指す町としてはいろいろな人来ていただいて安く泊まっていただくというのが基本的な考え方で、現状が良いところではないかという感じを持っています。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） この前、中山間地の関係で白馬へ視察に行ってきたわけですが、白馬のある議員さんがやっておられたところが、農業体験をしながら芋を植えたり、収穫したりするのにログハウスほど良くないですが、1泊一人4万円だそうです。それでも、いっぱい予約もできないような盛況だという話を聞いたもので、飯綱町も農業体験、りんご体験に来たときに泊まっていただいて、一人少なくとも5,000円ぐらいどうかと考えたもので質問しました。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 53 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 12、議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 53 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例のご説明をいたします。提案説明書の 4 ページ下段及び条例一部を改正する新旧対象表の最終ページをお願いします。

改正の理由は、水道法施行令の改正に伴うものであります。

主な改正内容は、水道法施行令の改正に伴う町給水条例の条項等整備及び指定給水装置工事事業者指定の更新に係る手数料の規定等を加えるものであります。手数料については、指定給水工事事業者の指定の効力が 5 年と新たに定められたことによる指定更新に係る更新手数料を追加するものでございます。

施行の期日は、令和元年 10 月 1 日です。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 53 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定を

しました。

ここで暫時休憩に入ります。再開は1時でお願いします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◎議案第54号から議案第65号の一括上程、説明

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りします。

日程第13、議案第54号から日程第24、議案第65号までは、平成30年度飯綱町一般会計、各特別会計及び企業会計の決算認定の議案であります。

決算認定議案12件を一括して議題とし、各説明員の説明終了後、山本代表監査委員より決算審査意見書報告をお願いすることにいたします。

なお、議案ごとの質疑及び委員会付託につきましては、本会議2日目の9月4日に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

それでは、議案第54号から議案第65号の提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第54号）

○総務課長（原章胤） 議案第54号 平成30年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、行政報告書でご説明申し上げます。行政報告書1ページ、第1－1表、平成30年度決算総括表をご覧ください。

一般会計の歳入決算額は、75億3,321万5,000円。歳出決算額は、69億4,071万7,000円。歳入歳出差引額は、5億9,249万8,000円。翌年度へ繰り越すべき財源は、3,277万9,000円。実質収支額は、5億5,971万9,000円の黒字となりました。実質収支額は、前年度と比較して1

億 818 万 8,000 円、24 パーセントの増となっております。

続きまして、2 ページをお願いいたします。2 ページ、第 2－1 表 決算規模と収支の状況では、平成 30 年度決算の実質収支額の E 欄は、5 億 5,971 万 9,000 円のうち、F 欄の基金繰入額 3 億円のうち、財政調整基金に 2 億円、減債基金に 1 億円を地方自治法第 233 条の 2 ただし書き及び地方財政法第 7 条の規定により、決算積立てとして積み立てることとしております。

この基金繰入金を除いた収支額 G 欄は、2 億 5,971 万 9,000 円で前年度比 4,818 万 8,000 円、22.8 パーセントの増となっております。

第 2－1 図 歳入歳出決算規模の推移についてはご覧のとおりでございます。

歳続きまして、歳入についてご説明申し上げます。3 ページ、第 2－2 表 歳入決算額一覧表をご覧ください。

主な科目について、ご説明させていただきます。

町税は、決算額が 10 億 8,907 万 3,000 円であります。5 ページ、第 2－4 表 税目別一覧表をご覧ください。軽自動車税では、平成 28 年度課税分から適用になった標準税率の引上げにより、新税率適用車と長期間所有車の台数増加により 94 万 4,000 円増加しましたが、固定資産の評価替えの実施年による固定資産税の減 414 万 2,000 円や個人納税義務者の減及び法人業績の鈍化により個人・法人町民税は 1,560 万 3,000 円減少しました。

町税の歳入総額に占める割合は、0.4 ポイント下がって 14.7 パーセントとなっております。なお、各税目の推移については、5 ページの第 2－4 図をご覧ください。また、町税の詳細につきましては、38 ページ以降の税務会計課、課税の状況をご覧ください。

3 ページ、第 2－2 表にお戻りください。歳入の中心となります地方交付税は、全体では 1 億 1,113 万円、3.3 パーセント増の 34 億 7,149 万 7,000 円でございます。詳しい内容につきましては、6 ページの第 2－5 表 地方交付税の状況と 7 ページ、第 2－6 表 普通交付税等の状況をご覧ください。

普通交付税は、平成 28 年度から合併算定替えによる特例措置の縮減がされ 3 年目となり、縮減率は 50 パーセント、縮減額は第 2－6 表で 1 億 2,924 万 8,000 円ですが、その額は各個別算

定経費における補正係数の変動と単位費用の変更から、前年比 2.3 パーセント増の 31 億 4,490 万 6,000 円であります。

6 ページ第 2－5 表 特別交付税は、地域おこし協力隊や地方創生事業に係る費用などから 14.6 パーセント、4,172 万 4,000 円増加の 3 億 2,659 万 1,000 円であります。

3 ページにお戻りいただきまして、国庫支出金は臨時福祉給付金事業や繰越事業の学校施設環境改善交付金、これは小学校統合関連工事などの減により、前年度比 4,020 万 3,000 円減の 5 億 2,846 万 3,000 円であります。

県支出金は、繰越事業の産地パワーアップ事業の減などにより、前年度比 3,281 万 4,000 円減の 3 億 4,672 万 9,000 円でございます。

続きまして、財産収入はスキー場関連の資産等の売却により、前年度比 1 億 4,731 万 9,000 円増の 1 億 5,738 万 7,000 円であります。

寄附金は、ふるさと応援寄付金の減により、6,034 万 5,000 円、35.1 パーセントの減となりました。これは、ヤフーや楽天など、大手インターネットショッピングモールの参入により寄附者の目が変わったことが主な要因であります。楽天と KDDI を年度途中で追加したところでもあります。その追加によりまして、前年度比 60 パーセント台をキープしたということでございます。

繰入金は、庁舎建設事業や原材料支給事業、住宅リフォーム事業などの地域振興基金、子育て応援祝い事業の子育て応援基金など、各基金の取崩しに 4 億 1,393 万 1,000 円でございます。

繰越金は、2 億 3,690 万円。

町債は、5 億 8,900 万円ですが、平成 25 年合併特例債の借換債で 1 億 4,250 万円ございまして、この分を除くと前年度比較で 1 億 4,397 万円減の 4 億 4,650 万円であります。この要因は、主に統合小学校関連事業が完了したことによります。また、平成 30 年度の町債借入状況につきましては、9 ページの第 2－9 表をご覧ください。

また、合併特例債事業につきましては、16 ページからの第 2－15 表をご覧ください。合併特例債が発行できる残額は、平成 30 年度末では 13 億 4,773 万円、発行率は 72 パーセントであり

ます。なお、30 年度の町債の状況と平成 20 年度からの町債発行額の推移につきましては、8 ページ中段以降をご覧ください。

それでは戻りまして、4 ページをご覧ください。第 2－3 表 歳入性質別決算額一覧表で、A 欄の決算額でございますが、自主財源は町税やふるさと応援寄付金のほか、スキー場関連の資産等の売却による財産収入の大幅な増を受けて、前年度比 1 億 5,823 万 4,000 円増の 22 億 4,825 万 4,000 円、7.6 パーセントの増となりました。構成比割合では、30.4 パーセントで前年度より 1.9 ポイント増加となりました。

それに対しまして、依存財源は 51 億 4,246 万 1,000 円で、地方交付税や地方消費税交付金の増がありましたが、国県支出金や大規模な統合小学校関連事業の完了により、町債の発行が前年度と比較し減少したことで、構成比割合は 1.9 パーセント減の 69.6 パーセントとなりました。

いずれにいたしましても、地方交付税が歳入の 5 割に近いなど、依存財源の割合が大きいのが飯綱町の特徴であります。なお、自主財源の推移につきましては、下段の第 2－3 図のとおりですが、2 年続けて 20 億円台の決算となりました。

続きまして、10 ページをご覧ください。歳出の概要、ポイントのみを申し上げます。

歳出総額は、11 ページの第 2－10 表のとおり、前年度と比較して 1.2 パーセント増の 69 億 4,071 万 7,000 円となりました。ただ、公債費でこの年借換債 1 億 4,250 万円がありましたので、それを除きますと 67 億 9,821 万 7,000 円で、前年に対し微減の決算となっています。

歳出を目的別でみますと、総務費では庁舎建設事業関連で約 1,730 万円の増の 7,887 万 2,000 円。推進交付金事業の「しごと創業・交流拠点整備事業」及び「自然の中の暮らし魅力創造発信事業」「住み慣れた地域に住み続けられる町形成事業」で、2 億 1,370 万円ほど増の 3 億 5,516 万 6,000 円となりました。総務費全体では、3 億 1,392 万 4,000 円増の 14 億 2,820 万 9,000 円となりました。また、ふるさと納税事業では、寄付金は前年度と比較し 3,354 万円の減の 5,800 万円でありましたが、総体的に関連事務費も減少し、基金に 2,206 万円程積み立てることができました。

民生費では、主に「飯綱町版生涯活躍のまち推進事業」や国民健康保険・保険基盤安定事業

ほかに対する町繰出金、介護保険給付費町負担金ほかに対する介護保険事業特別会計への繰出金ほかで増加しましたが、臨時福祉給付金事業や後期高齢者医療事業に対する医療給付費町負担金、児童手当費の減により、全体では2,753万2,000円減の13億5,777万2,000円となりました。

衛生費では、北部衛生施設組合負担金で1,424万4,000円の減と長野広域連合広域ごみ処理施設の地元対策費負担金で2,164万4,000円の減でありましたが、病院施設費及び上水道施設費補助金の増により、全体では978万円増の7億4,326万2,000円となりました。

労働費では、駅前自転車置き場の自転車撤去費用の増により、全体で165万5,000円となりました。

農林水産業費では、地域創生事業推進交付金の「世界に誇る力強い産業形成事業」では、新規就農住宅の事業完了などにより、9,755万7,000円の減。繰越事業で産地の高収益化に向けた取組として、りんごの集出荷貯蔵施設等の建設事業、産地パワーアップ事業が完了し、4,083万7,000円の減。同じく繰越事業の横手直売所「四季菜」及び農家レストラン「日和」建設の農産物販売拠点整備事業の完了により、7,502万8,000円の減。農業集落排水事業会計への繰出金で940万7,000円の減などにより、全体では1億8,690万円減の7億1,278万3,000円となりました。

商工費では、主にいづなりリゾートスキー場の民間企業への売却に係る経費として、特別会計への繰出金などで6,051万2,000円の増。全体では、4,766万2,000円増の1億8,410万5,000円となりました。

土木費では、道路ストック総点検において、施設の点検及び長寿命化修繕計画策定に1,045万3,000円の増。道路新設改良費で、繰越事業を含め1,108万7,000円増の4,206万5,000円。風坂汐水線舗装工事ほかの地方道改修費で4,553万4,000円増の8,513万6,000円。また、公共下水道事業会計への繰出し増などにより、全体では8,346万3,000円増の5億7,386万8,000円となりました。

消防費では、広域消防費負担金において、水槽付ポンプ自動車の減により負担金1,093万

7,000 円の減であります。防災対策費において、防災行政無線のデジタル化及び J アラート受信機の更新などで 2,487 万 7,000 円の増。全体では、1,478 万 1,000 円増の 3 億 4,103 万 3,000 円となりました。

教育費では、旧牟礼東小学校体育館屋根改修工事の減など小学校整備事業費で 4,716 万 6,000 円の減。また、小学校統合関連事業に伴うスクールバスの購入や統合小学校の駐車場整備・大規模改修事業費などの減により、全体では 3 億 6,109 万 8,000 円減の 6 億 3,819 万 5,000 円となりました。

公債費については、平成 25 年合併特例債の借換えで 1 億 4,250 万円を実施したため、1 億 7,874 万 8,000 円増の 8 億 1,428 万 5,000 円となりました。

続きまして、12 ページ下段でございます。第 2-12 表 歳出性質別決算額一覧表をご覧ください。

人件費については、人事院勧告の実施などにより増加いたしました。また、物件費では、地方創生事業の推進交付金関係で委託料、備品などの支出が増加しました。

扶助費については、臨時福祉給付金事業の減により 3,100 万円程減少しています。

普通建設事業費については、大きな事業がどのくらいあるかで決算額の構成比率が変動しますが、今年度は小学校統合関連など繰越事業の完了で 3 億円ほど減少しました。

積立金については、公共施設整備基金への比重を高め、全体では 7,289 万 9,000 円増の 1 億 7,523 万 5,000 円であります。

続きまして、15 ページをご覧ください。町債と基金の状況でございますが、一般会計の町債残高は、平成 30 年度起債額の減少と償還期限が終了する町債があることから、元金合計は前年度より 1 億 9,140 万 9,000 円減少の 69 億 4,885 万 9,000 円となっています。なお、利子残高は、近年の低金利に加え、有利な資金の活用や各金融機関から利率見積りを徴取し、利子負担の軽減を図っており、その残高は年々減少しています。

14 ページの公債費では、統合保育園整備、小学校統合関係事業及び地方創生交付金関連事業に係る元金償還が始まり、増加傾向で推移する見込みであることから、決算剰余金等を財源に

計画的に減債基金へ積立てし公債費における一般財源分を約 7 億円で平準化を図っていくこと
としています。

19 ページをご覧ください。基金の状況でございますが、平成 30 年度は、財政調整基金から
3 億円、地域振興基金から 4,340 万円、地域福祉基金から 409 万円、ふるさと応援基金から 2,766
万円、庁舎建設基金 2,451 万円、子育て応援基金 1,427 万円の合計で 4 億 1,393 万円の取崩し
を行いました。一方、歳計剰余金や運用益などで財政調整基金に 842 万 5,000 円、減債基金に
決算積立金を含めまして 2 億 4,144 万円、さらに庁舎建設基金、ふるさと応援基金などに 1 億
6,577 万円を行うなど、合計で 4 億 1,523 万 5,000 円の積立てを行いました。

これにより、平成 30 年度末の基金残高は、前年度と比較して 130 万 4,000 円増加の 49 億 6,306
万 9,000 円となりました。基金残高の推移は 19 ページの第 2-14 図、基金の構成比は第 2-
15 図、平成 30 年度末基金残高の状況は第 2-16 表のとおりでございます。

続きまして、債務負担行為の状況ですが、平成 30 年度の支出額は第 2-17 表のとおり 4,492
万 9,000 円であります。その中で、平成 20 年度の若者定住住宅建設事業と庁舎建設基本設計業
務の償還支出が終了し、新たに学校パソコン等更新事業と防災行政無線デジタル化事業の債務
負担行為を設定しました。また、平成 31 年度以降の支出額は 5 億 8,046 万 5,000 円を予定して
います。

繰越事業については、21 ページ、第 2-18 表をご覧くださいと思います。また、令和元
年度への繰越事業の状況については、第 2-19 表のとおりでございます。令和元年度への繰越
事業の一般財源分につきましては、表の一番下の右にございます数値のとおり、3,277 万 9,000
円を予定しております。

以上、主な一般会計の決算状況についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 次に、土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 55 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管
理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書の 211 ペー

ジをお開きください。

歳入合計は、172 万 8,907 円であります。

歳出は、汚泥処理施設管理費で 121 万 3,871 円。基金に 40 万円。歳出合計は、161 万 3,871 円。歳入歳出差引残高は、11 万 5,036 円です。

行政報告書の 307 ページをお願いします。事業概要ですが、この処理区は、下水道付別荘ということで 100 パーセントの接続率です。

流量は、日平均 7.7 立方メートルありますが、別荘地であり、季節により流入量の変動するため、年間を通して汚水量が一定ではありません。

308 ページ、今後の課題と展望ですが、からまつの丘地区特別会計は、使用料収入だけで運営をしており、一般会計からの繰入金はございません。本年、基金として 40 万円の積立てを行い、30 年度末で 2,180 万となっています。当施設は、供用開始から 21 年が経過しており、平成 25 年度修繕計画を作成した中で、計画に沿った修繕をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 56 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 56 号 平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算について、ご説明いたします。行政報告書の 309 ページ、決算報告書 221 ページでございますが、決算報告書によりご説明申し上げます。

歳入歳出決算書、款項別集計表の歳入でございますが、訪問看護ステーション事業収入として、3,791 万 3,353 円。内訳でございますが、介護収入で 2,200 万 9,650 円、医業収入で 1,590 万 3,703 円でございます。繰入金はございません。繰越金として、1,206 万 5,244 円。諸収入として 9 万 4,995 円でございます。諸収入につきましては、財政調整基金等の利息を計上してございます。寄附金はございません。歳入合計は、5,007 万 3,592 円でございます。

続いて、歳出でございますが 222 ページをご覧ください。衛生費でございますが、4,088 万 7,430 円。諸支出金、予備費はございません。歳出合計は、同額の 4,088 万 7,430 円ござい

ます。

歳入歳出差引残高は、918 万 6,162 円でございます。

歳入歳出の事項別明細につきましては、224 ページ以降をご覧くださいと思います。

内容といたしましては、平成 30 年度も大きな変動はなく、例年並みの黒字決算となりました。

次に、230 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございますが、平成 30 年度中の増減はなく、訪問看護ステーション財政調整基金も残高が 8,423 万 747 円でございます。昨年と同額となっております。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 57 号・第 58 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 57 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明申し上げます。決算報告書では 233 ページから、行政報告書では 312 ページからになります。行政報告書によりご説明申し上げますのでご覧くださいと思います。

まず、決算の状況でございますが、平成 30 年度国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、13 億 8,256 万 6,645 円。歳出総額は、13 億 103 万 5,334 円。歳入歳出差引額は、8,153 万 1,311 円でございます。当初予算においては、財政調整基金を取り崩す予定で予算をお認めいただいたわけですが、執行することなく財政調整基金の残高は前年度と同額の 1 億 1,556 万 5,025 円でございます。

国保世帯数及び被保険者数の推移は、312 ページに記載のとおりで減少傾向にあります。

313 ページの中ほどから 314 ページは保険給付費等でございます。一般被保険者分の保険給付費総額は減少しましたが、一人当たりの給付額は増加しました。65 歳未満の退職被保険者分については、この制度が平成 26 年度で終了し、新たな被保険者は発生せず、対象者・給付総額とも減少し、一人当たり給付額も約 60 パーセントの減、8 万 5,650 円であります。

315 ページから 319 ページは、保険税について記載してあります。収納率は、一般現年分で 98.75 パーセント、退職現年分は 99.72 パーセント、一般滞納繰越分は 32.58 パーセント、退

職滞納繰越分は 70.66 パーセントで、全体の収納率は 94.32 パーセントとなり、前年比 1.52 パーセントの増であります。

徴収業務につきましては、税務会計課収納係と連携し、個別の納税相談、分納誓約の推進と滞納状況に応じた短期証の発行により、未納者対策を講じてきました。今後も過年度未収金を増やさないよう現年分の収納率の向上に努めてまいります。

320 ページ中段以降には、国民健康保険事業の今後の課題を記載してあります。65 歳から 75 歳未満の被保険者数が 1,536 人となっており、全体の被保険者数 2,864 人のうち 53.6 パーセントと 5 割を超え、一人当たりの医療費も 40 万 3,689 円と高額になっています。保険給付費の内訳も、高額になる心疾患や癌治療のための投薬、長期入院を伴う脳血管疾患、また長期化する疾患も多くなっています。今後は、医療費増加抑制に向けた取組として、健康推進係との連携により、今まで以上に特定健診への受診勧奨等をしていきます。

平成 30 年度は、国保制度改革により財政運営の主体が県に代わった節目の年でもありました。国保特別会計での主要な歳出である保険給付に必要な費用を県が全額補償することとなりました。その代わり、所得水準や医療費水準に応じた国保事業納付金を県へ納める必要があり、従来の当町の国保税収では納付金を納めるためには足りず、平成 20 年から 10 年ぶりに国保税の改正を行いました。その際に、税率区分を 4 方式から 3 方式に改めるなどの変更をしております。

町としては、国保税が県統一料金になるまでの間、所得や医療費の動向を見ながら、税率の検討をしていく必要があります。

323 ページから 325 ページまでは、保健福祉課健康推進係が実施しています国保特定健診・特定保健指導、保健事業についての報告でございます。

続きまして、議案第 58 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。決算報告書は 253 ページから、行政報告書は 326 ページからになります。行政報告書によりご説明申し上げます。

326 ページ中ほどの決算概要ですが、平成 30 年度後期高齢者医療特別会計の歳入総額は、1

億 5,495 万 9,896 円。歳出総額は、1 億 5,434 万 9,990 円。歳入歳出差引額は、60 万 9,906 円です。

歳入の主なものは、保険料 1 億 19 万 7,100 円。一般会計繰入金が 5,351 万 8,490 円。

主な歳出は、広域連合への納付金として、1 億 4,291 万 8,875 円となっています。

この制度は、75 歳以上の方と 65 歳以上で一定の障がいがある方が被保険者となり、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として業務を行っています。

327 ページの今後の課題ですが、飯綱町の一人当たり医療費は昨年より減少し、82 万 4,364 円で、県平均の 83 万 1,187 円を 6,823 円、率にして約 0.8 パーセント下回っています。県内では 31 番目に高い状況となっています。健康診査を重要な施策と位置づけ、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見及び介護予防と同時に医療費の適正化を図ることが課題となっています。以上です。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 59 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 59 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明をいたします。行政報告書では 329 ページ、決算報告書では 265 ページからになります。行政報告書で説明させていただきます。

平成 30 年度の概要ですが、30 年度末の総人口は 11,115 人、前年度比マイナス 156 人、1 号被保険者は 4,223 人、高齢化率は 38 パーセントとなりました。前年度と比べ、人数で 56 人、率で 1.0 パーセントの増になりました。団塊の世代が高齢者になったことが大きな要因です。

30 年度は、第 7 期事業計画の初年度でした。決算状況は、歳入合計が 11 億 9,837 万 9,757 円で前年度比 101.7 パーセント。歳出合計は、11 億 8,618 万 3,300 円で前年度比 102.6 パーセントとなっております。歳入歳出差引残高は、1,219 万 6,457 円です。基金への積立ては、1,457 万 1,000 円で基金残高は 2 億 5,685 万 7,889 円となりました。

歳入内訳ですが、329 ページに戻り決算状況の表、上から保険料が 2 億 4,897 万 2,440 円で前年度比 101.3 パーセント。使用料及び手数料が 392 万 2,582 円で前年度比 158.3 パーセント、

これは配食サービスの利用者増加によるものです。国庫支出金が 2 億 729 万 9,242 円で前年度比 103.6 パーセント。支払基金交付金が 2 億 9,907 万 4,844 円で前年度比 104.8 パーセント。県支出金が 1 億 6,311 万 9,270 円で前年度比 104.2 パーセント。財産収入が 28 万 9,683 円で農協、信金に預けてある基金の利息でございます。繰入金が 1 億 8,945 万 6,968 円で前年度比 104.9 パーセント。繰越金が 2,319 万 9,611 円でございます。

続いて、歳出内訳ですが、329 ページの下段の表をご覧ください。

総務費は、3,127 万 6,477 円で前年度比 92.7 パーセント、人件費、認定審査会に係る負担金等でございます。

保険給付費は、10 億 3,170 万 8,786 円で前年度比 103.2 パーセントとなっております。詳細については、332 ページ、333 ページの介護保険給付費の表をご覧ください。居宅サービスの合計ですが 4 億 43 万 2,000 円で対前年比 100.3 パーセントとなりました。

次の段の地域密着型サービスでは、2 億 132 万 5,000 円で対前年比 106.6 パーセント。施設介護サービスが 3 億 7,654 万 4,000 円で対前年比 104.9 パーセントの増など、施設への入所傾向が強くなってきており、それぞれ増加傾向となっております。

高額介護等サービスが 1,751 万 5,000 円で対前年比 113.3 パーセントの増。高額医療合算介護サービスは、121 万 5,000 円で対前年比 43.6 パーセントと減少となりました。

330 ページに戻っていただき、地域支援事業は、6,671 万 4,518 円で前年度比 133.8 パーセント。詳細ですが 334 ページをご覧ください。65 歳以上の高齢者で要支援・要介護状態になる恐れのある人を対象とした介護予防生活支援サービス事業でございます。29 年度から始まった総合事業でございますが、住民主体による支援事業として 4,451 万 8,036 円。30 年度は普光寺東部、芋川、東黒川地区で事業所が立ち上りました。

一般介護予防事業では、お元気くらぶ、すてきなおやじさんくらぶ、介護予防普及啓発事業、いきいきサロン等で、848 万 8,119 円。

その他事業では、家族介護支援事業、生活支援コーディネーターの配置等で、1,342 万 6,363 円となりました。高齢者の多く方に、生活機能の維持向上、生活習慣の改善、体幹機能の維持

向上などが見られ、参加者自身も効果を感じるなど、介護予防に向けた成果がありました。

また、330 ページにお戻りいただいて、基金積立金が 1,457 万 1,000 円。諸支出金は、保険者に対する還付金、国・県支払基金への清算金として、1,358 万 6,730 円になります。

地域包括支援センター費ですが、2,832 万 5,789 円で前年度比 112.0 パーセントでございます。詳細ですが、主に総合相談支援、権利擁護関係、包括的・継続的ケアマネ、介護予防マネジメント等の事業を行うための職員の人件費が、1,643 万 2 千円余です。介護要予防支援業務に関するケアプラン作成委託料で 91 万 6,000 円。また、社協からの職員派遣に伴う負担金で 990 万円、2 名分となっています。

近年、相談件数や介護予防ケアマネジメント件数の増加、医療介護連携推進事業や認知症支援事業、生活支援コーディネーターとの連携による介護予防・生活支援の充実など、事業が多岐にわたり増えています。また、地域共生社会に向けた包括的相談支援体制の構築が叫ばれ、地域包括支援センターの在り方や機能強化とともに、組織体制について関係部署・関係機関等と検討を行っているところです。

以上、介護保険事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 60 号・第 61 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 60 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書の 293 ページをお開きください。

歳入合計は、3 億 5,507 万 8,338 円。うち、一般会計繰入金が 2 億 9,363 万 5,000 円であります。

歳出合計は、3 億 5,373 万 5,996 円。歳入歳出差引残高は、134 万 2,342 円です。

行政報告書の 340 ページをお願いします。事業概要ですが、農業集落排水事業は 6 つの処理区と小規模集落排水事業の坂口と個別排水処理事業 4 地区の 3 事業から構成されています。町全体の 31.5 パーセントの処理人口をカバーしており、86.8 パーセントの接続率となっています。

345 ページの地方債について、30 年度元金利子償還額は 2 億 8,004 万 1,000 円で、元金利子未償還額は 29 億 6,913 万 1,000 円となり、最終償還年度は令和 21 年度です。

346 ページの今後の展望と課題ですが、平成 28 年度に策定した経営戦略に沿った施設及び機器類の長寿命化を図っております。下水道事業の健全経営を持続させるため、経営戦略及び施設の統廃合計画に基づき、牟礼西部及び袖之山処理区を公共下水につなぎ込むための財産処分並びに統廃合について、農林水産省の認可変更を得たところです。

また、令和 2 年度から予定している公営企業会計の適用は、円滑な移行に向けた資産台帳の整備等を行っております。

基金につきましては、2,500 万の積立てがありますが、将来に向け事業運営を継続できるよう努めてまいります。以上でございます。

続きまして、議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書の 307 ページをお開きください。

歳入合計は、3 億 550 万 8,746 円。うち、一般会計繰入金が 1 億 5,185 万 8,000 円であります。

歳出合計は、2 億 8,510 万 4,091 円。歳入歳出差引残高は、2,040 万 4,655 円です。

行政報告書の 347 ページをお願いします。事業概要ですが、鳥居川水系の水質保全を目的とした事業で、町全体の 58.3 パーセントの汚水処理人口をカバーしており、接続率は 93.4 パーセントとなっています。

352 ページの地方債について、新たに起債を 130 万発行したことにより、元利未償還額は 15 億 7,874 万 1,000 円であります。元利償還額は 1 億 5,912 万 7,000 円で、以降令和 4 年まで同額が続く、起債償還のピークは過ぎ償還額は減少していきます。償還最終年度は令和 14 年度です。

352 ページの今後の展望と課題ですが、稼働開始から 20 年が経過し、経年劣化による機器類の故障が発生してきており、今後ますます修繕費等の増加が懸念されますので、管理委託業者と綿密な打ち合わせを行い、修繕・交換に努め、経費の削減を図ります。今年、処理場の耐震

診断を実施し、その結果として耐震化補強工事が必要と診断されましたが、農集排の統合を優先させ、令和2年度に耐震工事を実施することとしました。

基金としましては、500万円の積立てを行い、30年度末で2,500万円の合計金額であります。突発的な事故等に備え積み立てているものであります。

公共下水道は、町の下水道の拠点と考え、効率的な処理施設にするため、袖之山、牟礼西部農集排の財産処分認可が下りたため、県への協議、事業計画の見直しを行い、令和元年度に両処理場を公共下水へ統合するべく実施設計を完了し、今後、接続工事等が本格化していきます。

また、公営企業会計の適用移行など課題ではありますが、未来に向けより良い環境を残すため、国等の補助事業を活用しながら維持管理を実施してまいります。以上でございます。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第62号）

○産業観光課長（土屋龍彦） 議案第62号 平成30年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由をご説明させていただきます。行政報告書の354ページをご覧ください。

決算概要については、歳入総額、歳出総額ともに4,990万9,104円で歳入歳出差引額は0円でございます。

収入内訳については、全額が一般会計からの繰入金でございます。

町は、平成30年4月1日からいづなりゾートスキー場を売却するまでの期間について、直営でスキー場を管理しましたので、その期間の管理費等は町がスキー場事業特別会計により支出しております。

支出内訳について、主なものを説明いたします。施設修繕費の456万5,808円については、スキー場のクローズ時期に恒常的に行うリフトのメンテナンス費用でございます。スキー場の売却後、すぐに新会社がスキー場を営業できるよう町が関係費用を支出しました。

業務委託費の722万6,366円については、スキー場売却のための各種委託業務、また、売却までの期間の管理委託業務等でございます。

続きまして、災害復旧事業費の 3,004 万 5,352 円については、平成 29 年 10 月の台風災害により破損したスキー場施設の復旧工事費用でございます。台風災害からスキー場オープンまで期間が短かったため、最低限の復旧工事は平成 29 年度中に実施しましたが、スノーマシン用の配管工事及びナイター照明工事については、平成 30 年度に実施しました。なお、いづなりゾートスキー場の売却が平成 30 年度で完了いたしましたので、スキー場事業特別会計は、平成 30 年度で廃止になります。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇・説明〕（議案第 63 号・第 64 号）

○建設水道課長（土倉正和） 議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書の 331 ページをお開きください。

歳入合計は、1,960 万 2,000 円。一般会計繰入金が 1,620 万円、土地売却収入が 340 万 2,000 円であります。

歳出は、原田地区の除草作業・開発行為申請に伴う委託費で、合計 455 万 8,917 円。歳入歳出差引残高は、1,504 万 3,083 円です。うち、道路部分の買取りに係る譲渡費用で 1,300 万円を翌年度繰越額としております。

行政報告書の 356 ページをお願いします。今後の課題ですが、喫緊の課題である人口増対策に対応するべく、町有地を活用した住宅建設が有効な手段と考え、原田地区の造成に着手しました。令和元年度からは、若者定住住宅の建設、個人向け住宅地分譲と本格的に住宅建設を計画的に実施してまいります。以上でございます。

続きまして、議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について、提案説明をいたします。決算報告書でご説明いたします。

水道会計は、旧村単位で管理運営をしておりますので、地区ごとの決算を申し上げます。

決算報告書の 349 ページをお開きください。牟礼地区の収益的収入及び支出です。

水道事業収益は、2 億 1,209 万 1,250 円。 支出・水道事業費用は、1 億 8,860 万 1,035 円です。

資本的収入は、664 万 4,160 円。資本的支出は、1 億 2,139 万 6,259 円。不足額の 1 億 1,475 万 2,099 円は、損益勘定留保資金で補填をしました。

351 ページをお願いします。三水地区の収益的収入及び支出です。

水道事業収益は、1 億 3,600 万 2,025 円。 支出・水道事業費用は、1 億 1,316 万 4,441 円です。

資本的収入は、145 万 2,600 円。資本的支出は、7,562 万 2,949 円。不足額の 7,417 万 349 円は、損益勘定留保資金で補填をしました。

347 ページをお願いします。全体の収益的収入及び支出ですが、水道事業収益は、3 億 4,809 万 3,275 円。うち、一般会計より繰入金・補助金が 5,384 万円であります。支出・水道事業費用は、3 億 176 万 5,476 円です。

資本的収入は、809 万 6,760 円。資本的支出は、1 億 9,701 万 9,208 円。不足額の 1 億 8,892 万 2,448 円は、損益勘定留保資金で補填をしました。

事業報告ですが、342 ページをお開きください。牟礼地区の工事等概要は、小玉地区水管橋布設替工事詳細設計業務委託で 1,237 万 6,800 円。第六配水池系配水管布設替工事で 762 万 4,800 円、石綿管更新工事です。第七配水池テレメータ設置工事で 972 万円等です。

三水地区は、国道配水管布設替工事で 756 万円、減圧弁更新工事で 432 万円、三水浄水場ろ材交換工事で 1,188 万円等です。

343 ページをお願いします。全体で説明をさせていただきます。年度末給水人口は 11,036 人で前年対比 134 人の減少です。総有収水量は前年対比 1,370 立方メートルで 0.1 パーセントの減でした。また、1 人 1 日の平均給水水量は 247 リットルで、前年より 2 リットル増加しています。有収率は 72.8 パーセントでした。

346 ページをお願いします。企業債の元金償還額は、9,157 万 3,719 円。利子償還額は、2,388 万 4,927 円。年度末元金未償還額は、11 億 7,791 万 4,000 円となっており、最終償還年度は令

和 17 年度です。以上でございます。

○議長（清水満） 大川病院事務長。

〔病院事務長 大川和彦 登壇・説明〕（議案第 65 号）

○病院事務長（大川和彦） 議案第 65 号 平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算について、ご説明いたします。別冊の決算報告書 379 ページからご覧ください。

はじめに 380 ページをお願いします。財務諸表、決算報告書でございます。収益的収入及び支出をご覧ください。こちらは税込数値となっております。

収益的収入の計は、21 億 5,171 万 1,340 円でございます。

収益的支出の計は、21 億 6,239 万 8,833 円となりました。

続いて、381 ページです。資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の計は、2 億 4,940 万 8,000 円。資本的支出の支出計は、3 億 6,486 万 6,914 円となりました。381 ページの下段に記載のとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額につきましては 1 億 1,545 万 8,914 円でございますが、過年度及び当年度損益勘定留保資金で補填しました。

収益的収入及び資本的収入には、町からの繰入金で、3 億 7,807 万 3,000 円が含まれています。その内訳でございますが、3 条予算 収益的収入に、1 億 2,396 万 5,000 円、4 条予算 資本的収入に、1 億 5,410 万 8,000 円という振り分けでございます。

続いて、382 ページの損益計算書になります。決算報告書では税込の数値でしたが、損益計算書では税抜額となっております。

医業収益、介護収益、医業外収益の収入計は、21 億 4,309 万 4,534 円。

医業費用、医業外費用の支出計は、21 億 1,872 万 6,623 円となり、経常利益は 2,436 万 7,911 円となりました。なお、特別利益、特別損失はありませんので、当年度純利益も同額の 2,436 万 7,911 円となっています。

前年度決算額との単純比較では、3,720 万 9,384 円の改善となりました。

続いて、384 ページをお願いします。貸借対照表になります。

資産の部、流動資産、現金預金ですが、3 億 2,618 万 7,069 円で、385 ページのキャッシュフロ

一計算書の下段にもございますが、期首残高に比べまして、3,041 万 9,514 円の増加となりました。

次に、389 ページをご覧ください。事業報告、概要についてご報告いたします。

総括事項ですが、平成 30 年度も医師不足の状況に変わりはなく、常勤医師の採用には至りませんでした。長野市民病院からの非常勤医師の派遣契約が締結され、一定の診療体制が維持されました。長野県の医師不足に対応する事業として、地域医療人材拠点病院支援事業が開始され、その契約もいたしまして、今後も引き続き、支援・協力体制を継続しながら診療体制を維持してまいりたいと思います。

職員体制は、看護師をはじめとして、保健師・臨床工学技士・社会福祉士などの医療職を採用し、業務効率の向上と事業拡大に向けた取組を行いました。入院患者数も例年並みの状況により、一定の収入を確保できました。

直近では、4 年連続で収支は改善されていましたが、平成 30 年度は経常利益が 2,436 万 8,000 円となり、22 年ぶりの黒字決算となりました。収入を前年並みに確保できたことと、前年に比べて支出を大幅に削減できたことが改善の要因と言えます。

診療実績については、患者数は、外来患者数が 80,761 人、対前年度 3,004 人の減。入院患者数が 44,846 人、対前年度 516 人の増でした。外来患者数は減少となりましたが、入院患者数は年の後半に伸びをみせ、最終的には前年を上回る結果となりました。

業務量については、395 ページ以降をご参照ください。

続いて、397 ページの会計でございますが、主要備品の整備についてでございます。13 種類 15 式の整備を行いました。主なものは、食器洗浄機、透析監視装置、粉末溶解装置などございまして、合計 2,799 万 8,600 円でございます。

附帯事項につきましては 398 ページになりますが、飯綱町立飯綱病院の債権管理に関する条例第 6 条の規定によりまして、診療費 58 万 9,905 円を不納欠損処分し、貸倒引当金を充てたものでございます。

不納欠損処分の対象となりましたのは 8 名で、件数は 23 件でございます。不納欠損処分額に

つきましては、58万9,905円でございます。内訳につきましては、外来・入院の内訳を下記に示してございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 以上で説明を終了します。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は14時20分をお願いします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（清水満） 休憩前に引続き会議を開きます。

山本代表監査委員より、決算審査意見書の報告をお願いいたします。山本代表監査委員。

〔代表監査委員 山本孝利 登壇・報告〕（決算審査意見書）

○代表監査委員（山本孝利） 数値につきましては、先ほど説明がありましたので除きまして、私の申し述べたいことだけ申し上げます。

まず、2ページから、審査の結果、審査に付された飯綱町一般会計・特別会計・企業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認定しました。

また、現金、預金及び各基金の残高や運用状況を示す書類の計数について、関係帳簿並びに証拠書類と照合した結果、符合しており、誤りのないことを確認しました。

一般会計決算、平成最後の年となりましたが、2期目の峯村町政は軌道にのって活発に動き出しました。合併以来の大きな懸案であったスキー場問題は、町長はじめ関係者の皆様のご努力により、民間業者への売却達成という最良の結果となりましたことは、誠に歓迎するところです。これで後顧の憂いなく、町政に打ち込めるようになりました。町長はじめ関係者の皆様に深く感謝申し上げます。

飯綱町の発展のためには観光の発展は欠かせないものですので、この地域に進出してくれた

業者に対しては、今までの経緯にとらわれず、行政としてもお互いに良い結果になるよう協力していくことが望まれます。

新庁舎の建設はいよいよ具体的に動き出しました。予算の制約はありますが、将来に誇れる立派な庁舎に築き上げてほしいと願っています。

国の重点方針である地方創生に基づく関連事業は飯綱町の将来を決する重要施策ですが、いよいよ一定の成果が望まれる時期となりました。多くの関連事業は粛々と実行されておりますが、いまだ成果のはっきりしないものが散見されます。補助金を活用した多世代交流施設や農産物の直売施設の建設が急がれておりますが、所期の目的が達成されるよう十分な検討と体制の構築を望みます。また、「日本一のりんご産地」「日本一女性が住みたくなる町」「世界に誇る産業振興」の3つの目標を実現するために、飯綱町の総力を挙げて努力することが必要です。前年度に引続いて町の主力産業の農業所得の低迷に歯止めをかけ、更に増収を図る施策が急務です。

平成30年度の行政施策は執行率の低いものが若干見受けられますが、おおむね手堅く執行されており、地方交付税や繰越金等の増加や経費の節約等により、実質収支額では5億9,200万円の黒字額となりました。剰余金は財政調整基金に3億円を積み立てることとし、更なる財政基盤の強化に役立てられました。これは昨年に引続く好決算であり、関係者の皆様に謝意を表します。

繰出金が若干ながら増加したことは懸念材料ではありますが、中には廃止の決まっているスキ場会計が含まれておりますので、実質横ばいで良い結果です。

特別会計・企業会計とも全て黒字決算となり、飯綱町全体としても好決算と認められます。なお、直接決算に関わることはありませんが、このところ心の病や病気などで休職や長期休暇、病欠などが散見され看過できない状況になっていると思われます。職員がいなくては業務の遂行に影響が出ると考えます。課長等の管理者に対して職員のメンタル面やストレス対応の研修が必要と思われます。現代社会においてその要因はいろいろ考えられますが、いずれにしても早急な対策と職員への対応が必要です。これが総論でございます。

次に、一般会計決算の概要ですが、歳入が当初予算に対し 1 億 3,700 万円もの減収になってしまった原因を検証し、今後に生かすことが必要です。一方、歳出も 7 億 2,900 万円もの大幅な減少になった要因が、経費の節約等によるものは大いに評価しますが、決められた事業の実現に問題はなかったのかということについての分析・検証は行ってほしいと思います。

自主財源は、スキー場等の売却による財産収入によって大幅に増加しましたが、これは一過性の収入のため、主力の町税が 10 億 8,900 万円と減収になったほか、期待のふるさと納税等の寄付金が減収となり先行きが心配されます。飯綱町の主力産業の農業の所得向上はもとより、企業誘致や観光振興に一層の力を入れることが必要です。

次に、歳出の部の人件費について、職員数は 1 名減の 128 名で横ばいでしたが、人事院勧告によるベースアップがあったことなどにより、2.3 パーセントの増加となりました。今後も人事院の勧告等によるベースアップが予想され、人件費増が懸念されますが、それにとらわれることなく、より良い町づくりのために人材の確保には留意願います。

物件費は大幅に増えました。新庁舎の建設、学校の冷房化などの事業を控えているほか、物件費には正規職員以外の人件費が含まれていますので、福祉充実の町の方針の中で削減は困難と思われますが、増加の要因を検証して、来たるべき将来に備えて欲しいと思います。ともすれば膨張しがちな経費だけに、削減可能な消耗品、備品、委託料などについては極力節約願います。

維持補修費は、道路維持費予算の 8,900 万円、執行率 86.5 パーセント、未執行額が 1,200 万円となっていますが、通学路の清掃・草刈などに不備がありますので、執行率 100 パーセントを目指して事業推進に努力願います。老朽化するインフラの補修は今後の大きな課題ですが、限られた予算の中で大変ではありますが、落ちのないよう効率よく執行願います。

扶助費ですが、高齢化や貧困化等が進展する中で、住みよい町を目指す飯綱町にとって扶助費の増加は避けられません。必要な予算の獲得と落ちのない執行が求められます。

補助費等は、企業会計への補助金は増加していますが、全体ではほぼ横ばいとなりました。引き続き節減に努力願います。

普通建設事業費は、懸案の大型案件は着実に建設され使用に供されています。関係者の皆様ご苦労さまでした。残るは新庁舎と多世代交流施設の建設です。着実な執行を望みます。

災害復旧事業費は、豪雨災害の発生により、前年度とほぼ同額となり高止まりとなりました。被害は道路・農地等で幸い家屋や人的な被害がなく幸いでした。異常気象が続いている昨今、災害に充分備えてほしいと思います。

公債費は、公債の返済は着実に進んでおり、金利負担も減少しており順調です。

積立金は、前年度より大幅に増加しましたが、前年度剰余金による減債基金への積立て 2 億 4,000 万円によるものです。毎年、このくらいの積立てを目指すことが望めます。期末の基金残高は、49 億 6,300 万円。

繰出金は、総額で 9 億 8,300 万円。総額で 5,400 万円の増加となりましたが、主な要因はスキー場事業への持ち出しで、これは早晩なくなる事業で問題はありません。他はほぼ横ばいであり、満足のできる結果だと思います。

目的別の議会費ですが、議員定数がフルメンバーとなり、議員報酬等の人件費を中心に前年度より大幅に増加しましたが、予算どおりの支出で問題はありません。政務活動費の執行率は 40 パーセント余りと低調です。十分に活用されて、より充実した議会や広報活動を期待いたします。全国からの多数の視察を受け入れ、飯綱町の知名度を上げた功績は多大です。大変お疲れさまでした。受け入れるメリットも模索していただければ幸いです。

総務費ですが、職員研修費の執行率が今年度も 50 パーセント台と不振でした。研修の必要性は十分に認められますので、計画を密にして確実に実行願います。特に企業会計の導入が迫る下水道事業関係者の研修には注力して下さい。

地方創生事業等、企画関係の事業に執行率の低いものが散見されます。相手方のある事業が多いために執行が困難なことは承知しておりますが、所期の目的が達成できるよう頑張ってください。ふるさと応援寄付金は昨年度を下回りました。なお一層の努力・工夫でより多くの寄付が得られるよう願います。

民生費ですが、執行率は 93.7 パーセントとなり、前年度に対し若干の減少となりました。不

用額が 9,100 万円と多額になっておりますが、児童福祉費で 4,000 万円の不用額を生じたものが主因で、保育士の採用難による賃金の不用額です。少ない人員で頑張っていただいた保育士の皆様、ご苦労さまでした。保育士の採用に万全を期していただきたいと思います。また、高齢者住宅改良事業等の執行率が低くなっています。周知徹底により利用促進を図ってください。

衛生費ですが、執行率が低い事業も散見されますが、全体では執行率、不用額とも優秀な事業です。なかなか利用率の上がらない検診事業・予防接種などの健康増進関係の執行率が低くなっております。健康寿命を延ばし、住みよい郷土を築くためには重要な事業ですので、周知徹底等に一層の工夫改善を図ってください。

労働費は、毎年僅かな予算と事業ですが、項目があるからには見直し、充実化が必要と思われます。個人所得の 80 パーセントを占め、町税の大半を稼いでいる給与所得者、特に町外へ通勤している方に対する施策が望まれます。

農林水産業費ですが、不用額の主なものは各種の負担金の 3,200 万円、委託料の 1,000 万円などで誠に喜ばしいことです。執行率 90 パーセント以下の事業が多数あります。事業執行について検証し、執行率が上がるよう改善願います。

農業は飯綱町の基幹産業ですが、町内の農業所得は前年度に大きく落ち込んで以来、今年度も回復いたしませんでした。農業所得の向上を目指して、知恵を絞って施策に反映して欲しいと思います。

商工費は、全体の執行率と不用額の水準は合格ですが、執行率が 90 パーセント以下の事業が多くあります。取りこぼしのないように執行願います。

昨年、スキー場等を売却した企業が初シーズンを迎えましたが、まずまずの業績であったようです。企業の業績発展に飯綱町としても協力して大きな事業に育てたいものです。

念願の道の駅の開設はいよいよ軌道に乗ってきました。飯綱町の発展を目指し大事に育てるよう努力願います。八幡屋磯五郎の新工場建設、スキー場への新しい企業の進出など、明るい兆しが見えてきましたが、引き続き企業誘致に注力願います。

土木費ですが、不用額の大半は入札差金と経費の節減によるものでありありがとうございました。

道路維持費で 500 万円の不用額ですが、入札の差金によるものが主で問題ありませんが、補修箇所はたくさんありますので、できれば予算を残さないよう配慮願います。また、道路改修費等で 4,400 万円が繰越事業となりましたが、年度内消化ができるように早期発注・着手、関係組織との調整を願います。

除雪費は、住民の要望が高まる中で雪が少なかったとはいえ、ほぼ予算どおりに執行され、ありがとうございました。

消防費ですが、不用額の大半は町民会館の発電設備工事の入札差金によるものと、消防団員の退職者減少によるもので、問題なく節約できました。

教育費ですが、翌年度繰越額は小学校と中学校の空調設備の工事が間に合わず繰越したものです。小学校統合関連事業が先期終了したことで空調工事が繰越事業となったことにより、決算額は大幅に減少しました。

不用額の大半は、学校や保育園、学校給食の臨時職員の賃金の減少によるもので、費用の節約はありがたいことですが、業務に支障がなかったのか検証願います。背景に臨時職員の採用難があるものと思われますが、予算どおりに採用できるよう工夫願います。その他は、需用費や委託料の節減によるものと思われます。ありがとうございました。

全国では傷ましいいじめの問題や交通事故などが多発しております。学校関係者はもとより、教育委員会も一緒になって万全の態勢を取っていただきたいと思います。

災害復旧費ですが、工事は順調に進み繰越事業は 300 万円にとどまりました。不用額は、工事差金によるもので特に問題ないと思われます。ご苦労さまでした。

異常気象による災害の発生は、今後も多発が予想されますので対策の強化を願います。

公債費は、償還が進んでいるため 1,900 万円の減少。不用額の発生は余裕をもって予算を組んだために生じたもので問題ありません。

予備費の流用額は 1,900 万円。予備費の流用は少なくて誠に結構でした。いずれの流用も問題ありません。

特別会計・企業会計・一部事務組合等への負担額ですが、繰出金・負担額合計は 18 億 700 万

円で、特別会計への繰出金はスキー場事業が大幅に増加しましたが、ほかの事業はほぼ横ばいとなりました。スキー場事業は廃止が決まっていますので問題ないと考えられます。良い結果だと思います。

企業会計への繰出しは、病院・水道事業とも増加し、中でも水道事業への増加は大幅となりました。料金改定の時期がきているのではないかと思います。

一部事務組合への繰出しは全ての事業でマイナスとなり、素晴らしい結果となりました。コントロールの効きにくい事業だけに先行きは楽観視できませんが、膨張に歯止めがかかったことは喜ばしいことです。

特別会計・企業会計・一部事務組合への繰出しは、コントロールの困難な費用ですが、歳出の30パーセント近くを占めており、今後、予算総額の縮小が予想される中で負担の増大が懸念されますので、動向や経営状況には十分注意していく必要があります。

次に、地方債の状況ですが、臨時財政対策債で2億400万円、牟礼駅周辺整備事業などの合併特例債で1億7,400万円等の起債額が5億8,900万円ありましたが、一方の返済額が7億8,000万円ありましたので、年度末の地方債の残高は1億9,100万円減少し、71億3,500万円となりました。まずは順調な推移と言えらと思います。

今後も新庁舎、多世代交流施設、農産物直売所等の大型投資案件がありますので、新規債の発行は避けられず残高の増加が予想されますが、合併特例債の残り枠などを有効に使って、負担の軽減を図っていただきたいと思います。合併特例債の残り枠は13億4,800万円。

飯綱町全体の地方債の状況ですが、地方債の償還は順調に行われており、年度中の返済額と期末の残高は減少してきています。農業集落排水事業や公共下水事業の返済負担は、いまだに重荷ですが、あと11年ほどで完済できる見込みです。病院事業や水道事業につきましても、このまま新規に起債が起きなければ10年ほどで完済される見込みですが、設備の更新等新規起債の発生見込みがあり、注視する必要があります。

金利の低下により、一般会計の負担はかなり軽くなっていますが、ほかの事業はいまだに高金利時代に借りたものが残っており、これの解消が望まれます。

基金の状況ですが、一般会計では 29 年度の歳計剰余金や利子・予算積立等で、減債基金に 2 億 4,100 万円、庁舎建設基金に 1 億 6,600 万円など、合計 4 億 1,500 万円の積立てを行いました。財政調整基金から 3 億円、その他から 1 億 1,400 万円、合計 4 億 1,400 万円の取崩しを行ったため、対前年度 100 万円の増加にとどまりました。今後は、歳計剰余金による積立ては堅調を予想されますが、庁舎建設基金などが予定されており、しばらくは減少が予想されます。今回の基金の取崩しは、その目的に沿った正当なものであると認定します。

一方、特別会計では介護保険事業で 1,500 万円、公共下水道事業で 500 万円の積立てが行われたもので、中でも介護保険事業の基金は 2 億 5,700 万円となり心強いものがあります。

債務負担行為の状況ですが、平成 30 年度末の債務負担行為の限度額は 5 億 8,000 万円で、対前年度に比し大幅に増加しました。内容は、防災行政無線デジタル化整備事業が 5 億 3,000 万円、学校パソコン等更新事業が 4,100 万円、若者定住住宅建設事業償還金が 900 万円となっています。いずれも必要な事業で、債務負担行為がやむを得ないものですが、防災無線の負担はかなり大きいものです。

繰越事業ですが、平成 29 年度繰越事業の 9,900 万円は、1,000 万円の不用額、多くは入札差金をもって滞りなく執行されました。ご苦労さまでした。

平成 31 年度への繰越事業は、多世代交流施設の建設遅延に伴うもの 2 億 6,100 万円、学校の冷房施設で 1 億 2,200 万円、道路橋梁費で 4,500 万円等の総額 4 億 6,300 万円と多額になりました。いずれの事業も正当な理由がありやむを得ないと思われませんが、今後はできるだけ繰越事業とならぬよう工夫改善を願います。

資金運用状況ですが、超低金利の現状では良くやっただきました。平成 29 年度より基金の運用先を証券会社などに拡大しました。高金利で運用できて誠に結構ですが、運用状況の把握に万全を期し、安全性と地域振興という面から注意願います。

健全化判断比率の状況は、実質赤字比率、連結赤字比率はいずれもマイナスのために該当はありません。実質公債費率は 9.0 パーセントで前年度と比較して 0.6 パーセント改善され、早

期健全化基準の 25 パーセントを大きく下回っているほか、将来負担比率もマイナス 8.0 パーセントと問題なく、飯綱町の現状は健全段階と評価されます。

次に特別会計決算について、国民健康保険事業ですが、平成 30 年度は国保制度改革が実施され、県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うことになりました。そのために飯綱町の国民保険事業の歳入・歳出とも大幅に減少しましたが、実質的には前年度と大きな違いはありません。

差引額は 1,700 万円減少しましたが、今期も 8,200 万円の黒字となり、健全経営を維持しております。今期も保険給付費が 2,000 万円減少し、平成 27 年度より続いている減少傾向を維持したことは朗報です。

今後は、県内同一の保険料に統一されることとなりますが、現在の飯綱町の保険料が維持されるよう工夫努力願います。

不納欠損額が若干増加しましたが、引き続き滞納整理に努力願います。

後期高齢者医療について、被保険者一人当たりの医療費は 82 万 4,000 円となり、前年度より 1 万 8,000 円減少し、県の平均 83 万 1,000 円を下回り、高い方から 31 番目となりました。今後も医療費削減のため、健康寿命を延ばす対策の強化を願います。

介護保険事業ですが、歳入が横ばいであったのに、歳出が 3,500 万円の増加となったことにより 1,600 万円の減益でしたが、なお 2,700 万円の黒字を確保、例年に引き続いて基金に 1,500 万円の積立てをすることができました。増大する保険給付費により黒字幅は減少しつつありますが、いまだに優良特別会計と言えます。

今後も保険給付費の増大は避けられないものと予想されますが、基金が 2 億 5,700 万円もあるということは心強いかぎりです。有効に活用願います。

保険料の収納率は年々上昇しており、関係者の皆さま大変ご苦労さまでした。ただし、滞納繰越が減少しつつありますが、300 万円弱ありますので頑張ってください。

スキー場事業は問題ありません。

からまつの丘地区汚水処理場管理事業も問題ありません。

農業集落排水事業ですが、当特別会計はもともとランニングコストを料金収入で賄えないという事業として成立たないものですが、その負担は一向に減少しません。したがって、繰入金
は地方債の返済額ばかりか経常費用の分も必要となっています。さりとて、文化的生活には欠
かすことのできない事業ですので、何とか維持していく必要があります。一番の問題は、料金
収入で維持管理費が賄えないというところにあります。公共下水道への統合を急ぐなどの対策
による改善策が必要です。一般会計よりの繰入金で地方債の返済は順調ですが、いまだ負担は
重いです。

飯綱公共下水道ですが、今期は料金収入が微減でありましたが、維持管理費が大幅に増加し
たことによりランニングコストが賄えなくなっていました。しかし、維持管理費の中には
耐震設計に関わるものや事業再構築設計基本計画作成などのルーチンワーク以外のものが含ま
れているので、それらを除くと十分にランニングコストは賄えております。

今後、施設老朽化に伴う改修費用の増加が見込まれ予断は許されませんが、ランニングコス
トだけは死守することが必要です。

住宅地造成事業ですが、若者住宅や住宅地分譲等の計画が固まりつつあり喜ばしいことです。
道路、上下水道の整備にかなりの資金が掛かりそうですが、やむを得ないものです。定住人口
の増加のために計画の促進を願います。

訪問看護ステーションですが、訪問看護師を1名増員したことにより歳入は増えましたが、
過渡的に歳出が人件費を中心に増えたことにより、300万円の減益となりました。いまだ900
万円の利益を計上する優良特別会計であることには変わりはありません。

高齢化がますます進展する中で、国の在宅介護重視への方針転換をみるまでもなく、訪問看
護ステーションの重要性は増すばかりです。昼夜を問わずご活躍をいただいている皆さまに深
く謝意を表します。

病院事業会計ですが、総評だけ申し上げます。

収入が停滞する中で、経費等の削減により黒字決算としたことは称賛に値することで、伊藤
病院長はじめ関係者の皆さまのご努力に感謝いたします。このような状況が継続できれば、病

院はもとより飯綱町にとっても誠に喜ばしいことです。

慢性的な医師不足、人口の減少、設備の老朽化等の困難な経営環境の中で、病院経営の向上を図ることは誠に困難な状況ではありますが、引き続き多大なご努力を期待いたします。

今期は入院患者が横ばいであったものの、外来患者は前年に比べて減少が顕著で、3,004 人の減少となりました。困難なことではありますが、要因を究明し、親切的対応など接遇の改善等の対策を講じてほしいと思います。

水道事業会計の総評ですが、給水人口の減少というアゲンストの風が吹く厳しい条件の中ですが、いまだに一般会計の補助金に依存する体質から脱却はしていませんが、収支は安定してきており、期間損益については心配の無いようになってきております。ただし、設備の老朽化が進展する中で、補修費用の増大は避けられない状況になってきております。

しかしながら、今後、多額になると予想される浄水場や管路の補修費の調達をどうするのかという大きな問題があります。少しでもその足しになるように料金改定等による増収策を考える時期が到来しているものと思われます。

また、日頃から未収金の徴収業務には大変な努力をいただいておりますが、牟礼地区で 749 万円、三水地区で 480 万円、合計 1,229 万円の過年度未収金を抱えておりますので、一層の徴収努力をお願いします。以上でございます。

○議長（清水満） 以上で決算審査意見書の報告を終わります。

◎議案第 66 号の上程、説明、付託

○議長（清水満） 日程第 25、議案第 66 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇・説明〕（議案第 66 号）

○総務課長（原章胤） 議案第 66 号 令和元年度飯綱町 一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明申し上げます。議案書並びに議案の提案説明書 6 ページから 8 ページをご覧ください。

さい。

補正の概要でございますが、既設予算額に 3 億 7,120 万 5,000 円を増額補正し、補正後の予算額を 90 億 4,319 万 5,000 円とするものです。また、地方債であります臨時財政対策債の発行限度額が確定されましたので、その補正として 7,900 万円を減額し、1 億 5,100 万円とするものであります。

それでは、主な補正内容ですが、歳入につきましては、1 款 町税、軽自動車税環境性能割、2 款 地方譲与税、森林環境譲与税、22 款 環境性能割交付金は、税制改正に伴う補正になります。

10 款 地方交付税でございますが、2 億 8,861 万 8,000 円は令和元年度の普通交付税の額の決定によるものでございます。

14 款 国庫支出金でございますが、321 万 9,000 円の農業水路等長寿命化補助金 200 万円につきましては、霊仙寺湖ため池等のハザードマップ作成に対する補助金でございます。

15 款 県支出金の 517 万 6,000 円でございますが、鳥獣被害防止総合対策交付金の 513 万 1,000 円は、奈良本地区の工事原材料への交付金でございます。

19 款 繰越金の 1 億 4,387 万 3,000 円は、平成 30 年度決算確定によるものでございます。

21 款 町債の 7,900 万円減額補正は、先ほど説明申し上げました臨時財政対策債の発行限度額確定に伴う補正でございます。

続きまして、歳出について大きな額のみ申し上げます。

2 款 総務費、2 億 3,112 万 8,000 円でございます。財産管理費の備品購入費で 1,050 万円、これは利用率の高い 2 台のマイクロバスが老朽化しており、前年度の繰越金が確定した現時点において 1 台を購入したいとするものでございます。なお、受注生産のため、補正をお認めいただければ来年 3 月下旬には使用ができる予定でございます。総務基金では、財政調整基金に 5,000 万円、庁舎建設基金に 1 億 5,000 万円を積み立てる予定でございます。交通対策費の工事請負で 1,202 万 3,000 円、これは多世代交流施設の工期延長に伴う建築、電気、機械工事の諸経費の増であります。負担金補助及び交付金の 750 万 5,000 円につきましては、集落創生プ

ランに基づきまして、各地区からの申請増による補正でございます。

3 款 民生費は、190 万 7,000 円でございます。保育総務費の 117 万 2,000 円は、保育料無償化に伴う管外保育園 4 カ所への無料に伴う補助等であります。

4 款 衛生費は、209 万円でございます。清掃費委託料では、可燃ごみ収集に係る補正といたしまして 199 万円であります。

6 款 農林水産業費は、4,469 万 8,000 円でございます。農業振興費の工事請負費 2,922 万 7,000 円は、三本松の農産物直売所駐車場工事になります。8 ページの林業振興費原材料費 539 万円は、先ほどの歳入でも申し上げました奈良本地区有害鳥獣侵入防止柵の原材料費であります。

9 款 消防費は、933 万 9,000 円でございます。三本松直売所及び周辺住宅に対する消火栓設置工事負担金でございます。

10 款 教育費は、215 万 8,000 円でございます。小学校建設費、中学校建設費は、消防法による消防署の点検指導において、防火扉の修繕費用の補正になります。

11 款 災害復旧費は、400 万円でございます。工事費 350 万円は、農地の単独災害復旧に係る費用であります。

14 款 予備費は、7,516 万 1,000 円で財源調整であります。

説明は以上であります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（清水満） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 66 号は、質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）は、予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 67 号から議案第 68 号の一括上程、説明

○議長（清水満） お諮りします。

日程第 26、議案第 67 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 27、議案第 68 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

以上 2 件は補正予算案件であります。

ついては、一括して 2 件の提案理由の説明を求め、最終日 9 月 20 日に質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

議案第 67 号及び議案第 68 号の提案理由の説明を求めます。梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（議案第 67 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 議案第 67 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。議案の提案説明書 8 ページ下段をご覧ください。

補正予算の概要でございますが、補正前の予算額 13 億 5,881 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 3,857 万円を増額し、補正後の予算額を 13 億 9,738 万 9,000 円とするものでございます。

主な補正内容でございますが、歳入につきましては、前年度繰越金額の確定により 3,153 万 1,000 円の増。諸収入につきましても、平成 30 年度普通交付金額の確定により 654 万 9,000 円の増とするものでございます。

歳出の総務費については、制度改正に対応するためのシステム改修費として 27 万円の増。保険給付費については、今後の支払い見込額を勘案し補正したものでございます。前年度繰越金額が当初見込みより多かったため、基金積立金として 3,000 万円の増。予備費として 830 万円の増であります。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇・説明〕（議案第 68 号）

○保健福祉課長（山浦克彦） 議案第 68 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案説明をいたします。提案説明書の 9 ページ中段をご覧ください。

補正概要ですが、今回 1,329 万円の増額をして、補正後の予算額を 12 億 6,645 万 3,000 円とするものです。

主な補正内容ですが、歳入としまして、平成 30 年度の清算追加交付金として、地域支援事業県補助金で 109 万 4,000 円。前年度の繰越金で 1,219 万 6,000 円でございます。

また、歳出では、介護給付費準備基金積立金へ 352 万 8,000 円。平成 30 年度介護給付費国庫負担金等について、負担額の確定により還付金 976 万 2,000 円とするものです。

以上、介護保険事業補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

◎諮問第 2 号から諮問第 3 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） お諮りします。

日程第 28、諮問第 2 号及び日程第 29、諮問第 3 号は、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求める議案であります。

これより一括して提案理由の説明を受け、一括して質疑、討論を行いたいと思います。

なお、採決は議案ごとに行います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、議事を進行します。

それでは、日程第 28、諮問第 2 号及び日程第 29、諮問第 3 号を一括議題として提案理由の説明を求めます。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇・説明〕（諮問第 2 号・第 3 号）

○町長（峯村勝盛） 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所 上水内郡飯綱町大字黒川 1913 番地、氏名 丸山正和、生年月日 昭和 28 年 5 月 23 日。

令和元年 9 月 2 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

住所 飯綱町大字普光寺 2081 番地、氏名 久遠春美、生年月日 昭和 30 年 11 月 30 日。

令和元年 9 月 2 日提出、飯綱町長 峯村勝盛。

提案理由の詳細につきましては、担当課長より申し上げます。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇・説明〕（諮問第 2 号・第 3 号）

○住民環境課長（梨本克裕） 諮問第 2 号の丸山正和さんですが、西黒川区在住で、昭和 52 年 4 月から平成 30 年 5 月まで県内の金融機関及びその関連会社に勤務し、退職後の平成 30 年 7 月からは町の児童クラブにおいて指導員として勤務されています。

また、地域においても各種役員を務め、積極的に活動されています。誠実で信頼が厚く、人格も優れております。人権擁護委員として適格と思われますので、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、諮問第 3 号の久遠春美さんですが、普光寺区在住で、昭和 51 年 4 月から昭和 53 年 6 月まで小学校の事務職員として、その後、平成 4 年から郵便局非常勤職員として勤務をされてきました。

平成 26 年 6 月から平成 29 年 5 月までは、町介護保険事業計画等策定委員として活躍されています。

自分自身の子育て経験、地域のデイサービスにおけるボランティア活動での経験をいかし、特に子どもや高齢者の人権問題において力を発揮していただけたと思います。人権擁護委員として適格と思われますので、人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいと思います。

以上ですが、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 説明を終了し、諮問第 2 号及び諮問第 3 号について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから、諮問第２号及び諮問第３号について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終結し諮問第２号及び諮問第３号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

日程第 28、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

議会としての意見は、適任・不適任によって行いたいと思います。

本案は、適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定しました。

日程第 29、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決を行います。

議会としての意見は、適任・不適任によって行いたいと思います。

本案は、適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と決定しました。

◎請願の付託

○議長（清水満） 日程第30、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（清水満） 日程第31、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。

所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（清水満） お諮りします。

9月4日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、9月4日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

議事日程（第 2 号）

令和元年 9 月 4 日（水曜日）午前 9 時開会

- 日程第 1 議案第 5 4 号 平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 5 5 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 5 6 号 平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 5 7 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第 5 8 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第 5 9 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第 6 0 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 6 1 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 6 2 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 議案第 6 3 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 議案第 6 4 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 1 2 議案第 6 5 号 平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	清 水 均	２番	風 間 行 男
３番	中 島 和 子	４番	目須田 修
５番	瀧 野 良 枝	６番	原 田 幸 長
７番	石 川 信 雄	８番	荒 川 詔 夫
９番	伊 藤 まゆみ	１０番	青 山 弘
１１番	樋 口 功	１２番	渡 邊 千賀雄
１３番	原 田 重 美	１４番	大 川 憲 明
１５番	清 水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	代表監査委員	山 本 孝 利
農業委員会長	清 水 藤 一	選挙管理委員長	三ツ井 吉 次
総 務 課 長	原 章 胤	企 画 課 長	徳 永 裕 二
税務会計課長	永 野 光 昭	住民環境課長	梨 本 克 裕
保健福祉課長	山 浦 克 彦	産業観光課長	土 屋 龍 彦
建設水道課長	土 倉 正 和	教 育 次 長	桜 井 俊 次
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課長補佐	高 橋 秀 一
総務課財政係長	藤 澤 茂 行		

事務局職員出席者

事務局 長 笠 井 順 一

事務局 書記 荒 井 智 雄

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水満） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第54号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第1、議案第54号 平成30年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

一般会計決算の決算認定の質問については、歳出から款ごとに行います。

質疑を行います。

最初に、第1款 議会費、決算書の34ページから36ページ。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第2款 総務費、決算書の36ページから73ページ。

質疑のある方はおられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。決算報告書の39ページの一番下段のところですが、土地の譲渡や株式譲渡所得は、前年に大きく増えたこともあり、前年比で53パーセントを大きく下回りました。

○議長（清水満） 風間議員、決算書の39ページですか。

○2番（風間行男） 行政報告書です。

○議長（清水満） 行政報告書の39ページをお願いします。もう一度、お願いします。

○2番（風間行男） 土地の譲渡や株式譲渡所得は、前年に大きく増えたこともあり、前年比で53パーセントを大きく下回りました。これはどういうことでしょうか。

○議長（清水満） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時 3分

再開 午前 9時 3分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

風間議員、今は決算書の36ページから73ページです。これは歳入になりますので、歳出が終わった後にお願いします。

他に質疑はありませんか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 9番、伊藤まゆみです。行政報告書の69ページ、ふるさと応援寄付金の関係で1つ伺いたいと思います。年度内にはだいぶ減るのではないかという予測の下、補正で減額をしたわけですが、最終的にはだいぶ盛り返したというところで、担当の皆さんのご努力だと評価いたします。

本来の趣旨に沿った形での寄付行為をしたいという方からのご要望がありまして、ご自身は都会に出ていらっしゃるのですが、自分の両親がここに住んでいる中で、飯綱病院に本当に大きく依存しながら暮らしている状況の中で、是非とも寄付の分野別の中に飯綱病院の運営に関しての分野を設けていただきたいと直接ご要望をいただきました。この件について、何か検討された経緯があるかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 議員のご質問の趣旨でございますけれども、平成29年度に比べて、平成30年度はだいぶ目減りしたということの中で、大きなショッピングモールの参入で寄付者の目が変わったということで、飯綱町も今までのふるさとチョイスのほかに楽天やKDDIも参入をして、前年度の約半分強を確保したということでございます。

飯綱町は、返礼品については全国統一ですが、寄付の30パーセントということで、基

本的に総務省が示している特産品を返礼品と申さいということでございまして、その内訳は、農産物が 80 パーセント強、加工品や観光なども含めたもろもろがその残りということで、ほとんど農産物の寄付が多いということでございます。

制度改正について、昨年、事業者を参集いたしまして説明会を開いたところでございます。その中でも、いろいろご意見はいただいております。また、先ほどの議員がお尋ねの件でございすけれども、寄付者の中からもそういった声があることは事実でございすが、今は検討してございせんけれども、それも 1 つの手段だと思っております。以上でございす。

○議長（清水満） 申し上げたいと思ひますけれども、今は歳出の関係ですので、歳入はこの後やりますので、その辺は注意してお願いします。青山議員。

○10 番（青山弘） 10 番、青山弘です。63 ページ、歳出の同じくふるさと応援寄付金の関係ですけれども、63 ページの右側のほうの下段から 3 分の 1 ぐらいのところに、ふるさと納税事業費というのがあります。

○議長（清水満） 69 ページですか。

○10 番（青山弘） 決算書の 63 ページ、右側の 3 分の 1 のところに、ふるさと納税事業費がございす。3,264 万 9,184 円で行政報告書と同じ数字ですけれども、少し下がったところに報償品等があります。1,791 万 1,272 円とありますが、これが今、総務課長が説明した 3 割以下の報償品に払ったお金と解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 報償品は寄付金の 3 割ということで、返礼品ということでございす。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） 3 割という解釈ですけれども、集まった寄付金の 3 割にいつてはいけないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 個別のそれぞれの寄付で、例えば1万円ですと、1万円の30パーセントが上限ということでございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 今年の寄付は5,800万です。それで、今の報償費を割ると30.9パーセントという数字になるのですが、30パーセントを超えてしまっているのではないかという疑問です。そうすると、総務省の3割以下のところに抑えられていないのではないかと思うわけですが、どうもいかがですか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 説明不足で申し訳ございません。総務省からは、平成30年度の途中からそういう指示をいただいております。飯綱町も極力そういう形で総務省に合わせてきた経過がありますが、平成30年度をトータルすると30.9パーセントになった。年度の当初からではないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（清水満） 青山議員。

○10番（青山弘） 都道府県知事宛てに総務大臣から出された「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」という資料に載っているわけですが、平成29年4月1日に出ているので、平成30年からという説明は少しおかしいのではないかと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 総務省がいろいろと検討してきた段階で、正式に市町村に通達したのが平成30年度の途中ということになります。

○議長（清水満） 他に質疑はありませんか。伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 職員研修の件でお聞きをしたいのですが、行政報告書の62ページと資料の関係で執行率の一覧表をいただきました。その中で、宿泊を伴う研修費等の減ということで、執行率50.7パーセントということでありました。

昨年度も、確かこの分野の執行率があまり良くなかったということで、職員の体制なども充実しながら、できるだけ行っていきたいという答弁があったと記憶しておりますが、大変重要なことでもありますし、町としても重要課題と位置づけて、予算でもご説明をいただいた分野であると思うのですが、この辺のことについて検証と言いますか、具体的にどのように考えておられるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 研修費の執行率がなかなか上がらないということで、昨日も代表監査委員からのご指摘もございました。

これは言い訳になってしまうと思いますけれども、平成 29 年度と平成 30 年度の研修回数と研修人員をお話しさせていただきたいと思いますが、平成 29 年度は 31 件でございました。平成 30 年度は 34 件ということで、研修回数も増やさせていただきました。また、研修人員ですけれども、平成 29 年度は 154 名、平成 30 年度は 196 名ということで、中身的には職員の研修人数は増えております。

基本的には、なるべく経費を減らしてということを念頭に置いてきました。その中で、コンプライアンス研修は業者に委託すれば可能だと思いましたが、副町長と協議をする中で、県の職員さんを派遣していただくことができましたので、業務委託というところからは外れたという点もご理解いただければと思います。

また、人事評価制度ができていくわけでありまして、毎年、新しく係長や課長になられた方には評価の仕方、これは研修という意味ではなく、必然的に一般管理でやっていかなければいけないということでございましたけれども、たまたま平成 29 年度の決算は人事評価制度の研修を委託で 1 回行ったわけですが、それは研修費から支出していた。平成 30 年度についても、2 回行っておりまして、これについては 67 万円ほど業務委託が掛かっているわけですが、これは研修費という意味合いのものではないということで、研修費からは支出せずに一般管理から支出させていただいたという経過もあり、歳出については執行率が低くなったということでござ

います。

また、泊まりの研修ということで町長からも指摘がございまして、若い人を中心に、地方創生事業が進んでいる中で他町村を参考にして、飯綱町にとってどういう地方創生事業が考えられるかということで、最終的に研修者の皆さんにレポートを提出していただいております。これにつきましても、当初は30名を予定しておりました。ただ、現実的に進めていく中で、1泊2日の30人はどうしてもきついということの中で、実際には平成30年度は16名の研修参加となりました。

そのようなことから、当初の計画と実績を考えますと若干ずれはありますけれども、基本的にはそういう形で1泊2日の研修についても継続していきたいということで、希望をとってということではなくて、命令形式、職員のこの人とこの人を研修させるという形に変えてきているところでございます。

今後につきましても、研修制度の支出の仕方は考えていかなければいけないと思っております。というのは、例えば税務研修や企業会計研修など、各課において業務に携わる意味で資質向上を図らなければいけない研修は、各課の中に組み込んでもらえれば各課長の判断でできる。総務の中の研修に位置づけるのは、職員全体の関係ではないかと担当では思っております。これは、今後の検討材料ということで、課長会議等で議論して進めていかなければいけないと思っています。

いずれにしても、経費の削減ということも若干頭にはあったということで、ご理解いただければと思います。

○議長（清水満） 他にありませんか。瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 5番、瀧野です。行政報告書の61ページをお願いいたします。飯綱町総合教育会議の件ですが、教育委員会制度が新しくなってから総合教育会議を開くということで、地方公共団体の長である町長と、教育委員会という執行機関同士が重点的に講ずるべき施策などについて、協議、調整を行う場であり、両者が教育政策の方向性を共有して、一致して執行に当たることが期待されていると言われております。

平成 30 年度は、1 月 24 日に統合後の小学校の現状等について開かれたということですが、会議録によりますと、1 時間 15 分という時間の中だったようですが、この中で必要かつ十分な協議は行われましたでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 総合教育会議は、町長が招集をするということですので答弁をしたいと思いますけれども、議員もご承知のとおり、この会議を発足した一番の基は、言い方は悪いですが、けれども学校現場に町長としての権力とは申しませんが、意見が反映しやすいような状況がある程度想定した国の考え方だったと思っております。いじめなど、そういうものに対しての現場の遅れ等々に、町長の強い権限の下に調査などを発動していく。こういうことになるのかと思うのですが、その他にも連絡・協調の中でいろいろやっていこうということはもちろんあります。

私は、最初の総合教育会議で申し上げました。いろいろな意味でお話を聞いたり、意見の交換をしたりするけれども、町長としての権限はあるけれども、町長の権力を教育委員会の行政に反映していくつもりはございません。教育現場の判断、方向を大きく信頼して委ねていきます。ただ、予算的な措置、いろいろな設備の拡充や充実等々については、十分に町長としてお話しに乗って相談をしていきたいと思います。そういう中で総合教育会議を進めてまいりました。

したがって、大きな問題点等々がなくスムーズに会議自体は進んだと思いますけれども、1 点、教育現場に申し上げて教育長が取り組み始めていますのは、統合した後の小学校教育、もう一步、抽象的な総論は教育委員会または学校の統合準備委員会でいろいろ議論されて報告書がきているけれども、具体的に、徹底して英語をやるというのならカナダにも、アメリカにも、オーストラリアにも中学生を派遣したい。それにはこうしたいとか、大きな意味で飯綱町らしい、いいづなっ子らしい子どもたちを育てるためのいろいろなことを提案して、これからも提唱していただきたい。

そのような中から、教育委員会では今、新たな飯綱町らしい教育を模索して、来年度あたり

から具体的にいろいろなものが提示されてくるだろうと思っていますが、会議としてはそのような方向でやっています。

○議長（清水満） 他に質疑はありませんか。青山議員。

○10 番（青山弘） 10 番、青山弘です。今の質問と同じ行政報告書の 61 ページをお願いします。

（５）の飯綱町総合教育会議の下に課題がありまして、後ろから２行目の後段、障害者雇用促進法等に基づき、障がい者の雇用についても積極的に進めてまいりますということが書かれています。

平成 30 年 6 月に一般質問をさせていただきました。そのとき、飯綱町はどのぐらいの人を使っているのかという質問をして、1.4 パーセントというお答えをいただいたと思います。その後、募集などがありまして 2.5 パーセントという数字になっていると思うのですが、どのぐらいまで改善ができたのか。また、手を付けたのかお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 行政報告書の 61 ページの課題に書かせていただきました障がい者雇用につきましては、厚生労働省の労働局長さんから要請と言いますか、文書はいただいております。努力をお願いしますということでお話を承っております。

来年度に向けて、障がい者雇用の採用試験の一次試験は実施してございます。令和 2 年度採用ということで職員募集をさせていただきまして、過日、第一次試験を実施済みでございます。そのようなことで、何らかの障がい者雇用を図っていかなければいけないという町長の指示をいただいておりますので、一次試験を実施したところでございます。

ただ、平成 30 年度中はどうかというと、平成 30 年度中は現状のままということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（清水満） 他にありませんか。伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 同じページになりますが、特に保育士の採用が大変厳しいと課題に出てきているわけですが、臨時を募集してもなかなか見つからないという状況もある中で、

質の良い保育を提供していくためには、やはりきちんとした形の雇用の中での保育士さんの確保が大変重要になってくると思うわけです。この点について、何かお考えと言いますか、対策的なものは考えられているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今の伊藤議員のご質問に対してですけれども、おっしゃるとおりで充実した子どもたちの教育に関しては、充実した保育士、または学校の職員の確保が一番大事なことです。確かに今、保育士の確保というのは飯綱町に限ったことではないですけれども、大変厳しい現状があります。

そこで、1つには待遇改善という問題もあると思うのですけれども、給料を上げれば人がどんどん集まってくるかという、それだけでは問題は解決しないと考えています。もちろん、少しずつですが、臨時職員も含めた職員の待遇改善は努めていくわけですが、それと並行して、今、教育委員会で力を入れていることで、保育園について少し述べさせていただきます。

今、保育園では、飯綱町の保育の魅力というものを、保育士を目指している学生さんたちにどんどん広げていこうということで、いろいろな取組をしています。その中の1つに、県立大学と提携を結んで、子育て中のお母さん、保育園の先生たちに一緒に学んでもらう機会や交流の機会を設けています。そのときに、学生さんにも積極的に飯綱町に来ていただいています。実際に乳幼児や保育園児たちと触れ合っていていただく中で、飯綱町の保育の魅力を学生さんたちに広めていこうと思っています。そういう中で、保育士になるのであれば、飯綱町で保育士をやりたいと思ってもらえるような、魅力ある保育行政をやっていきたいということで、今いろいろと工夫して手を打っている最中でございます。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 補足になりますが、保育士雇用の採用試験の関係でございますけれども、令和2年度に向けて、第一次試験を8月18日に実施したところでございます。

先ほどの議員のご指摘にありましたように、現状、保育士の年齢層がだいぶ偏っている中で、今回、一般保育士のほかに社会人枠という形で、社会人枠の採用試験も同時に実施したところでございます。

○議長（清水満） 他にありませんか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。行政報告書の62ページ、行政連絡費の課題のところですが、コミュニティの単位は以前から指摘されていますけれども、課題のところでは集落創生事業の状況を見極めながらとあるのですが、私は集落創生事業というものは、集落の活性化事業の1つだと思っております、コミュニティの単位に踏み込むものでは決してないだろうと思っているのですけれども、そんな中で集落創生事業と区の在り方を並行して考えるというか、併置して考えるのは、そもそもおかしいのではないかと思うのですが、総務課としてはどのような解釈でこういった課題を挙げておられるのでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） これにつきましては、過日、事務事業評価がございました。この課題に掲げさせていただきました、今までの行政連絡組織は、少子高齢化でこのままで良いのかという中で、集落創生を見極めながらと書かせていただきましたが、行政事務事業評価の中でも指摘がございまして、これはやはり別個に考えるべきであるということで、総務課としても集落創生は集落創生事業で進めていただき、区代表者会議において改めてこの問いについて、例えば集落支援制度を活用していくとか、小集落につきましては統合もどうなのかということ、もう一度、平成28年度から協議を進めておりましたけれども、そういうきっかけもつくっていかねばいけないと思っております。

集落創生事業を見極めながらというのは、申し訳ございませんけれども、それも1つの方法でございまして、その他にもやはり考えていかねばいけないということで、今、検討中でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 他にありませんか。原田議員。

○13 番（原田重美） 13 番、原田です。総務費関係ですが、我々は執行率の一覧をもらっています。この総務課関係を見ていただきたいのですが、真ん中よりやや下、字が小さいですが、行政評価外部評価事業、これには 10 万円の予算が計上してあるのですが、外部評価事業は 0 パーセントです。

理由はここに書いてありますが、人材の検討等に時間を要して外部評価の実施に至らなかったために金を使わなかった。この関係で言うと、これは何もしなかったということですか。そのように理解していいのですか。どうなのでしょう。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。行政評価の外部評価事業につきましては、前々から課題となっておりまして、行財政改革プランの中でも早期に取り組んでいく項目として挙がってきているところでございます。

現在、行政評価につきましては、今、原総務課長からも少し話がありましたけれども、内部ということで、要するに課長評価、理事者評価等で評価し終了しているところでございますが、これを外部の目で見えていただくというのが外部評価になってきます。

実際、どういう人に見ていただいたらいいのか、どういう人をお願いしていったらいいのかということ、前々から課題として検討してきているところでございまして、評価をしていただくと、その方への謝礼などが発生してくるわけですが、まだ、どういった方に、どういった形でというところがはっきりしていませんので、そこのところが進んでいないことは大変申し訳なく思っておりますけれども、そのようなことで、昨年度の歳出の額としてはゼロになっているところでございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○13 番（原田重美） 事情は分かりましたけれども、これは平成 30 年度の予算で上程してきているわけで、こういうものが行政改革のきちんとした対応ができていかないという流れになっているようでは困るので、しっかりした取組をしてもらわなければならないと思っています。

その点はどうですか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 先ほども申し上げました行財政改革プラン等もございますし、実際にこういったプランは見直しの時期にも来ておりますので、そのような中でしっかり検討しまして、前へ進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 他にありませんか。大川議員。

○14 番（大川憲明） 1つお聞きしたいのですけれども、自衛官募集関係費というものがあります。金額は本当に僅かですけれども、役場としては具体的にどのような仕事をしているのですか。それをお聞きしたいです。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えします。自衛官募集関係費ですが、実際には毎年1回、駅前で啓発活動などを行っていきまして、その際のティッシュなど、要するに配付物品の購入費等が主なものでございます。

○議長（清水満） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

次に第3款 民生費、決算書73ページから99ページ。

質疑のある方はおられますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 8番、荒川です。行政報告書の141ページをお開きいただけますか。項目として、飯綱町版生涯活躍のまち推進事業費ということで、その一環として141ページの上段に、アとして結婚相談所運営事業委託業務が平成29年度、平成30年度、同額の決算をされております。

伺いたいことは、結婚相談所も充実するように駐車場の整備等も図られているということ

ですけれども、行政報告書を見る限り、ただ業務委託費 200 万を決算したと受け取られるのですが、平成 29 年度は 2 件という報告であったと記憶しているのですけれども、平成 30 年度の成婚数と、200 万円の業務委託費を結婚相談所に支出しているので、町としての指導方針等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。成婚数につきましては、昨年 2 組の成婚者がございました。お見合いにつきましては、6 件がマッチングという形で進んでいるところです。

また、委託費用の 200 万円ですが、これは専門相談員を 1 名配置という形で社協に委託申し上げていますのでその人件費と、栄町で借家という形で結婚相談所を開設しています。その賃料や光熱水費でございます。

昨年は、女性のとときめきクラブという女性専門のスキルアップの講座を 5 回開催してございます。また、男性はもて塾と言いまして、男性のスキルアップということで 2 回開催してございます。

あと、婚活パーティーですが、町内の事業所さんとも連携しまして 5 回ほど開催しています。また、結婚相談所単独としましても 3 回ほど開催している状態でございます。

現在の登録者につきましては、男性で 43 名、女性で 23 名という状態でございます。今後、登録者以外の方も婚活のマッチングに加わっていただくよう事務局と相談しているところです。登録者同士では、数回マッチングを重ねてきていますので、限界が来ているということがございまして、登録者と登録されていない方、また外部という形で進めていきたいということです。

なお、今年は長野圏域全体でのマッチングを計画しておりまして、りんごの時期に都市部から女性を受け入れて、広域でマッチングするイベントを開催する予定です。それについては、パンフレット等が各方面に出ていると思います。

○議長（清水満） 他にありませんか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 引き続き、行政報告書の 149 ページをお開きください。149 ページの中ほ

ど、15 の高齢者住宅改良事業についてです。平成 30 年度の決算額は 60 万、平成 29 年度は 216 万 5,116 円ということで、大幅に減っているわけでございます。

この表の下段にいろいろ文言が書かれてございますけれども、平成 29 年度も今後は需要が高まることを見込まれると同様に記載されているわけですが、残念ながら、平成 30 年度は 1 件でした。

平成 30 年度の行政報告書にも、次年度以降、今後は需要が高まることを見込まれると記載されておりますが、これも非常に難しい問題です。

例えば、対象者のニーズがなければ、幾らこちらが鋭意努力しても実績は上がってこないという裏腹の関係にあるのですけれども、お聞きしたいことは平成 30 年度の決算報告を踏まえて、対象者への需要が高まらなかった要因について、お聞かせいただくと同時に、住民等への周知方法、この 2 点についてお聞きしたいと思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。独居の高齢者、65 歳以上の方を対象にしておりますけれども、事業の中身としましては、スロープであったり、手すりであったり、浴室をフラットにするなど、そういう事業でございまして、身体的に介護が必要な方が対象となっております。

後の介護ところで数字も出てきますけれども、どうも居宅から施設移行が増えているという実態が出てきております。ケアマネさんがそういうご家庭については介入していきまして、居宅でスロープや手すりが必要ということにつきましては、ケアマネさんがお話ししまして、こちらに前もってお話が来るという状況です。ただ、事前に件数というのは把握できない状態ですので、ある程度は予算で計上しています。実際には、居宅ではなく施設移行が見えるという感じがしており、進んでいないということです。

周知につきましては、各ケアマネは理解していますので、お話は伝えて啓発等を重ねていきたいと思っておりますけれども、利用者さんがどうするかということについては、当事者のみなので、

行政としてはそういうことでお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 高齢者住宅改良事業の対象者は障がい者と聞こえたのですが、今、住民も高齢化時代を迎えて、将来、もし障がいとなった場合、自由に居宅で生活できるように資金の活用をしたいという者は該当しないのかどうか、そこら辺をもう一度お聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 介護度のついている方ではなくて障がい者ですか。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） いわゆる健常者です。健常者がこういう事業を適用できるかどうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 健常者について、スロープの必要性や手すりの必要性というのは、考えなくてはいけないところではあると思いますけれども、必要であるという判断ができる状態であれば、介護区分がつかない状態であっても利用できるように要綱等も見まして検討してみたいと思います。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊です。決算書では、民生費の1－1、社会福祉総務費ですが、今の話と関連しますが、歳出予算執行状況の一覧表によりますと、今も触れられた高齢者住宅改良事業が19パーセント、その下の高齢者日常生活用具給付事業も0パーセント、上へ行きまして地域福祉総合助成金交付事業も17パーセントです。いずれも予算の執行率が低い状況が示されていると思います。その理由を見ますと、いずれも申請者がいなかったためとか、申請のみだったとか、申請がなかった、そういう理由になっています。

今もお話がありましたように、これはケアマネさんにもよると思うのですが、町としては、

福祉に対する事業は非常に大事な事業だと思います。そういう中で、予算を立てながら申請者がいなくてできなかったということですが、申請者がいなかったということ言えば、例えば周知徹底、ケアマネさんの取組状況、そういったことがあると思いますが、この辺の考え方について伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。ケアマネの指導については、定期的に会議がございますので、その場でまた周知徹底を図っていききたいと思います。

また、ケアマネが介入しない事業もございまして、議員が申している日常生活用具給付事業というものがございます。こちらは防災関係の事業で、電磁調理器や火災報知器等の設置についてですが、独居、所得による利用区分がございますけれども、民生委員さんの訪問や見回りの中でも触れておりますので、そちらにもまた周知徹底を行っていきたく思っております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） そういう体制を整えてもらったり、本人たちが申請しやすいような空気をつくったりしていく。実際とすれば、福祉の心を大事にしながらということで、いろいろと予算を取っているわけですが、それに対して申請できなかったという理由、本人から申請を上げなかったとあります。本人にすれば、考え方として申請しにくい状況もあると思います。でも、そういったことを解消するような取組を大いに民生委員さん、ケアマネさんを通じながら、やはり予算を立てた見込み数をしっかりと手当できるような、そういう内容にしていきたいということを要望しておきます。

○議長（清水満） ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は 10 時でお願いします。

休憩 午前 9 時 4 9 分

再開 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（清水満） 傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3款 民生費、決算書の73ページから99ページ。

質疑ありませんか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。行政報告書141ページ、多世代交流施設工事請負について、前払いと部分払いをしなければいけなかった理由は何かということと、請負金額はこのままでいいのか、それとも消費税10パーセントになって変更があるのかをお伺いします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。多世代交流施設につきましては、企画課長からも前の議会のときにお話しを申し上げていると思いますが、一部土砂の中から油分が出てきて土砂の入替え等で工期が延びた関係で、契約はしたのですが一部繰越しということで31年度、令和元年まで引き続き事業を行っているということです。

30年度につきましては、部分払いという形で契約をしまして、繰越しにつきましては、報告書21ページに元年への繰越事業の状況という形で掲示してございますが、その金額で本年度も引き続き事業を行っている状況です。

○議長（清水満） 風間委員。

○2番（風間行男） 消費税2パーセントはどうなるのでしょうか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 私から、前のご質問の補足も含めてお答えさせていただきたいと思います。

まず、前払いの関係でございますが、これは約款で率が決まっております、業者から前払いが欲しいという話がありましたので、電気設備工事と機械設備工事に関しては前払いを行っているものでございます。

それから、部分払いでございますが、建築本体の工事に対して部分払いをしておりますけれども、これは繰越す関係もございます、進んでいたのはほぼ建築本体工事でしたので、国の

交付金をいただく関係もあり、そこで一旦部分払いをし、精算してということでございます。

消費税の関係ですが、これは以前に契約していますので、今回消費税が 10 パーセントになっても増えることはございません。

○議長（清水満） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

次に、第 4 款 衛生費、決算書 99 ページから 112 ページ。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 質問させていただきます。行政報告書 129 ページ、8 番の公害対策費、30 年度の決算額が 421 万 5,000 円で、29 年度の決算額も調べると同額であるということです。

このことについて、河川等の汚染状況はある程度監視をされているということですが、非常に多額の費用を掛けているということで、まずこれについてどのように活用しているか。また、必要度についてお聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えいたします。今の議員がご質問の公害対策費ですが、この関係は水質検査の委託ということで、飯綱町の河川や霊仙寺湖、また処分場跡地とやっているわけですが、この課題の中にも書いてございますが、河川の水質等についてはおおむね良好ということで、きれいな河川だということになっております。

ただし、課題の中にも書いてありますが、環境基準の A 類型を超過する状況にあると、これだけ見ますと少し心配するような表現になっていますが、この A 類型というのは、河川の 6 段階類型あるうちの上から 2 番目です。かなり厳しい基準が A 類型で、そこを超過する状況にあるということで、中身的には大腸菌の関係が多いということです。町としましては、大腸菌が増えている理由の元がはっきり分かれば、もちろんそこに指導等はしますが、町全般的に多くなってきていて、日によっても状況が違いうということで、毎年検査をやることによって監視を強め、異常がないということを確認しながら行っているという事業でございます。以上です。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 良い機会ですので議員に申し上げたいと思いますが、高額でこのような調査をどのように生かしているか。これは、住民の皆さんが一番心配していた上で旧牟礼の観光開発をして、一種の汚れた水が用水に入り、そして田んぼなどの水として使った場合には大変なことになるという大きな制約の中で、その上で観光開発をやっている限りは、きちんと数字を示して、そして関係する中宿区、川上区という3区の区長全部にお集まりをいただいて、必ず1年に一度は報告書を出して、皆さんに確認をしていただくという経過で今日まで来ております。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 関連して、この水質基準のいろいろな要素について、採取日が河川によって2回、3回と分かれていますのですが、理由をお聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。回数の関係ですが、この調査自体が任意の調査です。ですので、特に何回やれという基準はございませんので、町として過去が3回なら3回、2回なら2回でやってきておりますので、今のところ過去の平均的な数字を見比べる中で、分かりやすいように同じ回数の2回あるいは3回にしているということで、特に基準等はありません。

○議長（清水満） 他にございませんか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。今の公害対策費の130ページ、日向再生地の処分跡地からヒ素が検出されているようですが、どのぐらいのレベルなのか。この程度なら全く問題ないのか。それとも少し影響が出るのかをお伺いします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答え申し上げます。レベル的には監視程度と言いますか、もちろん気にはしなければならない数値ですが、これで特に影響が出るという数値ではございません。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 行政報告書の138ページをご覧くださいませ。米印の自然環境保全上の開発行為について、その下に課題が記載されています。課題を見ますと、関係課・係との調整が困難で苦慮しており、事務量が増大することがあると記述されております。

私は、これを見て疑義を抱いたのですが、町の課・係の連携がうまく機能されていないようにも思えますが、この点はいかがかということをお聞きしたいと思います。

また、職員が仕事をやりやすいような環境づくりと、業務量の平準化は幹部の皆さん方の最たる仕事であると思います。機能していないような職場環境は、1つの要因として、言い方はあまり良くないですが、病気による休職職員を醸成しているように思えるわけでございます。

議会の初日に山本代表監査委員が休職や長期休暇、病欠などの職員が散見され、看過できない状況と決算監査審査意見書で述べられました。そのことを受けて、業務改善に向けての考えについて、お聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は、行政報告書を隅から隅まで細かく読んでいなかったのですが、意外な表現でびっくりしております。私が見ている限りは、関係課の調整は本人の担当課の努力にもよりますし、事務量が増大している、増大していないという判断は、個々の判断と思っています。私としては、その係・課がどの程度の事務量で困っているか、困っていないかは、しっかり把握しているつもりでございます。担当課には、今、全くその心配はないと思っております。

全体として見た場合に、今の仕事は必要に迫られて、各課が横断的な連絡、協調しないと、

1つの課だけで進むことはなかなかできない行政システムになってございます。したがって、先ほど研修制度を50パーセントしか使っていないという話もございましたけれども、あれも余った時間に研修に行けば良いとどこかで思っているから時間が取れないのであって、職員となつて、10年も20年も30年も研修を受けないでやっていかれるということは、ほかの会社では考えられません。研修しなければ仕事に入っていけないと思ってもらえれば、その時間を必ず取るということと同じように、横との連絡を取っていかなければこの仕事は進まないという認識を深めていただくように、職員各位に機会を見て、それこそ研修に参加してリーダーシップ、チームワークの取り方等をこれからも大いに研修してもらって、議員のご指摘のようなことが起きないように、1足す1が3にも4にもなるような行政を進めていきたいと思っています。

○議長（清水満） 他に質問ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第5款 労働費、決算書 112 ページから 113 ページ。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第6款 農林水産業費、決算書 113 ページから 136 ページ。

質疑のある方はおられますか。大川議員。

○14 番（大川憲明） 決算書 119 ページ、中山間地域等直接支払事業が決算書に載っていますが、これは今後も続くだろうとは思いますが、現実問題、これを利用してこの事業を行っている事業主体が高齢化になって、お金はもらうけれど人数がいないのでとてもできない。人数が徐々に減ってきているのは現実です。これは、果たして今までどおりにその地域の人たちに任せて良いのかどうか。その辺は考えていただいていますでしょうか。

東黒川の場合は、今度の日曜日にも土手や借りている土地を刈るようになっていきます。ところが、そこへ出て来る人間が以前は10人以上いたけれど、今は5人ぐらいになってしまった。そ

うすると、出た人にはお金は払うけれども、その人たちも徐々に高齢化してきたので非常に大変だというのが現実です。そういったことで、旧牟礼地区は地区で5割ぐらい出てやって、あとは個人払いになっていますが、その辺を少し考えていただけないものかと思ってお聞きしたのですが、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それではお答えいたします。確かに大川議員のおっしゃったとおり農業者の高齢化が進んでおりまして、今の農村が抱える現状というのは厳しい状況だと町でも認識しているところです。

ただし、このような高齢化が進んでいて、なおかつこういう山間地域であるからこそ、この中山間地域等直接支払事業というのは、非常に重要な役目を果たしていくのではないかと考えているところでございます。

現在、飯綱町の例えば水田ですと、中山間地と多面的機能でカバーしている面積というのが全体の65パーセントで、この2つの事業というのは町にとって非常に重要であると考えているところでございます。

あと、例えば畦畔の草刈りも、今、非常に大変になっているというのはこちらでも問題だと思っております。実際に今年度についても、畦畔の草刈りを軽減するために管理をどうやって省力化していくかということで、普及センターの協力を得ながらラジコンの草刈り機の実証実験を行って皆さんに見ていただいたり、2カ所において畦畔グリーンという芝生で雑草を抑える試験も行ったりしていただいております。高齢化で人手が不足しているということは認識しておりますが、やはり中山間事業は非常に重要な役目を果たしていると考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 他にございますか。大川議員。

○14番（大川憲明） 今の件ですが、高齢化で人手不足になっているのは現実です。ロボットみたいなAIを使って草刈りができるようになるまでの間だけでも、例えばシルバー人材センタ

一や、夏場は多くの土建屋さんはそれほど忙しくないのです、そういう人たちも住民と一緒にやってもらえるような、組み合わせたやり方はできないものかお尋ねします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。今のシルバー人材センターや地元の業者などを使えないかということでございますが、飯綱町のある地区でこれから実行しようとしているのは、地域の草刈りについて、草刈りができない水田の所有者もある程度の負担をして、中山間地の費用からも出して、地元の若い非農家の方が草刈りをするといった取組も、今、進めているということでございます。

そういった、中山間地域の各地区でいろいろな先進的な取組をしているところもありますので、そういった情報を各地域に発信していかれるような形を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（清水満） 他にありませんか。青山議員。

○10 番（青山弘） 10 番、青山弘です。行政報告書の 199 ページをお願いします。一番上段の畜産振興総務費の関係ですが、これは予算で 470 万円ほどの金額を取っております。実際に使われたのが 388 万円余という金額です。その理由を見ましたら、予防注射接種費が減ったということでありました。

その下を見ていくと、高額のお金というのが北信農業共済組合家畜診療所に払われるものでありまして、その下を見ると平成 26 年から 30 年までの家畜頭数が減っています。確かに 29 年から 30 年で 34 頭が減っているわけですが、この数が減っていて、予防接種が減ったという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。実際にこちらの行政報告書に書いてあるとおり、乳用牛、肉用牛ともに頭数が減っておりますので、その分だけ予防注射、ワクチン接種の

手数料等が減っているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） 10 番、青山弘です。その下の今後の課題の中ほどに、町内の畜産業者の減少に歯止めがかからず打開策が見いだせない状況にあると、大変悲観的なことが書いてあったり、一番下には病気になって出荷流通ができなくなってしまう、殺処分しなければならないケースもあつたりするとあります。

今後も家畜防疫の推進が求められると書いてありますが、どういう施策や指導をされているのかお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、家畜農家の状況でございますが、平成 30 年度は町内に 13 戸でございます。ここ数年、この数字は変わっていない状況でございます。

ただ、こちらにも書いてあるとおり、病気の予防なども行っているわけでございますが、どうしても家畜に病気等が出てしまうケースもございますので、家畜防疫の推進というのは非常に重要であると考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第 7 款 商工費、決算書 136 ページから 146 ページ。

質疑のある方おられますか。大川議員。

○14 番（大川憲明） お聞きしたいのですが、東高原の土地でオートキャンプ場の東側、横手地区の西側で山の頂上ぐらいに位置しているのですが、そこに飯綱町所有の土地を京急のゴルフ場と等価交換した土地があるはずで、広さは一町歩以上あるはずで、というのは、京急へは飯綱温泉の跡地を当時の牟礼村が持っていて、そこへ京急が宿泊所を造りたいと言って、山のほうは別荘地の予定地だったわけです。

私が一昨年の9月の一般質問で町長に質問したときに、町長がそこにそれだけの土地があるのであれば、菓の工場か何かを造っても良いのではないかという答弁がありました。私は、あの辺だから研究所でも何でも良いから造ればという話でやったわけですが、その後、商工費のところに去年もないけれども今年も計画したともない。そういう答弁があったけれども、何も進んでないということは、産業観光課では考えていないのかどうかをまずお聞きしたいです。せっかく一町歩以上ある土地を、ほったらかして山のままにしておいても仕方がないと思いますが、いかがなものでですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） あの土地については、京浜急行との交換ということで議員がおっしゃるとおりだと思います。確かに2、3年前には、上赤塩と今の話題の飯綱東高原に菓の会社という話が来たときには、そのような話を申し上げたのですが、残念ながら小諸市へ建設が決まってその話はなくなりました。

今年、東高原の天狗の館のそばにバーベキューコーナーがありますが、国の事業で整備をいたしました。夏の7月下旬でしたが、あのように混んでいるバーベキュー場を見たのは久しぶりでした。本当に満杯で、こんなにお客さんが来ていただけるのかと、やはり観光というのは新しい施設を整備するとこんなに違うものかということを実感しました。

それはともかく、今話題になっているのは、キャンプ場がものすごく若い人たちやいろいろな人たちに人気のようでございます。この間の信濃毎日新聞にも大きく取り上げてありましたが、ちょうど私たちのキャンプ場に隣接するような場所です。そういうことも含めて、来年度以降、またあそこの指定管理を新たにどちらにお願いするかをこれから募集するところです。

そのような中で、やはり観光施設的な整備が望ましいエリアかなというイメージは持っております。何とか自前のお金だけではなくて、いろいろな制度のお金も利用させていただきたいと思っておりますので、しばらくは研究をさせていただきたいと思っています。

○議長（清水満） 傍聴者の皆さんの入替えがございますので、ここで暫時休憩といたします。

説明員並びに議員の皆さんは、そのまま席でお待ちください。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時32分

○議長（清水満） 傍聴者の皆さん、お越しいただきありがとうございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

第7款 商工費。

他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第8款 土木費、決算書146ページから153ページ。

質疑のある方はおられますか。青山議員。

○10番（青山弘） 10番、青山弘です。行政報告書の246ページ、決算書の149ページをお願いします。

道路新設改良費ですが、大変大きな予算を立ててありまして、来年にも1,500万円を送っているのですが、不用額が2,200万円と大変大きな数字になっています。理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。予算の消化のことですが、繰越事業を行いました。場所的には、行政報告書の247ページの中ほどの表で、平成30年度事業概要の中ほど、M3-496号線、道路改良工事ということでございます。繰越事業として行っております。

それから、30年度から令和元年度への繰越事業も、工事の工期が県の事業を引き続き行って、工期が間に合わなかったという理由から、2路線を繰越事業としてございます。以上でございます。

○議長（清水満） 他にございますか。青山議員。

○10 番（青山弘） 2 事業を繰越したという話ですが、私が聞いたのは、なぜ不用額が多くなったのかということをお聞きしたのでお願いします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。決算に対しての不用額、決算書で申しますと 2,251 万 5,996 円でございますが、繰越事業を含めた中の不用額でございまして、大きな事業を実施しなかったということではなくて、それぞれ道路改良事業を実施しているところであり、これだけの不用額ということでございます。

○議長（清水満） 他にありませんか。大川議員。

○14 番（大川憲明） 土木費ですが、全体でお聞きしたいのですが、合併当時にいろいろな区から出た要望というのはかなりあり、合併当時に言われたのは、これを全部消化するには 10 年ぐらい掛かるという話を聞いておりました。

今やっている仕事は、地区から出た要望書のどのくらいまでいっているのかをお聞きしたいです。何割ぐらい終わったのか。もう 10 年過ぎたからきれいに終わって、新しいものだけだと言うなら、それも良いですけどもお願いします。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。議員おっしゃるのは、町単土木事業の申請工事ということでよろしいでしょうか。

町単土木は、過去からの申請件数はかなりございます。トータルすると、過去に計算して 2 億円ほど掛かるようなことでございました。ただし、平成 29 年度から町単土木事業の予算は増額していただいております。それで進めておりますが、本当は一旦過去の申請箇所の見直しを図らなければいけないということは考えておりますが、今できるのは、一旦過去は精算して、新しく区から今必要な要望を挙げていただいてということも考えていかなければならないと思っております。

平成 30 年度で、新規の申請は 51 カ所ありまして、そのうちの 16 カ所を実施したという経過でございます。以上です。

○議長（清水満） 大川議員。

○14 番（大川憲明） 今の説明だと、最初から出ている申請された仕事は残してあるものもあるということですか。それは、役場から見たとき、区から出された申請は必要ないのではないかとと思われるものなのではないでしょうか。もし、そういうものが大部分でしたら、しっかりやめてもらって、そして新しいものをきちんとやっていく。

区の中で、いつも話し合いに出てくるのですが、同じ所が毎年出てくるわけです。例えば、東西黒川が出すのは、牟礼小学校の西側の十字路の所から、東黒川へ行く八蛇川の上へ歩道を造れと。そのような予算はどこにあるのか。そのようなのが出ているはずですよ。私が議員をやっているときからずっと出ているわけですから。それは無理に決まっているということと、それだけ必要があるかということもあります。そういうものは本当に見直してやるべきだと私は思います。その辺を町長はどのようにお考えですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えします。5、6 年前でしたか、町単独で改良するものの現在出てきている事業の積算を担当課にさせました。8 億円から 10 億円が積算として出てきました。したがって、言い換えれば 1 年で 8 億円のお金を積み上げ、建設課は仕事がなくなると言った覚えがあります。しかしながら、不思議なもので今積算しても恐らく 8 億円から 10 億円あると思います。賽の河原のように毎年やってもやっても出てくるというのが、町単工事の現実でございます。

あとは大きな工事です。大きな工事は、県や国の力をもらわなければ一本路線をやるだけで 1 億 5,000 万円も使って、単独でやったのでは話になりません。ですから、それは国・県の補助待ちということで、どうしても後回しというか、長い間の歴史の中で対応せざるを得ないという状況に來ております。

ただ、おっしゃるとおり、足元道路というのを整備していくことは非常に大事なことで、

今、例年よりも 1,000 万円ほど余計にここ 3 年ぐらいお金をつけて、集中的に要望の強いところから早く実施をしていこうとやってきております。

庁舎やこのあと少し箱物的なものも若干残っておりますけれども、そういうものが整備されていきますので、いよいよ足元道路、用水等への予算の配分ができるのではないかと想着、これからも努力していきたいと思っています。

○議長（清水満） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第 9 款 消防費、決算書 153 ページから 157 ページ。

質疑のある方おられますか。原田議員。

○13 番（原田重美） この執行率の数字を見ながら質問させていただきます。消防費の関係では、自主防災組織費の執行率が 48 パーセントぐらいでしょうか。これは、補助金申請が少なかったためということですが、計画により進めている状況というのはどのようになっていますか。その辺をまずお聞かせください。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 執行率でございますが 48.7 パーセントということで、一応予算的には 30 団体まで補助申請の予算を組ませていただいております。ただ、実際の実績は 14 団体ということで、1 団体平均 1 万 4,000 円の補助金という形でございます。

これにつきましては、毎年、区長組長会でどういう補助があるという説明の中で、自主防災組織の補助もあることをお伝えしております。この自主防災組織に係る費用につきましては、この補助要綱に沿って 2 分の 1 ないし 3 分の 1 という形で補助していくものであります。

飯綱町全体で 50 地区あるわけですが、自主防災組織が完了している地区は 48 地区でございます。あと 2 地区につきましても、鋭意努力して組織化を図っていききたいと思っているところでございます。いずれにしましても、区長組長会等で周知はさせていただいております。

○議長（清水満） 他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第 10 款 教育費、決裁書 157 ページから 198 ページ。

質疑のある方おられますか。荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 8 番、荒川詔夫です。行政報告書 280 ページをご覧いただきたいと思います。280 ページのやや上段に書かれています今後の課題についてお尋ねします。

今後の課題について、不登校傾向にある児童・生徒については、平成 30 年度は 7 人であり、前年度に比べて増えているということがうかがえるわけです。お聞きしたいのは、家庭環境を含めて、複雑で多様なケースが背景にあると明記されております。この複雑で多様なケース、この中に児童・生徒のいじめ問題が、不登校傾向にある児童・生徒の要因として含まれているかいなか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。不登校傾向の中にいじめが関わっているかというところでございます。小学生と中学生を合わせて 7 名ですが、学校に確認をしております。特に、いじめということで不登校になっている生徒・児童はいないと確認してございます。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8 番（荒川詔夫） 不登校傾向の中に、教育次長からそういう者はいないということですが、このいじめ問題について、行政報告書の中に全く触れられていない。なぜ、この辺が触れられていないか。実際、7 名が存在しているという答弁もありましたけれども、やはり私は、行政報告書にも丁寧に実情を書くべきだと思っていますが、見解をお聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 質問にお答えいたします。今の不登校傾向にあるお子さんの事情につい

てということですが、不登校傾向にあるお子さんをどのように判断するかは、年間通して欠席日数が30日を超えると不登校傾向のお子さんとして数に入れていくことになっています。

ですから、今の7名のお子さんについて、全く学校に来ていないかというのと、そのようなお子さんはほとんどいません。実際に、全く学校に来ていないお子さんは、親御さんの家庭の事情と言いますか、親御さんの考え方があり、独自の教育活動をされるといった事情がありますので、少しニュアンスが違ってくると思います。

30日を超えたお子さんにどのように対応しているかというのと、家庭訪問や個別学習など、いろいろな手立てをもって、できるだけ学校活動に参加できるように行っています。

それから、今議員からご質問のありましたいじめに関することですが、学校現場では、いじめアンケートを定期的に行い、子どもたちから現状を把握しています。それから、いじめに関する学習を道徳や学活を使って行い、子どもたちの心を育てたり、いじめをなくす取組を日頃から行っております。以上です。

○議長（清水満） 他に質疑ありませんか。風間議員。

○2番（風間行男） 2番、風間です。教育委員会で、子どもたちの交通安全対策はどのように考えてこれから予算づけをしていくのか。それとも違う課にお願いをしていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。交通安全対策ということでございますが、毎年8月上旬に小中学校から危険箇所等、あるいは横断歩道をつけてもらいたいというような要望が上がってきておりまして、それを警察や県道もありますので建設事務所、町道につきましては町の建設水道課、それと教育委員会が全て立ち会いをし、どのようにしていくか決めて、県の関係につきましては県にお願いしながら、あるいは横断歩道につきましては公安委員会等にもお願いしながら、また町の関係につきましては建設水道課にお願いしながら、予算を要求しているところです。よろしくお願いします。

○議長（清水満） 他にありませんか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 行政報告書 290 ページ、中段の（3）子ども読書活動推進委員会、これの③ノーメディアデーについてお尋ねいたします。

行政報告書には、30年度は6月26日、12月13日、2月12日、保育園・小学生向けにはチャレンジチラシ、中学生向けに啓発チラシの配付を行っているとあります。後段では、保護者を対象に講演会等を開催しているという実情について理解したわけでございます。非常に今、メディアに関する社会現象が大きな問題になっており、過日も新聞で大々的に問題点等について報道されました。

その新聞報道を見ると、やはり勉強や睡眠時間の減少や隠れて使っているなど、いろいろな問題点が報道されました。町の教育委員会として、3回のチラシをやったということで非常に良いことですが、この3回のチラシの配付で最終的にどうであったかという検証をされたかどうか、その辺についてお聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

○教育長（馬島敦子） お答えします。ノーメディアデーについては、もう何年か取り組んでいるわけですが、その検証というご質問でした。

検証につきましては、1回目、2回目でアンケートを取りました。最初の年は、実施は年1回だけでした。保育園・小学校・中学校と、保育園は保護者の方だけですが、小学校・中学校は、お子さんと保護者の方にアンケートにお答えいただきました。その結果として、大変効果があるということが分かりました。

例えば、ノーメディアデーと言っても、絶対にメディアに触れてはいけないということではなく、その家庭の実情に応じて、例えばご飯のときはテレビを消すとか、いつもは4時間ぐらいゲームやテレビを見たりしている子は、ノーメディアデーの日は頑張って半分に減らすとか、中には今日は1日何も見ないでやろうとか、個人の目標を定めて取り組んでももらいました。

その結果、食事が静かにできて家族と久しぶりに話しができたとか、夜ぐっすり眠れたなどの回答がありました。保育園ではそれに合わせて、お母さんに読み聞かせ用の本をいつもより

多く3冊貸し出しをするなどして、その結果、子どもとの触れ合いができたなどの回答を得、効果が認められました。今は、学期に1回行い、年3回に増やして取り組んでいます。

しかし、その効果については、1年目、2年目とアンケートをしてもそう大差がなかったので、今年はアンケートをしていません。ただ、この取組もこれからずっと同じことばかりやっていたら、マンネリ化し、形骸化してしまう恐れもあるので、委員会で取組の仕方について検討していくことは考えております。

先ほど不登校のお話もありましたが、現在、いじめによる不登校というのは確認されていません。現在、不登校傾向のお子さんの中でいちばん深刻なのが、ゲームやSNSなどのメディアにどっぷりはまってしまい、昼夜逆転の生活になってしまって学校に来られなくなるというケースです。ゲーム漬けの生活になってしまうという悪循環が大きな影響を及ぼしているというのは、飯綱町でも見過ごしできない状態にあることは事実でございます。

メディアを否定するわけではありません。メディアの有効性というのは十分認識して、それを上手に使うということを考えながら、メディアと上手に付き合っていくということを考えていきたいと思います。

蛇足ですけれども、後日、小学校の家庭教育学級が開かれますが、今回は三水小学校でメディアについて行うようになっております。以上です。

○議長（清水満） 他にありませんか。大川議員。

○14番（大川憲明） 行政報告書274ページ、決算書164ページ。この飯綱町奨学資金制度ですが、30年度申請は5件で認定も5件ということですが、これは増やすわけにいかないでしょうか。

というのは、今、飯綱町からも高校を卒業する人のかなりの人数が大学へ行っていると思います。これが5件で終わってしまうと、これだけの数しかないと言えば早いもの勝ちで終わってしまうので、あとは国のほうでやっている奨学金を利用している人が大多数であると思います。

それで、奨学金がみんな無利子になって払わなくてもいいと言うのならいいですけれども、

そうではないですから、卒業した途端に借金漬けの大学卒業生ができてくるので、この辺をもっと増やして、飯綱町の場合はここへ帰ってくれば何年間とか、そういうのがありましたよね。そういうふうにやれば、借りる人も増えるのではないかと思います、予算的にはどうでしょうか。以上です。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。奨学資金の貸付金でございますけれども、特に制限はございませんので、申請がありましたのは受付しているところでございます。平成30年度は5件の申請でありまして、これは教育委員会で認定をしますが、認定には成績と所得要件がありまして、それがクリアできれば認定してございます。

ですので、特に制限はございませんので、なるべく申請をしていただければと思っておりますけれども、PRが足りないようでしたら、時期的なものもありますので広報等でPRはしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 他にありませんか。

傍聴者の皆さん、大変ありがとうございました。

またお越しいただける日をお待ちしております。

ここで暫時休憩に入りたいと思います。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの風間議員からの質問に対して少し訂正がございますので徳永企画課長から説明をお願いします。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 先ほど、多世代交流施設の消費税のことでご質問いただきまして、今、風間議員さんに確認しましたら、少しご質問の趣旨が違ったようでございますので、訂正をさ

せていただきたいと思います。

先ほど前払金と部分払いのお話がありまして、私は、前払金、部分払いというのは既に済んでいるもので、今後 10 パーセントになった場合、それに対してまで 2 パーセントがまた課されるのかという趣旨で、「2 パーセントは払う必要がありません」という回答を申し上げたわけですが、風間議員さんはこれから発生する支払いに対してというご質問だったようでございますので、部分払、前払いに関しては、もう 8 パーセントで精算が済んでおりますので、それで終わりですけれども、これから 10 月以降に発生する支払いに関しては、10 パーセントの消費税が必要ということで、追加でご答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 進行します。

第 11 款 災害復旧費、決算書 198 ページから 200 ページ。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第 12 款 公債費、決算書 200 ページ。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 進行します。

第 14 款 予備費及び実質収支に関する調査並びに財産に関する調書、決算書 200 ページから 207 ページ。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。

歳入につきましては、一括して質問を受けます。

決算書 9 ページから 34 ページ。

質疑のある方はおられますか。風間議員。

○2番（風間行男） 行政報告書9ページの29年度臨時財政対策費で、長野信金から0.3パーセントで29年度買い取りましたが、29年度は1.30パーセントになっています。どうして1.30パーセントまで上がったのでしょうか。

○議長（清水満） 藤澤財政係長。

〔財政係長 藤澤茂行 登壇〕

○財政係長（藤澤茂行） それでは、今の臨財債のパーセントの関係ですが、29年度は、10年後の借換えということで決定してあります。30年度につきましては、20年の固定の利率ということで設定方法が違いますので、利率は1.30パーセントということになっております。29年度は、10年後に借換えになりますので、10年後に借換えをするときにどんな率になるかは分からないという形になります。返済方法の違いで率も変わるということになっています。以上です。

○議長（清水満） 他に質疑ありませんか。青山議員。

○10番（青山弘） 10番、青山弘です。決算書の16ページをお願いします。一番下段の国庫補助金であります。1の総務費国庫補助の予算現額が2億7,465万5,000円。それで、収入済額は1億8,750万余ということで随分差額があるわけですが、申請したけれども認めてもらえなかったという理解になるわけですか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。予算額と決算額に開きがあるわけですが、17ページの上段に新型交付金ということで、地方創生推進交付金の決算額が出ておりますが、前からお話しさせていただいているとおり、「住み慣れた地域に住み続けられる町形成事業」が繰越事業となっておりますので、予算額は当初の予算のままですけれども、繰越しとなっている部分については後年度での歳入となりますので、ここでその差が出ております。予算額を繰越した分を減らすという補正はしませんので、その差額が出ているという形になっております。

○議長（清水満） 青山議員。

○10 番（青山弘） 10 番、青山弘です。17 ページ一番下の土木費の国庫補助金もそういうことになるわけでしょうか。7,367 万円というのが予算現額で収入済額が 4,536 万というのと、次のページ一番上の教育費国庫補助金も、予算現額が 4,771 万 5,000 円で収入済額が 576 万 4,000 円と、大きな差が出ているわけですが、今と同じことでよろしいのかお聞きします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 行政報告書をご覧いただきたいと思いますが、21 ページの第 2－19 表になります。令和元年度への繰越事業の一覧が載っております。

先ほど徳永課長が申した総務費の関係で、「住み慣れた地域に住み続けられる町形成事業」は 4,900 万余が未収という形で載ってきます。土木費等も道路橋梁費で載ってございますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 以上で歳入を終わります。

最後に、全体を通して質疑のある方はおられますか。原田議員。

○13 番（原田重美） 13 番、原田です。全体を通して、改めて町長にお聞きしておきたいと思います。

行政報告書の 23 ページの財政状況の分析という辺になろうかと思いますが、飯綱町の財政は、財政健全化判断比率が 1、2、3、4 つあるわけですが、いずれも現段階では問題ないということで、監査でも評価されています。

町長も、そのことに対して自信を持ってご挨拶の中で言われたということで、私も職員の皆さんの運営を評価して、ありがたいと思っているところですが、そうは言ってもいろいろな数値を拝見すると経常比率はかなり高いわけでありまして、あるいは財政力指数も 0.28 でいずれも変わっておりません。

そういう中において、今後新たな事業と起債の増加が想定される中で、数値が上がっていく

ことも予想される将来負担比率、これらについても不安がないわけではありません。人口が減り高齢化が進み、収入が減る中で住民サービスというものを、社会保障を中心に見ていかなければいけないということになると、なかなか大変な事態もこれからは起きていくと思います。

まず、その辺についての町長の姿勢を改めてお聞きしておきまして、また続けてお聞きしたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。最初の開会の挨拶の中でも申し上げましたが、議員がおっしゃるのは個々の細部の歳入、そして今後予定されている歳出に対しての財政運営だと思いますけれども、経常収支比率についてのご指摘がございましたが、これは今の地方公共団体のような人を中心にしたサービス業というのは、願わくは経常収支比率が半分ぐらいで、半分は投資的に回っているという運営をしていけるようなら良いですが、私はある意味では合併する前の両村の状況でも 80 パーセント前後で推移しているのが、この職種の一つの例なのかと感じております。

したがって、経常収支比率を削減していくというのは大きな目的にはなるとは思いますが、それを削減することによって、かなり住民への圧迫、職員の圧迫につながるというのは、私は注意していかなければいけないと思っています。

財政力指数は、昔から 3 割自治体ということでやってきました。驚くなかれ、「日本一のりんごの町」等々をスローガンにして、地方創生事業でも世界に誇る産業形成等々で、農業にこれだけお金をつぎ込んできておりますけれども、所得税、住民税を課税させていただいた残った金額というのは、3 億円足らずです。全てを税金で納めてもらっても 3 億円です。3 億円で 10 パーセントの住民税、10 パーセントや 6 パーセントの所得税ということで税金を納めてもらっている。ここに、なかなか 3 割自治体から脱皮できない大きな原因があるだろうと構造的には思います。

しかし、住民の幸せや生活の安定とか、もろもろ考えた場合には、決して財政力指数が 0.3

前後であっても、運営によっては十分運営していけると思っております。自主財源をアップするために企業誘致、また人口増対策、特に人口増対策は交付税というものが頼りになっていますので、その意味では共通の認識の下に人口増対策というのを取り組んでいただいて、ご協力をいただきたいと思います。

全体としては、財政見通しも必ず議会のたびに申し上げてございまして、単なる希望的数値を申し上げてきているわけではございません。

先日の開会挨拶で申し上げました起債の残高は、元利を含めて 155 億円でございます。そのうち一般会計の起債は 70 億円余り、そのうちの 7 割から 8 割は交付税措置が高い率である借金でございます。そういうような工夫、知恵を働かす中で、油断することなく財政運営をやっていけば、議員のご心配のようなことにはならず、人口減についても何とかサービスを維持しながらやっていける財政基盤を構築するために、今後も努力していきたいと思っておりますので、ご協力をお願いして答弁にしたいと思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○13 番（原田重美） 町長の改めての決意をお聞きしましたが、具体的に人口増、あるいは企業誘致、そのほか自主財源を増やしていくというのは、将来負担をなくして、今の子どもたちの頃になったら大変な状況になってしまったというのでは話にならないので、その辺は是非注意をしていかなければならないし、留意していただきたいと思います。

それからもう 1 つ、地方創生事業の交付金を非常に有効に使って、それに頼っているところも大きいわけです。飯綱町の場合は、小澤前副町長が総務省から派遣される中で、非常に他の市町村もうらやむくらいにいろいろ事業展開が進んできた。これからもそういう流れなのかと思いますが、いつまでもそれを続けていけるものなのでしょうか。

推進交付金もあるけれども、その事業をすることによって、もちろん町の財源というものも使っていかなければならない。起債もやらなければいけないだろうし、積立基金の取崩しということもやらなければなりません。これらも創生事業の交付金を使っていくというのは悪いことだとは思っていませんが、十分注意して検証も進めながらやらなければならないのではないかと

と感じるところもあるわけでございます。その点、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 地方創生事業を導入しているのは、前にも申し上げましたけれども良い借金でもあればいいですけれども、過疎債もない、特別豪雪地帯でもない、そういう状況の中で国の支援を受けられるのは地方創生事業だということで取り組みました。

これには、いわゆる計画をつくって、計画に基づいて事業を組み立ててきたもので、一つの計画が5年なり6年の計画で、終結を向かえようとしているわけです。だから、新たな展開をしていこうというときには、やはりまた新たな計画、計画変更をする中で実施をしていかないといけません。

次から次へと、あれもやろうこれもやろうというのではなくて、繰り返しになりますけれども学校の跡地利用というのをしっかりやりたい。基本である農業について、足腰の強い農業、儲かる農業についての整備をしたい。そして、コンパクトシティではないですけれども、まちづくりについても、機能的で効率的な町に公共交通機関等々含めて整備をしたい。この3つ、4つ、5つの大きな目的の中で、地方創生事業に取り組んできたわけでございます。

だから、1つの成果の段取りができたという後においては、また新たな展開としてどうしていくかということをしっかり考えた上で全体の予算を考えていかないと、いつまでも国庫が半分あって、半分の自主財源をずっと付け続けていくということは、あまりにも策のない話だと思います。

したがって、創生事業というのはとてもありがたい事業ではありましたが、私は、ずっとただただ続けていくということではなくて、一つの区切りの中で整理をして取り組んでいくというふうに進めていきたいと思っています。

○議長（清水満） 他にありませんか。原田議員。

○13番（原田重美） 町長の考え方は、今言われたことなど理解できるわけですが、いつもそう

ですが、予算の執行率等を見ても、予算額の編成の仕方が少しオーバー過ぎているというよう
なことで執行率が下がってくるという部分も、先ほどからいろいろな質問、私もありましたけ
れども皆さんからもありました。やはり、きちんと見通しを立てて予算を執行していつてもら
う。予算額を立てる。それを執行するというようなことも、大事なことになるのではないかと
思っています。

そのようなことも留意しながら、基準財政収入額、需要額、この関係の中で予算を立ててい
った場合に、今の予算規模ということも、そういう意味でただただオーバーな予算を組み立て
ていくことがいいのかどうか。そういうことも問題として残らなければいいと思っています。
その辺のところも十分気をつけてやっていただきたいと、あえて要望しておきたいと思います。
以上です。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 予算編成において、少なくとも「オーバー目に予算を持て」と、よほどそ
ういうことを言ってみたいですけれども、言ったことは全くございません。「できればもっと切
れ」と言っています。

予算編成は、逆に言えば切ることが仕事のようなものですけれども、しかし、こうやって不
用額が出てくるのは、例えば設計業務で 100 万円の設計額の出ているものについては、100 万
円の予算を持っていないと工事発注ができないという理屈になっています。しかし、実際には
70 万円ぐらいで落ちるだろうから 70 万円の予算あれば良いというのは駄目です。100 万円の設
計書で入札するのに 70 万円の予算しか持っていないということはありません。30 万円の差額
が出ても、それを違うところに使ってしまうというのも駄目で、ある意味では返してもらいた
いというぐらいです。

70 億円を超える予算で 5 億円ほどの不用額、こういう不用額にもいろいろなものがあります。
議員ご指摘のような取組もなかったような不用額もあり残念ですけれども、全体の額としては、
まずまずのパーセンテージかと思っておりますけれども、ただいまのご指摘を深く胸に留めて

予算編成に当たりたいと思います。

○議長（清水満） 全体を通して質疑ある方おられますか。荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 直接、歳入歳出には関係しないですけども、いただいた行政報告書を見て、そこら辺について見解を求めたいと思っておりますけれども、議長よろしいですか。

○議長（清水満） どうぞ。

○8番（荒川詔夫） それでは、議長の許可をいただいたので、これから見解を求めたいと思います。

まず、今、申し上げましたように平成30年度の行政報告書について、私は全てのページを確認しておりませんが、記載されている事務事業の課題整理の仕方について、29年度と全く同様な記述がされているというところが散見されたわけでございます。

昨今、社会情勢も年々変化しているということで、それらに連動いたしまして町の行政の事務事業の内容も非常に増えつつあって、かつ複雑多岐にわたっております。職員の皆さん方は、ご苦労をいただいているのではないかと考えております。

しかし、こういうような背景の中で、多忙な業務遂行の中において、決算書あるいは行政報告書の作成は時間的な制約もあることは承知しているわけでございますけれども、要は、これらの書類等については、作成すればそれで終わりではないと認識をしております。

それで、先ほどの指摘のとおり、前年同様の課題整理の仕方について疑義を抱きましたもので、これから答弁を求めたいと思います。お答えいただきたいことは、大変失礼かと思いますが、行政報告書の作成の目的は何か。2つ目、昨年と同様の総括の仕方の是非を含めた見解。そして3点目は、次年度分の行政報告書の作成のあり方。以上の3点について、これは事務的なレベルのため、副町長から答弁をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 合津副町長。

〔副町長 合津俊雄 登壇〕

○副町長（合津俊雄） お答えいたします。行政報告書の目的でありますけれども、これはPD

CAサイクルを回す上でも、大変重要な一つの手段だと考えております。

各自が任されている事業についての反省と課題を整理し、次の年度に向けていくための大きなステップでありますので、これはいささか事務的に煩雑な部分はあるかと思いますが、引き続き取り組むべき事業であろうと思っております。

その上で類似のコメント、記載内容が続いているということに関しましては、昨年も町長から、このところの見直しについては、しっかり取り組むようにと再三伝えてあるところであります。ですので、各自、各課、各係においては、しっかりと見直しをした結果として、どうしてもやむを得ず記述が同じになってしまったというの中にはあるかと思います。

ただ、議員ご指摘のしっかりとした検証ができているかどうかということについては、引き続き職員にも呼び掛けまして、次の年に向けた、また今年の事業執行中でありまますので、今年の執行に向けての取組の1つとしても、検証というのはしっかりとさせていただくように呼びかけていきたいと思っております。以上です。

○議長（清水満） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） それでは質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時でお願いします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど風間議員から消費税の質問がありましたが、企画課で資料を準備していただきましたので、徳永企画課長から少し説明をお願いします。徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 訂正の機会をいただきましてありがとうございます。消費税の取扱いについてでございますけれども、午前中に二度答弁をさせていただきましたが、いずれの答弁も撤回させていただきます、消費税の正しい取扱いについて別紙を配付させていただきますので、これによりご説明をさせていただきたいと思います。

チラシに大きく記載されておりますとおり、本年3月31日までに契約すれば消費税が8パーセントのままとなる経過措置があるということでございます。また、その下の欄の青で書かれた原則というところをご覧くださいますと、原則は引き渡し時の消費税で計算するとされているわけですが、これには今申し上げた経過措置があるということでございまして、その隣の経過措置をご覧くださいますと、法の定める指定の日の前日までに契約した請負工事では、消費税増税後の引き渡しでも消費税は8パーセントのままとなるという経過措置がございます。

下の欄の例1というところをご覧くださいますと、指定日というのが4月1日でございますので、本年4月1日より前の契約であれば、本年10月1日の増税日以降の引き渡しであっても、8パーセントの消費税が適用されるということになります。

多世代交流施設につきましては、引き渡しは増税後となるわけでございますけれども、いずれの工事につきましても平成30年中、昨年に契約されているものでございますので、この経過措置の対象となりまして、消費税につきましては8パーセントが適用されるということになります。

ただしということでございますけれども、その下の例3にありますとおり、今後工事にも増額が発生した場合、指定日である4月1日以降の増額ということになりますと、この増額部分のみは10パーセントとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上、訂正のご説明とさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。お詫びを申し

上げ訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第 55 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 2、議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 209 ページから 218 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 55 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 56 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 3、議案第 56 号 平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 219 ページから 230 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 56 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 57 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 4、議案第 57 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とします。

決算書 231 ページから 249 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 9 番、伊藤まゆみです。所属の委員会に付託をされるものですが、基本的なところをまずお聞かせいただきたいと思います。

平成 30 年度から、国民健康保険が県へ運営が代わった初年というところで、農業収入の落ち込みにより実際の保険料自体は大幅な伸びにはならなかったわけですが、保険料も引き上げたという経緯がありました。そういう中で、歳入歳出の差額が 8,000 万を超える額になったということについての分析をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えいたします。今、議員のご質問の中にもありましたが、保険税につきましては、平成 30 年度に 10 年ぶりで引き上げをさせていただきました。

ところが、税率自体は引き上げたわけですが、行政報告書の 315 ページを見ていただければと思いますが、一般の現年分でご説明申し上げますと、調定額をご覧いただきましてもお分かりのとおり 540 万円ほど調定額が下回っているということで、税率自体は引き上げをしたわけですが、所得の落ち込み等があったというような影響を受けて、調定額も下がってしまいました。

あと、今までの資産割をなくしたことにより、資産割で大体 2,000 万円近く毎年入っていたのですが、その分がなくなったということで調定自体も落ちてきております。

それと、歳入歳出で 8,000 万円ほどの不用額という話ですが、保険給付費自体を県がみるということがありまして、そのときの、例えばインフルエンザとか、そういう大きな波が来たときに緊急的に出るようなお金というのは、その場では発生はしないですが、県への納付金自体は翌年度以降で影響が出てきます。たまたま、平成 30 年度におきましては、納付金が想定より少なかった、激変緩和措置がまだ効いている最初の年ですので、差額が大きくなったということでございます。

差額自体は、最初の年は 8,000 万だったわけですが、激変緩和で 5,000 万円近く受けているということがありますので、それがなかったとすれば、黒字額は 3,000 万円程度だったということで理解をしております。以上です。

○議長（清水満） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 57 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定し

ました。

◎議案第 58 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 5、議案第 58 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 251 から 261 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 58 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 59 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 6、議案第 59 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 263 ページから 289 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 9 番、伊藤まゆみです。代表監査委員さんから大変大きな評価を受けま

した、基金総額が2億5,600万円を超える額となってきたということに対してですけども、はっきり言って、これだけ多くの額を第1号被保険者及び2号保険者の分もあるわけですが、ご負担を過度にいただいてきたという結果の積み重ねということになってくるのではないかと考えるわけです。

それで、以前からずっとこの点を指摘しますと、担当からは団塊の世代が75歳に達するときのための、やはり備えというご説明を受けてきたわけですけども、先日、国のほうで、この介護保険第8期を迎えるにあたっての制度の見直しを検討するための会が立ち上がったという形が出てきています。

国も、やはり介護保険に関しては給付費の関係での負担が増えてくるという状況にあるわけですので、いかに抑えるかということは当然考えてくるという中においては、確かに自治体とすれば、そのときになって急に保険料が上がって、その当事者となられる方々の負担が莫大に増えるというところは、何とかしなければというお考えもあるかとは思いますが。

しかし、それに備えてという形の中で、ご高齢であり亡くなる方も増えていくという加入者の方々に、過大な負担を強いてきたということに関しての見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご指摘の言いたい意味は分かりますけれども、この保険料を決定するに、それぞれの見通しを立て、その結果を踏まえ第5期、第6期とやってきているわけです。

したがって、過度に高齢者に負担をお願いした結果、基金として残っているのをどう総括するのかという、これは結果論でこういう数字が出てきておりますけれども、場合によっては不足するぐらいの歳出があったかもしれないということは誰でも予想できないことだし、これからもそうだと思います。

ただ、議員の意見を百歩譲って受けて、いわゆる介護保険事業の中で基金というものを一体どのぐらい持っていれば良いものか。そこら辺が単に将来、将来と言っても、現在納めている

人たちの世界の中で精いっぱい削減できるような保険料で徴収をさせていただくのが、本来の意味かと思います。一定の基金ができましたので、これを基にまた新たな第8期に向けての保険料を検討したいと思っております。

私は、国がどういう制度を考えてくれるか期待をしたい点もございますけれども、我々団塊の世代、言い方を変えれば、ベビーブームの我々が75歳を超えていくようなときの負担というのは、町としても非常に大きな負担という意味では大変心配な材料であることは間違いないと思っています。

○議長（清水満） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第60号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第7、議案第60号 平成30年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とします。

決算書291ページから303ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。石川議員。

○7番（石川信雄） 7番、石川です。行政報告書の346ページですが、令和2年から公営企業

会計を適用するということで、文章の一番後に「下水道使用量の適正な原価計算に基づく、料金水準の設定及び定期的な使用料改定を実施」とあります。このことは、具体的に値上げされるのかと思いますけれども、町民の方に向けてこういったことをどのように広報されているか。また、どのぐらいの幅があるのか。そういったシミュレーションをされていると思うわけですが、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。令和２年度に公営企業会計に移行していくというところでございますが、現在、その作業中でございまして、料金の改定が伴うのかというところはまだ貸借もできておりませんので、これからというところになると思います。広報等が必要であれば、住民の皆さんに広報してまいりたいと思います。

また、シミュレーション等は確実にできておりません。

○議長（清水満） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 60 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 61 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 8、議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書の 305 ページから 318 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 61 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 62 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 9、議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定を議題とします。

決算書 319 ページから 327 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第 62 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 63 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 10、議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

決算書 329 ページから 337 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 63 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎議案第 64 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 11、議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

決算書 339 ページから 376 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第 64 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにし
たいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定し
ました。

◎議案第 65 号の質疑、付託

○議長（清水満） 日程第 12、議案第 65 号 平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算の認定につい
てを議題とします。

決算書 377 ページから 408 ページ。

質疑を行います。

質疑のある方はおられますか。風間議員。

○2 番（風間行男） 2 番、風間です。前年度は不納欠損が 103 万ほどありました。今年は 51 万
7,000 円となっていますが、この主な原因は、どんな原因で不納欠損になったのかお伺いしま
す。

○議長（清水満） 大川病院事務長。

○病院事務長（大川和彦） お答え申し上げます。この不納欠損の内容につきましては、入院・
外来の診療費でございますが、主なものは患者さまが死亡されて身内の方もいらっしゃらない
ということで、もうお支払いいただけるすべがないという方と、請求書をお送りしているわけ

ですけれども、行き当たらない、住所不定になってしまっている方が主なものでございます。

もう1つは、亡くなられたご家族の遺族の方が生活保護であるとか、そういうことで支払い能力のない方がいらっしゃるという方、そういう方はいろいろご相談申し上げてきたわけですが、全然対応できないということで、もう5年以上経っていることもあって、やむを得ず欠損にさせていただいたという経緯でございます。よろしくお願いします。

○議長（清水満） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（清水満） お諮りします。

9月5日の本会議は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて午前9時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、9月5日の本会議は午前9時に開くことに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1時27分

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

議事日程（第 3 号）

令和元年 9 月 5 日（木曜日）午前 9 時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	清 水 均	2 番	風 間 行 男
3 番	中 島 和 子	4 番	目須田 修
5 番	瀧 野 良 枝	6 番	原 田 幸 長
7 番	石 川 信 雄	8 番	荒 川 詔 夫
9 番	伊 藤 まゆみ	10 番	青 山 弘
11 番	樋 口 功	12 番	渡 邊 千賀雄
13 番	原 田 重 美	14 番	大 川 憲 明
15 番	清 水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	代表監査委員	山 本 孝 利
農業委員会長	清 水 藤 一	選挙管理委員長	三ツ井 吉 次
総 務 課 長	原 章 胤	企 画 課 長	徳 永 裕 二

税務会計課長	永 野 光 昭	住民環境課長	梨 本 克 裕
保健福祉課長	山 浦 克 彦	産業観光課長	土 屋 龍 彦
建設水道課長	土 倉 正 和	教 育 次 長	桜 井 俊 次
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課長補佐	高 橋 秀 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	荒 井 智 雄
---------	---------	-----------	---------

一般質問一覧表

順	議席	氏 名	発 言 事 項	答 弁 者
1	2	風間行男	1. 東高原別荘管理委託業務について	町 長
			2. 天狗の館の指定管理について	町 長
			3. 芋川日向から東柏原への道路の有効活用について	町 長
2	6	原田幸長	1. 骨髄バンクへのドナー登録について	町 長 教育長
			2. 骨髄移植後のワクチン再接種への助成について	町 長
			3. 風疹対策の強化について	町 長
3	7	石川信雄	1. I C T教育等について	町 長 教育長
4	4	目須田修	1. 「この町をどうしたいのか」改めて施策を問う	町 長 副町長
5	12	渡邊千賀雄	1. 牟礼駅前整備に伴う今後の課題への考えを問う	町 長
			2. 公共施設の弱者対策について	町 長
6	1	清水 均	1. 市町村における子ども（20 歳未満）の貧困対策計画の策定について	町 長 教育長
			2. いじめ、ひきこもりなどによる不登校の実態とその対策について	町 長 教育長
			3. 決算について	町 長
7	5	瀧野良枝	1. 子育て世代への切れ目ない支援「飯綱町版ネウボラ」の早期実現を	町 長 教育長
			2. 住民との協働による持続可能なまちづくりの更なる推進を	町 長 教育長
			3. スポーツを活かした観光まちづくりと地域活性化策を	町 長
8	9	伊藤まゆみ	1. 後期高齢者医療保険料町独自の助成を	町 長
			2. 水道事業の今後は	町 長

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清水満） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆さん、おいでいただきましてありがとうございます。

本日は、会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和元年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（清水満） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力願います。

◇ 風 間 行 男

○議長（清水満） 発言順位1番、議席番号2番、風間行男議員を指名します。風間行男議員。

〔2番 風間行男 登壇〕

○2番（風間行男） おはようございます。2番、風間行男です。事前通告に従い順次質問したいと思います。

最初に、東高原別荘管理業務についてお伺いいたします。草刈りの算定基準について、全員協議会での課長の話では、作業報告を基準としているが、時間、男女についての疑義があります。草刈り作業は、男と女ではかなりの差があることは明確です。さらに、草刈りの時間の確認が極めて不透明です。

前回の答弁で、課長は別荘管理委託費参考価格で 950 万円とのことですが、参考価格とは何を参考にされたか町長にお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。お答えを申し上げますけれども、議員のご質問は、草刈りについての算定基準等々がどうなっているかというお話でございますが、別荘管理の関係についての委託をしている業務は、別荘内の見回りとか、側溝の泥上げ、邪魔になっている立木の伐採、鍵を預かるなど、もろもろの業務を総括的に受けている中の一部が草刈り業務でございます。業者から出してもらった見積書等々もございますので、細かな数字的なことは課長から申し上げます。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、町長から話しがあったとおり、現在、町は指定管理者と別荘地内の管理業務について年間 950 万円で委託しております。

委託の内容につきましては、道路沿いの草刈り業務だけでなく、別荘地内の巡回・巡視業務、ごみ処理業務、側溝上げ業務、公共交通や公共施設に影響のある立ち木の伐採業務、別荘所有者からの問い合わせや不在期間中の鍵の保管、あと管理棟 3 カ所の管理等でございます。

委託料の額につきましては、指定管理業者から見積書を徴取いたしまして、毎年契約を締結しているところでございます。

町は、指定管理者に別荘地内の管理業務全体を 950 万円で委託しておりますが、そのうち、草刈り業務にどの程度の金額が掛かっているのか、正確な金額は把握ができておりません。

ちなみに、別荘地内で、現在、指定管理者が草刈りを行う路線の距離は 31.3 キロで、おおむね年 2 回程度の草刈りを実施しているところでございます。道路の両側、それぞれ幅 1 メートルで草刈りをする、草刈り延長が 31.3 キロメートルですので、1 回当たりの草刈りをする面積というのは、6 万 2,600 平方メートルになります。

そして、建設工事の設計単価による道路の除草単価がございますが、直接工事費で1平方メートル当たり60円ということになっております。ですので、設計金額にすると1回当たりの別荘地内の草刈りの費用が、6万2,600平方メートル掛ける60円になりますので、1回当たりの費用が375万円。年2回草刈りをすると、草刈りの費用は750万円という金額になります。よって、これまでの草刈りを含めた別荘地の管理業務全体の委託費950万円は、適正な金額であると町では考えているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 一部、次に私が質問するところまで入ってしまいましたけれども、草刈りの平米数及び長さ等は、恐らくつい最近測られたのだろーと思います。今までは、平米数、長さ等は分からないということでありましたので、私も独自に計算して、今、課長が答弁されたように年間大体12万4,000平方メートルになるのだろーと思われます。総キロ数で124キロになろーかと思ひます。

そこで、町ではメートル60円ということですが、私は50円で計算すると、500メートル50円であると2万5,000円になる。時給2,200円で12時間、年3回やっても1回4時間で8,800円の労賃になるという計算になります。今、キロ数等も測られたのですが、計算方法はいろいろあると思いますが、人材派遣センター等のこともあります、果たして今まではかなりおいしい仕事だったのだろーなと思ひますが、この次またお伺ひしますけれども、算定変え等も検討されているようですが、この31.3、私は年間2回でいいのではないかと思うのです。木の陰であり、草も少ないので、その辺はどうでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、風間議員からお話しがあつたとおり、全員協議会のときには、年3回程度の除草を基準とするということで説明させていただきましたが、確かに高冷地であり、草刈りを年3回するほど草も伸びない状況というのもありますので、新しい募集要綱では、草刈りについては年2回以上ということで、町では公募をしているとこ

ろでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 値上げについて、全協での課長の説明では、10年間値上げがなかったことと、消費税が10パーセントになること、人件費が10年間で18パーセントの上昇があったとのことではありますが、私は人件費には消費税は掛からないと思っております。残りの250万円を消費税の対象としても、値上げの50万円は何を基準とされたかをお伺いします。

○議長（清水満） 風間議員、もう一度お願いします。

○2番（風間行男） 消費税には人件費が含まれないということで、950万の残りの250万に対しての消費税を考えても、50万円の値上げの根拠はどういう根拠で50万と算出されたかというところをお伺いしたいです。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。前回、全員協議会のときに説明させていただきましたのは、過去10年の最低賃金を見ると、10年間で18パーセント上昇しておりまして、これからも国では最低賃金の全国平均1,000円をより早期に目指すとしております。これからも同じペースで最低賃金が上昇していくと、これから先は10年間の平均で、おおむね7パーセントぐらい最低賃金が上昇すると考えており、新たな公募での指定管理料の試算の際は、7パーセントの上昇を見込み計算しております。

実際に、今の別荘管理業務の関係で言いますと950万円ですが、そのうちの人件費分が約640万円ですので、640万円の人件費分については7パーセントの上昇分を掛けて、その他の消耗品や燃料費など、そういったものについては消費増税分を掛けて試算をしていくと、これからの別荘管理業務として係る経費とすると約1,000万円ということで、これまでよりも50万円ほど上がると試算をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 東高原の草刈りは女性の方もやっておられます。先ほども言いましたよう

に、男と女での作業効率はかなり違うと思います。時給計算した場合でも、やはり差がある。

また、第三者の証明があるのか。報告書のみでは証明が難しいのではないかと思います。

さらに、時給は人材派遣を参考とのことですが、人材派遣センターの女性の方の草刈りは見たことがありません。ほとんどプロに匹敵する男性の方がやっておられます。

前回の課長の答弁で、別荘管理の作業に従事した日数は年間 113 日、ここには道路パトロール、草刈り、枝打ち、側溝さらい等が全部入っていると思いますが、延べ 447 人とのことです。私ら総務産業常任委員会で視察したときの担当者の説明では、パトロールは 2 人で、随時 2 時間やっている。このことからしても、従事日数は非常に不思議な日数だと思われます。主な人件費 620 万円とのことです。延べ人数を一人当たりで割りますと、1 万 3,870 円。時給 2,200 円だとしても 7 時間になります。作業に従事した日数が年間 113 日。延べ人数 447 人であると、1 日当たり 4 人で日当が 1 万 3,717 円です。今年度の賃金 821 円、8 時間で 6,568 円、先ほど課長が言われた、これから値上がりするだろうと思われる日給 1,000 円では 1 日 8,000 円。最低賃金、人材派遣センターのものを参考にしても、十分私は満たしていると思いますが、値上げの根拠をお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員がおっしゃる、いわゆる飯綱東高原の別荘管理を今の現実としてはオーガニックさんと契約して、一種の委託をしているわけです。委託という事業については、確かに人件費は、個々に私が風間議員に日当 1,000 円を払う場合には消費税は掛かりませんけれども、有限会社風間商店に委託料として人件費相当分を払う場合には 1,080 円欲しい、消費税が掛かってきます。これは人材活用センターしかり、ふるさと振興公社の助っ人組合しかり、それでみんな大変苦勞をして、今のような体制になってきているわけですが、そこは人件費についての整理をしておいていただきたいと思います。

今、確かに草刈り部分だけを、じかに一個人または一法人に委託し、発注したということになると、今の積算単価でこうだということになると思いますが、1 つ数字を上げなさいという

ことで、地元の請けているオーガニックさんから、ただいま課長から申し上げた数字は、課長のほうで計算したというよりも、オーガニックさんからそれなりの見積書が上がってきたものを分析して、議員さんにお知らせした内容だと思っております。

また、それだけではなくて、「うちの鍵がどこかへいってしまったから、すぐに鍵を届けてほしい」とか、数字に上がってこないような雑用も全て含めて、今までは 950 万円で契約いたしましょうとやってきたわけです。その積算がどうだという問題は、また議論をしなければなりませんけれども、先ほどの今後 10 年間は額を変更しないでやっていきたいという町の方針となると、向こう 10 年の最低賃金のアップ等々をある程度見込んだ中で、50 万円ほどアップした 1,000 万余りの値段が出てくるので、そこで新たな委託契約をしていきたいという一つの考えを申し上げたと理解していただきたいと思います。

○議長（清水満） 風間議員。

○2 番（風間行男） 今、1,050 万なりの見積りですが、当然これは入札ということでやっていくわけですね。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、来年 4 月以降の指定管理者については、先月 27 日より公募を開始しているところでございます。

これまで、町は別荘管理、公園管理業務等を指定管理者に一者随契で契約し、管理委託費を支出し、その一方で施設の利用料を指定管理者から受けていたところでございます。

来年 4 月からの指定管理の新しい募集要綱につきましては、別荘管理業務、公園管理業務等を指定管理業務に含めて、これまでの別荘、公園管理等の委託費から町収入となる施設利用料を差し引き、その差額分を指定管理料として町が指定管理者に支出することにしております。

新しい募集要綱では、町が指定管理者に支払う指定管理料の上限を 1,080 万円ということで募集しております。これは、1,080 万円を払うということではなくて上限です。

応募者は、申込みの際に企業努力で指定管理料を 1,080 万円未満の数字で提案することが十

分考えられます。指定管理料というのは、別荘管理業務等の委託業務を含めて算出しておりますので、ここで別荘管理業務等の業者選定に競争性と透明性が生まれることになると、町では考えているところでございます。

いずれにしても、町は応募者の増加による競争性の向上を図りながら、飯綱東高原を活性化できるような指定管理者を募集してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 別荘所有者、別荘土地所有者からの管理委託料の見直しについてお伺いします。

少し横へそれますが、別荘地以外の道路維持管理は地区・区ごとにやっているのが現状です。また、町道、県道等は隣接農家が自発的に草刈り、維持管理をしています。町としてのお考えを町長にお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今は土地だけを持っているお客さまには 7,000 円、建物を建てていらっしゃるお客さまには年間 2 万 2,000 円をいただいております。

これは、そもそも別荘を取得するときに、地域開発公団とお客さんとの売買のときに、別荘管理についてはそういう形を尊重してほしいという条文もあって、どなたも別荘管理については契約をさせていただくという流れの中でやってまいりました。

新たに、日商岩井、後の双日が経営をしましたサニーハイランドについては、従来、会社で別荘管理をやっておりました。別荘管理委託料は、今、私どもいただいている別荘管理料の 3 倍、4 倍の値段でございます。その代わり、お一人が常駐して管理棟に 24 時間体制でいらっしゃる。全てのこまごましたオーダーについて、機敏な対応をする。

そもそも別荘地を持っているお客さんというのは、そういう人たちがいらっしゃるのだから、お金は高くても十分なサービスをしてもらえば十分だというお客さんがサニーハイランドはほ

とんどでございましたけれども、サニーハイランドは双日が撤退して、町が請けるというときからは、町と同じ値段でお願いをしたい。サニーハイランドは高く、つつじヶ原が安いというのは全く意味が通じないということで、今は全部同じ料金でお願いをしてございます。

ここ4、5年になりますが、別荘所有者のオーナーさんと町との懇談会を7月の末に定期的で開催してきてございます。道路の改修とか、別荘の中の木をもっと切って明るくしてほしいとか、もろもろの要望がございましてけれども、私にはこれまで特に強く別荘管理委託料は払いたくない、安くしろという話は、ほとんど聞こえてきていません。

ただ、現実としては、払いたくないということで拒否をされている方、7,000円も納めるのだからもっといろいろなサービスをしろというお客さんがいることは存じておりますけれども、今のところ、私は安いほうで非常に妥当な値段だと思っています。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 別荘管理の共益費は年間いくらで、別荘管理全体で町が支出する金額はいくらかを課長にお伺いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、別荘共益費の平成30年度決算額、いわゆる町の収入は、1,076万5,000円でございます。

続きまして、別荘管理事業の平成30年度の決算額、いわゆる別荘管理委託費を含めた別荘関連の町の支出額は、1,020万630円でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 別荘管理共益費について、今後、町はどのようにお考えか町長にお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 飯綱町の今後を考えた場合に、つつじヶ原、しらかば等々の別荘は、全部

で大きく4つくらいの団地に分かれて持っています。1,600区画近いものです。あれをいかに利用して、交流人口の増や町の活性化につなげていくかというのは、1つのキーワードだと思っています。したがって、うっそうとした別荘地ではなく、非常にしゃれた、行きたくなるような、こういう所なら別荘を持ってみたくなるような環境づくりというのは、もっとやっていかなければ駄目だろうという思いはございます。

そのような意味で、今の別荘管理委託料は全て入ってもまだ1,000万ぐらいですので、非常に厳しい歳入ではあるわけですが、固定資産税も別枠で納めてもらっている話ですから、別荘管理委託はこのまま継続をさせていただいて、その中から年間6回くらいは広報を送らせてもらおうとか、せっかく土地を持って固定資産税まで納めていただいているお客さんをただただ見過ごすのではなく、良い意味の交流人口になるようにこれからアタックをしていく。その意味でも、別荘管理委託料はご理解をいただく中で続けていきたいと思っています。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、天狗の館の指定管理についてお伺いします。まず、入湯税の見直しについてお伺いします。

入湯税収入は、3年間平均で年1,100万円。この法定目的税はどこにどのように使われているか。入湯税の充当状況をお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 入湯税は、目的税ということで地方税法上、課税してもよろしいと決まっております。皆さんも、山ノ内温泉、野沢温泉などに一泊いただくと、必ず入湯税というところにいくらかの金額が記載されていると思います。

飯綱町は、今、入湯税を徴収しなければならない事業所としては、天狗の館だけを指定してございます。届け出を受けてございます。以前には、もう1件、上村で入湯税を納めていただく宿舎がありましたけれども、もう温泉ではないということで廃止の届け出を受けているので、今は1カ所だけでございます。

年間 10 万人、1 人 100 円で 1,000 万。私は極めて貴重な財源だと思っております。観光施設というものは、やはりお金をどんどんある意味では使っていかなければ、途中でもう飽きてしまつてなかなかお客さんは来てくれません。

そういう意味では、やはり皆さんの税金もある程度観光開発に使っていけばいいわけですが、願わくは温泉で上がってくる入湯税、そしてゴルフ場の利用税、そういうものを大きな財源として、あの地域の、いわゆる入湯税の目的である 1 つの観光関係の費用に使う。または上村地域の除雪やその他。

入湯税については、その充当先を温泉のどこかの修理に 500 万使いました、上村の除雪に 250 万円使いましたという指定は受けてございません。もし、どこに使っているのかと聞かれば、平たく言えば飯綱東高原、上村を含めたその地域の関係費用に使わせもらっているということです。これは是非ご協力いただいて、続けていきたいと思っています。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 町長の答弁のとおりでございますが、充当先ということでお話しさせていただきます。

決算書の補足説明資料になります行政報告書でございますが、その中の一般会計の決算状況、町税の状況の中で、入湯税は目的税であるとあります。そして、主に東高原ゾーン整備事業の観光事業に充当しているということで記載させていただいております。お願いいたします。

○議長（清水満） 風間議員。

○2 番（風間行男） 租税民主主義の観点から、住民及び入浴者に対して周知することが適当であるとされています。これは、総務省取扱通知 2014 年 4 月に出されたもので、一般会計に繰り入れる場合は、その使途を明らかにすることとされております。今後 10 年、まだ続けられる契約になりますが、目的税である入湯税の充当計画がありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 今後の充当計画ということでございます。財政を担当しております総務課から答えさせていただきたいと思います。

平成 31 年度の予算書には記載してはございませんけれども、先ほどの行政報告書のとおり、地方税法 701 条で入湯税についてはどこどこに使用していきなさいと明記されています。その中で、観光振興ということで明記されておりますので、今後においても観光振興、特に商工費の観光費に充てていきたいということでございます。

ちなみに、平成 31 年度については、入湯税は約 1,000 万円でございますけれども、観光費、特に東高原ゾーン整備事業等につきましては、4,200 万円ほどの歳出という形で計画しております。主にそちらに充てていきたいと財政部局では考えております。

○議長（清水満） 風間議員。

○2 番（風間行男） 今、説明を聞くまで、私も見て少し分かりにくい予算・決算書だったので、できれば事項明細説明書とか、分かるように記載していただけないでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 目的税については、その用途を明らかにしていきなさいということで、総務省から毎年、財政業務の運営に当たっての留意事項で通達が来ております。予算書・決算書の事項別明細書、あるいはその補足説明資料の中で明記していきなさいということでございます。ですから、行政報告書の中で、今後、明記していきたいと思っております。

○議長（清水満） 風間議員。

○2 番（風間行男） 次に、全員協議会で示された資料によりますと、当温泉施設の入湯税が高いことがうかがえます。入湯税を 100 円から 50 円に引き下げることにより、利用者が増え、相乗効果で売店の売上増が見込まれると思います。500 円から 600 円にしたのは、シャワーの設置によるものでした。

同じ経営で、豊野のりんごの湯のシャワーの広さは天狗の館の約 3 倍あります。利用料は 410 円、入湯税 0 円、このことからしても引下げが可能だと思われます。利用料 600 円から引き下

げることで、町民の負担軽減にもなると思いますが、引下げのお考えがあるかどうか、町長にお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 100 円が高いか安いかわという問題だと思うわけですが、確かに 500 円の入館料を 600 円に上げるときに、いろいろなご意見を頂戴した記憶がございます。

温泉に来ていただくお客さんは、年間 11 万、12 万人ぐらいで、7 割から 8 割は町の外の人です。その人たちに 100 円を負担していただいて、年間 1,000 万という金額になってございます。ゴルフ場の利用税も、恐らく 7 割、8 割は町外の皆さんからいただく。飯綱町にとっては、数少ない町外の皆さんからいただく財源でございます。

観光というものも絡んでいますけれども、願わくは 100 円の入湯税だけれども、「なかなかサービスが良いじゃないか」、「玄関へ入ってもごみ一つ落ちていないし、従業員のあいさつも気持ちいい」、何とかそのようなことでご理解をいただく中で、100 円というのが飯綱温泉天狗の館については定着してきていると思いますので、極めて異例な状況が出ない限りは現状でお願いしていきたいと思っています。

○議長（清水満） 風間議員。

○2 番（風間行男） 指定管理者が行う施設修繕の範囲について、お伺いいたします。

私が以前にも質問しましたが、指定管理期間 10 年にすることで、指定管理者自ら投資しやすくなることから、施設の修繕費負担割合 50 万円以上と提案しましたが、今回示された提案は期間 10 年、施設の修繕費負担 20 万円以上ということで、見直しがされませんでした。

近隣施設状況では、須坂の湯っ蔵んどは、指定期間 10 年、施設修繕負担割合 50 万、施設維持協力金 512 万、均等割納付金 120 万円、納付金は利益の 10 パーセントとなっています。

今回提案された内容は、指定期間 10 年、修繕費負担 20 万円以上は町の全額負担です。

そこで私の提案ですが、例えば修繕費 100 万円掛かったとして、指定管理者が行う施設修繕の範囲を 20 万円負担に見直し、残り 80 万円を町の負担としてはと思います。今までは、指定

管理者に負担が掛からないよう 20 万円以上になるまで施設修理を待つ、このような状況では、健全な施設管理運営ができないのではないか。施設修繕費 20 パーセントを負担していただくことで、健全な施設管理が早めにできると思います。

今回の指定管理期間の 10 年先までのことを考えますと、地方交付税減額が余儀なくされると思いますので、今から緊縮財政に取り組むべきだと考えます。町長の考えをお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 一つの提案だと思って、今、拝聴しておりました。今回の募集については、既に公募がスタートしているということで、変更ができる関係については、今、議会に条例改正をご提案している期間について、議会が議決していただいた場合には、期間を延ばす場合もあるという条件で募集をしてございます。

その他については、今の 20 万までは指定管理者、それ以上は町ということで募集を開始していますので、今の段階ではご提案を受けることは難しいと思っていますけれども、実は検討をした経過もございます。

結局、昨年もボイラー、または鉄分を除去するための装置、多いときは 1,500 万ぐらいの設備費が掛かってございます。その 10 パーセントで 150 万、20 パーセントでは 300 万、300 万を指定管理者に負担していただくという今のご提案だと思いますが、町としては、そういう負担をしていただくということは、ある意味では非常にありがたい。しかし、請けている指定管理者としては、本来、基幹的な設備については、指定管理を発注したほうの町が責任を持つべき守備範囲ではないのかという基本的な考え方が、恐らく根強いものがあると思います。

したがって、一つの考え方としては議員のような提案もあろうかと思いますが、業者が撤退していくような場合、耐用年数が 30 年、40 年のような大規模修理をやったような場合、そのときに 20 パーセント負担をした財産の処遇のあり方等々、また詰めていかなければならない問題もあるわけですが、現実的には、今回については 20 万までは指定管理者という、従来の方で進めてスタートしましたので、そのようにいきたいと思っています。

課長からも必要であれば申し上げますけれども、一定の金額を納めてほしいというようなことも、制度を変えてそのスタイルをやめにしたり、もうかった場合にお金を少し納めたりしてもらいたいという項目も加えました。ただ、少しでももうかればいいというのではなくて、一定以上もうかった場合に、その何割かを町に納めてほしいという、非常に業者さんにやりやすいような面も加味しております。総合的にまたご説明申し上げますので、ご判断いただきたいと思います。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） 次に、芋川日向から東柏原への道路の有効活用について伺います。当該道路は、草刈りもされ、きれいに整備されており、起伏の少ない下り坂の多いコースです。

そこで提案しますが、企画の中にあります「自然の中の暮らし魅力創造発信事業」に入れて、芋川日向野球場を出発地点とし、山林コースで空気が澄み切って森林浴が楽しめること、コースの中には誰もいない静かな環境、多くの野鳥の声を聞きながらウオーキングやハーフマラソンコースとして、春は芽吹きコース、夏は木漏れ日コース、秋は紅葉狩りコースのように、年3回の企画で参加者を募集し、民泊、日帰りコースとし、ゴールは三水第二小学校跡地とすることで、赤塩地区の活性化になればと思います。

参加者には、町の農産物や山菜を販売し、町のPRにつながればと思いますが、町長にお伺いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、風間議員のご提案の地方創生推進交付金の「自然の中の暮らし魅力創造発信事業」等を使いながら、そういったウオーキングのイベントを開いたらどうかということでございますが、実は町でも、霊仙寺山の登山道の整備等についても、「自然の中の暮らし魅力創造発信事業」を使って行っているところでございます。

風間議員のご提案のとおり、町の美しい景観を楽しみながらのウオーキングなどの仕掛けづくりというのは、町も非常に重要であると考えているところでございます。

これにつきましては、町も当然ですけれども、観光協会とも相談しながら、そういったイベントについて研究をしていきたいと考えております。町としては、飯綱東高原だけではなくて、農村風景の中を利用したイベントもこれからたくさん考えていきたいと思っておりますので、今後も研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 風間議員。

○2番（風間行男） これで一般質問を終わります。

○議長（清水満） 風間行男議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入りたいと思います。再開は10時でお願いします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時00分

◇ 原 田 幸 長

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号6番、原田幸長議員を指名します。原田幸長議員。

〔6番 原田幸長 登壇〕

○6番（原田幸長） 議席番号6番、原田幸長です。通告に従い質問させていただきます。

はじめに、骨髄バンクへのドナー登録についてです。水泳の池江璃花子選手が白血病であると公表し、マスコミでも取り上げられていましたが、最近はリハビリに努力しているとの報道を聞いており、この場をお借りして、病に負けないで復活を祈っていますと申し上げます。また、そのことにより、骨髄バンクへのドナー登録をされる方が増加したとも聞いております。

さて、本題ですが、白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫などの血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われており、その複雑さやイメージから不治の病と思われがちです。現在は医療技術も進歩したので、血液のがんになったとしても助かる割合が多くなってきているようであります。

治療法は、抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。最近の新聞報道では、遺伝子改変の技術を取り入れ、新治療の開発や普及のためのコストダウンを狙う研究も進んでいるようでございます。

がんを排除する免疫細胞を血液がんの患者から採取し、遺伝子を改変し、攻撃能力を高めた上で体に戻すCAR-T細胞療法は、今年、公的医療保険が適用されたものですが、価格は約3,000万円掛かるとのことです。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、正に十人十色の治療法が選択をされております。その中で、造血幹細胞移植について、啓発の意味も含め、質問をさせていただきたいと思います。

血液のがんを患った人の中には、移植しかないという方もたくさんおられます。文字どおり移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、この方々をドナーと言いますが、ドナーがおられて初めて成り立つ治療であります。その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが、日本骨髄バンク並びに臍帯血バンクであります。

骨髄バンクは、ドナー登録希望者から2シーシーの血液検体を採取し、必要な情報のみ登録します。臍帯血バンクは、提供希望者の出産時に、へその緒から採取した臍帯血をそのまま冷凍保存します。患者にとっては、命のよりどころである組織であります。両バンクともさまざまな課題を持っており、赤字の運営を余儀なくされております。

さて、骨髄バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、18歳から54歳までで55歳になり次第、登録から外れていきます。実際の骨髄提供は20歳以降となります。

平成31年1月現在のドナー登録者数は、全国で約48万人。骨髄移植を行っている他国と比較すると、ドナー登録自体が1桁少ないという現状であります。さらに、残念なことに日本でも人口1,000人当たりの登録者数の最下位はこの長野県であります。順位をいたずらにあおる事柄ではないにしろ、周知啓発活動の不足によるものであるとすれば対策が必要であります。

平成24年の「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の施行に伴い、県や保健所設置自治体等により、さまざまな対策が取られていますが、ドナー登録の実態に対す

る飯綱町の認識と現状について伺います。

町の血液のがんの患者数及び過去に造血幹細胞移植された人数、またドナー登録数をお聞きます。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。町の血管のがん患者数及び過去に造血幹細胞移植された人数でございますが、保健所等に確認しましたが、県の統計として抽出がなく把握ができませんでした。

町のドナー登録者数ですが、3月31日の時点で33名の登録者ということでございます。参考平成30年におきましては29名という数字で、若干登録者数が増えているという現状でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 次に、ドナー登録者を増やす対策についてであります。がん全体に言えることではありますが、罹患率が年齢的に50代で増加に転じ、60代から急増するそうあります。

先ほど申し上げましたが、骨髄移植のドナー登録は54歳までですので、少子高齢化により需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者は増え、ドナー登録者は減ることになります。まずは、啓発普及教育活動が重要となります。

簡単に登録から提供までの手順をご紹介します。講演会や啓発事業に参加したり、知人から勧められたりして登録してみようと思った方は、決められた場所で十分な説明を受け、2シーシーの血液を採取し登録となります。

造血幹細胞移植の1つである骨髄移植は、白血球の8つの形の一致が必要で、兄弟で4分の1の確率、親子ではほとんどありません。他人の場合では、数百人から数万人に1人という確率でしか一致しないということで、適合者を見つけるのは大変なことであり、ドナー登録をしても実際に提供に至るケースは、約30パーセント程度とされておりまして。

登録し、適合する患者が現れた場合、最寄りの指定病院で骨髄を採取することとなります。
適合したからといって必ず実施ではなく、本人のそのときの意向、健康状態、最終的には弁護士
士の立ち会いの下、家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされます。

実際の骨髄採取には、説明や健康診断で2、3日の通院、採取に向けた体の準備、採取で4、
5日の入院が必要となります。想像よりかなり大掛かりなことに感じますが、ドナーの
体験談からすると、全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血という感覚のようであります。ちな
みに、ドナーは全て無料、費用は全て提供を受ける患者負担となります。

自治体の大きな役割は、普及・啓発であります。ドナー登録の普及・啓発について町の今
後の方針、また、がん教育の推進ということも重要なことでもあります。教職員の研修や教育カ
リキュラムでの取扱いはどうかお聞きします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 議員が仰せのとおり、ドナー登録の普及・啓発が一番大事な周知
方法です。3月議会でも申し上げたわけですが、その必要性は十分理解しております。

現在、町内の施設においてリーフレット・パンフレットの設置、またホームページへの掲載、
そこからの骨髄バンク協会にリンクする仕組みを構築しています。

今年の成人式のときにも、リーフレットの配付は考えていたわけですが、いただけるリーフ
レットの印刷が間に合わなく、成人式には配付できなかったわけですが、次年度から成人式の
ときには、そういうリーフレットを用いて、また啓発・普及に取り組んでいきたいと考えてお
ります。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。教職員の研修あるいは教育カリキュラムという
ことでございますけれども、血液のがんに限ったことで教育ということではございませんけれ
ども、一般的にがんの教育ということでは、教職員の研修につきましては県の教職員研修会の

中でも行っていると聞いてございます。

平成 25 年に長野県ががん対策推進条例という条例を施行しまして、その中でがん教育の推進ということが明記されており、その関係もあり県の教職員研修の中で行われております。

また、教育カリキュラムとしましては、中学校 3 年生の保健体育の中で、生活習慣病の予防の 1 つとしてがん教育をしてございます。また、令和 3 年度に実施されます新しい中学校の学習指導要領の中にも、がん教育の推進というのが求められていると聞いております。特に血液のがんということに限ってはやってございませぬけれども、今後そういう必要があれば教職員の研修の中でも進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

また、小学校につきましては、6 年生が毎年がん教育を行っているという聞いてございます。保護者につきましては、来週でございますけれども、9 月 9 日に家庭教育学級の中でがん教育の研修を行うと聞いておりますので、特に血液のがんに限ったわけではございませぬけれども、がん教育ということでやってございますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 原田議員。

○6 番（原田幸長） 次に、ドナー登録推進のための支援についてであります。骨髄バンクを介して骨髄移植をする場合、患者さんと適合してから採取後の健康診断に至るまでに 8 回前後、平日の日中に医療機関へ行ったり、入院したりすることになります。その日数をドナー自身の有給休暇を使うのではなく、勤務先がその休日を特別休暇として認めるのがドナー休暇制度です。

勤務先にドナー休暇制度があることは、ドナーの心理的・肉体的な負担の軽減になります。企業・団体によっては従業員にドナー休暇を導入しています。これまで日本骨髄バンクで確認が取れている民間のドナー休暇制度導入企業・団体は、現在 341 社です。

確認ですが、地方公共団体にもこの制度があると思いますが、飯綱町はどうか。また、この休暇の取得実績はどうかということをお聞きします。

○議長（清水満） 原総務課長。

○総務課長（原章胤） 制度のことでございますので総務課からお答えさせていただきます。

議員のご質問の件でございますが、勤務時間及び休暇等に関する規則の中で、特別休暇の細かいことが示されているわけですが、その特別休暇の1つに議員がおっしゃる休暇を設けてございます。

取得の実績ということでございます。それぞれ特別休暇については、休暇欠勤等届書を課長に提出していくわけですが、それぞれ細部については課長が把握されているかと思いますが、総務課に上がった届書を見る限りでは、取得実績というのは今のところございません。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 更に踏み込んだ支援をしている自治体もあります。骨髓提供をする際の休業助成制度であります。本人や企業に対し助成金を交付する制度で、自治体により内容は異なりますが、全国300を超える市町村で制度があり、日額ドナー本人に2万円、企業には1万円という内容が多いようであります。

長野県では、平成31年4月から市町村がドナー助成制度を設けた場合に、その2分の1を市町村に補助する制度を開始しました。同時に諏訪市、岡谷市、茅野市、南箕輪村が制度を発足させ、安曇野市、千曲市も近く導入と聞いております。

骨髓提供をする際の休業助成制度を飯綱町が実施に向け検討したらどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ご提案でございますのでお答えを申し上げますけれども、ただいまご紹介がございました、長野県下で実施しているところも含めて調査をするとともに、当町でも検討を開始しているところでございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。いわゆる骨髓移植というものがどういうものであるのか、どの程度のリスクがあるのかということがよく分からない不安と言いますか、そういうものが大変多い要因かと思えます。

都道府県ごとに大分差があるということは、長野県自体、そういった普及・啓発が遅れていると私は感じておりますので、いろいろな機会を通じて積極的に行っていただきたいと思います。

ドナー登録をしていない素人が他の人にはなかなか言いづらいことでありますので、骨髓バンク等で語り部派遣事業といったものもございます。実際に経験者からお話を聞く機会をまずは役所の中、あるいは学校の現場といったところで実施していただければ、そんなに怖いものではないということになるかと思います。骨髓移植の普及・啓発について、今後の町の方針をお聞きます。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。啓発につきましては、先ほども述べたようにいろいろな手段を考えておりますが、議員さんが申しました経験者の話というものも取り入れて、今後は考えていかなければいけないと思いました。

善意による登録ですので、趣旨や制度の理解を的確に相手に伝えなければいけないということが一番大切なので、そういうことも少し考えながら、またPRの必要性・重要性を考えて行っていきたいと思っております。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 治療の大体のスケジュールと言いますか、どのくらい掛かるかということを紹介させていただきますと、まず病院に行って診察を受けて、その病気だと診断されるまでに1週間くらい掛かります。その後、治療方針を決定するまでに2週間から1カ月掛かります。要は、そこでもう1カ月医療費が掛かる。入院すればそれ以上掛かります。

そこで、骨髓移植ということが選択されますと、患者さんは骨髓バンクに患者登録というものをします。それからドナーが見つかるまで、現在、平均して100日以上掛かります。約4カ月掛かると言われておりますので、大体入院してから実際に移植を受けるまで半年ぐらい掛かります。

登録者数を増やさなければならない理由は、登録者の数が増えることによって、先ほど白血球の8つの形と言いましたが、適合率が上がります。適合率が上がるとドナーを見つける期間が短縮できます。1カ月なり、2カ月なり。そうすると、この医療費が1人当たり150万円から200万円浮いてきますので、ドナー数を増やしてほしいということが1つ。

それから、8つの形と言いましたが、今は医療が発展しておりまして、7つ適合していれば、1つ適合していなくても移植ができる状況になっています。ただし、その1つがあるために、移植の後、また相当数の入院治療が必要になります。拒絶反応等のいろいろな処置のために、それでまた入院日数が増えてくる。ですから、8つの型全てに適合する確率を高めるために登録がたくさん要するという理屈になってくるわけですので、是非、登録を増やしていただきたいと思います。

保険者として医療費の削減を目指すためにも、登録者を増やすという責務があります。飯綱町でも是非ドナー登録者を増やす努力をしていただきたい。見解をお聞きします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 病気にはいろいろな病気があります。臓器の提供を100日も、2年も待っていらっしゃる方も、腎臓の関係もございましょう。ただ、基本的にはそれぞれの方がどのぐらい理解をして、そういう登録をしていただけるかというのが大基本であります。したがって、私たちはそういう判断をしていただくための材料の提供、PR等々、制度の充実、これを十分にやっていくことが、今の自治体としては必要なことだろうと思います。

骨髓バンクだけを取り上げて、これを集中的にPRしていくということよりも、先ほど申し上げました、そういうもろもろの関係について、そういう機会、制度、そしてPRを徹底していきたいと思います。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） いずれにしましても、治療を受けられた方、提供をされた方、それぞれの声が専門誌等に載っておりますけれども、当然、治療を受けて命を助けていただいた方は、本

当に感謝の気持ちがいっぱいありますし、また、提供側も自分の行動で人の命が助けられたという、自分が助かった以上の感謝の言葉がつづられておりますので、是非そんなことを子どもたちにも伝えていただきたいですし、若い人たちにも是非伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、骨髄移植後のワクチンの再接種への助成について伺います。日本では、子どもを病気から守るため、予防接種法に基づきポリオなどの予防接種を受けるべきとされています。接種することで抗体ができ、病気にならないようにするためです。

ところが、大人から子どもまで骨髄移植などを受けると、今までにできた抗体が消えてしまうため、ワクチンの再接種が必要となります。しかし、保険適用外で費用は全額自己負担となり、約 20 万円掛かるという方もおられます。

白血病等の治療は、療養期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の薬物療法が必要で、健康保険や高額医療制度があっても助かってはおりますが、それでも経済負担は生活に大きな支障となります。

そのような声を受け、長野県では 20 才未満の再接種が必要な方への助成を実施する市町村に対し、その一部を補助するとの新聞発表がありました。町はどのように取り組まれるのかをお聞きします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。骨髄移植後のワクチンの再接種の助成につきまして、今議会におきまして補正予算の計上をしております。該当者がいるわけではないわけですが、いつでも対応できるようにということで、1 人分の補正予算としまして 10 万円を歳出でお願いしてございます。

また、歳入につきましては、4 万 5,000 円ということで計上してございますので、議決後におきましては、速やかに実施してまいりたいということでお願いいたします。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。次に、風疹対策の強化について伺います。国立感染症研究所は7月30日、今年の風疹患者数が2,004人になったと発表しました。昨年1年間の2,917人を上回るペースとのことでした。

風疹は、くしゃみやせきを介して感染し、発疹や発熱などが現れます。せきを防いだ手で口や鼻を触ることが感染につながることもあります。感染には十分注意が必要です。

風疹は重症化することがあるだけでなく、妊娠初期の女性がかかると胎児にウイルスが感染し、出生後に目や耳、心臓などに障がいが生じる先天性風疹症候群を発症する恐れがあります。今年、既に男児3人が同症候群と診断されています。妊娠中の女性は予防接種を受けられません。それだけに、身近な家族や職場の同僚などが、感染防止に努めることが重要とされています。飯綱町の風疹患者数の状況をお聞きます。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 風疹の患者数につきまして、長野保健福祉事務所へ確認いたしました。数値が僅少のため、個人情報の範ちゅうになるということで市町村別の公表はしていないというお返事をいただきました。

また、町から県のホームページへリンクしまして、各保健所管内別の感染者情報というものが掲載されているページがございましたので公表しますが、12月31日から8月11日までの32週間で、県内の風疹患者数は12件、なお長野保健所管内での患者数は0件という掲載がございました。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 少ないということで安心しました。2014年から約3年間、風疹が大流行し、1万7,000の方が罹患し、多くの赤ちゃんが先天性風疹症候群になり亡くなった赤ちゃんも出ました。悲しい出来事をなくすために、社会全体の免疫力を高めることが重要とのことでした。

国が2021年度末までの約3年間、40歳から57歳、1962年4月2日から1979年4月1日生まれの男性を対象に、免疫の有無を調べる抗体検査や予防接種を原則無料化したことは、公明

党の訴えで実現をしたものでございます。対象者に市区町村から無料受診券の送付が始まっております。飯綱町の状況をお伺いします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。風疹の追加的対策における通知、クーポン券の発送につきましては、5月24日に発送を行っております。

国からの通知で、今年度の対象者につきましては、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性で該当者495名ということですが、ダイレクトで通知を申し上げております。

また、転入者につきましては逐次確認しておりまして、3名の方に追加で通知を申し上げているところです。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 対象となる世代は、子どもの頃に予防接種を受ける機会がなかったため、他の世代に比べて抗体の保有率が低いとのことですが、実際、風疹患者の半数超えは30歳から50歳代の男性です。受診券が来たらしっかり利用してほしいと思います。

厚労省は、抗体検査を受ける人を約330万人、予防接種を受ける人を約70万人と見込んでいますが、この世代の方々は働き盛りの人で、なかなか日中に抗体検査のために病院に行くことは大変であり、この対応が鍵になってくると考えますが、町としてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） すみません、もう一度お願いします。

○6番（原田幸長） 30歳から50歳代の方が抗体検査に該当しているが、こういった世代の方々は働き盛りの人なので、なかなか日中に抗体検査のために、あるいは予防接種を受けるために病院に行くということは大変です。町としては、受診券を受け取った人の対応が鍵になってくるのではないかと考えまして、その対応をお聞きします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 議員、仰せのとおりでございます。国でも、その対応についていろいろと出ておりましてご紹介させていただきます。

抗体検査の受診機会の拡大の観点ということで、健康機関に対し、特定健診の受診検査の機会に抗体検査が受けられるようにということで通知が出されております。

それにつきまして、町では今年の特健健診時において抗体検査を実施しており、1名の方が受診されております。

また、全国統一の集合契約というものを日本医師会と連携して取り組みまして、全国どこでも抗体検査、また接種が可能になるようにということで結ばれておりますので、町外の病院であっても、県外であっても、クーポン券で受診が可能という状態でございます。

また、今回のクーポン券につきましては、年度で3月31日までの有効期間ということになっておりまして、一旦は切れますが、次年度においても一度クーポンの再発行を促して、また受診勧奨をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 確認であります。受診券を発送したときに、先ほどのような説明ですと県内、県外、どの医院に行っても、健診が受けられるということが記載はされているのでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） 実物を持ってきていませんが記載は明確にされております。なお、確認すべきこと、問い合わせについても明記してございます。

医療機関ごとに受診時間は個々に違っておりますが、夜間診療をされている病院につきましては、それ相応の対応というものが国から通知が出ておりますので、夜間、仕事帰りに受診できる医院があれば、そちらでも対応していただけるような体制となっております。一応、通知文にもその旨は記載してございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○6番（原田幸長） 分かりました。対象者への周知・徹底を進め、生まれてくる赤ちゃんが障がいや苦しむことがないように、多くの方々に抗体検査、ワクチン接種を受けていただくことを強く希望して私の質問は終わります。

○議長（清水満） 原田幸長議員、ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時50分をお願いします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

◇ 石 川 信 雄

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号7番、石川信雄議員を指名します。石川信雄議員。

〔7番 石川信雄 登壇〕

○7番（石川信雄） 7番、石川信雄でございます。質問通告書に従いまして質問してまいります。

ICT教育等についてお伺いいたします。今回、質問するに当たり30年度の行政報告書を見た上で質問したいと思います。行政報告によりますと、20ページに学校パソコン等更新事業ということで、町は債務負担行為をしております。31年度以降支出予定額で4,073万6,000円とあります。

また、小学校の情報システム費、277ページではパソコンとタブレットの台数、また今後の課題、同様に中学校も280ページで情報システム費252万89円、パソコン35台、タブレット22台とあります。

今後の課題ですが、ICT教育の一層の充実やプログラミング学習のために、校内のWi-Fi環境の整備について推進を図る必要があります。体育館や図書館、格技室等が防災時の避

難所となっているため、防災担当と協議しながら進めたいと考えています。また、タブレットについても学級の生徒数分の確保を検討していきたいとあります。

これは、小学校の今後の課題にも同様の文章が載っておるわけですがけれども、このたび町はエアコンを設置いただきました。生徒・児童の健康面についてご配慮いただいたかと思っております。

それで、今回 I C T 教育ということについて、実際の学習に関わるそういったハード、備品の整備についてどうなっているのだろうかということでお伺いしていきたいと思います。

31 年度において、小学校、中学校における電子黒板、タブレットの普及率は一体いかにほどでしょうか。また、指導教員の研修はしているかについてお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず、電子黒板、タブレットの普及率でございますけれども、台数につきましては行政報告書のとおり、牟礼小学校におきましてはタブレット 12 台、それから電子黒板につきましては 2 台、三水小学校におきましてはタブレットが 12 台、電子黒板につきましては 1 台ということで、中学校におきましてはタブレットが 22 台、電子黒板が 1 台ということでございます。

普及率になりますと、小学校につきましては各クラスでタブレットが 1 台、また中学校では各クラスにならしますと 1 から 2 台という普及率になってございます。

また、指導員の研修でございますけれども、タブレットを平成 29 年度に導入してございますけれども、その際は教職員全体で研修会を行っておりますが、現在はタブレットに精通している職員が中心となって授業を実施し、不得意の先生におきましては、その精通している職員が補助を行いながら授業をしているという状況でございます。

○議長（清水満） 石川議員。

○7 番（石川信雄） 大まかな数字は理解できました。それで、細かいことについてお伺いしたいわけですが、債務負担行為の 31 年度以降の支出予定額についてお伺いしたいですけれども、

これは令和元年度においては一体どのような支出項目になっているのか、お分かりでしたら伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。この 20 ページにございます債務負担の関係でございまして、パソコン、タブレット等のリース料でございまして、令和元年度の予算につきましては、使用料及び賃借料の中で計上してございます。今後もそのようにしてまいりたいということでございます。よろしくお願いします。

○議長（清水満） 石川議員。

○7 番（石川信雄） 先ほど台数の説明がありましたけれども、圧倒的に数が足りないというのが率直な印象でありまして、1 クラスに 1 台程度では本当に足りないのではないのかと思います。今後の課題等にも書いてはありますが、せめて班 1 つ、だから 1 学級に 4 台か 5 台は必要ではないかと思います。

また、電子黒板についても学年ごとに 1 台ということであれば、中学校で 3 台ぐらいは必要ではないかと思うわけですが、教育委員会は今後そういった整備に向けてどのように今お考えでしょうか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。現在、小学校でタブレットが 12 台、それを学級に分けたら大変少ないというのはそのとおりですけれども、タブレットの使用の仕方としては、学級の持ち物ということではなく、学校全体で使用するようになっています。

ですから、例えば今日、ある学級がタブレットを使うというとなら 12 台使えるわけです。そうすると、今 1 クラス 30 人に満たないですので、3 人に 1 台やグループに 1 台、クラスによっては 2 人で 1 台使える状況でございます。

今、議員がおっしゃったようにそれで十分というわけではございません。これから、順次各

学校の電子黒板、それからタブレットなどを増やしていくように計画的に行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） 教育現場の事情も分からないわけではないですが、次の質問にも関連しますが、そのW i - F i 環境も整えていかなければ、今の時代に対応できないのではないかと考えております。

私たちの頃は、そろばんを習うのを小学校でもやった記憶がございますけれども、今はタブレット、i P a dのようなものを使いながら学習しているという状況でもありますので、時代は本当変わってきていると感じるところであります。

次の質問に入りますけれども、犯罪巻き込まれ防止やネット依存防止のため、S N Sなどに関する校内講習の状況は一体どうなっているのでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。小学校におきましては、授業参観の際に家庭教育学級がありますので、そこでS N Sに関する研修会を専門の先生をお招きして行っている状況でございます。

また、新年度入学する保護者に対しましても、校長講話としてS N Sに関して行っております。

児童につきましても、1、2年生というよりも5、6年生の対象におきまして、校長講話の中で行っていると聞いてございます。

また、中学校におきましては、年度初めの4月に新1年生を対象としまして、校内研修を行っている状況でございます。それと、3月には新しく中学に上がる新入生の体験入学の際に、保護者も一緒になってS N Sに関する研修会を行っているということでございます。

なお、中学校におきましては、ネットに関するアンケートを実施しておりまして、アンケートの内容によっては個別に先生方が支援や相談にのったりしていると聞いてございます。

ちなみに、小学校におきましては、来週の月曜日に授業参観がありますけれども、三水小学校では家庭教育学級の中で、ネットゲームに潜む危険性を考えるということで、専門の先生をお招きして講演をする予定になっておりますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） 私もPTAの席でそういった研修も受けたことがありますけれども、これは児童・生徒に限らず、保護者の皆さんにも当然必要な教育になってくるかと思います。親世代からしてもインターネットに触れる機会が結構あるわけですが、例えば親のパソコンを使って、そちらからサイトにアクセスするですとか、そういったことも例としてあるようですので、そういったことから子どもたちだけでなく保護者にもそういった教育が必要かと思えます。

今日のニュースを見ていまして、SNSで知り合ったということで女子中学生が誘拐されたニュースがありましたけれども、現代社会においてはそういったメディアの発達と申しましょうか、いろいろな交流サイトもありますし知り合う機会もあるわけですが、飯綱町は地方ではありますけれども、情報の中では非常に世界がつながっている状況でありますので、いつ何時どういう事件、事故等が起こってもおかしくないと考え次第であります。

そのような中で、今、教育次長から実情をお伺いいたしましたけれども、これは定期的にやっていかなければなかなか解決できないのではないかと思いますし、子どもたち相手だけでなく、大人もそういったネット被害、結構手をすり変えていろいろなことが出てきております。そういったことに随時対応していくには、やはりそういったインターネットに明るい人材の研修等も必要になってくるかと思うわけですが、そういった専門家を招いての研修というのは、今後考えておられるのか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えいたします。今、石川議員のおっしゃったことは、大変深刻な問題になりつつあります。だから、今後ということではなく、今現在、飯綱町ではそういうこと

の啓発に努めております。インターネットとかSNSについて2つの観点があります。

1つは、議員がおっしゃったような事件とか事故に発展するものです。だから、本来SNSというのは、親の責任においてやらなければいけないと法律で決まっているわけですが、そういうことを知らない子どもが勝手に使って事件に巻き込まれる。だから、そういう犯罪から子どもを守る、または親もそういうことをしっかり知っておいて、自分もですが、子どもが事件や事故に巻き込まれないようにするという知識が必要です。月曜日に三水小学校で行われるSNS学習は、そのような犯罪防止のための内容になっております。

それと、もう1つ大事なのが、医学的な見地です。今もゲーム依存とかSNS、ネット依存になっている大人も含めて、子どもは特に前頭葉に異常をきたしているということが医学的に証明されています。

いちばん危険なのが乳幼児期です。乳幼児期に、いわゆるスマホ保育をしてしまうと、笑わない、表情がない、人と目を合わせられない、人とコミュニケーションが取れない、そういう子どもになっていくということが医学的に言われています。飯綱町では保育園、それから子育て支援の段階から、親御さんに対してそういう啓発の学習会などを開いております。

いちばん大事なのは、やはりメディアによって親子の愛着構築が阻害されるということです。そのことがいちばん警鐘を鳴らされているところです。2つの面から飯綱町では子ども、それから保護者、地域の方にもいろいろな形で啓発したいと思っています。ノーメディアデー、専門家を招いての学習会など、いろいろな場面で行っていきたいと思っています。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） ただいまの質問に対しまして教育長の熱い思いをお伺いできましたので、次の質問に移ってまいりたいと思います。

次に、生きる力、これは学力とは関係ないわけですが、人間力というような生きる力を育てる具体的な取組はどのようにされていますでしょうか。現代社会における道徳について、どのように教えているかお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答えいたします。生きる力と一口に申しまして大変範囲が広いし、それから捉え方もいっぱいあると思います。今、文科省も指導要領を大きくシフトチェンジしてきました、いわゆる暗記力だけに頼る、教え込み教育はもう教育現場ではなされなくなってきました。

何をやっているかという、学校現場でやろうとしているのは課題解決学習です。それは、例えば数学に答えは1つしかない、国語のテストも答えは1つしかないという学習ではなく、1つの課題についていろいろな見方をして課題を深めていきます。もしかしたら答えは1つではないかもしれない。それから、目の前にあるその課題を解決するにはどういう方法があるのだろうかというのを全ての教科で行っていく。道徳や学活だけではなく、国語でも数学でも理科でも社会でもそういうことをやっていく。いわゆる技能教科、体育や音楽、美術、図画工作、技術・家庭でも、学習の中で子どもたちが自ら課題を見つけ出してそれに取り組み、考える力を養うということをやっております。

それと、もうひとつ、で飯綱町がいちばん力を入れているのは地域学習です。今、飯綱町は飯綱町コミュニティスクールという形で3つの学校の運営をしております、地域の方に本当に協力していただいて、学校運営委員会も組織してやっております。そういう中で、子どもたちが飯綱町のことを学び、飯綱町を知る中でいろいろな体験学習を通して飯綱町の課題を知り、自らそれをどう解決していこうかということを学習の中に取り入れています。

中学校でも、議員の皆さまにもご協力していただいて、この間、中間のヒアリングのようなことをしたわけですが、中学生議会を行って、地域の子どもたちが飯綱町のために一生懸命考えていることを、議員の皆さんにも一緒に考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 1つだけ追加をさせていただきたいと思います。中学校では部活動を

やっております。部活動に参加している生徒は半数以上と聞いております。昔ですと、8割、9割、10割近くの方が部活動に入っていたわけですがけれども、今の時代ですので半数以上ということでもありますけれども、部活動で活動しております。

部によっては、飯綱中学校だけでは大会に出場ができないという部もございます。その部につきましては、他校の生徒と一緒に練習をしたり、大会に参加したりしているという状況もございます。

このような点から、先輩後輩のつながり、あるいは他校との生徒の交流、そこら辺も生きる力と感じておりますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） かつては、ユネスコスクールに飯綱町も手を挙げてはと提案したことがありましたけれども、今、イエナプラン教育ということで、考える力を養う教育というのも結構注目されておりますが、当飯綱町において、そういった文科省教育とは違ったイエナプラン教育といった体験を学ぶ機会と言うんでしょうか、そういったことをする計画はありますでしょうか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、その議員がおっしゃってくださったイエナプラン教育やその他にもいろいろなプログラムがあつて、全国、または世界的にいろいろな活動がされていて、そういうところから私たちも学ぶところはたくさん多いと思います。

ただ、それをそのまま飯綱町に持ち込んで、その方針に基づいてやるということは、今現在考えておりません。また、それを持ち込まないと、飯綱町の学校教育は子どもたちの体験学習とか、そういう生きる力を学ぶ教育がやっていけないかという、そんなことはないという自負を持っております。以上です。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） 先ほど、次長から部活についての答弁がございました。部活に絡むことで

はないですが、通学では以前、私たちの頃は自転車に乗って坂道を登ったりしておりましたけれども、そういったことも体力を養う一助になっていたのではないかと思うわけですが、今の通学事情は実際にどのようなになっておるでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。遠距離通学の生徒につきましては、夏は自転車通学。ただ、あまり遠いところだとバス通学になったりはしてございます。

冬の時間帯、12月頃からはなりますと暗くなってきますし、雪も降ってくるということでもありますので、自転車通学からバス通学等になってございます。その他につきましては、徒歩で通っているということで、そこら辺でも体力を付けるような努力はしてございます。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） 次の質問に移らせていただきます。北部高校との連携教育の状況はということですが、町は北部高校と協定を結びました。その後、施策として何をされてきたのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。北部高校との統括連携協定の後ということでございます。

ご存じのとおり、本年3月28日にこの協定を結んでございます。その後の連携事業ということでございますけれども、まず、クラウドファンディングによるりんご農家の支援ということで、8月31日まで学校で行っておりますクラウドファンディングに、町も直接は参加してございませんけれども、一緒になって応援をしているということでございます。

あと、これから出てきますけれども修学旅行、来年度でございますけれども、修学旅行に行ったときに、高校生が町のPR事業を行いたいというお話を今いただいております。今後、詳細を詰めながら、また必要に応じて来年度の予算要求が必要であれば、要求をさせていただ

きたいと思います。

それから、学校で都会からりんご農家を目指す学生を招致したいということで、これはまだ具体化できるかどうか模索をしながら、できれば具体化したいということで町長も考えておりますので、そのような状況でございます。

○議長（清水満） 町長、町として何かありますか。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今、議長さんからの温かいご指名でございます。最後に次長が申し上げました北部高校、あと4年、5年、6年後というと、長野市全体の中学を卒業してくる子どもがガタンと減少してきて、異様な状況というのが推察できます。

今、北部高校へ行っている子どもたちは、飯綱町と信濃町で3割に達したかどうかで、あと7割近くが他市町村からおいでをいただいている状況で学校が成り立っております。学校の規模が小さくなっても存続ができるというのは、地元から5割以上の子どもたちが行っているか、そのようになっていないと駄目だということです。条件が良いところにいるだけであって、長野市やいろいろなところから来ていただくのはうれしいわけですが、それは前段として、そういう状況の中で今の校長さんと話しているのは、特色を持った北部高校ならではの教育に魅力を持ったことで子どもたちを集めようと。これはある意味では、まず県教委と学校の校長さんとしっかりそういう内諾を得るといえるか、方針として認めていただく中で、一貫して北部高校はそういうことを貫いてもらわないと、校長さんが代わったたびに方針が変わったのでは困りますもので、1つはりんごというような農業と高校の教育と、そこを卒業した後、大学そして実際の就農というところまで、町がどういう面倒をみられるか、どういう支援ができるか、こういうのを具体的に構築しようと思っています。

農業だけでは、やはり面白くないということを思えば、今、第二小学校は学校の跡地利用で仕事の学び、仕事というものを1つのターゲットにして、あそこの利用というものをいろいろ模索している経過を今日まで踏まえてきています。

そういう意味では、この北部高校と仕事を結び付けるようなことによって、ユニークな普通

高校として何とか特徴付けていきたいと、今、構想的には思っているところでございます。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） 先ほど、次長からクラウドファンディングが8月31日に締め切りとありましたけれども、結果はどうなったのかお伺いしたいのと、あと、りんご農家になりたい人募集ということもおっしゃっておられましたので、実際に教育委員会と産業観光課でそういった話のすり合わせ等も行っているのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） クラウドファンディングの関係でございますけれども、同窓会が中心となってクラウドファンディングをやっております。

りんご農家支援ということでございますけれども、高所作業車を購入して、りんご農家、特に高齢化になっている農家さんに支援をしていきたいということです。目標額は50万円ということですが、先日50万円達成したということで校長先生から連絡をいただき、今現在、校長からお礼の広報をさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

あと、このりんご農家を目指す学生の招致というところでございますけれども、産業観光課とタイアップしながらやっていかないとできない事業ですので、先ほど町長が答弁されたとおり、今後どんな形でやっていったらいいか模索してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 石川議員。

○7番（石川信雄） 改めて町長にお伺いしたいと思います、これからの飯綱町の教育について、今回ICT教育を最初に質問させていただきましたけれども、本当に教育次長も町長も教育長もお気持ちがおありではあるわけですが、そういった飯綱町らしさと言うんですか、それこそ飯綱町の教育は何たるやというところで、今後どういうふうに進んでいかれるのか改めてお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 基本的には、教育委員会が中心になってこういう子どもたちを育てていくというものに対して、私のスタンスとしては行政として精いっぱい支援していきたいというスタンスではいるわけですが、義務教育ですので、あまり一般から逸脱したようなユニークさを求めても非常に大変だと思います。

私は、ＩＣＴの教育とか、またＡＩというようなものについて、極端な人は「ＡＩがあれば先生なんか要らないんだよ」という、とぼけた理論を申し上げてくるような人がいるわけですが、それはそこに尋ねれば、きちんとそれなりの答えは返ってくるという存在ではあるかもしれないけれども、学校の先生という、笑ったとか、怒ったとか、それらの人間性の豊かなというのが、やはりＩＣＴの情報コミュニケーションテクノロジーも良いですが、それと併せて人間らしい、人間味のある、うれしいときは笑い、悲しいときはお互いに分かち合うようなことを両方とも教育していくような、飯綱町には是非そういう教育をしてほしいのと、希望的には、自分はそういうのができなかったわけですが、やはりグローバルに、世界に羽ばたくように子どもたちが成長してもらえればと思っております。

○議長（清水満） 石川議員。

○７番（石川信雄） 通信も５Ｇが開始されるとか、スピード、量ともにますます発展していく世の中になってきておりますので、町としてもそういったことに乗り遅れることのないように中学校、小学校の環境整備に努めていただけたらと思います。以上を持ちまして質問を終わります。

○議長（清水満） 石川信雄議員、ご苦労さまでした。

以上で午前の日程が終了いたしました。

これより休憩に入りたいと思います。再開は１時でお願いしたいと思います。

休憩 午前１１時２３分

再開 午後 １時００分

◇ 目須田 修

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 4 番、目須田修議員を指名します。目須田修議員。

〔4 番 目須田修 登壇〕

○4 番（目須田修） 4 番、目須田です。通告に従い順次質問をまいります。

町長に伺います。政府のバラマキ政策について、年金は減る方向、国保や介護保険などは、地方自治体の負担が増えている昨今、交付金、補助金、助成金等の名目で、“菌”で侵されている自治体が多く、国の借金は増えていく。私たちの世代では返しきれない。売却が不可能に近い株やアメリカの国債を抱えている状況です。

ところが、一方で自立している市町村もあります。バラマキと言われる地方創生に乗らない自治体もあります。

昨日、町長は原田重美議員の質問に、「国からの支援には“地方創生”しかなかったので、それに合わせた計画でもらい受けることにした」と答弁しています。また、昨年 12 月、私の質問に「1 人 26～30 万円の交付税をもらえるから人口増加政策が必要で、“6,000 人のまちづくり”は考えられない」と答えています。しかし、現実には人口が減少しています。人口増を望むことは否定しません。人口増の政策は失敗しているとも申しません。途中なのでしょう。

さきのテレビで、「先を読んで考えるのは行政の弱いところだ」と阿部県知事が言っています。

「予算と政策の話が一体で行われ過ぎている」、また、「やるべきことと予算へ反映させることは別の次元の話だ」とも言っています。町長はどう感じますか。回答ください。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 何を感じるのか、もう少しはっきりお尋ねください。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） 地方公務員の行政と体質を申しています。「先を読んで考えるのは行政の弱

いところ、予算と政策の話が一体で行われ過ぎている、やるべきことと予算へ反映させることとは別の次元の話だ」と阿部県知事が言っていますが、我が町の町長はどう感じていますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は、その阿部知事のコメントは承知しておりません。少なくとも、今お尋ねの予算と政策が別次元の話というのは、どういう場合にどういうことを捉えてそういう表現をされたのか分かりませんが、やはり政策があってそこに予算があり、先の見通しがあって政策があり、そこに3カ年の計画があり、その先の5年の計画があるというのは、私は当然のことだと思っています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今、町長が感じられたように、予算と政策の話が一体で行われ過ぎていることに関しては、あまり疑問を持たれないようです。それが役人の体質なのです。

副町長に伺います。昨年12月、「定期的な課長会議や各課長からの報告を受け、職員の仕事については把握している」と答弁しています。役所内、また住民への聞き込み調査をしていれば分かることだと思いますので質問します。町民は職員に何を求めているのか。副町長に回答を求めます。

○議長（清水満） 合津副町長。

〔副町長 合津俊雄 登壇〕

○副町長（合津俊雄） お答えします。町民の皆さんが職員に求める姿というご質問だと思います。職員と捉えた場合、今のご質問ですと、恐らく個々の職員ということで、町全体、役場全体に対する姿ではないと受け止めたので、個々の職員に何を求めるかということでお答えさせていただきます。

それぞれの皆さんのお考えはあろうかと思いますが、実は町でも人材育成基本方針というものを定めてありまして、そこで目指すべき職員像というものがございます。読み上げますと、「住民感覚にあふれる職員」「信頼される職員」「挑戦する職員」「経営感覚のある職員」、

正にこういう姿を求めているんじゃないかと考えております。以上です。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今のお答えの中で1つだけ質問をします。住民感覚とはどのようなものだと捉えていますか。

○議長（清水満） 合津副町長。

〔副町長 合津俊雄 登壇〕

○副町長（合津俊雄） 正に言葉のとおりだと思いますけれども、住民の皆さんのお考えが分かる共感力という言葉もありますけれども、人のことを自分のこととして捉えられることではないかと思います。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 2番目に行きます。職員は、年間平均何回あるいは何カ所、住民とのミーティングあるいは対面調査をしていますか。実態をお知らせください。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員、これも広い分野で役場に來ていただいて農地法3条の申請をしたいという相談を受ける場合、または地域の公民館に呼ばれて出前講座で行く場合、何々の竣工式に呼ばれて受益者の皆さんといろいろと話をする場合、用地交渉とさまざまですけれども、どういう意味での住民との話し合いかということで、強いて言えば出前講座を行うなど、こちらからアタックをする形での住民との話し合いの機会は、データの的にそろえましたので担当から申し上げます。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） それでは、データの1つとして出前講座というものが出ましたので、出前講座についてはそれぞれの分野がございます。町民の皆さんから要望があったものについて、お話や情報提供を行うということで、昨年度につきましては、トータルしますと年間57回出前

講座を行っております。

その中で、観光のガイドツアーについては4回、また、健康福祉や医療などの分野については16回出前講座を行っております。また、生涯学習等文化スポーツ、教育委員会等で行っている子育てに関する出前講座については24回、町民の皆さんと意見を交換させてもらっております。また、安全や暮らしの関係につきましては5回ということでございました。あと、それ以外のその他ということで8回、出前講座を実施しているところでございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 3番、昨日、町長も「職員の仕事量については把握している」と答弁されています。各課長からの報告の中で、職員の月の平均残業時間と年間の残業時間の合計について、アバウトで結構です。副町長、頭の中のデータをご提示ください。

○議長（清水満） 合津副町長。

〔副町長 合津俊雄 登壇〕

○副町長（合津俊雄） お答えします。感覚的におっしゃる言葉も分からないではないですけども、正確な数字を持ち合わせておりませんので、ここでの答弁は控えさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今、申し訳ないというお話しなのですが、去年の12月にも答弁されているように把握されているとお聞きしたのですが、どうなのですか。アバウトでも結構ですが数字はありませんか。

副町長にお伺いしているので、なければ結構です。

町長に伺います。『補助金を受け、これをいかに使うかをパソコンに向かって考えているだけ』と住民に受け取られています。職員を含めて、予算を使うことが仕事だと考えているようでは、“自立する自治体”は望めないと考えます。155億余の借金の自治体であるとの認識はありますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それは十分に思っ業務に当たっているつもりです。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） 職員の力は本人の誇りであり、責任感と達成感を得て、自分の存在の意義を感じさせるものだと思います。委託・外注管理ばかりでなく、学び、力になる職員を育成していただきたい。

職員数について、役場は我が町では安定した収入を保障した最大の職場です。よって、職員を減らすことは就職先を減らすことになり、また、職員の数を減らすことは、いろいろな面でマイナスになると考えています。しかし、町民の多くはどう感じていると思いますか。副町長、どうでしょうか。

○議長（清水満） 合津副町長。

〔副町長 合津俊雄 登壇〕

○副町長（合津俊雄） 町民皆さまのそれぞれの感覚によって、大なり小なりいろいろなご意見はあろうかと思います。ただ、多くの方々は少ない職員で十分に仕事をしていただいていると感じていらっしゃるのではないかと思います。

具体的な数字を申し上げますと、合併でもうじき 15 年目を迎えるわけですがけれども、合併当初と現在の職員数を比較いたしますと、23 人減っております。これだけでも、役場の職員が大分減った中で、地方創生の事業をはじめ大変な事業が増えてきております。よくやってくれているという感じを持っていただいているのではないかと考えております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） 副町長に改めて確認します。昨年の 12 月の一般質問で、「R P A（Robotic Process Automation）、ソフトロボットと呼ばれておりますが、その導入を検討されたことはありますか」との私の質問に、「R P Aを知らない」と答えています。その後、導入を検討されましたか。お答えください。

○議長（清水満） 合津副町長。

〔副町長 合津俊雄 登壇〕

○副町長（合津俊雄） 具体的な検討には至っておりません。R P Aは、これからの非常に有効な手段だという認識は持っておりますし、例えばワークセンターでは、これから起業・就業をされる方々へのご支援ということで、研修の場も設けさせていただいております。

ただ、役場での導入に至っては、かなりのスケールメリットと言いましょうか、件数の多い業務に対する時間短縮などの効果はあろうかと思えますけれども、町役場の段階でどこまで効果があるかというのは、もうしばらく検証や導入状況を踏まえてから、検討すべきではないかと考えております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の答弁ですと、特に細かく検討・研究されたという感じは受け取れません。ですので、是非R P Aの導入を検討していただきたい。職員のパソコンに向かう時間を減らし、残業を減らし、直接住民と向かい合う時間をつくり出すと最大の魅力ある福祉の町になると思います。また、「健康で長生き」のスローガン実施のためにも、職員が町中を目と耳と足で回って歩くことができる時間づくりを望みます。

4番、職員の給与について、住民は「もっと分かる住民サービスを望む。町長、副町長以外は決して高いとは言えない」との感想です。どうですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町長、副町長を除いて高いとは思われないということは、町長と副町長が仕事よりも高いのではないかというニュアンスが住民の方にあるということです。私は、それを誰かに正確に聞きたいです。どちらのどういうグループの方にそういう意見が多いのか。そういう意見が多数であれば、やはり減額すべき方向に動きます。

それは別問題として、職員については、確かに10年ぐらい前から良いときよりも下がり始めました。私が課長をやっていたときのほうが、今の課長の皆さんより給料は高かったのです。そういう時代になってきて、先ほど、役場というところは最高の職場だとおっしゃいましたけ

れども、最近の応募状況を見ますと、業務の内容、給料の高さは最高の職場というよりは、なかなか厳しい。新しくその仕事に就こうという意欲まで沸き立つような給与水準の高さでは、とてもないという印象を持っています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 失礼しました。確認します。「町長、副町長の給料は決して高くない。自分の仕事からして安いのではないか」という答弁だと受け取ってよろしいですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 副町長もそうでございますが、今、教育長も一緒の中に入りましたけれども、常勤の特別職の報酬は報酬審議会で、町のいろいろな部門の人の代表の皆さまに議論をいただいた中の結果として、この額が妥当だろうという意味で決めてきているものであります。

したがって、私は就任以来、報酬審議会で自分の給料等々についてアップしてほしいとか、安くしてほしいということは1回あったのですが、そういう意味ではまだ提案をしてございませんけれども、必要があれば報酬審議会にお諮りをして、もう少し上げてほしいとかを言いたいと思っています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 答弁で確認したいのですが、他の職員の給料は高いとは言えないという感想で、逆に十分なのではないかというお答えでよろしいですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今の水準が妥当であるかどうかという話になりますと、全国の類似団体の地方公務員の平均給与はどうか。国家公務員に対しての地方公務員の賃金水準はどうあるべきなのか。国を100にした場合、飯綱町は一体どのぐらいいっているのか。国を100にした場合、110ということは国の基準よりも少し高いのではないかなど、そういう話になるわけです。

今の水準でいくと、96.0 パーセント程度だと承知しておりますけれども、その意味では決して高いとは言えない水準にいると思っています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） （２）“女性が住みたくなる町”のスローガンに応えられる体制として、一番に魅力ある職場が必要だと考えます。保育士・介護士・看護師の雇用環境について、お伺いします。

昨日、教育長は「保育士の応募がなかった。そこで学生を対象に魅力ある保育をPRしていきたい」と答弁されています。その魅力とは具体的に何か。また、そのPR方法について回答を求めます。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。飯綱町で保育士の募集をしてもこないということではございません。ただ、近隣の長野市などに比べると、どうしてもそちらのほうに流れる傾向があるのは事実です。長野市と飯綱町を比べたときに給料の差もあるのは事実です。ただ、保育士が自分の職場を選ぶときというのは、給料だけで決まるわけではないと思います。それは、その人その人のいろいろな生活条件や考えなどがあるわけです。

今、飯綱町が良い人材を集めるときに、長野市よりも良い給料で募集できればそれに越したことはないですけれども、そういうものは現実的ではないし、そう簡単にいく問題ではないと思っています。それは、保育士だけの問題ではないからです。

今、飯綱町は、「やまほいく」やいろいろな保育園の環境整備、保育の内容の充実などを一生懸命やっております。そういうことを長野県の大学や短大で保育士を目指している人たちに見てもらい、その魅力を知ってもらって、飯綱町で保育士になってみたいという人を増やそうという努力をしているところでございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） 確認します。給料を上げることは理想であるが難しいという面で、他の魅

力とは自然環境と捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 豊かな自然環境も、飯綱町の保育の大きな魅力の一つでございます。しかし、それだけではなく、例えば保育園の保育の指針に基づいて、日常的に行われている保育活動や給食、子どもたちが日々やっているいろいろな活動、それからそれを見守り、協力してくれる地域の人たちの協力といったもの全てを含んで飯綱町の魅力だと考えております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） PR方法を質問しています。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） PR方法というのは、要するに大学や短大といったところに向けてのPR方法だと解釈してお答えさせていただきます。

もちろん、飯綱町で募集をするときは、各大学・短大に募集要項を送ります。そして、今年もそうですけれども副町長さんにご足労いただいて、教育長と副町長で飯綱町に過去において受験をしてくれたことのある大学・短大を回って、学生さんに受験してもらうようお願いにあがったりしました。

それから、昨日も別の質問で少し触れさせていただいたように、大学の教育実習というのは限られた時間で指導案を書いたり、いろいろなことをしたりするので学生さんにもゆとりがないわけですけれども、そうではなくて、日ごろの保育活動や町のイベントなどに参加してもらう中で、飯綱町の子育て環境や保育園の実態などを知ってもらって、良さを広めていきたいと思っています。

今、具体的には、県立大学の学生さんがよく来てくださっているのですけれども、それ以外の大学や短大にも保育園訪問などを呼び掛けていこうと考えております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 保育士・介護士・看護師は、これからますます必要になる人材です。魅力だと感じる町の施策は何でしょうか。町長に求めます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 人口減少の中で、一時期に保育士さんが非常に余った時期がございました。

それは人口減少ではなくて、保育士さんが非常に多く誕生したせいでした。一部、一般行政職に来ていただくという歴史もございましたが、ここへ来て一気に3歳未満児の就園が多くなって、保育士さんにはそういう傾向が出ましたけれども、介護士や看護師の部分については、今後の高齢者等々の関係で、需要がものすごく出てくると思いますが、保育士さんについては、これで子どもが減ってくるとどうなるのかということは感じてはおります。

今、3種の皆さんを総じておっしゃっていただきましたけれども、保育士は私どもの町の職員として採用いたします。また、看護師も病院は町立病院ですので、町立でいる限りは町の職員として採用します。介護士になると、今、社協など社会福祉法人というところでの採用が主体になってきます。

総じて女性の皆さんが多い職場ではあるのですが、子育て環境や、いわゆるワーク・ライフ・バランス、仕事をしながら子育てができるなど、そういう働く環境の整備と学校、就学、将来にわたっての教育、福祉、そういう辺りも充実させていかないと、この場所でずっとやっていこうと思っていただく魅力にはつながっていかないと考えています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今、町長は教育の後に福祉とおっしゃいましたが、福祉そのものに従事する方たちと感じておりますが、その人たちの環境の魅力というのはどういう点だと感じておられますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） その人たちの職場というのは、社会福祉法人の現場で働いていただく状況

が多い職種だと思っはいるのですけれども、社会福祉法人に対する行政としての支援など、そういうバックアップ体制みたいなものが整っているほうが、働く方の身にとっては将来的な心配が要らない、安心して働いていかれるというものにつながっていくのだらうと思います。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） ありがとうございます。それでは、人材の増強あるいは補強について、保育士・介護士・看護師、ブラックと言われ始めた小学校の臨時教師、この生活の安定を図る施策はありますか。教育長どうでしょうか。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 町の臨時講師がブラックと言われているというのは、少し語弊があると思うのですけれども、学校現場での学校教員に対する負担が大きくて、ブラック企業みたいに言われているのは社会的な現象として私も認識しております。

それに対して飯綱町はどうかというと、飯綱町だけではありませんが、働き方改革ということで、学校職員の負担が減るようにいろいろなところで施策を打ち出しているところであります。

その結果として、時間外労働というところで見ますと、飯綱町の場合は、小学校も中学校も定期的に職員が朝出勤する時間と退室する時間をデータとして毎日取っているわけですが、その集計からいきますと、今、手元に細かい数字はありませんが、だんだん改善されているというのは事実としてあります。

町の臨時職員について言いますと、臨時職員の方は基本的に時間給でやっていただいていますので、時間外勤務というのは基本的にはありません。例えば、どうしても仕事柄、時間を超えて仕事をしていただく場合は、きちんとその分は時間給としてお支払いしております。また、休日などに研修に出ていただきたい場合は、研修も仕事のうちとして、その研修時間が2時間であれば2時間の給料をお支払いするということできちんとやっておりますので、それをご報告させていただきます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） （3）に移ります。移住者増加策と若者住宅についてお伺いします。

1番、「町を出ていく人の理由は調査できなかった」と12月の質問に答弁しております。増加策を考える上で、リサーチが最も大事なことだと思いますが、町長どうですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） それは、前回答弁したとおり協力をいただく中でのアンケートに記載をしていただくことは、窓口で実施をしています。ただ、どうしてそういうふうになったのかということ、一種の強いお願いをしていくというのは、今は個人のプライバシーでできない状況にありますということで申し上げたのですが、転出をしていく事情というのは、大きく言えば学校へ行くための就学と結婚と、そして就職。特に若い人たちは、これが大きな意味の転出していく理由になっていると思っております。そういうことでは、一定のそういうものはある程度つかんで、年代層のつかみは統計上きちんと出てきますので、そのように捉えている状況です。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 2番、「若者住宅をつくることで人口増加につなげたい」と答弁しておりますが、新築住宅に入居する人は町外からの移転とは限りません。また、若者が入居するとは限らない。このことは、亡くなられた塚田議員もおっしゃっていましたので4年も前になりますが、若者が入居するとは限らないという項目があります。福井団地をはじめとする空き家対策を考えれば、必然的に新築はその後になると考えますがどうですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 空き家の調査というのは担当課で実施をして、その辺のデータは持っているとおっしゃいました。福井団地にも何軒かの空き家と呼んでいいのか、住んでいないだけなのか、どういう権利関係でどうなっているかというのは調査の域を超えていまして、把握は

してございません。

私、前に答弁で1回申し上げたのですが、福井団地も素晴らしい住宅団地であり、家が建っていない土地も含めて、もう一度素晴らしい住宅団地としての利用を考えるのも、大きな町の人口増対策として必要なことだと思います。

あと、今回、特に話題の住宅団地は、ちょうど町が手に入れた土地でもございましたし、立地条件から若者の定住を目途とした住宅団地をやってみたいということで着手をしております。うまくいった例はご存じのとおり福井団地の若者定住住宅です。あれが、今の子どもたちの確保という点について、大変大きな成果があったのは前に申し上げたとおりでございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 町長が進める黒川・原田地区に予定している若者住宅は、住民要望の上位なのかどうか。福井団地の空き家を何とかしてほしいという声が大きいのと思うのですがいかがでしょうか。

そして、若者住宅にこだわっているのではなく、黒川・原田地区というあの土地に何が何でも新築の住宅建設を進めているように受け取れます。「あの土地に建設予定の住宅は、住宅供給公社より買い取る、その予定額は3億である」と町長は答弁しています。

単純に計算してみました。例えば月5万円の家賃で10軒、あるいは10戸としますと、年間60万円×10で600万。10年でやっと6,000万。3億を回収するには50年が必要です。『若者が住めば、それ以上の効果が見込まれるから』と答えられるでしょう。若者が移住すれば良いのなら、どうして福井団地の空き地を買い取り、リフォームをして貸す方法を先に実施しないのか回答を求めます。

1つだけ追加しておきます。福井団地のメリットです。今の黒川原田地区との比較をします。空き家の解消。上下水道などのライフラインが完備している。新しい除雪コースが不要。郵便局・ホームセンター・ドラッグストア・公園・コンビニ等があり、生活の利便性が高い。コミュニティが確立している。スクールバスの利便性や保育園の存在。買い取り・リフォームにかかった費用の回収期間が短い。これでも黒川・原田地区の住宅建設にこだわる理由について回答

を求めます。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 福井団地を決して否定して仕事をしているわけではなくて、福井団地以外にも扇平団地など、いくらでも良い場所があります。横手地区など、地元区から良い場所を3カ所もご提案いただいているという場所もございます。

それでも、黒川の今の土地にこだわるという議員のお考えですけれども、ひとつのちょうど良い面積の団地だし、町が1,200万で取得した土地をただただ遊ばせておくよりも、とにかく取得した理由が住宅地にしたいということなので、これは良い意味で立地条件等も考え、若者をターゲットにした住宅団地を造成しようということを決めさせていただいて、取り組んでおります。

したがって、福井団地よりも要望が強かった。または福井団地にもっと要望が出ているということは、申し訳なかったのですが、私はそういう現実もあまり承知をしていなかったのですけれども、これから福井団地に10戸、20戸の空き地を提供していただいて、そして一部のリフォームによって町に譲渡してくれる、または貸してくれるところがあれば、そちらも大いに進めていきたいと思います。

投資をしても10年で6,000万円、元を取るには50年というお話でございましたけれども、国の補助がここは相当投入できる規模になりましたので、国交省の住宅補助が約40パーセント入ってくる。よく話をしますが、住民1人当たりの地方交付税は、今年も31億数千円でしたが、人口約1万人で見ますと30万弱になるのですが、そういう交付税等々も考えると、やはり人口増というのは単なる住民税や借料が入ってくるだけではなくて、そういうメリットもあるということで今回取り組みました。

これからも、あのような団地方式でどんどんやっていこうという方針も特段ありませんけれども、ただ、人口増対策がどのぐらい大事なのかという疑問をよく申されておりますが、何回もお願いをしているのですが、人口が半分になったら、半分子の幸せな生活を目指してい

こうという方針で、反面、我慢というものを伴う生活をこれから承知していただいて、何とか我慢の幅を小さくしていくということでやっていこうというなら、それはそれなのですが、まだまだ私の今の町政を進めるスタイルとしては、東京にこんなに近くて、県都長野市にこれだけ接している場所で、それしかできないのか、増にはならなくても微減を維持して、何とか耐えている時代をこなせないかということいろいろ模索しているのですが、そういう意味では、議員のいろいろな意味での知恵とご協力をいただきたいと思っています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） 今の答弁の中で２つお伺いします。

１つは、賃貸の住宅に「若者住宅」とネーミングされていますが、年齢制限をつけるのかどうか。

それと、この町で大体いかほどの戸建てだと予想されているのか。お値段をアバウトで言うていただければ想像がつく器になると思いますので、分かっている範囲でお願いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今のところ年齢制限はなしでスタートしているのですけれども、アパート代は大体５万円前後の価格になると思っています。

あと、住宅供給公社で、いわゆる２階建てで２世帯ですから５棟で１０軒分。１０世帯分は住宅供給公社で造りますけれども、反対側に５区画ありますが、これは土地を買ってもらって家を造ってもらう。これは、５区画同じ場所に用意してありますので、全部で１５世帯を予定しております。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） ３億の供給公社の件はいいのですが、１０軒のうち１軒のお値段は、アバウトでどのぐらいのものが建つと予想されているのでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは、今年度の予算で2棟やりますので、5,000 万余りを予定しています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 4、5、6は次回にさせてください。特にリサーチの時間がありますので、よろしくお願いいたします。

7番にいきますが、議長よろしいですか。

○議長（清水満） どうぞ。

○4番（目須田修） 耕作放棄地を減らすための施策ですが、最近、町を歩いているとソーラーパネル設置に使用されている土地が増えているのはご存じでしょうか。日本一のりんごの町として、農業を基幹産業としている町としてどう捉えているか。住民環境課長にお願いいたします。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） 耕作放棄地にソーラーパネルということだと思うのですが、自然環境保全条例で対応ということになっております。ただ、自然環境保全条例では、出力10キロワット以上のものが対象になるのですが、もちろん農地ですと関係法令に適合したものは駄目ということになっておりますので、農地法の許可が外れたものについては、ソーラーパネルを設置するなどの対象の土地となってくると理解をしております。以上です。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 産業観光課長にお聞きします。町長は以前、「各個人の土地に何をつくろうとこちらは口を出せない」状況の中で、環境条例をつくろうとなったと思うのですが、産業観光課としてはどのように捉えていますか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 産業観光課として、農地転用の関係でご答弁させていただきます。

耕作放棄地の農地に太陽光発電の施設を設置する計画がある場合で、その計画者から町の農業委員会に農地の転用許可申請があった場合、農業委員会は農地法により農地転用の許可の可否を判断することになります。

農業委員会は、設置予定地について、10ヘクタール以上の一団の農地である一種農地に該当すると判断する場合は、農地転用は原則不許可になります。ただし、設置予定地が二種農地等で、他に適地がなく代替性がないと判断すると、町の農業委員会は農地転用の許可を出すことになります。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） そうすると、現在工事中のものも含めて、全て農業委員会が許可あるいは認可したと受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 現在設置しているもので、農地に太陽光発電を設置している場合には、農地転用の許可が出ていると考えていただいて結構かと思います。ただ、先ほど住民環境課長からも話があったとおり、農地転用の許可だけではなくて自然環境保全条例などの許可が出た場合に、太陽光発電の施設設置の許可が下りると考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） （8）新施設等整備について、三本松に予定している設備についてです。

「さんちゃん」に隣接する三水の加工所、フルーツセンター、旧中央保育園牟礼加工所など、これらと三本松に予定している加工所はどのように使い分け、連動していく予定か回答を求めます。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 令和2年度に三本松地区に建設予定の新しい加工所と既存の加工所について、町民に果たす役割が異なっておりますので、その部分について説明をさせていた

だきたいと思います。

まず、既存の加工所につきましては、町内の加工グループが運営をしております、加工グループが自ら加工品を生産して販売をしている状況でございます。

一方で、三本松に建設を計画している加工所は、これから公募をかける予定ですが、今のところふるさと振興公社が運営をして、町内農家から手数料を受け取りながら加工品の受託生産を行う予定でございます。

これまで、農家は自分でつくったりんごでりんごジュースをつくりたいときには、町外の加工業者に委託して生産をしております、町内にりんごジュースを加工してくれる施設が欲しいといった要望がありました。

三本松の加工所については、少ない量でも自分でつくったりんごでジュースに加工できるような施設を目指しております。なおかつ、そのジュースは販売が可能なジュースが生産できるように考えております。農家の皆さんが自分でつくったりんごでジュースを生産して、町内の直売所等で販売できますので、6次産業化が今後ますます進むと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今の課長の答弁の中で、あくまでも振興公社を想定しているだけで、これからゼロベースで公募をするという捉え方でよろしいですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） それにつきましては、現在、はっきりとはしておりません。3直売所については、公募を行わずにふるさと振興公社が管理・運営をするということで決定しておりますが、加工所についてはまだはっきりとは決定していないところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 今、決定している部分が不明瞭なのですが、何をいつ誰が決めたのですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。私の説明が不足していて申し訳ございません。

まず、加工所については現在計画をしております、これから設置条例等で定めていくわけですが、基本的に加工所については直営ではなく、指定管理制度を使って管理をしていく予定でございます。ただ、その指定管理者を公募するかどうかというのは未定でございます。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） 指定管理者を公募するかどうか未定であるということですが、いつまでに決める予定なのですか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 加工所に関しては、これから詳細設計を始めて、来年度予算が付きましたら工事等を進めていく予定でございますが、いつまでということは決定しておりません。これから６次産業化推進委員会等を開催して、６次産業化委員の皆さんの意見も聞きながら定めてまいりたいと思っています。時期については未定でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。残り時間３分を切りました。

○４番（目須田修） 承知しました。

三本松に計画中の物件について、あえてその地域を買収して建設する以上、それ相応の理由が必要だと思うのですけれども、ロケーションからして一番の意味は展望ではないかと思えます。そうなりますと、高い眺望料を土地に払うことになりますので、現在、アップルミュージアムで写真展が行われています環境省の一目五山を受けて、一に展望レストラン、二に産直物品販売・加工所だと思うのですがいかがですか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 時間もないようですので手短にお答えしますが、あの場所を選んだ意味は議員と全く同じです。素晴らしいのはロケーションだという捉え方です。しかし、一にレストラン、二に農産物、一と二がどう逆転しても、それは同じ時期ぐらいに同じようなものを軽食ですけれども、つくっていきたいと思っています。

期待したいことは、あのエリアは賃貸で全部お借りをしたもので買収ではなかったのですが、本当は買収できればという希望もございましたけれども、賃貸をお願いをして、今後についても、かなりご協力いただけるようなニュアンスを受けておりますので、あとは何を増強していけば良いのか。お客さんの入りやいろいろなものの中で、5年、10年かけて、あの一帯が素晴らしいロケーションを基にした観光、農園、いろいろなレストランもあるという素晴らしい場所になれば良いと期待しています。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 住民サービスを一に考えて、本気で町長に行っていただきたい。本気度は100パーセントでしょうか。任期は残り2年、本気でこの町を引っ張っていく気があるなら、とても残り2年では足りないと思います。もう2期8年、合計10年、町のためにエネルギーを使っていただきたい。期待とお願いをして私の質問を終わります。

○議長（清水満） 目須田修議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は2時10分をお願いします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位5番、議席番号12番、渡邊千賀雄議員を指名します。渡邊千賀雄議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席番号 12 番、渡邊千賀雄でございます。質問通告により順次質問いたします。

最初にお伺いいたします。牟礼駅前整備に伴い、今後の課題へのお考えをお伺いしたいと思います。高齢化が進む中で、最近では全国で年 40 万人を超える人が運転免許証を返納しているとのことです。飯綱町もそれなりの方が免許を返納していると思いますが、自動車の運転をやめると、他の移動手段に頼ることになります。一番頼りにするところは、地方では公共交通機関ではないかと思います。また、通勤や通学の際にも公共交通の動きもあります。ところが、地方の公共交通機関は、現状、衰退の傾向にあると思います。どこで暮らしている人も、自由に安全に移動できるための施策が国や自治体には求められていると思います。

町では、タイミング良く、今回、飯綱町地域公共交通計画が 3 月に発表され、私どもに配付となりました。しっかり調査もされ、分析し、課題・方針・目標も出ているのではないかと思います。言わせてもらえば、表の文字や説明文の文字をもう少し大きくしてもらえば分かりいいのではないかとということです。

さて、長野市への地域間幹線として、しなの鉄道北しなの線、それから長電バス牟礼線が運行しており、地域内の移動は定時路線と i バス等が平成 19 年度から運行しております。高齢化、人口減少化が進むこの地域においても、住民が充実した生活を継続していくためには、公共交通による住民の足の確保は欠くことのできない政策だと思います。

そこで、今回は牟礼駅前整備に伴い、牟礼駅を中心とした活性化策を図ることについてお伺いいたします。1 つは牟礼駅発または牟礼駅着の、発着の交通網の拡充を進めることはないかということを最初にお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。議員ご質問の中心は、駅を中心とした活性化策ということでございますが、この辺から少し駅発着の交通網の関係をご説明させていただきたいと思います。

現在、町では地方創生推進交付金を活用しまして、住み慣れた地域に住み続けられる町、小さな拠点形成事業に取り組んでおり、この事業において、この役場周辺から駅周辺、具体的に申し上げますと、牟礼本町それから栄町駅周辺また深沢地籍、このエリアを核とした施設の整備ですとか、各種ソフト事業を実施しているところでございます。

この中で、牟礼駅前の整備につきましては、牟礼駅周辺整備計画に基づきまして、推進交付金事業により順次進めてきているところでございます。昨年度におきましては、駅前広場、またロータリー、駐車場等の整備を完了したところでございます。

ご承知のとおり、駅周辺にバスターミナル等を設置することは、大変、地形上難しいということはお分かりいただけるかと思います。現在、この関係もございまして、町内を運行するバスは飯綱営業所を発着地としていますが、駅前の整備に当たりましては、ロータリー内にバス停施設を設置しまして、利用者の利便性の向上を図るとともにタクシー乗り場ですとか、更には送迎用バスの乗り場等を設けるなど、実質的には駅を交通の拠点とした運用を図ってきているというのが実情でございます。

ご質問の交通網の関係につきましては、このソフト事業というところで取り組んでいるところでございます。今後は、しなの鉄道の利用者の観光地への2次交通なども含めまして、先ほど議員からお話しのありました計画に基づいて、いろいろなことを進めようとしているところでございます。

こういった観光地の2次交通などを含め、駅を交通の拠点とする交通網の整備につきまして、例えば周遊バスやシャトルバスのような関係の発着を考えるなど、更に工夫、検討してまいりたいというところで担当課として考えているところです。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今後、工夫して考えるということですが、現在、確かに運行自体は路線系です。長野から来て駅に着いて営業所へ行く。そしてまた、信濃町へ行くなどの連携型の運行です。

私が申ししたのは、駅から発、よそから駅着。要するに、駅を降りた人がすぐに乗れて、

その時間ですぐに目的地へ行けるようなバス、そういったことを想定しています。ですから、駅発、駅着のバスや交通網を考えてもらいたいと思います。

私は今回の質問に当たって、あの辺の駅を利用する人や観光協会の人ともコンタクトを取りまして、いろいろ聞いた中で質問を組み立てたのですが、そういう点で言えば、駅に来た場合に結局運行の途上ではなくて直に目的地に行きたい。目的地から直に牟礼駅に来たいというお客に対する対応をしっかりと考えてもらいたいということです。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 先ほどの答弁の中でも、実際の発着というのは飯綱営業所を中心にバスが止まるスペースなどの関係もあるので、やはりそういう運用しているわけですが、実質的には交通の関係というのは、駅を拠点としてバスは走っているのではないかと考えております。

実際に、バス停をしっかりとロータリーの中に設けましたし、そこに一定の時間、止まっている時間もあります。さらに、皆さんにご利用いただく体制を整える中で、是非、駅に電車で来られた皆さんはそこから乗れる、そこでまた降りて電車に乗り継ぐ、このようなことができるよう、時刻的にもそうですし、そういう体制をしっかりと考えていきたいと思います。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 時刻的にもしっかりと考えながら対応していただきたいと思います。

次に、私も前に取り上げた経過もありますが、今、観光協会が常駐しながら観光案内所が置かれています。観光案内所の充実、営業をしっかりと進めながら、しなの鉄道と連携し、町の玄関口としての機能を充実し発信していくべきではないかと思っています。

1つは、駅利用の外国人、そしてまたインバウンドの対応は万全かどうか。接遇や対話、案内等において、対応は万全かという点でお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かい点は課長からご説明いたしますが、大分、観光案内所は定着をして

きて、訪れるお客さんも多いということは聞いております。

インバウンド対応ということになると、英文の表示から始まり、飯綱町はほとんど対応していないという状況だと思います。ましてや、窓口において英語でご案内ができるようなスタッフの語学能力という問題については、まだまだこれから一生懸命、体制を整えていかないとない現状だと把握しております。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。町の玄関口である牟礼駅にある観光案内所は、飯綱東高原や町内のワイナリーなどの観光情報を発信する場所として、大きな役割を果たしていると考えております。

今実際に行っているインバウンド対応ですが、外国人に対するスタッフの接遇や対応は先ほどの町長の答弁のとおりでございますが、町としては、英語版の町の観光パンフレット及び英語や中国語等の外国語でりんごを紹介するパンフレットを観光案内所に置いて、外国人向けに観光案内をしているところでございます。

牟礼駅に観光案内所を併設いたしまして、以前、渡邊議員からも質問があったとおり、一番重要なのは外国人を含めて観光客が観光案内所に入りやすい、そういった環境づくりが非常に重要であると考えておりますので、外国人を含めた観光客が理解しやすい観光案内所への案内誘導サインの設置について前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今、観光協会の観光案内所の充実に向けても大分取り組んでおられるようです。レンタカーの案内や自転車の貸出をやりながら町内を周遊するなど、そういった方面にもかなり力を入れているようです。

インバウンド対応で、結局、外国の方が来て対話するのが大変なときは、今までは電話対応でその人に電話に出てもらって、電話でやりとりしてもらった話の内容をその人から観光案内所の人が聞くという対応もあったそうです。今、また新しい機種で、口で言うと答えるような

ものもあるそうです。要するに、これからの玄関口としたら、そういったインバウンド対応をしっかりとやりながら、やはり国際的にも通用するような飯綱町、そしてまた観光案内所としてやっていくことが大事ではないかと思います。

特に、観光案内は活力・活性化がやはり求められると思います。常に新しいことをやっているというイメージを出すためにも、大いに取り上げて宣伝しながら、町としても積極的に取り組んでいくべきではないかと思います。

次に、駅周辺での店舗・飲食店の充実、そして町の名産品等の予約販売等はできないものかということです。現状では、駅の近く、どこまでも駅の近くとは言えないですが、本当に駅の周りには店舗やお客さんの欲しいものを売っているところがないという状況です。昔のキヨスクのようなものもないということで、そしてまた飲食店もない。ですから、駅に立ち寄って飲食店を紹介してもらおうと、やはりかなり遠いところを紹介しなければならないそうです。

栄町通りにある店も紹介するのですが、なかなかお昼時にやっていないとか、その時間以外にやっていないなどという状況が多く、結局国道の沿線のところしか紹介できないということです。ですので、やはり駅の機能として、近隣で食べたり飲んだりする場所がないということをお客さんから言われるということです。ですから、そういった面も、駅の充実と同時に駅周辺の整備を充実することが、今の牟礼駅の玄関口としての機能を果たせるのではないかと思います。

もう1つそこに付け加えると、観光協会や観光案内所で町名産品の宣伝をしながら予約販売等ができれば良いのではないかということも考えられ、言われます。そういったことに取り組めば、もっと駅周辺、また駅機能の充実が図れるのではないかと思うのですが、町としての考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 1つのご提案ということで、実は栄町で今お店をやっている方とも話をしたことがございましたが、いかんせん後継者もいなくなってきたという寂しいお話を聞く中、駅に降りてお買い物をするようなお店もないということで、非常に寂しい。願わくは、駅前が

あれだけ整備されて、見違えたというような非常に良い印象を報告いただいています。あとは、本当は、かどの三河屋さんぐらいまでの間は、都市計画で思い切って商店街の再整備ぐらいのことを考えないと駄目だと。協力する用意はあるよという方もいらっしゃるわけですが、住宅とお店と、使っていない廃墟的なものが混在しているようなエリアになってしまっていて、非常に対応が難しいと思っています。

何とか、僅かでもお店を改築して仕事を起業すると 100 万円とか、そういう支援の政策も打ち出しておりますので、どなたか、または町内の方でもいいですが、少しやってみたいという気持ちで出ていただければうれしいと本当に思っています。

町としても駅前辺りの再整備。これが少し前までは、郊外にどんどんお店が出て、人はみな自家用車を持って郊外に出る時代が大はやりでした。したがって、駅前にお金を掛けるというのはいかなものかというご批判もございました。

この時代になってきて、私は、やはり駅前という言葉から来るニュアンスも非常に良いものがございますし、駅前という整備をどうやって効率的に今の時代に合った駅前整備をすればいいか少しじっくり考えたいと思っております。

具体的なお土産等の予約販売等々は、そういうものが整備されてくれば必然的に出てくるだろうと思っております。栄町の区の役員さんも、いろいろな意味でご提案的なことも申されてきた経過もございますので、今後駅前整備ということで再整理を研究していきたいと思っています。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 具体的な今のことについては、課長、何かないでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。先ほど議員から、観光案内所でそういった名産品の紹介・宣伝・予約販売はどうかというご提案がございました。これについては、観光案内所というのは観光だけを案内するところではなくて、飯綱町の食や飲食店といったものを紹

介することは非常に大切だと考えております。

実際に、町でも観光協会と一緒に、りんごスイーツフェアというりんごのお菓子を使ったフェアをやったり、夏はやたら祭と言って、やたら料理を使ったフェアを行ったりしております。この夏も、お盆期間中はある店ではフェアで出したやたら料理が、1日30～40食出るほど非常にインパクトがあるようでございます。

やはり、観光客というのは観光地だけではなくて、そういった地域の名産を求めていますので、しっかりとそういったものを紹介できるようなことを観光協会と一緒に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 是非、検討、研究して進めてもらいたいと思います。

次に、先ほども町長が言われましたように、今回、駅前ロータリーが非常に立派にできて使い勝手も良いのではないかと思いますのですが、それに関連して駅周辺道路、具体的に県道長野荒瀬原線等の拡幅が求められたり、それから栄町通りの道路の改良なども求められたりしていると思いますが、その辺についての早期着工等に対する考え方はどのようになっているかお伺します。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。県道長野荒瀬原線の駅周辺となりますと、国道18号線の交差点改良に並行して、国道18号線の牟礼駅入り口交差点から踏切の歩道設置となりますが、ただいま長野建設事務所により毎年発注をされているところでありまして、今年度は農協飯綱支所付近の歩道の設置を施工する予定でございます。

今後は、華表橋の歩道設置、踏切から牟礼停車場線交差点までの改良、踏切の改良となる計画ではありますが、しなの鉄道との協議や現橋梁への歩道の設置、用地取得等により完成まではまだ時間が必要であると思われます。建設事務所との合同現地調査、要望書の提出等がありますので、駅前の整備計画を示しながら今後も要望を強く働き掛けていくところであります。

栄町商店街を通る野村上牟礼停車場線でございますが、道路の両側に住宅や店舗が並んでいることから、改良事業への地域への大きな影響も予想されるために、現在のところは長野県に対して改良工事の要望は行ってはおりません。

また、駅前の町道 K1-13 号線でございますが、現在のところ駅前整備に併せて改良事業を一時見送っているところでございます。しかしながら、牟礼駅周辺の整備は今後の町の重要課題であると考えておりますので、まずは長野荒瀬原線の改良事業の早期完成を目標としてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 県道荒瀬原線もそうですが、県道になりますので県の事業だと思います。

ですから、是非、大いに地元の要望として早期着工と早期完成をやはり求めていくということを町長にお願いしたいと思います。今、都市計画を立てられる中で、非常に大事な幹線道路になると思います。ですから是非取り組んでもらいたいと思います。

そして、もう 1 つ現実の問題として、駅に入った大型バスが国道に出られないという問題があります。今の栄町の角、それからガード下へも入れない。最近、大きいバスも駅までは来るけれどもそっちへ出られないというようなことがあるということです。そういったことがあると、陸の孤島ではないですが、大型バスが通れないということでそんな感じになってしまうということもありますので、早期に完成して、弱点を解消していくということが、駅前含めて都市計画にとっても大事ではないかと思いますが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 主要県道長野荒瀬は、今の深沢の国道との接点も改良されてきて、いよいよかどの三河屋さんのところが勝負の場所だと思っております。

先ほど、三本松の道の駅の話もございましたけれども、国道から大型の貸切バスが長野荒瀬原線を通って、長野市吉、善光寺の方面へと抜けていただくためには、何としてもあそこが改良されないとうまくいかない。そういう意味でも、あの場所は非常に改良を強く望んでいき

いと思っております。

ただ、大きくご協力をいただかなければならない家何軒かございます。その辺の折衝がなかなか難しいという話も聞いておりますけれども、議員おっしゃるとおり、本当に大事な道路だという位置づけで、私も建設事務所に再三お願いをしたり、現地調査をしたり、精いっぱい拡幅に向けて努力したいと思っています。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 是非、努力して力を注いでもらいたいと思います。

次に入りますが、関連しますのでお聞きしますが、駅前通りの今の改良、そしてまた都市計画を進めたり、今のいろいろな問題を解決したりするためには、やはり地元の皆さんの協力があると思います。

先ほど、町長も少し触れられましたように協力するという人も中にはおられます。ですから、駅前通りの開発、そしてまちづくりに対しては、町民懇談会、気楽に話せる会議を持ちながら考えや知恵を出してもらって、まちづくりを進めることが非常に大事だと思います。

栄町の町民の皆さんの中には、道路拡幅に協力しようとか、店のあり方を考えているとか、まちづくりをこうしたいほうがいいという考え方を持っている方がおられます。そういった人がおりますので、是非そういった方にも参加してもらいながら、皆さんの知恵や考えを出してもらってまちづくりを進めるといったことが、非常にこの都市計画を進めるにも、そしてまた駅前開発を進めるにも重要なことではないかと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大変結構なことだと思います。具体的にこちらから集まっていたきたいというような提示を申し上げるよりも、できれば駅前周辺活性化懇談会というような意味で渋澤区長に招集でもしていただいて、是非、関係課が出て、もちろん私や理事者もそうです。そういう懇談会が取れば一番良いと思います。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 是非、そういう場もつくれるように、私どもも町も努力していただければと思います。

また、知恵や考えを出してもらってつくっていくという点でこういう事例があります。駅前通りの延長の駅から福井団地に上がるカーブの道路ですが、急カーブ、坂道、日陰で冬は凍るので危険ということで、何とかならないかという要望や意見が非常に大きくなりまして、そういった中で町民の皆さんが懇談する中で話が出て、そこで先ほど出ましたように区長さんや地権者、そして業者の皆さんの協力であの通りの両面の伐採計画が進んでいます。上がって行く右側がほぼ伐採が終わって非常にきれいになりました。今度は左側に入って、日陰の地区も伐採する計画が進められています。

ですから、今までのそういう要望も町民の皆さんの懇談の中から生まれて、危険な箇所を解消していくという方向にもつながってきています。先ほど、町長の言うような活性化懇談会なり、まちづくり懇談会を開いて進めることは、非常に地元の皆さんの気持ちや意見も出されるし、そしてまた協力体制もできるということでもありますので、是非そういったことを進めていただきたいと思うのですが、改めてお伺いいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 栄町から福井団地に抜ける道路は、福井団地の魅力アップという意味でもあの道路がずっと福井団地への集落に抜けるまで、非常に明るくて、子どもたちが夜も心配いらないという道路になると、私は福井団地も一段と魅力がアップできるのではないかと思います。

あと、栄町はもろもろ空き地もあり、場合によれば駅前ですので、お年寄りの皆さんがアパートみたいなところに住んで、今まで住んでいた家を若い人たちに貸して、その貸し賃で自分は駅前近くの集合住宅みたいなところに住んでより良い生活をするとか、いろいろな構想を持っている人たちも多いようなので、私どもも興味あってそういう話し合いの場が取れればと思

っております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 是非、そういう方向で考えてもらって進めていただきたいと思います。

今回、牟礼駅を中心に質問、問題提起をしてきましたが、公共交通を必要としている人、また将来必要となる人のためにも、移動手段の確保策が重要だと考えます。行政、観光協会、鉄道運行事業者、そして関係機関において定期的に協議の場を設けて改善を行っていくことが大事ではないかと思うのですが、その辺も含めて見解をお伺いします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。先ほど議員からもお話しがありましてとおり、飯綱町では地域公共交通計画を昨年度策定いたしました。この計画は、もちろん作りっ放しではなく、毎年この計画に対しての実施計画というものをつくりまして、これをローリングしていくことを考えております。

その中でも、地域公共交通会議という組織がございまして、これは今まで不定期で開催をしていましたが、これを必ず年1回から2回開催をしまして、この計画に基づく実施計画というものをそこできちんと練っていただいて、これを施策に反映していくということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） それでは関連することもあります、次の質問に入ります。

公共施設の弱者対策についてお伺いいたします。町では、年齢や性別、そして経済力、そして障がいの有無などを理由に、住み慣れた地域社会から疎外されることなく、またこれから住もうと考える人も含めて、誰もが心豊かに安心して暮らせることができる地域共生社会を築くことが求められていると思います。

そこで、今回は町の公共施設の弱者対策についてお伺いいたします。高齢者や障がい者に利用しやすい構造に配慮すべきということでお伺いいたしますが、1つは、現在、役場庁舎建設

に向けて進んでおります。建設に当たって、福祉センターは取り壊しますが、庁舎が改築されるわけでありますが、そういった点で高齢者や障がい者に対する対策は万全かという点でお伺いいたします。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 住民の皆さんが委員であります庁舎建設委員会でのご意見、また町民パブリックコメント、こういうものを基にいたしまして、庁舎の関係につきましての弱者対策ですが、庁舎のバリアフリー化、また新しい庁舎は2階建てでございますのでエレベーターの設置、また総合窓口、ワンストップサービスの提供、それとバリアフリースイレなどの設置をしていきまして、高齢者や障がい者に配慮した機能を盛り込む計画を現在進めております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 庁舎は、50年あるいは100年使う施設であります。町の拠点であり、行政の顔でもあります。基本設計、そして細部の実施設計の際においても、しっかりと対応を求められていると思います。その辺に配慮されているということによろしいでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 新しい庁舎、駐車場のところに建てるものでございますが、その実施設計を現在進めております。これが12月いっぱいということで、いろいろな弱者対策への配慮も含めて、今、設計しているところでございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 是非、そういう点で対応していただきたいと思います。

これから建設される公共施設もかなりあります。多世代交流施設、また大型直売所なども含めて、当然のことですが、そういった配慮はされておられるのでしょうか。その辺もお伺いいたします。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 多世代交流施設についてお答え申し上げます。多世代交流施設に関しましては平屋の建物ということもございますし、もともと地方創生の事業、バリアフリーというの大きな目的の1つでこの事業に掲げているところですので、そういった面でも、高齢者の皆さま、障がい者の皆さまに使いやすい施設ということは心がけて事業を進めているところでございます。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。三本松の直売所につきましても、トイレや入り口など、そういったところについては高齢者の方や障がい者の方が使いやすいような設計で進めております。以上でございます。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 是非、そういう立場で進めていただきたいと思います。

次に、現存する建物、つまり町民会館やりんごパークセンター、天狗の館など、既存の施設の総点検と言いますか、そういう点に配慮して改善するようなことを考えておられるかどうか。これについてお願いします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。教育委員会に関係している町民会館ですが、ご存じのとおり、2階建てではありますがエレベーターがなく、階段での移動を強いられておりまして、またバリアフリー化にもなってございませんので、決して高齢者、障がい者に優しい建物とは言えない状況でございます。しかしながら、足の不自由な方も利用しますので、1階に障がい者トイレは設置してございます。

また、図書館につきましても、2階にあるために高齢者の方、あるいは足の不自由な方など、利用しづらい面もありますので、今後、図書館のあり方も含めて、施設全体を考えていきたい

と思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、りんごパークセンター、天狗の館の現在の施設の状況でございますが、入り口等については車椅子等でも入れるようにスロープが付いています。トイレについても、りんごパーク、天狗の館、それぞれ障がい者用のトイレを設置しています。

ただし、今朝のNHKで、上田高校の生徒が別所温泉の観光施設を障がい者の目線に立って点検をしているとニュースで流れていましたが、やはり既存の施設についても、この高齢者や障がい者の立場に立って、目線に立って、再度点検をすることは非常に重要であると考えておりますので、再度点検を行いまして、予算の範囲内で修繕・改修を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12 番（渡邊千賀雄） 点検しながら改良・改善していくということでございますので、取り組んでいただきたいと思います。

次に、これも現存の施設なのですが、非常に問題のあることなのでお伺いしたいのですが、北しなの鉄道に関することであります。是非、行政としても取り組んでもらいたいと思いますが、1つは牟礼駅の改札口を車椅子が通れないです。私も言われまして、見て調べてきましたら、やはり車椅子の幅よりも改札口の幅が狭いです。そして、牟礼駅の場合は特殊で、その中にまた引き戸のサッシの枠が付いています。ですから、その改札口よりまた少し中に入るわけです。要するに狭まるわけです。ですから、車椅子がもう全然入れないわけです。このことも指摘されました。ですから、是非、行って見ていただくなり、測っていただくと分かりますが、改札口が車椅子で通れないという状況です。是非、これを改善してもらいたいと思います。

それから、あとで個別に考え方をお伺いしたいと思いますが、跨線橋の上り下りが大変だということです。牟礼駅の場合は、上り線に行くには跨線橋を上がって、プラットフォームへ降り

る。このことが非常に苦痛で大変億劫だということが指摘されています。

また、列車とプラットホームの段差が今の列車に合っていないのか、それとも改良されていないのか、その辺はあれですけれども、プラットホームと電車の下り口に二十数センチ差があります。これも非常に危険だったり、利用しにくかったり大変だということで、この3つを私どもも苦情として聞いておりますので、是非、改良してもらいたいと思います。

確かに、しなの鉄道の敷地の問題や車両とかそういった関係もありますけれども、是非、要請としてこういう問題も解決していく方向で考えてもらいたいと思います。一つひとつについてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かな点は追って課長から申し上げますけれども、まず、改札口を車椅子が通れない、これは私もそうかなというふうに思いました。そういう人たちが利用できないのでは困るので、新幹線に乗るときにでも何でも、今、車椅子には必ず駅のほうから補助員が付いて来られて、新幹線の乗り降りにも車椅子を持ち上げて乗せたり、いろいろ介護したりしていただいております。駅にお伝えを願うと車椅子の通過も含めて対応してくれるということで、ひとまず当面の対策としては、何時の電車には車椅子の方がいるので対応を願いたいというご一報をいただくとともに、これはしなの鉄道に改良を望んでいきたいと思っています。

跨線橋は、もうエレベーターを付けるしか方法がないですが、これは維持費も含めてかなり町の負担もあるということで、これについては非常に困った問題だと思っています。それを解決するということで、実はホームと電車の段差について2年ぐらい前にしなの鉄道へ出向いて直接直してほしいと申しました。その中から、玉木社長がいる時代だったのですが、私はとんでもない話をしたのですが、上りも下りも入ったすぐのホームで一緒にやってもらいたいけれども、そういうのは可能なのかと言ったら、前後に踏切があるなど非常に難しい問題ですが、不可能ではないという返事をいただいて帰ってきました。

しなの鉄道でも、ホームのかさ上げ等々を整備するには国の補助金が見られるようで、補助

をもらうにはやはりすぐというわけにはいかない。4～5年は掛かるという話で帰ってきました。今度、春日社長に変更になった折にも同様のお話を申し上げましたところ、上下線とも、出たすぐのホームでできるようなことを今検討しはじめ、そのかさ上げは何とかやりたいけれども、それはすぐというわけにはいかないので、是非もう少し時間をくださいというお返事で帰ってきました。

そうなれば、跨線橋はある意味で使わなくなりますので非常にありがたいと思っております。ただ、それまでの間、できるだけ利用者の皆さんに、特に障がい者、また弱者の皆さんに気持ちよく電車を利用していただけるよう、しなの鉄道にも申し入れをするとともに、精いっぱい対応をしていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 私から少し細部のご回答をさせていただきたいと思います。

まず1点目の駅の改札口の件ですが、牟礼駅の改札口を通過できない車椅子等の方への対応ということで、町長からも今答弁があったわけですが、実は牟礼駅舎の東側、公衆トイレとの間に鍵付きのゲート、通常の改札口とは別にそちらにゲートがございまして、こちらを駅員がご要望あれば開けて車いすの方は対応していただくというルールにはなっております。

ただ、駅員に全部周知ができていないかという点、若干その辺はまだできていない部分もあったのかと思いますので、駅員の皆さんにもう一度このことに関しては周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

それから、跨線橋についてですが、エレベーターの設置を想定した場合、億単位の施設整備費が必要になってまいります。現実的にはエレベーターの設置というのは非常に難しいということで、しなの鉄道、町でもそう判断をしているところでございます。他の方法をしなの鉄道とともに考えてまいりたいと思います。

例えば、前から話が出ております構内踏切であるとか、上下線とも駅舎側のホームを使うとか、いろいろな方法が考えられると思います。そのようなことをしなの鉄道さんとともに考え

ていけたらと思っているところでございます。

それから、ホームの段差に関しましては町長から話しのあったとおり、しなの鉄道さんに要望書を提出したところでございまして、しなの鉄道さんからの今のところの回答ですと、早くて2021年以降ということも言われておりますので、引き続きできるだけ早い改良を要望してまいりたいと思っております。

もう1つネックとなるのが、上り線、長野方面へ行くに当たってのホームですが、ここにソフトバンクの重要な設備がありまして、それを移したりするのは非常に期間と金額が掛かるといっても言われております。この辺の調整も必要になってまいりますので、場合によっては駅舎側、下り線を優先してやっていくとか、そのようなことも含めましてしっかり検討をしてまいりたいと思います。

いずれにしても、しなの鉄道さんとしても障がい者の方、高齢者の方が利用しやすい効率的な駅のあり方というものを、今、検討していただいておりますので、町もともに検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 車椅子の方が改札口を通れないので、申し出や連絡があれば今のトイレ側の門を開くという確かにそうです。普段はあそこにロープが張ってあります。ですから、ロープを外して通れるようにやるということが、やはり今のこういう社会において問題だと思います。これは、問題なく改良できると思いますので、是非、町長も言われたように、しなの鉄道と連絡を取りながら、改良してもらうということが大事ではないかと思います。

それと、跨線橋の上がり下がりが大変だという話で、ホームを一本化して乗り降りしたらいいのではないかと確かにそうです。その実例が古間駅です。古間駅はプラットホームが一本です。だから、列車が入ると乗り降りできるわけです。ですから、今、車椅子の方は古間駅へ行くか、それから豊野駅、豊野駅へ行くとエレベーターがあります。それか長野駅まで行くというふうになってしまいます。

調べましたところ、信濃町の黒姫駅には、以前は跨線橋に腰掛けて上がっていく一人乗りの

リフトがあったのですが、それが北しなの鉄道になったら廃止になってしまったということがあるようです。ですから、いろいろな形態があるので、今言われたようにプラットフォームにすることも良いと思います。とにかく、気楽に列車の乗り降りができるようなことを、是非、検討して対応していただきたいと思います。

2021年ぐらいに向けて、プラットフォームの段差なども解消できるようですが、是非、早めにかような問題を解決しながら、事業主体はしなの鉄道であります、協議しながら利便性を高めていくべきだと思います。そうすることによって、牟礼駅も利用が増え、そしてまた駅を中心としての活性化策が図れることにもつながるのではないかと思いますので、是非そういう方向で取り組んでいただきたいと思うわけであり、見解がありましたら、再度お願いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おっしゃるとおりです。

○12番（渡邊千賀雄） おっしゃるとおりのことですので、以上で質問を終わります。

○議長（清水満） 渡邊議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（清水満） 以上を持ちまして、本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。

明日6日の一般質問は、議事の都合により会議規則第9条第2項の規定により、1時間繰り上げて午前9時より開くことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、6日の一般質問は午前9時に繰り上げて開くことに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時 3分

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

議事日程（第 4 号）

令和元年 9 月 6（金曜日）午前 9 時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	清 水 均	2 番	風 間 行 男
3 番	中 島 和 子	4 番	目須田 修
5 番	瀧 野 良 枝	6 番	原 田 幸 長
7 番	石 川 信 雄	8 番	荒 川 詔 夫
9 番	伊 藤 まゆみ	10 番	青 山 弘
11 番	樋 口 功	12 番	渡 邊 千賀雄
13 番	原 田 重 美	14 番	大 川 憲 明
15 番	清 水 満		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	代表監査委員	山 本 孝 利
農業委員会長	清 水 藤 一	選挙管理委員長	三ツ井 吉 次
総 務 課 長	原 章 胤	企 画 課 長	徳 永 裕 二

税務会計課長	永 野 光 昭	住民環境課長	梨 本 克 裕
保健福祉課長	山 浦 克 彦	産業観光課長	土 屋 龍 彦
建設水道課長	土 倉 正 和	教 育 次 長	桜 井 俊 次
飯綱病院事務長	大 川 和 彦	総務課長補佐	高 橋 秀 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	荒 井 智 雄
---------	---------	-----------	---------

◎開議の宣告

○議長（清水満） 皆さん、おはようございます。

本日は、会議規則第9条第1項の規定により、会議時間を1時間繰り上げて行います。

これより、令和元年9月飯綱町議会定例会を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（清水満） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序等につきましては、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な分かりやすい質疑、答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通知されておりますので、簡潔に発言されるようご協力をお願いしたいと思います。

◇ 清 水 均

○議長（清水満） 発言順位6番、議席番号1番、清水均議員を指名します。清水均議員。

〔1番 清水均 登壇〕

○1番（清水均） おはようございます。議席番号1、清水均です。通告に従いまして質問させていただきます。

最初に、市町村における子どもの20歳未満の貧困対策計画の策定についてでございますが、子どもの貧困対策法の成立から3年が経過しました。市町村では今後、子どもの貧困対策計画の策定が求められることになりました。対処から対策へ、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図ることを目的とします。

今、問われていることは、子どもの貧困の現実をしっかりと受け止め、その解決への道のりを探り、将来にわたって子どもの貧困をなくしていくことが行政の責任となっております。

佐賀県の武雄市では、なくそう子どもの貧困、増やす子どもの貧困を呼び掛けております。

貧困の連鎖を断ち切るためには孤立する家庭をなくし、基本的な学力をしっかりと身に付けるとともに、生活習慣、社会性等広い意味での教育を中心に子どもの未来を生き抜く力を身につけてもらう。そして、自立できる子どもを育てることです。特に、孤立化を防ぐ必要があると思います。

そこで、細部にわたりお伺いいたします。(1)として、飯綱町における子どもの貧困状況について、町としてその実態をどのような方法でどこまで現状を把握しているか、町長にお伺いいたします。

○議長(清水満) 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長(峯村勝盛) 貧困状況という概念と言いますか、そこを貧困だというその辺の位置づけが難しいところもあるのですが、そういう意味では、うちにはどのぐらいの貧困の子どもたちがいるという調査結果やデータは、正確なものは持ってございません。

けれども、いわゆる生活保護世帯、または要保護児童の世帯、または母子・父子家庭、児童扶養手当を支給してもらっている世帯と子ども数、そういうものは実態として把握をしておりますので、その辺の数字については課長から申し上げます。

○議長(清水満) 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長(桜井俊次) お答え申し上げます。数字的なことでございますけれども、まず生活保護世帯でございますが、現在1世帯が該当しまして、その1世帯の小中学生が対象となっております。

また、準要保護で就学援助を受けている世帯につきましては、小学校で25世帯30名、中学校で19世帯21名ということでございます。

それから、ひとり親世帯と言いますか、児童扶養手当を受給している中では、全体では56世帯ございますけれども、そのうち小学生または中学生がいる世帯は36世帯ということで、数字

的なことは把握しております。以上です。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 先ほども言ったように、なくそう子どもの貧困と、子どもばかりではないですが、増やすな子どもの貧困を呼び掛けていければと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、厚生労働省が世帯の経済的貧困に伴う相対的貧困率を平成24年に初めて公表いたしました。これは、全国市町村の基礎データが集計されたものと考えます。当町の子どもの相対的貧困のデータはあるのか。あるならどんな方法でデータを集めているか、町長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。当町のデータということですが、結論から申し上げますと町独自の相対的貧困率のデータは持ってございません。この相対的貧困率は指標の1つとされまして、現在この率を出す場合には総務省の全国消費実態調査あるいは厚生労働省の国民生活基礎調査から国が算出するようになっているようでございます。

また、この国の調査につきましては、5年ないし3年ごとの調査ということで、なおかつ対象市町村あるいは対象者は抽出ということで調査をされているようでございます。

近年、飯綱町としましてはこの調査は実施されておりませんので、飯綱町独自の相対的貧困率のデータは持ち合わせてございません。以上です。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） 相対的というのは、人として社会に認められる最低限の生活水準ですから、それまでないようには是非よろしくお願いいたしますと思います。

（3）として、相対的貧困の実態はさまざまな現象として現れると言います。例えば、疾病の慢性化、重病化、学業の中断、学力低下、ネグレクト身体的・心理的な虐待、DV、孤食など広く捉える必要があるのではないかと考えられます。

このような視点から、調査や対策等の必要性をどう考えられているか。また、これらを対象とするための役場の体制はどうなっているか。関係する課の横のつながりはどうなっているかについて、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 実態調査の必要性について問われておりますけれども、実質上、今議員が列举されたそれぞれの現象については、DVにしろ何にしろ、子育ての担当、または福祉の担当、また場合によっては医療を担当するそれぞれの部署で対応をしてきていると私は思っております。

したがって、先ほど桜井次長から全体的な数値として申し上げましたけれども、いずれにしても貧困世帯における子どもたちというのは、先ほど申し上げたような実態の世帯の子どもさんたちが、大きな意味ではその対象であると思います。

それ以外の人たちで対象というのは、今、相対的貧困率、所得によってはそこまでいいないけれども、ギリギリだというものについての調査というのは、非常にどういう形で調査をすればいいのか。実質的には民生児童委員さんという方もいらっしゃいますし、トータルとしてそういう情報を得て対応していけばいいと思っています。

しかし、具体的な調査をやらないから対策をやらないということでは全くございません。先ほど申し上げましたとおり、それぞれの事象に向けて担当の部局で対策を練っており、そのために今、窓口も大きな意味では子育て支援室のほうに一本化してございますけれども、もちろん福祉との連携、医療との連携、学校との連携、もろもろの連携を取る中でそこに保健師も置いたり、いろいろ対応したりしてきておりますので、横の連絡も今そういうことでは整えつつあると私は感じております。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） 町や町役場全体で対応されるようにお願いしたいと思います。

次に（４）として、子どもの貧困対策を将来にわたって町が対応していくためには、担当者

任せにするのではなく、町行政の中心課題の一つに位置づけ、長期的視野で取り組むことが大事ではないかと思います。

そのためにも、町として子どもの権利に関する条例を制定し、町行政として理念や責任を明確にする必要があるのではないかと思います、これも町長にお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） この件については、1人、2人の同僚議員さんからご質問もいただいた経過がございますけれども、県内にも松本市など、条例のつくり方の特徴はそれぞれ少しニュアンスが違いますが、議員がお尋ねの権利、または良い意味での象徴的なものとして条例を制定する、それについて私は決して異論を唱えるものではございません。

どちらかと言えば、みんなで青色申告をやりましょうとか、明るい選挙を進めましょうとか、そういういろいろなものを推奨するような意味の条例というのも当然町にあるのですが、私は貧困対策ばかりではないのですが、確かに今の聞くのも嫌なニュースを聞いているときに、子どもの権利を守るという意味では、いくら親とは言え殺人犯のような親は本当に勘弁できないという思いでニュースを見ております。

やはり、大きな意味で親のしつけ、民法や何かのいろいろな法律が絡んでいますけれども、国も大きな意味で法的なものを考えてほしいし、私は町として、気持ちとしては子どもたちの子育てをしていくための権利や保障や、そして飯綱町に住んで育ったことがとても素晴らしいことなのだという事業を進めるための条例をつくっていかうということであるのなら、ものすごく能動的な意味で条例はうれしいのですが、現在進めている子育て支援対策は、私は正しく子どもの権利を守り、子どもの将来を思い、そして飯綱町の子どもは宝だという位置づけで事業を実施しているのは、条例がなくても十分対応していると思っています。

議員がお尋ねの理想、象徴的な意味での子どもの条例については、そういう条例が良いのか、一種の弱者とかいろいろな弱い人たちの人権、そういうものをもっと尊重するような意味の条例が良いのかは、今すぐ作成するしないではなくて、研究させていただきたいと思います。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） 今、テレビでやっているように裁判にかかっていますが、先ほど町長が言われたように非常に悲しいニュースばかり出てきますので、また是非こういうことを考えながらお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に（５）として、冒頭でも述べましたが、子どもの貧困対策推進法が改正され、市町村でも子どもの貧困対策計画の策定が求められることになりましたが、これは努力義務であります。計画策定自体を目標にしてはならない。町として実効性のある計画をどのようにつくるのですか。外部委託ということはないと思いますが、町の独自体制で計画策定は可能か、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。確かに本年６月に子どもの貧困対策推進法が改正されまして、子どもの貧困対策計画の策定が努力化されました。

ただし、この法律に関しましての施行が今後３年以内ということになっておりまして、実際に法改正についての詳細が来ておりませんので何とも言えないのですが、ただ、今後この計画を作成するとなりますと、やはり実効性のある計画になるようにしなければならないと思いますし、全て外部委託ではなくて、町が主体となって策定していくべきと考えております。

いずれにしましても、法施行の詳細を待ちまして検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 是非、そのように町独自でつくられるようにお願いしたいと思います。

次に、町内の現状把握と改善のための施策の提示、取り組むべき諸課題、人員や財源の確保、専門家の協力、関係機関団体との連携などが重要となってくるように思います。

このような視点から、実効性があり、効果が期待できる計画を策定することが大事だと思います。特に、学校との連携をどのように考えて実行する予定でしょうか。町長にお伺いしたい

と思います。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。やはり、計画を策定するとなりますと、まずは現状の把握が必要となってくるかと思えます。現状の把握には、アンケート等を用いたりしながらやっていくべきかと考えております。

また、学校との連携ということで、学校とも連携をしなければなりませんし、関係機関とも連携が必要になってくると思われます。また、貧困ということでもありますので、専門家の知識あるいは意見も必要となってくると思われます。

いずれにしても、実効性のある計画になるよう、また先ほど申しましたが法の施行の詳細を待ちまして検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 是非、そのようにお願いしたいと思えます。

次に、いじめ・引きこもりなどによる不登校の実態とその対策についてでございますが、いじめ問題は実に多種多様な現実があり、1つの角度からの分析や理屈だけでは捉えられないと思えます。

いじめは、身体的暴力が必然的に伴ってございましたが、集団的な攻撃性の表れとして捉えてきました。現在においては、ネットいじめに見られるように、具体的な身体的暴力が介在しない現実もあります。

1980年代後半までは、成長過程で普通に発生する行為で、それほど深刻な社会問題になっていなかったのですが、日本のいじめの問題への注目と世論が現在のような認識に転換する決定的な事件として、皆さまもご存じの方がいると思えますが、東京都の中学校に在籍していた2年生の男子生徒が、1986年2月にいじめにより自死する事件がありました。

彼へのいじめは日常的に繰り返されていましたが、更に彼はもういないことにしようという企みから、1985年11月のある朝、葬式ごっこがクラスの多くを巻き込んで実行されました。

担任を含む4人の先生までもが単なるおふざけと思い、生徒に促されるまま弔辞を書いたよう
でございます。更にいじめは継続、エスカレートし、葬式ごっこから3カ月後、この生徒は盛
岡駅で首をつって亡くなりました。その場に残された遺書には、彼をいじめた名前を挙げた上
で、このままでは生き地獄だから自分は死ぬけれども、いじめが続いたなら自分が死んだ意味
がなくなってしまうから、君たちはこんなばかなことはしないでほしいと書き残されていたよ
うでございます。

学校側が挙げている不登校の理由は、いじめの割合が極めて少ない状況で、2017年度の調査
では、家庭状況が36.5パーセント、友人関係が26.0パーセント、学業不振が19.9パーセント、
いじめはわずか0.5パーセントでありました。

これに対し、不登校の原因や背景を詳細に把握するため、文部科学省は病気などの欠席を除
く年間30日以上欠席が続く子どもに対し、学校を介さず問題行動・不登校調査をしました。
小中学校において、統計開始の1998年以降で、2017年度は最多の31人に1人が不登校とのこ
とであります。これは、読売新聞の先日出たデータからによります。

文科省は、不登校になった原因の本質を浮かび上がらせ、いじめの実態についても検証した
いということです。いじめに伴う自殺という最悪の事態となることを防ぎたいとしております。

そこでお伺いいたします。町内の小中学校の不登校の実態とその要因の分析ができています
か。行政報告書によると、平成29年度は2名となっていますが、学校別の実態について教育長
にお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今ご質問にありました小中学校の実態についてお答え申し上げます。

先ほど議員もおっしゃったように、不登校というのは年間30日以上長期欠席者を指すわけ
ですけれども、ただいま飯綱町の牟礼小学校にはそれに該当する児童はおりません。それから
三水小学校は1名、飯綱中学校は7名ということになっています。

○議長（清水満） 清水議員。

○1 番（清水均） その背景に家庭の貧困問題はないのか、教育長にお伺いいたします。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今、30 日以上欠席が累積している生徒について数字を申し上げましたけれども、その児童生徒についての内容ですが、三水小学校の 1 名に関しては貧困という理由ではありません。また、飯綱中学校におきましても、貧困が原因で学校に来られないという生徒はおりません。

○議長（清水満） 清水議員。

○1 番（清水均） 次に、（2）でございますが、それぞれの学校での対応、支援制度は十分か。この問題には多様な背景、要因があると思われるが、解決した事例の教訓と解決されない要因は何か、教育長にお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 不登校についての対策ですけれども、1 人の児童生徒が学校に来られなくなる理由というのは 1 つではありません。いろいろな理由が複合的に絡まっているということが多いわけですが、今現在、小中学校においてはそうってしまった生徒へのきめ細やかな個別の支援、それから、そうならないための未然の予防の対策といったものに力を入れております。

例えば、小学校、中学校では、定期的にいじめとか体罰といったことがあるかないかということのアンケートを行っております。そして、アンケートを行う場合も、子どもたちが正直に自分の気持ちを書けるように無記名で行ったり、隣の子と席を離して書きやすくしたりとか、いろいろ工夫をしてやっています。そういうことがそのアンケートから分かった場合は、速やかに担任、または場合によっては校長・教頭が聞き取りをしたり、相談をしたりして対応しています。

それから、重要性がある場合につきましては、いじめ不登校対策委員会で検討したり、また

県のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった人たちの支援も受けたりしながら家庭訪問、それから親御さんも含めた相談や面談をやって対応するようにしております。

それからもう1つ、未然に防ぐという対応についてですけれども、今、小中学校ではQ-Uテストというのを行っています。それは、その学級の集団的な健康度を調査する検査ですけれども、学級の中の一人ひとりの子どもが学級の中に居心地の良さをどの程度感じているとか、それから集団の中で一人ひとりの生徒の立ち位置がどんなところにあるかを、学級集団の健全性という観点から見えています。

ただ、そういうので見ますと、この学級は全体的にみんなのつながりもあって、なかなか健全な学級だというふうに見えて、何の問題もないように見えるというところもあるわけです。そこで今、中学校ではそれと併せて「SUTEKI アンケート」というものを行っています。

この「SUTEKI アンケート」というのは、個人の適応感、例えば自分が日常の生活や学校生活の中で、達成感や自己満足度や自己肯定感、自己効力感といったものを調べるテストです。そうすると、例えばQ-Uでは、この子は学級ではリーダー的な立場で頑張っていて、明るくて良い子だと思われていた子が、実は「SUTEKI テスト」ではすごく追い詰められた、自分の中で頑張りすぎてもう心が折れそうになっているといったものも見えてくるのが分かっております。

これを日本教育心理学会と連携して行っているわけですが、今は中学校だけなのですが、小学校にも広めていきながら、子どもたちの心の変化というものをつかんで、それを未然に防いでいけるような対応に力を入れてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 例えば、教師の多忙化とか、そういう解消も課題になってくるということはないでしょうか。教育長にお願いします。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 教師の多忙化につきましては昨日もご質問いただいたのですが、多忙化

解消の改善に取り組んできて、数字の上からもその改善が見られるようにはなってきております。

例えば、それがいじめ・不登校の問題になったときに、1人の担任がクラスの生徒のことを全部、家庭訪問から放課後のいろいろな活動も含めてやるというのはやはり大変負担が大きいですし、それが多忙化にもつながっていくし、それから担任教師の心身の疲れにもつながっていくと心配されます。

そこで、先ほど少し申し上げましたように、県の力を借りてスクールカウンセラーとか、それから今年から飯綱町は独自にSSWと契約を結んでお手伝いを願っています。この方には、いろいろな活動をしてもらっているわけですが、例えば、緊急の場合は夜でもそのお宅に出掛けて行って家庭訪問をしていただくとか、日常的に子どもたちの相談活動や教師の相談活動、定期的な会議をもつての研修、それからこの間も保護者を対象とした講演会を行っていただくなど、教師の勉強にもなるし、教師の助けにもなって、教師の負担軽減につながるようなことをやろうと取り組んでおります。以上です。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 文科省が入らないように、是非そういうことをお願いしたいと思います。

次に（3）となりますが、不登校対策の一助として、家庭訪問支援員の配置をしてはどうかということなのですが、埼玉県吉川市は人口7万2,400人余りですが、不登校の対策として、新たに家庭訪問支援員を配置するとのことでございます。

不登校の児童生徒と年齢が近く、将来教師や臨床心理士を目指す学生を支援員として配置するものでございます。定期的に家庭訪問し、児童生徒の個別の状況に応じた支援を行うとのことでございます。

当町でも、子どもと年齢が近い信大教育学部などの学生の力を借り、支援員として配置してはどうか。系統的な支援が可能になると思うが、これは町長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 学校現場の不登校対策にしる、主体は教育委員会の判断に委ねております。

したがって、ご提案の関係については、面白い1つの例だという感じはしますが、そこら辺は信州大学が良いのか、どこ大学が良いのか、また学生がそういうことができるのかで
きないのか、もろもろを研究しなければならないことも多いかと思っていますけれども、大きな意味で教育委員会の判断に委ねたいと思います。

○議長（清水満） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 今のご提案については、実は飯綱町も信州大学、それから県立大学といった学生を教育現場の中にどんどん呼び込もうということは考えて実際に行っております。

昨日も申し上げましたが、県立大学の学生さんに保育園、それから子育て支援センターには何回も来ていただいて、子どもと触れ合っていていただいています。

9月には、今度は信州大学教育学部の学生ですけれども、実際にゼミの学習活動の一環として、小学校、中学校に来てもらって、そこで子どもと触れ合っていていただくという計画は立てています。

ただ、埼玉県の実例が実際にどういうふうになっているか私も詳細が分からないので、そのことについてうんぬんは申し上げられませんが、学生に家庭訪問とかをお願いして、相談支援員をお願いするというのは逆に問題があるかなと思います。

果たして、学生という立場で何の資格も持っていない人に、例えば子どもの話し相手になって一緒に遊ぶとかはいろいろな場でできると思うのですが、その子の家庭訪問を依頼するのは、教育委員会として公にやるのはいろいろ問題があるかと思っています。

それで、その対応として先ほど少しお話ししましたが、精神保健福祉士の資格も持っているSSW、スクールソーシャルワーカーと契約を結んで、今その方にいろいろやっ
だいてというのが実態でございます。以上です。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 信大教育学部ですから、これから教師とかになっていくと思うので、是非、

1人でやってもらうという具合にはいけないと思うので、付き添いをしながらお願いしたいと思っております。

次に、決算に入っていきます。地方創生事業の進捗状況についてでございますが、平成31年度の地方創生の関連事業で、役場発注事業の県外、県内、町内、それぞれの総額とパーセンテージが分かったらお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。地方創生事業について、今年は非常に多くの金額をいただき事業を進めているところでございますけれども、今、議員からご質問をいただいた、それぞれどういうところに発注して町内に幾らということに関しましては、今、取りまとめているところでございまして、最終日の全員協議会の中で地方創生全般にわたってご報告させていただく予定でありますので、その中でしっかりした数字をご報告させていただきたいと思っております。今日のところはそういうことでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） 是非、そういうことで全協のときをお願いしたいと思います。

次に、新規就農者住宅は2棟空いておりますが、入居の見通しはあるのか。担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。今、議員からご発言があったとおり、新規就農住宅は町内に3棟を建設いたしました。現在入居しているのは毛野地区の住宅1軒のみの状況でございます。

当初、町は2家族の方が入居する予定で、新規就農者住宅3棟の建設を進めておりました。しかし、うち1家族の方が急きょ病気により、農業研修生として転入することができなくなり

ました。その後も、平成 30 年度以降に 2 人の方が町内に転入をし、農業研修生として研修をしていただいておりますが、事情により、新規就農者住宅の入居を希望されていない状況でございます。

これまで、新規就農者住宅の入居資格でございますが、新規に農業に従事する目的で町に転入し、3 年以内に町内で就農をすること。かつ、青年等就農計画または、農業人材力強化総合支援事業研修計画を持つ方としておりました。この条件で募集しておりましたが、入居が 1 年以上なかったため、一部条件を緩和し、再度新規就農者住宅の入居募集をかけているところでございます。結果、今のところ 1 人の方から新規就農者住宅への入居希望が出ている状況でございます。

いずれにしても、この農業研修生につきましてはすぐ決まるものではなくて、相談と農業体験を何度も繰り返しながら、本格的な農業研修に入る状況でございます。

現在、町は積極的に就農相談会に参加しながら、相談と農業体験を繰り返す将来の農業研修生の候補者を複数抱えておりますので、将来的にこの候補者の中から新規就農者住宅への入居が決まると考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1 番（清水均） 次に、毎年ですが、野村上にある田舎暮らしの体験館の活用状況について伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） お答えいたします。移住体験用住宅の関係でございますが、行政報告書の中でもご報告させていただいているところでございますけれども、30 年度につきましては延べ 58 日間、18 件、43 名の方にご利用をいただいております。

ご利用をいただいた中で、平成 30 年度につきましては、1 世帯 1 名の方がこちらへ移住されておりますし、今年に入りまして 1 世帯 2 名の方がご夫婦で移住をされているといった状況でございます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 入ったその方は、地区は大体どの辺に入ったか。

○議長（清水満） 徳永企画課長。

〔企画課長 徳永裕二 登壇〕

○企画課長（徳永裕二） 30年のお一人の方は別荘地でございますし、今年に入って来られたご夫婦の方は、ペンションをおやりになりたいというご希望もあるということでお聞きをしておりますので、やはりこれも東高原の別荘へ移住をされているかと思います。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 質問にはないわけですが、急で申し訳ないですが若者住宅が空いて大分時間が経っているようですが、募集方法はどのようにしているかお伺いしたいと思います。担当課長にお願いしたいと思います。

○議長（清水満） 具体的にどこかというのはありますか。

○1番（清水均） 福井団地の若者住宅です。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。若者住宅は、おかげさまでそのような空きがあまりございませんが、4月とか9月に空きが出ます。その際には、その都度、無線放送、広報等で周知をいたしまして募集をさせていただいております。おかげさまで何名かの応募は毎回あるところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） できるだけ期間を空けないように詰めてやってもらえれば、それだけ収入が入ってくるのではないかと思います。よろしくお願いします。

次に、ゲートボール場の管理運営についてございますが、このことについて全天候型の町営ゲートボール場の使用が多く、各集落にあるゲートボール場は地区によっては使用不能のところもあります。荒れ放題の状況の中で、管理者がいない状態であります。町としての対応は考

えているか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ゲートボール場につきましては、大変なブームのときがございまして、各集落に1カ所若しくは大きいところでは2カ所ということで、ほとんどが人の土地をお借りしてそこにゲートボール場を造成させていただいて、管理は地元の老人クラブまたは地元の区ということでお願いをしてやってきておりまして、町が直接管理をするというところはございませんでした。

したがって、大分、老人クラブが解散してしまう等々で、確かに管理の行き届いていないところも散見されるのは事実でございます。しかし、このことについては、やはり地元ともう1回話をしなければいけないと思っておりましたけれども、町が全部これから草刈り等管理いたしましょうというのは、いささか方向が違うと思います。使用しないのであれば、廃止をしていく形で整理していきたいと思います。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えします。ゲートボール場につきましては大変危惧をしております、平成29年に各地区のゲートボール場の状態についてアンケート調査をさせていただいた経過がございます。

町では要綱を定めておりまして、要綱の中では新設、改修、その他整備などの項目があるのですが、使われていない実態があって、予算書内で計上はされているのですが、なかなか利用者がいないということでアンケートを取りました。

その中で、現在地区の利用については、8区で地区のゲートボール場が現在も利用されているという実態です。ただ、今後廃止の方向でいるとか、現在もう全然使っていないという地区もございまして、要望実体と予算的なものは、今後廃止につけても費用が掛かるので取っていただきたいというお話で現在も予算の中で見てございます。

廃止につきましては、今年に入りまして倉井区で1件廃止の要望が出てございまして、そちらのほうで事業を実施しているという状態です。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 管理するにも、先ほど町長が言われたように非常にお年寄りの方がいなくなりまして、出てくるほどの元気がなくなってきたようです。そういうことで、荒れてきているというか、ボールを打つような段取りになってきていないところもありますので、その辺はどうしたらいいか。

福井団地もそうですが、あれだけいてもなかなか出て来ないようなので、困ったという話が持ち込まれていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に（3）として、町営住宅の町有林木材の使用についてでございますが、国が本年度から自治体に配分する森林整備の資金は、令和元年でございますが、補正予算でここへ上がってきたのが210万円とのことです。

次年度からは、全町村の平均が920万円の予算とのことでございます。これに対し、政令指定都市、全国に20市ございますが、7倍超の平均6,880万円のようにございます。山は無くても人口が多ければそちらに配分される。その言い訳は、都市の木材消費を促す事業も必要とのことでございます。

そこで、令和元年に飯綱町原田地区町営住宅BC棟建設工事で使用される木材は、ほとんどが外材ホワイトウッドとベイマツのみで、町産のカラマツ使用は羽目板2枚のみです。町産のカラマツをもっと使用してはどうかということですが、町長にお伺ひしたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 住宅供給公社には、なるべく安くあげてほしいという申し入れもしてございまして、ご存じのとおりなかなか木材を使って建物をつくると割高になることは間違いございません。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、なるべく町産の材木でなくても県産材を使うとか、

そういう木を使った建物というものを、やはり私は行政として推奨していきたいという方針でいることは間違いございません。

町営住宅については、私はまだ設計の中身を承知しておりませんが、これから入札になるだろうと思いますが、今回議決をいただきたいと思う三本松の直売所は材木に県産材を指定してございます。

また、子育て支援センターについても、私は値段の折り合いがつくのであれば、なるべく町有産の材木若しくは県産材と考えており、いろいろな林野事業で進めてきたカラマツ、スギ等が主伐の時期を迎えてございます。主伐のときというのは、あまり二酸化炭素を吸って酸素を出す率が少なくなるそうで、若木のほうがよほど二酸化炭素を吸って酸素を出すというのは活発にやっていただけるという話も林務から聞いておりますので、ご意見に沿うように、なるべく木材を使っていきたいと思っています。

○議長（清水満） 清水均議員。

○1番（清水均） ベイマツでも、やはり狂うときは一緒に狂いますから同じことだと思いますので、できるだけ町の財産を使うようにお願いしたいと思います。

以上で質問を終了いたしますが、子どもの貧困・不登校・いじめ・引きこもりのない飯綱町を目指し、飯綱町の町民であって良かった、子どもからお年寄りまでの方が安心して暮らせる環境づくりを、町民の皆さまと行政と議会が力を合わせ進めていければと思っております。

飯綱町全体が一步一步前進できるよう願いを込めて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水満） 清水均議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は、10時5分をお願いします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時 5分

◇ 瀧 野 良 枝

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位 7 番、議席番号 5 番、瀧野良枝議員を指名します。瀧野良枝議員。

〔5 番 瀧野良枝 登壇〕

○5 番（瀧野良枝） 5 番、瀧野良枝です。通告のとおり質問してまいります。

はじめに、子育て世代への切れ目のない支援、「飯綱町版ネウボラ」の早期実現について伺います。

2014 年、政府は、妊娠・出産包括支援モデル事業の実施を決定し、各市町村に「日本型ネウボラ」である子育て世代包括支援センターの仕組みをつくりました。この「ネウボラ」とは、フィンランド語でアドバイスの場所を表します。

センターでは、コーディネーターの配置や子育て家庭の孤立の解消を図るために、相談支援を行う産前・産後サポート事業、退院後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどのきめ細かい支援を行う産後ケア事業など、各地域の実情に合わせ、妊産婦や子育て家庭に必要な支援体制の構築を図る仕組みづくりを進めています。

当町でも建設予定の子育て世代包括支援センターですが、これについては建設検討委員会が設置され、協議が進められているかと思いますが、この進捗状況並びに協議内容についてお尋ねいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。新施設の関係でございますけれども、平成 30 年 10 月に、この子育て世代支援施設の検討委員会を立ち上げてございまして、現在までに 5 回開催してございます。

協議内容につきましては、この新施設での子育て世代の包括支援に関すること、また建設地について、あるいは新施設での機能についての意見交換、それと新施設の全体像に関することと、それに対する意見交換等を行ってございます。

建設に当たりましては、先般、プロポーザル方式によりまして設計業者が決定しましたので、現在は基本設計を行うべく、設計業者を交えながらこの検討委員会で意見交換をしている状況でございます。以上です。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、重点施策として位置づけられている産前サポート事業の充実と産後ケア事業につきまして、町の状況と認識している課題についてお尋ねいたします。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。まず産前のことですが、妊娠届け出時、母子手帳の発行時ですが、その際に対面で保健師が妊婦健康記録票というものを記入いただいております。

妊婦記録票には、妊婦の健康状態でありますとか、出産の予定日等のほか、生活状況について、家事や育児、身の回りのことを手伝ってくれる人がいるかという問いがございます。その段階で、お困りのことがあるかどうかも含めて保健師が聞き取りを行って、そこからサポートに入っていくという形になっております。

また、産後につきましては、医療機関と昨年業務提携いたしまして、産婦健康診査事業というものを展開してございます。これは、2週間と1カ月の2回の問診票と産婦に対する健康状態、育児支援、その項目の中にエジンバラ産後うつ病、EPDSという項目ですが記載がございます。また、赤ちゃんへの気持ちについて幾つかの質問をいただくような様式でございます。

その問いに対して、30問中9問チェックが掛かる項目があると、産院から直接保健師にチェックの掛かった人について、面談などをしてくださいという連絡が入ります。それを受けまして、保健師は早急に個別指導に入るなどという形で動いている状況でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今、医療機関などから直接保健師へ連絡が来るということで、一般的に問題とされております産後うつの対策においては、スピーディーな対応を心掛けているということ

ころかと思います。

当町においては、先ほども町長の答弁にもありましたが、子育て支援策はいろいろな方面で充実してきている部分というのがありますが、量的な充足に加えて、これからの時代は質的な向上について常に意識をしていく必要があるかと思います。

この産前・産後サポート事業のガイドラインを確認いたしましたが、質的な部分で注目いたしましたのが、妊産婦の地域における孤立感の解消のため、主任児童委員や民生委員に加えて子育て経験者やシニア世代という、地域の人的資源が上位に明記されているという点です。いわゆる住民の共働によって、地域で温かく子育て家庭を支援していくというシステムについて、町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。現在は、赤ちゃん訪問と言いまして民生委員さん、主任児童委員さん、また地区の民生委員さんと保健師という形で訪問してございます。

ただ、そこから先について、民生委員さんの中では継続して見守りたいという言葉も出ていますので、今後そういう活動を広めていけたらと考えているところです。

また、地域のシステムについては、これから教育委員会で設置する包括支援センターについて、その中で何か連携が図れるものがないかということは、教育委員会とまた相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 就学前の児童のいる世帯向けに行われた最新のニーズ調査では、日頃の近所付き合いという項目で、付き合いがほとんどないと答えた方が6.5パーセントいたという報告です。

また、その保護者の中で、子どもが安心できる地域での見守りというのを希望する保護者が67.7パーセントいたという状況から見ましても、今、防災無線で児童の帰宅時間に校歌が流れて見守りをしてくださいという取組が行われておりますが、やはりその地域のつながり、付き

合いがほとんどないという方もいらっしゃる中で、そのつながりの希薄化というのが懸念される中で、保護者の方が地域ぐるみの支援を求めているという点が、このパーセンテージに表れているのではないかと思います。

また、子育て世代包括支援センターのガイドラインで注目いたしましたのが、妊娠、出産、子育てに関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点を中心とするポピュレーションアプローチを基本とすると明記されている点です。

これまでは、保健師の活動がこのハイリスクアプローチと言って、危険性の高い集団への支援に力点が置かれがちだったと言われています。例えば、この後の質問にも関連しますが、児童虐待の事例においては、虐待の発生後、あるいは虐待が疑われるケースにおいて対応を行うことによって、問題があるから担当者が訪ねてくるというイメージにつながって、その対象者に警戒心を抱かせて介入が余計に難しくなるケースがあるということです。

この「ネウボラ」という最初に出てきたものは、フィンランドの取組をベースにしているのですが、フィンランドにおいてはポピュレーションアプローチが中心で、母子手帳を交付されたときから、同じ担当保健師が継続的に母親になる女性だけではなくて家族全体の支援を行い、多職種の連携の中核を担い、身体面のみならず精神面、家族問題などを包括的にケアするために信頼関係をじっくりと築いて、問題の早期発見、予防、早期支援につなげているとのことでした。

この継続的な支援、そもそもの信頼関係の構築というのが重要なポイントになるかと思いますが、現在、この点において町ではどのような取組をされておりますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。そのための包括支援センターが2010年に国で制定されたと考えております。

現在、子育て支援センターを計画しているわけですが、そちらを拠点、あるいは健康管理センターを拠点としながら、包括的なことをやってまいりたいと思っております。ですの

で、より充実した活動になるかと思っております。

ただ、現在の状況を申し上げさせていただきますと、健康管理センター、あるいは子育て支援センター、保育園等の事業・活動を、担当保健師が平常時から観察、把握をしながら、その発達や発育に関する必要な事項や問題点などを見逃すことのないように努めているという状況でございます。

支援が必要な子どもにおきましては、関係者や関係機関につないでいるということで、保健師が絶えず保育園なり、子育て支援センターなりで活動をしているという点でございます。

教育委員会の中に1人保健師を置いていただいて、その活動を担っています。このような活動の中で、親御さんとの信頼関係を構築していると保健師からも聞いておりますので、いずれにしましても包括支援センターが出来上がった際には、より充実した内容で活動に当たっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） お隣の信濃町では、信越病院の小児科でペリネイタルビジットと言って相談外来を小児科の中で設けています。母子手帳交付時に4枚の無料券が発行されて、小児科医による相談が受けられます。恐らく、出産後もかかりつけ医になる可能性が高い病院で、担当医師に子育て相談や発達相談ができるという点で、妊娠期からの継続的な支援体制と言えるかとも思います。

また、信濃町での子育て支援策の中で、NPOに依頼して産前・産後ケア事業が展開されております。ここでは、バランスボールを使った体操などを行い、妊産婦のリフレッシュができること。また、参加者同士の横のつながりができること。そして、最大のポイントだと思われるのが、妊産婦になり赤ちゃん中心の生活になって、ふとすると話す内容も常日頃赤ちゃんに集中しがちなこの時期に、この母となる女性自身の人生観とか仕事観とか夫婦のパートナーシップということに関して、自らを振り返って、それを参加者同士で共有するという時間が設けられているという点が最大のポイントではないかと思えます。

当町においては、母乳育児コンサルタントによるコース別のケアが受けられると行政報告な

どにもありましたが、その受講後、参加者同士の横のつながりができるような仕掛けが考えられているかどうか。また、赤ちゃんについてだけではなくて、自分ということを主語に考えて、先ほど出ましたようなパートナーシップだとか、住民としてこの地域社会へどう関わっていくかとか、仕事と育児の両立などについて考える。この質的な向上についての取組というのは行われておりますでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。まず、妊産婦の横のつながりは、ご質問のとおりおっぱい教室がありまして、そこで教室を交えながら妊産婦同士で横のつながりをしていただいているという状況でございます。

また、産後につきましては、子育て支援センターを活用していただいておりますので、こちらで横のつながりや保育園の未満児保育等もその利用のきっかけになるのではないかと考えております。

特に、子育て支援センターを利用することで、子どもを通して町内外のお母さんと知り合いになりながら、育児相談等の横のつながりができる唯一の場所が、この子育て支援センターだと感じております。ただ、地域としてというところと、妊産婦あるいは産後のお母さん方という点については、少し弱い点があるかと思っております。

今後、子育て支援センターができる中で、ソフトの面でそこら辺をもう少し充実なり、新しく考えていかれればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（清水満） 瀧野良枝議員。

○5番（瀧野良枝） 育児と仕事の両立などに関してはワークセンターもあるわけですが、妊娠出産のときは赤ちゃんのところに集中していて、「出産しました、さあ働きましょう」と言っても、やはりそのハードルはかなり高いと感じられている方が多いのではないかと思います。

また、地域活動においても、まだその地域の中ではある一定のラインで少し男性の参加率が多いような雰囲気がある中で、やはりこの妊産婦の時代から地域へどう関わっていくかという

ことを考える。そんなポイントというのは大事ではないかと思います。

先ほども出ましたがワークセンター、この女性同士の横のつながりを期待して、町外者も受け入れているという答弁が以前ございましたが、この近隣の自治体の女性同士のネットワークを広げるという意味で、先ほどご紹介しました信濃町での産前・産後ケア事業を、信濃町との共同事業として取り組むという考えはございませんか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） 信濃町との共同事業ということでございます。確かに、現在町でやっている産前・産後ケアにつきましては、訪問とか相談とか教室というのが主でありまして、心身のリフレッシュになるという事業をやっていないと言いますか、欠けているという状況でございます。

ただ、本年度は子育て講座を県立大学と行っておりまして、11回あるわけですが、その中で1回ヨガ教室をやらせていただきました。その反響は、大変好評だということを聞いておりますので、今後、心身のリフレッシュ事業を取り入れてまいりたいと考えております。ただ、そこで信濃町さんと共同でできるかどうかは今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、先ほども触れましたけれども、ワークセンターの利用実績も含め、子育てと両立する働き方について、町の取組状況、また課題として捉えている部分がございますらお願いいたします。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。子育てと両立する働き方ということでありますけれども、ワークセンターを中心に事業を展開している状況でございますので、ワークセンターの状況を若干申し上げさせていただきたいと思います。

平成 30 年度の利用実績でございますけれども、スキルアップ等の研修会が 6 講座 19 回行いまして、延べ 68 名に参加をいただきました。

また、ワークスペースの利用につきましては、年間 968 名、1 日当たりでございますと 4.4 人の方がワークセンターで何らかのお仕事をさせていただいております。

また、託児につきましては 745 名ということで、1 日当たり 3.2 人の子どもが託児となっております。

また、お仕事マッチングイベントも開催しておりまして、平成 30 年度につきましては 17 社で、参加されたお母さん方は 16 名ということで、マッチングの実績は、聞くところによりますと 3 名がマッチングできたと聞いております。また、i ママフェスタも一昨年から実施して、かなり盛況をいただいているということでございます。

課題につきましては、ワークセンターについては、継続や連続して利用する方が固定化しつつあるということでございます。未就園の保護者だけではなくて、子育て中の方など、いろいろな方に利用していただくすべがないかということで、利用者増の P R を今後やってまいりたいと思っております。

また、せっかくスキルアップして資格を取得しているわけですが、町内でなかなか仕事が見つからないという課題もありますので、町内の企業の方、あるいは町外の企業の方、どこら辺までできるか分かりませんが、そこら辺も今後課題ということで検討してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 女性の 8 割がフルタイムで働いているフィンランドでは、おのずと子育て家庭への所得保障、保育や子育て支援制度の選択肢を広げる整備、父親への育児参加への奨励などで女性の労働力を維持しています。

当町においては、全国的な問題と同じで、いわゆる M 字現象、出産を機に退職する女性が多く、最新の調査でも育児休業を取得しなかった女性の中で、37 パーセントの方の理由が出産を機に退職したためとのことでした。また、男性の回答の中で、職場に育児休業を取りにくい雰

囲気があったと答えた方が 23.8 パーセントとのことでした。

政府の少子化危機突破のための緊急対策の柱の中の働き方改革の項目では、子育てと仕事の両立支援、ロールモデルの普及、男性の働き方の見直しなどが挙げられております。

これに関連しますが、当町では、平成 29 年度は働き方改革モデル事業としてサンクゼールさんの取組が成果として挙げられておりましたが、30 年度の行政報告では、それ以外の企業の名前もないようですし、それ以上に発展が難しいものがあったのではないかと推察しております。しかし、まずは足元からということで、町では次世代育成支援対策推進法による特定事業主行動計画を立て執行中と思いますので、その取組状況をお尋ねいたします。

はじめに、有休の関係ですが、男性の子育て目的の休暇等の取得促進、また育児休業の取得率、これは 2020 年には男性職員 10 パーセントが目標となっておりますが、これについては役場職員並びに病院職員の取組はいかがでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） 休暇の関係になりますので、役場、病院を含めましてお答えをさせていただきます。

育児休業の対象につきましては、本年 4 月 1 日現在でございますけれども 14 名でございます。この内訳になりますが、昨年、平成 30 年度に新たに取得した者は 3 名でございます。継続者は 11 名ということで、育児休業の取得率でございますが、女性職員は 100 パーセント、男性職員はゼロでございます。ただ、ゼロではございますが、育児休業ではございませんけれども、特別休暇、この中に配偶者出産休暇というものがございまして、これを取得した男性につきましては、病院を含めまして平成 29 年度 4 名、昨年 30 年度で 1 名という状況になっております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 今の項目に関して、この目標設定自体が主に子育てをしている職員へ休暇を促すという趣旨なのですが、子育て中の人とその他の職員とのバランス、例えば休みの方をフォローする体制、もしかしたら不公平感が出ることもあるかもしれませんが、その辺りを町

としてどのようにマネジメントしていきますか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 大変大事なポイントだと思いますが、保育園にしろ、一般事務職にしろ、技術職にしろ、欠けた場合の補充体制というのをやはりきちんとしてあげないと休むに休めないという状況です。

したがって、最も私が補充で困っているのは一般行政職だと思います。保育園やその他の技術職、看護師さん等々については、応分の臨時などで対応しなければ欠員というわけにもいきませんので、そういうことでは尽くしてきているのですが、一般行政職は何とか我慢してやってくれないかというようなところはあるのですが、今のお話しの本当に日本一女性が住みたくなる町を目指す役場ですから、そういう意味ではしっかり休みやすいような体制をきちんと整えてあげて、大いに子育て・出産をしてほしいという体制に持っていくことが、ご指摘のとおり私は極めて大事だと思うし、これからも一層そのように進めていきたいと思っています。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 続いて、意識改革に関連する項目ですが、超過勤務縮減のための意識啓発等、職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識などの是正についての情報提供や意識啓発を行うとなっておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 原総務課長。

〔総務課長 原章胤 登壇〕

○総務課長（原章胤） ご質問につきましては、個人情報も絡みますので役場・病院全て網羅いたしましてお答えさせていただきたいと思います。

当然、働き方改革におきまして、超過勤務縮減は重要な点であると認識しております。

それで、定時退庁につきましては、毎週開催しております課長会議におきまして周知徹底を図っているところではございますけれども、先ほど町長の答弁にもございましたが、なかなか現状では100パーセントというわけにはいっていない状況でございます。

ただ、本年も実施いたしました7月～8月末まで、夏の生活スタイル変革という形で1時間早めに早朝出勤をして、残りの1時間を早めに退庁という朝型勤務、これを着実に推進していくこと。また、この働き方改革で求められております年5日の有給休暇の完全取得、これを確実に実施していかなければならないという中で、時間外勤務の縮減や、ワークライフバランスの確立等を行っていきたいと考えております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） ただいまの有休取得のシステム、また意識改革についてはマネジメント層における理解、意識の高さが大きく影響するのではないかと思います。ただいま課長会議などで周知徹底しているということですが、この役場内並びに病院内においてマネジメント層の意識レベルについて、改めて町長の見解をお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いわゆる上層部の人たちがどのくらい有給休暇、休みについての理解を深めているかということについては、私は結論的に申し上げますと十分深い理解をしていると思っております。機会があるごとに、例えば「休むときは休んでくださいよ」と、これは病院に行っても、私は訓示を年2回やるときがあつて、そういう挨拶をさせていただいておりますけれども、マネジメント層、いわゆる指導者が深い理解をしていないようでは、私は決して適切な職場だと思っておりません。かなり、理解をさせていただいている状況であると申し上げます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 次に、虐待防止策としてのCAPプログラムの導入についてお伺いします。

CAPとは、子どもの心と体を傷つけることから子どもを守るために大人と子どもそれぞれに子どもの権利などについて学ぶ予防教育です。

子ども向け、教職員向け、保護者・地域の大人向けのコースがあり、子どもへの暴力に対して、大人の対応力と子どもの問題解決力を高めるのに効果的であるとして、県内の市町村でも行政主体で導入されているところがあります。

長野県は未成年の自殺者数が全国ワーストになるなど、高い水準で推移していることはご承知のことと思いますが、先般、長野県の子どもの自殺の現状と課題に関する研修会の中でも、県の対策として子どもに対してＳＯＳの出し方に関する教育の推進が掲げられておりました。

自分が困ったときにＳＯＳを発信することだけではなくて、友達のＳＯＳを受け止めたときどうしたらいいか、そういった教育も重要であるとのことでした。

また、その研修の中で大切な視点だと思いましたのが、ＳＯＳの出し方に対する教育を受けた生徒の 89.3 パーセントが「役に立った」とその場で答えたものの、その３カ月後の調査では約１割の生徒が「結局その悩みを相談できなかった」とのことでした。

その理由は、「相談しても解決しないと思った」「迷惑を掛けたくなかった」「心配を掛けたくなかった」「怒られそうだから」と答える生徒が多く、そのＳＯＳを受け止める大人に対応力が必要であり、子どものＳＯＳサインを受け止める大人の気づきの感度を高める、必要な支援につなげられるスキルを身に付けることが大切であるとのことでした。

この両面をカバーするためにもＣＡＰプログラム、子どもと大人が同時に受けるというこのプログラムの導入は有効かと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。確かに、子どものいじめや虐待、体罰等々、暴力から子ども自身を守るということも大事でございますし、大人がそれに気づくということも大事でございます。現在、小中学校の中では、このような事案が発生した場合はそれぞれ学校内で対応に当たりながら、教育委員会もそれに対応してまいっているところではございます。

このＣＡＰプログラム、先ほど申されました教職員向け、保護者向け、子ども向けということで、それぞれに向けて教育を行うということは本当に有効かと考えております。学校の中でも、教職員につきましては職員会などを通して研修を行い、保護者につきましては学級懇談会や家庭教育学級などで行い、子どもたちにつきましては校長講話あるいは学級内でのそういう教育を進めているというところではあるわけですが、特にこのＣＡＰプログラムという

ことに限ってやっているということはありませんので、今後、学校とも相談しながら導入ができるかどうか、本当に必要なことであると思いますので検討してまいりたいと思っております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 以前、教育長の話の中でも、マルトリートメントによる子どもへの脳の影響という話があったかと思いますが、最近メディアでもよく取り上げられておりますが、別の視点でACE研究というものがある、虐待などの逆境的小児体験というものを受けた、この10項目の中で6項目に該当した人というのは、そうでない人に比べて寿命が20年近く短いという調査結果もあります。行政が把握している以上に、苦しい状況にあるお子さんを救うためにも重点的に対策を講じていただきたいと思います。

次に、住民との共働による持続可能なまちづくりの更なる推進についてお尋ねいたします。

3R、リデュース・リユース・リサイクルの実質的な取組として、学用品リユースの推進による廃棄物の発生抑制並びに資源の有効活用、また環境意識の向上についての考えをお伺いします。

学用品を含む子ども用品は、利用期間が短く、状態の良いものが多いことに加えて子育て世代からのニーズも高く、リユースに適しているかと思います。

例えば、小学校1～2年生しか使わない算数セットというものがあります。これは3,000円相当なのですが、これも知り合いがいれば譲り受けることができるのですが、細かいパーツが多いために紛失が多く、譲り受けてもパーツごとの買い足しが必要であったり、また年子のお子さんがいらっしゃるご家庭では2セット購入されたりする場合もあるとのことですが、せっかく購入しても、あっという間に使用期間が過ぎてしまいます。

福岡県の直方市では、子育て応援リユース共同事業ということで、子育て世代の女性が主体となって取り組んでいるそうですが、そのリユース事業、初年度の利用実績は、学用品のほか、子ども服、玩具、家具など、全体で3,654点の持ち込みがあり、うち引取りが2,876点、リユース率は96パーセントだったとのこと。ちなみに事業コストは、初年度464万ほどでしたが、住民との共同事業ということで、国、県の支出金が300万であったとのこと。

子育て世代の保護者の方、また未来を担うお子さんに向けての環境意識の向上並びに経済的負担軽減の意味でも、学用品などのリユース事業への取組をする考えはございませんでしょうか。

○議長（清水満） 桜井教育次長。

〔教育次長 桜井俊次 登壇〕

○教育次長（桜井俊次） お答え申し上げます。学用品のリユースにつきましては、既に町校長教頭会に提案をさせていただいて検討しているという状況でございます。

確かに小学校の算数セットにつきましては、1、2年しか使わないということで、小学校のときしか使用しないので、兄弟がいればいわゆるお下がりで使えたりしますけれども、兄弟がいなかったり、既に卒業した場合には学用品が不要になってきます。

そんな点からも、学用品のリユースにつきましては、家庭にとっての経済的負担の軽減から重要な事業と考えておりますので、再度、小中学校と相談をしながら進めてまいりたいと思っております。

今ほどの例の中で、子育て世代が中心となっていくということもお聞きをしましたので、そこら辺も学校とも相談をしながら、またある意味で社協とも何かできないかというところも模索しながら進めていきたいと思っております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 現在、ワークセンターに関連して、「かえっこ市」なども行われておりますが、先ほど貧困問題などでも出てきましたが、今、飯綱町でも行っております子ども食堂のあり方については、貧困というイメージに直結するべきではないという、扱いが非常に難しいと言われております。このリユース事業の、例えば開催場所を子ども食堂とコラボレーションすることによって、緩やかな支援体制を図れるのではないかと思います。担当課としてその方向性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。リユースのお話につきましては、社協にも事前にお話してございまして、ボランティアの新しい活動として立ち上がるのではないかとということで、進めてみたいという返事はいただいております。

そうした中で、ボランティアセンターが多世代交流施設にできるわけですが、その中でそういう活動もしてきたいと思っています。

また、食堂も利用できるような体制もしていますので、今は町民会館ですとかりんごパークセンターで活動しているわけですが、ある程度もっと詰めた形の中で開催というものも検討しています。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 同じく環境意識の向上並びに世代間交流の推進のため、以前も提案いたしましたが、おもちゃドクターの養成並びにおもちゃ病院の開設についてのお考えをお伺いします。

昨今、外国製のおもちゃや飲食店でおまけに付いてくるおもちゃなど、安価なおもちゃが多く出回っており、物を大切にするという意味とおもちゃの修理をする取組を、シニア世代などの住民の皆さんに協力していただくことにより世代間交流を図る、そういった考えについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（清水満） 山浦保健福祉課長。

〔保健福祉課長 山浦克彦 登壇〕

○保健福祉課長（山浦克彦） お答えいたします。物を大切にすることの醸成ですとか世代間交流として、大変面白いなという考えでございます。

これについても社協と話しまして調べてみたわけですが、長野市には現在そういう活動をされている方が10名ほどいらっしゃいまして、活動をしているという実態が分かりました。

ただ、技能の取得ですとか、ノウハウの取得に結構なお金が掛かるということと、教材費とか、修繕する道具の関係でもお金が掛かるということで、なかなか人材の発掘というものは難しいとは思っていますが、一応講座として考えてみてもいいかと思っております。

また、長野市さんにまだ連絡はしていないですが、派遣的に交流ができるのかどうかというのも、まずはやってみるのがいいのかと考えておりますので、これから詰めていきたいと思っております。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） できれば、町内のシニアの方との世代間交流というものが重要かと思いますので養成していただきたいということと、町内各種電気関係の仕事をされている方もいらっしゃると思いますので、この民の力を少し活用させていただいて、安価な状態で養成講座ができると良いのではないかと思います。

次に、スポーツを生かした観光まちづくりと地域活性化について町の考えを伺います。

具体例で申し上げますと、来月開催されますノルディックウォーキングハーフマラソンワールドカップにつきまして、地域への経済的効果や社会的効果について、町はどのように捉えているか、町長にお尋ねいたします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） ノルディックマラソンは3回目ぐらいになりますか、大分、普及させていただいてワールドカップ的な対応もやりましょうという方向の中で、宿泊客がおかげさまで一定数見込めるということ等々、そういう意味でも経済効果もありますし、より多くの町外の皆さんが参加していただくということで、町のPR等々にもつながることだと思っております。

そういう意味では、これからも大切に育てていきたい大会の1つだと、そういう位置づけでおります。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 今回、日本初のワールドカップが当町で開催されることとなりました経緯としましては、先ほど町長がおっしゃったようにこの町での開催実績によるものですが、本年度の大会では競技の部が加わり、選手の皆さんがポイントを争って年間チャンピオンを目指す大会になるとのことですが、町として来場者の客層やその経済効果について、例年と対比した

動向見込みというのは行われましたでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、今年度はワールドカップとなりまして、今までとの参加状況について細かな比較等はしていないのですが、まず参加人数が昨日現在で222人の申込みがありまして、参加者数が大幅に増えております。

今までも、非常に県外からの参加者が多かったわけですが、申込みもまだ締め切っていませんので、まだ詳細な分析は正直できていないわけですが、現在、ワールドカップということで、フランスとイタリアからも参加の申込みがあると聞いているところです。以上でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） いわゆるスポーツの参加には、見るスポーツ、するスポーツ、支えるスポーツに分類されると言われておりますが、国際的な大会が町内で開催されることにより、地域の盛り上がり、健康増進へのモチベーションにつながるなど、取組次第で社会的効果もより高いものになるかと思えます。

実際に30年度行政報告書におきましても、ノルディックウォーキングのメッカであるという健康的なイメージ戦略につながるのと、積極的な対応をされるとのことでした。

本年度の予算にも、ワールドカップに向けて財政面でのバックアップ体制が強化されておりますが、大会の日にちが町民運動会と同日に開催ということで、町内へのアナウンス効果が低いように感じております。実際に、観光サポーターさんにも特段のアナウンスはなかったと聞いております。

この補助金を増額して、この対応に当たったというところですが、単なる大会の応援という気持ちだけではなくて、最小の経費で最大の効果を上げるという観点において、どのような戦略を持ってこの大会を迎える準備をしているか、社会的効果についてもう一度見解をお願いいたします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、町でこのノルディックウオーキングを始めた一番の理由が、やはり今、特に 50 代から 60 代のアクティブシニアと言われる皆さんをターゲットにして、ウオーキングを中心に健康増進を含めて町内に来ていただいて、健康事業を進めていきたいということで、この事業を始めたわけでございます。

まず、開催日が町民運動会と重なってしまったことについては、町としても何とか日にちを変えてほしいという希望はあったわけですが、どうしてもノルディックウオーキングの全国的な大会というのは、日付が限られているということと、このノルディックウオーキングの実行委員会の皆さんが、町内の方だけではなくて、町外のノルディックウオーキングの愛好家の皆さんで実行委員会を組織しておりますので、なかなか思うような日程にできなかったというのは、町としても非常に残念だと思っております。

ただし、この費用対効果という点では、ほとんどの方がボランティアの皆さんで進めていただいております。また地元の北部高校の皆さんにも 30 人ほどスタッフとしてお手伝いいただくというような形で、皆さんの協力していただけるというお気持ちで、最小の費用で最大の効果を上げられるような取組が進めていただけるのではないかと考えています。以上でございます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） 現在、移住対策、農業振興などあらゆる政策の中で、交流人口、関係人口の養成について触れられております。

そして、町はインバウンドも含め、まだ接点のない新しい層へのアプローチにも予算をかけ実施をしておりますが、ノルディックウオーキングというスポーツの魅力によって、自らの費用でお越しくださる皆さんへのアピール、特にノルディックウオーキング愛好者で、リピーターで来訪される、より関係密度の濃い層の皆さんへの P R 効果というのは、かなり高いものではないかと思えます。

近隣では、小布施ミニマラソンもその取組が有名ですが、県内の売木村では、日本一過酷なフルマラソン大会と銘打って、村の知名度を高め、地域住民がその大会に参画しながら地域外の人をもてなし、村の活性化につなげているということです。ある研究によると、この大会の情報の入手先というのが、友人知人からの紹介が 51 パーセント、そして SNS は 18.8 パーセント、ホームページが 14.6 パーセントとのことで、そのスポーツ関連のイベントというのは、愛好者同士の口コミでの広がり大きいということがうかがえるのではないのでしょうか。

この情報発信、これからこんな大会を開催しますという情報発信においては、主催者側の発信よりも一般の方のリアルな発信のほうが、より関心を集めて来訪意識を生む、C to C (Consumer To Consumer) という効果が高いとも言われています。

町では、行政報告にもありましたが、観光サポーターの制度を設けておりますが、その登録者数の伸び悩みがあると報告されております。今後、スポーツイベントなどで町にお越しいただいたお客さまに観光サポーターになっていただいて、全国へ発信していただくなどのプロモーションの面での活用、人材活用という意味と、もう 1 つの別の視点で各種のアンケート、例えば大会に来るまでに使用した交通機関への評価、町内の各施設への評価、そのイベントが終わった後どんなところに寄って帰るか、来訪先などの人の流れの調査など、プロモーションの面とマーケティングの要素を含めた活用について、お考えがございませんでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） やるとかやらないという問題ではなくて、それは取り組んだほうがよほど良いデータ、例えばアンケートにしろプロモーション的な活動をしていただくというのは、1 が 2 にも 5 にもなるという、これはもう答弁というよりも良いことは実施していきたいと思えます。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5 番（瀧野良枝） ちなみに、行政報告書のやたら祭の項目で、町外者の宣伝の強化に県内のスポーツ団体などをインフルエンサーとして、PR のコラボをしていくという文言がありまし

たが、町内のスポーツ関連という、今ですとサッカー、スキー、ゴルフなど、スポーツを核として複数の関係者が町内にいらっしゃるかと思いますが、そこに、例えば行政、観光協会、商工会などを含む地域スポーツコミッションのような考え方も今後の方向性としては考えられないでしょうか。

スポーツコミッションというのは、スポーツと地域資源を掛け合わせたまちづくり、その地域の活性化を目指して、地方自治体、スポーツ団体、民間企業などが横断的に組織をつくって、それぞれの持つ資源を有効活用して、特定の大会とか特定のイベントに特化せずに幅広い活動を行うという取組です。

行政にとっては、ビジネス目線で消費者ニーズを踏まえたコンテンツの開発ができるというメリット。企業にとっては、その地域の良質な観光資源とか人的資源の存在の把握ができて、また町内の横断的なつながりができるというメリットがあると言われています。

こういったコミッション組織の取組について、町の見解をお伺いします。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） そのコミッションにしろ何にしろ、非常に今、面白いと思いました。スキー、ゴルフ、サッカー、そしてゲートボール、マレット、そして今のノルディックマラソン等々、関係者が連携して、そして「よし、今年度は夏にこういうイベント、こういう大会、宿泊はこうだ」とか、このようにやり出せば、スポーツを核とした交流人口、地域の発展、ひいては飯綱町の発展、私は非常に面白いなと、そんな感じを思っていました。

また、観光協会等いろいろございますけれども、体育協会もございます。関係の皆さんと相談し、やはり人を呼ぶには一定の予算も持ってPRということも大事でしょう。地域の整備も大事でしょう。そういう辺も含めて、これは今後の町の良い意味の発展策として真剣に対応したいと思いました。

○議長（清水満） 瀧野議員。

○5番（瀧野良枝） 一般的に参加する側にとしてみると、例えば興味を持ったイベントであって

も開催する主体が別なために、開催日が先ほどのように同日になってしまったり、若しくは午前午後と分けてくれたりすれば両方参加できたのにというもったいないケースも出てきているので、やはり連携というのは大事ではないかと思います。

町が、この各種スポーツイベントを地域の活性化に役立てるためには、それぞれのイベントが単発で終わらない運営の仕組みづくりが必要であると思います。また、観光面を充実させていくことによって、町の資源が外部の人の目に触れて、外部の方から良い評価を受けるということは地域にとっても魅力の再発見につながり、地域への愛着や誇りなど、地域コミュニティの核となるのではないかということを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（清水満） 瀧野議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は11時10分をお願いします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位8番、議席番号9番、伊藤まゆみ議員を指名します。伊藤まゆみ議員。

〔9番 伊藤まゆみ 登壇〕

○9番（伊藤まゆみ） すみません。体調が万全に整えられなくて声がうまく出ません。申し訳ありませんがお願いいたします。

まず、後期高齢者医療の保険料の関係、是非とも町独自の減免制度というか、助成制度をつくっていただきたいということで質問をまいります。

後期高齢者医療制度は75歳以上の方を対象にした平成20年4月に創設をされた医療制度で、保険料は2年ごとに見直されてまいりました。創設時から対象者の増加と医療費の伸びにより、保険料が上がることは指摘をされてきました。そのとおりに見直しのたびに引き上げられてき

たものであります。前回からは、特例措置が順次解消されてきており、この10月にもまた見直されます。

平成30年度の行政報告書では、被保険者が2,186人となっております。最初に、この10月から9割軽減であった方の保険料は何倍になるのでしょうか。また、その対象人数は何人になるのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 梨本住民環境課長。

〔住民環境課長 梨本克裕 登壇〕

○住民環境課長（梨本克裕） お答えいたします。この10月の見直しにより、8月7日現在、対象者は341名の方ですが、保険料の額につきましては今まで9割軽減の方は年額4,090円だったものが、今度は8割軽減ということになりますので年額8,181円となります。以上でございます。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 2倍になるということでもあります。これは、前回の倍ということであれば倍になったわけですが、今度またそのように引き上げられるということです。

多くの方々が年金からの引き落としという形の中で、すぐに実感を持たれないという形もあってか、前回、私は大変大きな反響があるのではないかと心配いたしましたが、町への問い合わせはそう多くはなかったと聞いておりますが、その後、半年、1年経って、「何でこんなに年金からの引き落としが上がったんだろうか」「えらい取られている」というお話をお聞きいたしました。

ご高齢になられて、毎月、自分の口座引き落としが幾らでどうなっているかということを確認されている方が、あまり多くはないのかなということは実感いたしましたが、やはりそういう方たちでも、年金が減らされてきているという中において、どうしても年を重ねると医療費もかさむという中で、さまざまな負担が増えていく中においては生活が厳しくなっているというのが実態だと思います。

また、この間、自民公明政権の施策は、年を重ねることを素直に喜べないものとなってきて

おり、先日の参議院選挙の前に明らかになった、老後の貯金お一人 2,000 万円必要という問題提起は、漠然とした不安を抱えておられたご高齢の方々にとって、やはりそうかという諦めとともに、政治への不信と怒りの種もまいたのではないかと思います。そのようなお声は、選挙の期間中、後もたくさん私はお聞きをしてまいりました。

町の予算編成時、町長は所得のない方々への支援をしっかりと取り組んでいきたいと述べ、今年度の予算にも幾つかを形にさせていただきました。私は、この点は大変評価できるものだと考えています。

後期高齢者医療制度は、長野県の後期高齢者医療広域連合が保険者として運営をされていますが、自治体として住民への支援を禁じてはいません。国民健康保険と同様、町民への安心・安全、心安らかに安心して暮らしていける地域づくりという面において、私は町として、是非支援、減免に取り組んでいていただきたいと考えておりますが、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 医療制度は、国保の関係もそうですし介護保険も後期高齢者もなかなか計算方法が複雑で、議員各位にもご理解いただくにご苦労なシステムだとつくづく思っております。

今、後期高齢者の担当から 9 割軽減が 8 割になったことによって、年額約 4,000 円アップになってしまいますというお話を申し上げました。後期高齢者の保険料はアップするのですが、併せて介護保険の軽減措置が拡充されていきます。それは、年間で約 4,300 円減額をします。その対象者というのは、437 人いらっしゃいます。先ほど申し上げました 9 割から 8 割に減ってしまう人が 341 人で、その全てが介護保険料の軽減の対象者の 437 人に入っているとは申し上げませんけれども、この保険料はアップさせていただくけれども、この保険料はダウンするというような調整もやっていることも、お知らせをしておきたいと思っております。

確かに後期高齢者になって、この 10 年で均等割だけでも約 5,000 円上がってきました。3 万

5,000 円が4万になっています。議員のご指摘のとおり、所得のないような年代層になって、非常にきついなと思いますけれども、行政報告書に書いてありますけれども、75 歳以上は二千百何人いらっしゃいました。この人たちの保険料を支援する、これは1回スタートさせていただくと、私は助成についてよく言うわけですが、申し訳ないけれども2年経ったらやめさせてもらいたいというわけにはいきません。これはずっと続けていく。

そして、前にも申し上げましたように、私は団塊の世代に属しますけれども、2025 年問題、この数はまだまだ増えていく。こういう中で支援をしていきたいのはやまやまですが、ここで、「議員、分かりました。保険料支援しましょう」と簡単にお返事はできません。申し訳ないです。検討は内部的にも十分やりたいと思いますけれども、財政負担がどうこれからのしかかってくるのか。支援の仕方の金額にもよりけりだと思います。

長野県内では、保険料について支援しているところはないという報告は受けておりますけれども、良い意味では、原村が高齢者の医療費の支払いに支援をしていました。原村の村長さんは、大変良い方でいろいろな会議で会いましたけれども、何とか住民の皆さんにご理解をいただいて支援を中止していく方向で、今、一生懸命やっている。財政的に続かなくなってしまった。あれは、全額支援するような相当なものでしたから、財政負担も何億という財政負担で大変だったと思います。

国も、恐らくいろいろな制度を少し研究してもらえないかと期待はしてございますけれども、少なくとも今の時点で私の答弁としては、どうしてもできないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） そんなに良い答弁は出てこないだろうと推測しておりましたのであれですけれども、原村の場合は65 歳以上の住民の皆さんの医療費の無料ということをやずっと実施されてきて、これから2年で1歳ずつ引き上げて、それを70 歳までに引き上げるということで、制度をなくされるということではないということですので、それだけ指摘をさせていただきたいと思います。

これから先を見たときに、昨日、私も申し上げましたが、国は社会保障の費用をいかに削減するか、これから始まる団塊の世代の皆さんが介護や医療を利用していく中において、国の歳出をいかに小さくするかということの検討を始めたということが伝えられてきています。はっきり申し上げて、国民にとっては良い方向性が打ち出されたことはありませんので、大変厳しい状況になってくるのではないかと予測されます。

介護保険については、保険料は引き上げられ利用しづらい制度になってきた。導入当初の、社会が介護を支えるという大変素晴らしい掛け声が、どこかへ消え失せようとしているという状況が生まれてきています。

町長は、内部的にこれから状況を見ながら考えていただけるということでありましたので、町民の皆さんが希望を持って生活をしていけるようなまちづくりをするために、前向きに取り組んでいただきたいということに期待をいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

水道事業の今後はということでお聞きをしてみたいです。この問題は、同僚の議員も何回も重ねてお聞きをしている問題ではありますが、若干方向性を変えてお聞きいたします。

これは、私が入院中にお話をいただいて、退院をしてみたいしたら「いいづな通信」の8月号で水道の特集でありました。飯綱町は大変おいしい水をつくって、しっかりと供給をいただいている。これからもその体制をしっかりと守っていくというような内容でありまして、大変心強く感じ、また、その中でもよりおいしい水を安定的に供給するために、担当をはじめ、皆さんに努力をしていただいていることに対して敬意を表したいと思います。

ただ、今回いただいたお話は、水道の圧が低くて、日常生活に支障を来しているというお話でありました。そのお宅では、大分前から水が細いというようなことで、担当にも何度も電話をしてきたということでもあります。シャワーの利用中に台所で洗い物をしていると、シャワーのお湯が出なくなってしまうという状況、また、息子さんが浄水器を買って付けてくれると言ったけれども、これは圧が強いので、浄水機能が働かないと言われて設置するのは無理だと設置業者から断られてしまったということでありました。

このことを担当にお伝えしましたところ、貯水池との高低差の関係があるということです。

ただ、計画をつくった時点、整備をした時点においては、最低の圧は確保されているとお聞きをしました。ですので、これを解消するには、配水池の移転、高いところへ移すことが必要だということで、この方の配水の区域であります配水池は高いところへ移転するということも検討されたということではありますが、やはり費用が掛かるということで、いまだ具体化はされていないとお聞きをしています。

そこで、まずお聞きをいたしますが、これからの施設の整備ということで、三水の浄水場、また牟礼地区の配水池においては、もう 50 年以上経っているところもあるということで、老朽化に対する更新というものも入ってくるということもお聞きをしています。現在の町民生活の現状に合ったもので計画をして、やはり検討していく必要があると思います。

前のものと現状では、水の使い方が違ってきていますので、前にクリアしていた圧では、今、誰もが享受をしている日常生活、当たり前前が当たり前前にはできない世帯が出てきてしまうということは、やはり考慮しなければいけないのではないかと思います。

そこで、どこをどのように整備していくのかという具体的な計画を早急につくっていく、それをお示しすべきだと思いますが、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かな施設整備計画については、また担当課長から補足をしていただきたいと思います。

まず、三水地区の浄水場をどうするかについては、全くクエスチョンマークです。新たな水源を別のところに設けるか、または牟礼水道と合体をさせていくようなスタイルのほうが安いのか、とにかくどういうスタイルでやるかは本当に未定です。どんな方法をとっても、水を確保するには水源的なものだけでも 10 億ぐらいのお金は用意しないと間に合わないだろうと想像ができます。

その他、今、議員がおっしゃっている個々の配水池、または水を運ぶ導水管、水道管等々の敷設替え、設置替え、これは正直言って、今、古いところから順次入れ替えてくるというのが

精いっぱいの仕事の進め方で、全線的に全部やり替えることになると思うと数億近い費用が必要になるだろうと思います。

また、配水池を新しく高いところにもう一回設置すると言え、大変な費用が掛かるので、今、個々の家庭に供給されている水道の圧が弱い等々については、どういう原因なのか。契約してもらっている管の太さを 25 ミリにしてもらえばいいのか。本当に駄目なら上に貯水タンクを設置してもらってやるという方法やもろもろの技術的なものはあると思います。

整備計画を示すということは、整備計画に伴う必要費用の財源を併せてご提示していくことになります。水道料は今のままで、あとは借金と税金で施設整備をしていくというなら、それはそれで良いかもしれませんが、水道会計上、一定の水道料をどうするかという問題については、簡単に結論の出る問題でもないと思っています。

したがって、整備計画の実施の仕方、その中身等々によって水道料に深く連動してくるということですので、このぐらいの水道料が好ましいというシミュレーションを議会にも前にお話ししてあるのはご存じだと思いますけれども、そればかりが先行してもらっても全く困るので、もう一度どうあるべきか、第三者を入れて研究していこうではないかということで、真剣に検討していきたいと思っています。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。ただいまの町長の話ともダブる点があるかと思いますが、もう一度、聞いていただきたいと思います。

上水道施設につきましては、牟礼地区、三水地区ともに基本計画を策定しております。計画書の中でも、三水浄水場の機械電気設備の老朽化、また配水池の増強や適正配置、幹線管路の耐震化が課題とされておりますが、事業実施には至っていないところでございます。

計画の改築の事業を具体化するには、やはり建設事業費で、計画では膨大のものになるということが明らかであります。補填する財源をどのようにするのか。使用料、また一般会計からの繰入等々でございますが課題であります。大規模な改築等は実施を見送っておりますのが現

状であります。

ただし、持続可能な水道事業を実現していくためには、今後、水道施設については、会計の収支に基づいた計画的な施設の整備や更新が必要でありますので、水道事業運営審議会にも諮りますが、計画な変更等、抜本的な検討を行う時期に来ていると考えております。以上でございます。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 今、牟礼と三水は別々に認可を取って水道事業をやっている。お聞きをしましたら、このお宅の近隣ではやはり水が出なくて、別のところの配水池から水を持ってきているということをお聞きしています。であるならば、それをもう少し拡大してはとお聞きをしましたら、やはり認可を取り直さないとそれはできないことというお話でありました。

今ほども町長申されました。とにかく水道事業というのは、何を整備するにつけても、改修するにつけても、大変大きな予算が掛かる事業であります。それを全て使用料でというのは、まず不可能だと私は思っています。そうなってくると、何か良い補助事業を見つけてくるか、町で腹をくくって幾らまでは出すかというようなところが大きな課題になってくるだろうと考えています。

先の同僚議員の質問において、町長は町民負担をただただ増やすだけが行政のすべき事業ではない。それなりに責任を負って、命の水と言われているものに関しては、行政としてある程度の責任を負っていきたいという大変前向きな町民の立場に立った答弁をいただいていると承知しています。そのスタンスをきちんと持っていつていただきたいと、まず申し上げたいと思います。

時間もあまりないので先を急がさせていただきますが、先のお宅においては、まだ独身の息子さんがおられるということで、お母さんは、「私たち夫婦は我慢しながら、何とかここで暮らしていける。けれども、子どもが今のような状況では嫌だと言ったら引き留める理由がなくなってしまう」と申されていまして。今はシャワーが当たり前、浄水器を付けているお宅も多々あるという状況で、どちらもできないような日常生活に支障を来している家庭というものが、こ

のお宅以外にもあるのかどうかの調査を行うお考えはおありでしょうか。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。過去に行った消火栓での調査結果というものがございます。平成 25 年、平成 26 年度に町全域において、各家庭での調査ではありませんが、地区に設置されました消火栓の水圧調査を消防の協力を得て実施しております。地域的な現状は確認しているところでございます。

結果は、厚生労働省で定める技術的基準がございまして、配水管の最小動水圧が基準値を下回らなかったということでありまして、当該調査では町内で最低値は基準以上であったということで、最低の水圧は確保されていると認識をしております。

また、家庭への給水管の取り出し工事の際には、竣工検査時に水圧の検査を行っておりまして、一定の水圧以下にならないことも個々には確認をしている現状でございます。ですので、厳密ではないですが、地域的には把握している状況でございます。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 数値的には圧が下回っていないと言っても、実情を考えると生活に支障を来しているというのは現状だと思います。それは、それぞれのお宅で多分違ってきているだろう。感じ方も違うかもしれませんが、弱い地域・地区を把握されているのであれば、そのポイントでも良いので、その辺の調査というものは必要になってくると思います。

一定の使用料をいただいている以上は、やはりそれなりのサービスを提供していかなければいけないと考えますので、そのところはきちんとした把握をしていただきたいと思います、重ねてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 土倉建設水道課長。

〔建設水道課長 土倉正和 登壇〕

○建設水道課長（土倉正和） お答えいたします。極端に水圧の低い、低下欠陥が見られる箇所でございますが、地域的な要因なのか、水道施設や個人のお宅の設備の不具合も考えられるこ

とから、技術的な検証が必要かと思われます。

先ほど圧の低い地域を限定しているということでございまして、限られた地域へ簡易的に水圧の加圧が可能であるか、今、専門業者に確認をしているところでありまして、個々の家庭の調査もその際にはできればと思っております。以上でございます。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） 仕事は大変でしょうが、私、聞き取り調査だってできる話ではないかと思います。町全部ということではないですので、確かに数字的なところをきちんと反映して持たなければ、さまざまなおところにはできないということもあるかもしれませんが、それは町の住民に対する姿勢の問題もあると思います。

町は、自分のこととしてきちんと考えているという中で、こういう話が出てきているけれども、お宅はどうだとお聞きいただくことは、信頼関係を構築する上でとても重要なことではないかと思います。町長、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 今の担当課長の答弁は、そういう気持ちを含めて申し上げたと理解しております。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9番（伊藤まゆみ） その間の中で、やはりご不満に思われているところは、同じ使用料金を払っていながら昔は仕方がないと思っていたけれども、今いろいろ話を聞いてみても、こんなに我慢しているご家庭はそんなにないということが分かってきたという中において、やはり不公平感を持たれてしまっているという状況があります。

やはり、町として、いつまでにこれが解消できるのかということが明言できない状況に今あるように感じます。そうなってくると、何か救済措置というものは講じる必要性があるのではないかとも思うわけですが、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 確かに、10 ミリ出たら 10 ミリの基本料金という設定をして、基本水量までは幾らという料金をいただいておりますけれども、申し訳ないですけれども、水道の出が悪かったら出の悪い、その水量だけのお金はいただいているということにはなっているわけですが、ただいま議員がおっしゃっているのは、1 戸か 2 戸のお宅の話を具体的に申されているのか、そこら辺の地域全体がそういう地域になっているという状況なのか、担当がもう少し情報を得れば分かると思いますので、これは毎日の生活のことですから、対応できることは大至急、緊急的な対応もできるし、そちらに少し圧力をかけて流すことができるかは業者と話をしているという、相談、協議をしているという答弁もございました。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

ちなみに、私の家も出ないときがあるわけですが、道路を横断して配水管から自宅に持ち込んでいますが、横断するパイプが細いほうが安かったので細いので入れた場合には、シャワーを使えばお勝手に水があまり出ないみたいになっているところは、我が家でも経験がございますけれども、どういう事情なのか、最悪大人数で使うと言え、先ほど申し上げましたとおりそれは費用が掛かるわけですが、屋根に貯水タンクを上げるというのも 1 つの方法だと思いますけれども、具体的に対応させていただきたいと思います。

○議長（清水満） 伊藤議員。

○9 番（伊藤まゆみ） 町長の言葉の中で、具体的に真摯に対応していただけるということと受け取りました。

やはり、水というものは大変重要なものでありますので、例え少人数であっても大きな不都合が出ているような場合は、もう少し前向きに真摯に対応してきていただきたかった。ここ 2 ～ 3 年の話ではないようですので、長い間、そこのおばあさんが生きておられた頃からの話だったとお聞きをしています。そうなれば、5 年や 10 年の話ではないと思いますので、この間の対応があまり良くなかったのではないかと私は感じました。もう少し、町の状態をお聞きしながら、町としてできることを具体的に提示しながら、お話しをしてきていただければ、あまり

信頼関係を損ねずにきた問題だったのではないかと思いますので、それぞれの方々、その部署部署で頑張っておられると思いますが、やはり町民の立場に立った形でそれぞれの仕事の仕方というものを心掛けていっていただける、そのことを期待しまして私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（清水満） 伊藤議員、ご苦労さまでした。

これにて一般質問の通告者は全て終了いたしました。

◎議案第 69 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 2、議案第 69 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇・説明〕（議案第 69 号）

○産業観光課長（土屋龍彦） それでは、議案第 69 号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案をご覧ください。

本議案につきましては、三本松周辺農産物直売施設建設工事について、令和元年 8 月 30 日に一般競争入札に付した結果、高木建設株式会社が落札いたしましたので、工事請負契約を締結するに当たり、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、令和元年度三本松周辺農産物直売施設建設工事であります。

工事場所は、飯綱町大字牟礼字東四ツ屋。

契約の方法は、一般競争入札。

契約金額は、1 億 1,044 万円。

契約の相手方は、長野市安茂里小市 1 丁目 3 番 31 号、高木建設株式会社、代表取締役社長 高木正雄であります。

工事の概要につきましては、議案の提案説明書をご覧ください。

事業内容につきましては、木造平屋建て、延べ床面積は 435.09 平方メートルでございます。

木材につきましては、先ほど町長からの答弁もございましたが、町内産木材を使用する予定でございます。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水満） 説明を終了し質疑を行います。

質疑のある方おられますか。目須田議員。

○4番（目須田修） 工事名が農産物直売施設とあります。レストラン部門と加工部門は含まれているのか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、今回の建設工事につきましては、直売所がメインの建物でございます。

内訳は、直売所の売り場の面積が約 185 平方メートルでございます。この直売所の中にフードコートを設置する予定でございまして、フードコートの部分の面積は約 21 平方メートルほどでございます。加工所につきましては、令和元年度には建設を予定しておりませんので、加工所の部分についてはこの工事に入っておりません。以上でございます。

○議長（清水満） 荒川議員。

○8番（荒川詔夫） 8番、荒川です。今般のこの契約は、前回の多世代交流施設の契約の仕方は地元業者の下請けという条件で契約されて、私もそれについて賛同したという経過がありますけれども、今般の契約の中身はどのような動きがあるかどうかお聞かせいただけますか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。これから高木建設と詳細な工事の打ち合わせを行っていきますが、できるだけ地元の企業を使っていただくよう町からも要請をしていきます。以上でございます。

○議長（清水満） 清水議員。

○1番（清水均） 1番、清水です。この契約金額は、今回の工事全部の中に入っているということになりますか。あそこにそばが撒いてありますが、工期がいつになるかお願いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。工期につきましては、契約の日から令和2年3月31日まででございます。

今、清水議員からお話のあった、そばを撒いてある場所でございますが、その部分については、今回の直売所を建設するエリアには入っていないところでございます。その部分については、以前も全協等でも説明いたしましたが、将来、県に道の駅を建設してほしいという要望を出しているところでございまして、県で道の駅を整備していただく前は、そばを撒いたり、菜の花を撒いたり、農業体験に使ったり、そういった農業の使用を予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4番（目須田修） 常々感じているものですが、工事完了後、追加料金の請求は無いという条件が担保されているかどうか知りたいわけですが、来年度以降、東京オリンピックの工事等々が終わった後、人件費、資材費等が下がると予想されております。そういう条件の中で、深沢の建物は工事が延長されました。もちろん事情があつてですが、こういうことも含めて、もう一度申し上げますが、工事完了後、追加料金の請求が常々行われておりますが、今回は請求が無いという担保はされているのでしょうか。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。町としては、できる限り工期内に収めること、あと増工事が無いように努めてまいりたいと思っております。

ただ、今回はこれから造成工事等もあり、なかなか読み切れないところもありますので、必

ず増工が無いと言われるそうですと今ははっきりとは言えませんが、できる限り増工事が無いように努力をしてまいりたいと考えています。

○議長（清水満） 原田議員。

○13 番（原田重美） 13 番、原田です。若干、今の目須田議員の質問とダブる部分もありますが、今回、かなりこの契約を急いで議決をしてほしいということで、今審議をしているということですが、これは業者の今後の建設事業の何か事情があるのか、町がとにかく急いでほしいとやったのかどうか、その辺の説明をしてください。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、工期が延長にならないこと。あと、この直売所を来年5月末にはオープンさせたいと町として考えています。

そういった中で、これから秋になり、冬になり、工事をするのになかなか厳しい時期になりますので、できるだけ早く議決をいただいて本契約を締結したいというのが、町と業者の考えでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 原田議員。

○13 番（原田重美） 分かりました。先ほど増工の話がありまして、これもまた状況によるのでしょうけれども、きちんとした工事が進むようにしっかりと管理をしていってほしいと思います。そして、予定通りのオープンができるようお願いしたいと思います。以上です。

○議長（清水満） 目須田議員。

○4 番（目須田修） 昨日の課長の答弁で、振興公社を一応想定されているけれども、ただし、運営については公募するのでまだ白紙であるという答弁でしたが、2つお聞きします。

この想定されている振興公社と産物を納品予定されている今までの組合の方たちが、この物件の設計図等々を納得しているのかどうかを確認します。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、昨日の目須田議員からの質問で私が答弁したのは、加工所に関して言えば、これから指定管理者の公募をしていくと説明をさせていただきました。

この直売所につきましては、ふるさと振興公社が指定管理者として運営をしていただくということで、今、町は進めているところでございます。理由につきましては、今回はこの直売所の運営だけではなくて、三水の直売所とか、牟礼の四季菜とか、町内の3つの直売所を全てふるさと振興公社が運営をしていくということで、町民の皆さんや出荷組合の皆さんに説明してご了解をいただいておりますので、今回はこの直売所についてはふるさと振興公社を指定管理者として指定をしていきたいと考えております。

あと、この三本松の直売所の設計について、出荷者の皆さんが知っているのかということにつきましては、現在、三本松の直売所の設計図について、それぞれの直売所の代表者の皆さんと月1回ペースで代表者会議を行っております。その際に、この図面を見ていただいているいろいろご意見をいただきながら、設計を練り上げているところでございます。以上でございます。

○議長（清水満） 工事請負契約の締結についての質疑をお願いします。渡邊議員。

○12番（渡邊千賀雄） 今回3社で入札をして1社に落札となっていますが、これは1億からの入札額なもので、もっと入札者を多くするかという点も考えたかどうか。

それと、落札額が1億40万円ですが、予定価格が1億390万円です。こういう結果だということの説明をお願いしたい。それと、調査基準価格が9,351万円になっているけれども、この辺の価格との関係を知りたい。

○議長（清水満） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は一般競争入札だけ立ち合いをさせていただいて、年間2回ぐらい出ていますが、今回については、まずこの時期で応札をしてくれるところがあるのかという心配がございました。

この3社は、町内でも実績のある3社で、中信建設はさみずっ子保育園はやりましたし、北

信土建はそこら中でいろいろな仕事をしています。今、郵便局も高木建設ですし、うちもいくつか高木建設でやってもらったりしています。

もう少し安く落ちてもらえればという気持ちもございましたけれども、以前にも少し申し上げましたが木の指定をしている。設計書では、確か県産材というイメージでいたわけですが、課長の答弁を聞くと飯綱町産の木を使うということです。実は入札する前に不調になってしまいかもしれないという話を聞いておりました。でも、ぎりぎりこの価格で元札の範囲内で落札ができました。

調査基準価格については、この価格を下回った場合には、本当にこの価格で出来るのかどうかをもう一回調査をさせていただくという意味の金額でございます。そのようにご覧いただければと思います。

○議長（清水満） 目須田議員。

○４番（目須田修） 産業観光課長、もう１つだけ聞かせてください。

直売施設の運営を振興公社に任せるという話の中で、組合員から反対意見は無かったのかどうかだけお願いします。

○議長（清水満） 土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） お答えいたします。まず、今回、このような形で進めていったのが、今まで既存の直売施設というのは、それぞれ出荷者の皆さんが組合を作ってボランティア的な経営をされてきました。ただ、出荷農家の方が少なくなっていることと高齢化していることで、それぞれの直売所の役員のなり手が非常に不足しておりまして、逆にそれぞれの直売所の皆さんから出荷者は農業に専念させてほしい、直売所の運営についてはしっかりとした町の法人に直売所を運営してほしいという要望があって、町内の直売所についてふるさと振興公社が運営することになりました。

ですので、出荷者の皆さんとの説明会を町内で行いまして、非常に多くのお荷者の皆さんにご参加いただいたわけですが、振興公社が運営するということに対して反対のご意見はあり

ませんでした。以上でございます。

○議長（清水満） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 69 号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで、初日に質問のありました風間議員からのログハウスに関わる経費額の件について、土屋課長から説明をお願いします。土屋産業観光課長。

〔産業観光課長 土屋龍彦 登壇〕

○産業観光課長（土屋龍彦） 初日にログハウスの経費についてお答えできませんでしたので、答弁させていただきます。

まず、平成 30 年度のログハウスの使用料でございますが、97 万 5,500 円でございます。支出につきましては、光熱水費とか修繕費等で 79 万 8,793 円でございます。よって、平成 30 年度のログハウスに関わる収支は、プラス 17 万 6,707 円です。

たまたま昨年は、消防法による消防施設の取り換えという特別な支出が 25 万円ほどありましたので、例年だと更に黒字の額が多い状況でございます。

あと、人件費の試算でございますが、りんごパークセンターの臨時職員がおおむね 300 万円程度ですけれども、ログハウスに関わる作業時間というのは全体の 5 パーセント程度ですので、人件費を 15 万円程度と試算いたしますと、人件費を含めてもログハウスの収支はほぼ合っているのではないかと担当では考えています。

また、ログハウスの利用者の内訳は、学生や将来就農を目指す方の農業体験が非常に多い状況ですので、町の農業振興や農家支援という観点から見るとログハウスの経済効果は非常に高いのではないかと考えています。以上でございます。

◎散会の宣告

○議長（清水満） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

ここでお諮りします。

明日 7 日から 19 日までの 13 日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、明日 7 日から 19 日まで本会議を休会することに決定しました。

20 日の本会議は、議事の都合により会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を 3 時間繰り下げて午後 1 時に開くことにします。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認め、9 月 20 日の本会議は午後 1 時に開くことに決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 1 2 時 7 分

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

(第 5 号)

令和元年 9 月飯綱町議会定例会

議事日程（第 5 号）

令和元年 9 月 2 0 日（金曜日）午後 1 時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第 1 6 号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 議案第 6 7 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 6 8 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 発議第 7 号 飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則

日程第 7 議員派遣の件

日程第 8 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番 清 水 均

2 番 風 間 行 男

3 番 中 島 和 子

4 番 目須田 修

5 番 瀧 野 良 枝

6 番 原 田 幸 長

7 番 石 川 信 雄

8 番 荒 川 詔 夫

9 番 伊 藤 まゆみ

10 番 青 山 弘

11 番 樋 口 功

12 番 渡 邊 千賀雄

13 番 原 田 重 美

14 番 大 川 憲 明

15 番 清 水 満

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	合 津 俊 雄
教 育 長	馬 島 敦 子	農業委員会長	清 水 藤 一
選挙管理委員長	三ツ井 吉 次	総 務 課 長	原 章 胤
企 画 課 長	徳 永 裕 二	税務会計課長	永 野 光 昭
住民環境課長	梨 本 克 裕	保健福祉課長	山 浦 克 彦
産業観光課長	土 屋 龍 彦	建設水道課長	土 倉 正 和
教 育 次 長	桜 井 俊 次	飯綱病院事務長	大 川 和 彦
総務課長補佐	高 橋 秀 一		

事務局職員出席者

事 務 局 長	笠 井 順 一	事 務 局 書 記	荒 井 智 雄
---------	---------	-----------	---------

開議 午後 1 時 0 0 分

◎開議の宣告

○議長（清水満） 皆さん、ご苦労さまです。

9 月定例会も本日が最終日です。

これより、本日の会議を開きます。

本日は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、会議時間を繰り下げて行います。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（清水満） 日程第 1、諸般の報告を行います。

報告第 16 号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配付のとおり報告を受けておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で諸般の報告を終わりにします。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（清水満） 日程第 2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配付のとおり報告を受けております。

議員全員により、予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略いたします。

次に、総務産業常任委員長の報告を求めます。荒川総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 荒川詔夫 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（荒川詔夫） それでは、私から本委員会における審査の経過と結果を報告いたします。お手元に配布されております報告書に基づき、朗読により報告に代えさせてい

たきます。

総務産業常任委員会審査報告書、令和元年 9 月 20 日、飯綱町議会議長 清水満様、総務産業常任委員会委員長 荒川詔夫。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 45 号 飯綱町多世代交流施設条例、可決。

議案第 47 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 48 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 60 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について、認定。

陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、

国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、不採択。

陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情、不採択。

陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書、継続審査。

陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情、不採択。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第45号 飯綱町多世代交流施設条例。

質疑①、パワーリハビリ室の使用料は「別に定める額」とあるが、どのように定めるのか。

回答①、福井団地のパワリハと同様に指導者組織による運営を考えており、その中で検討していただく予定だが、福井団地は一連のトレーニング利用につき500円程度としており、これを基準としたい。

質疑②、施設修繕費の負担はどのようにするのか。

回答②、他の指定管理施設を参考に管理者と負担割合を協議したい。

質疑⑨、無料で使用できるスペースはあるのか。

回答⑨、条例案の別表に記載のない多目的交流カフェなどは誰でも自由に使っていただけるスペースになっている。

意見⑩、パワーリハビリ室は誰でも使えるよう運営してほしい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第47号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第48号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例。

質疑①、決算上は赤字になっていないようであるが、1 人 5,000 円くらいの設定に見直しても良いのではないかと。

回答①、町民の福利厚生という部分もあり、安い単価で多くの方に使っていただけるよう現状どおりとさせていただきたい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例。

質疑①、町指定給水装置工事事業者の指定を受ける際に手数料 10,000 円を払うだけで良かったが、今後は 5 年間ごとに手数料を 5,000 円払うことになるのか。

回答①、これまでは町指定給水装置工事事業者の指定を一度受けると、更新の規定がないため指定が引き継がれたが、この度の法改正に伴い、新たに指定の効力が 5 年とされ、更新しなければ失効する旨が規定された。このため、更新が必要な事業者は継続のたびに手数料として 5,000 円を支払っていただくことになる。

討論なし、採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区汚水処理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、平成 30 年度末で 218 万円を基金に積み立てしているが、これは利益が出たから単に積み立てしているのか、それとも将来何かに使う可能性があるのか。

回答①、供用開始から 21 年経過しており、処理施設内の機器更新の時期を迎えつつある。機械器具の耐用年数は 20 年とされているので、処理場の機械器具の更新に充てていきたい。また、管路施設の老朽化も進んでくるので、管路内不明水の有無の目視点検や維持管理にも充てていきたい。

意見②、処理施設内の機器更新や管路施設の維持管理にかかる費用の積算を、しっかりしていただきたい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 60 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、受益者分担金の表について、各年度の未納額欄の値を全て足すと未納額の累計になるということか。そうだとすると結構な額になるのではないか。

回答①、そうではなく、現在未納の額が未納額欄に計上される。

意見②、支払われるべき料金をしっかり払っていただけるよう努力していただきたい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

賛成討論、この会計の内容は長年の懸案事項であったスキー場の完全民営化に向けての必要経費ということで賛成。

採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、町有林の材をどうして使わないのか。

回答①、玄関の壁に飯綱町産材を使用したいと調整中である。今後も引き続き、県住宅供給公社とも調整していく。供給したいものと使いたいもののバランスもあるので調整していきたい。

討論なし、採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について。

質疑②、牟礼・三水会計への一般会計からの繰入金の総額はいくらか。

回答②、6,406 万円である。

質疑⑤、収入の多くを一般会計からの繰入金に頼っているが、料金改定は予定しているのか。

回答⑤、営業損失となっている現状では、料金の改定は必要だと考える。今期は 10 月より消費税率改定があるため料金改定は差し控え、令和 2 年度の改定実施に向けて検討を進めている。

質疑⑥、消費税率が 10%に上がることだが、水道料金についても税率が上がるのか。

回答⑥、10 月以降に新規の取扱いとなるものについては、その時点から 10%の消費税をいただくが、継続して水道を使用されている方については、11 月に検針する 12 月請求分まで 8%となり、冬期暫定の 2 月請求分より 10%となる。

討論なし、採決の結果、全員賛成で認定とした。

陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

陳情第 5 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情。

6 月定例会審査報告、説明者なし。

意見③、辺野古新基地を止めて普天間基地撤退ができるか疑義があり、要旨の 1 項目は賛成できない。2～3 項目は沖縄県民への負担増はいかななものか。日米地位協定との関連もあり、継続審査の扱いもある。

意見④、陳情書要旨 1 について、辺野古新基地建設により沖縄駐留の米軍海兵隊に守ってもらわなくてはならないこと及び有事の際に日米安保が動かなくなると思われる。また、基地問題は数十年かけて協議している過程や仲井真元県知事の辺野古埋め立てへの許可と国の外交・

国防に係る事項等々のため反対である。

意見⑤、元県知事が許可しても世論が反対している。沖縄県知事選と県民投票の結果は県民の声である。今後のことまで陳情書で触れているが、国が考えることでもあり、沖縄の声を尊重することが大切である。

継続審査採決、意見の相違があり、今後更に論点の整理が必要なことから賛成多数で閉会中の継続審査とした。

閉会中審査報告、日時 令和元年7月17日（水）午前9時、場所 飯綱町役場2階会議室。

意見②、今回の陳情書は、辺野古・普天間双方の基地停止を求め、代替の案が示されていないため、全面的に反対である。その理由を2点について申し述べる。1点目は、両基地の停止を求め、米軍基地は国内に不要との見解から国民的議論を求めている。この問題は、既に二十数余年をかけ議論を尽くしている。代替施設についても同様であり、辺野古以外の基地は見つけられていない。辺野古の工事中止を求めるものであれば、辺野古に代わる代替案を提示しない限り、日本の安全を守ることができないと考える。2点目は、7割の県民の反対があるから、国民投票と同様に従うことは民主主義とのことであるが、米軍基地の存続は国防に関することであり、県民投票の判断だけで行うことにも反対である。

意見③、沖縄の米軍基地問題は、沖縄の県民に負担をかけていることは理解している。今度の辺野古基地即時中止と普天間基地運用停止を国民的議論によるとしているが、外交防衛上の問題として普天間基地を含め止めるということは非現実的である。なお、国民的議論を行うことはやぶさかではないが、総論賛成・各論反対を含めて簡単には結論が出ない。また、防衛問題について地方自治体が判断することは複雑であり、かつ陳情者の説明もなく採択するには無理がある。

反対討論、意見②のとおり反対である。

賛成討論、一部採択の上、意見書を出すべきである。

反対討論、意見③のとおり反対である。

第4号採決の結果、全員反対で不採択とした。

第5号採決の結果、賛成少数で不採択とした。

陳情第6号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書。

継続審査とした。

陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情。

説明者なし。

反対討論、今年の2月24日に辺野古米軍基地建設の埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票が行われ、埋め立て反対が71.74%に達し、民意が示された。憲法が保障する地方自治権・国民権・基本的人権等に埋め立て反対の内容が含まれている。政府は、地方自治と民主主義を守る沖縄県民投票の結果を踏まえ、辺野古基地への埋め立てを中止し、沖縄県民と協議を行うべきである。先の6月議会で採択された全国知事会の提言の経緯を踏まえ、当該陳情には反対である。

賛成討論、世界一危ない普天間基地の問題について、二十有余年にわたり協議・検討等がされてきた。辺野古基地を新設するということは、普天間基地の危険回避につながる。安全保障上早期に辺野古へ移設することに賛成する。

反対討論、地方自治法では、国と地方公共団体への役割が規定されている。辺野古基地にかかわる事項は、地方公共団体の権限外と考えられる。また、議員必携に記述されているとおり、国の外交問題の意見書の提出を求めた陳情書を採択することは、一般的に好ましくないため反対する。

採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長(清水満) これより、総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(清水満) 質疑なしと認め、質疑を終了します。荒川委員長、ご苦労さまでした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。石川福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 石川信雄 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（石川信雄） 福祉文教常任委員会審査報告書、令和元年9月20日、飯綱町議会議長 清水満様、福祉文教常任委員会委員長 石川信雄。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

審査の経過及び結果を事件ごとに報告いたします。

議案第46号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、可決。

議案第56号 平成30年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第57号 平成30年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第58号 平成30年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第59号 平成30年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

議案第65号 平成30年度飯綱町病院事業会計決算の認定について、認定。

請願第7号 リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書、継続審査。

次に、本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第46号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑なし、討論なし、採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第56号 平成30年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし、討論なし、採決の結果、全員賛成で認定とした。

議案第 57 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

住民環境課質疑①、短期証の発行が 37 世帯ということだが、延べ発行枚数は何枚か。

回答①、年間延べ 162 枚発行している。

質疑②、他の自治体では威圧的な色の督促状を発送しているという話を聞いたが、国保税の督促状の色は何色か。

回答②、特に変えていない。他の町税と同様にピンク色である。

保健福祉課質疑なし。

討論なし、採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 58 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、後期高齢者医療広域連合の保健事業にフレイル対策事業があるはずだが、飯綱町では行っていない。広域連合でも予算が余っており多くの市町村に申請してもらいたいという話を聞いているが、申請していない理由は何か。

回答①、フレイル対策を含めた後期高齢者医療の保健事業については、保健師が現在の人員では対応できないという問題があり、今後どのような事業が取り入れられるか検討していきたい。

意見②、フレイル対策はとても重要な対策で、元気そうに見えても本人の自覚なくフレイルが進行して介護が必要になるという指摘はずっとされており、今一番力を入れて取り組むべき課題の一つなので、導入をしてもらいたい。

討論なし、採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第 59 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑①、認知症の人が車を運転し逆走するなどの問題もあるが、もし事故等を起こした場合の補償はあるか。また、免許証を返納しても車を運転している人がいるが、その場合において事故を起こしたとき、町としてどう対応していくか。

回答①、飯綱町の場合、認知症支援体制整備事業のモデル事業を実施してきており、認知症を理解し、認知症になってもみんなで支えることを目的に取り組んでいる。そのような事故等

が起きないように制度、サービスを整えてきている。

質疑②、通所Bが東黒川で始まったが、そこへの参加者は少ない。どう増やしていくか。

回答②、確かに通所Bが出来ても地区の一部の人しか参加していない現状があり、どう参加者を増やしていくか課題である。参加者が集まるような周知啓発を工夫する。

質疑③、要支援1・2の介護認定率が減っていると説明があったが、それをどう評価するか。サービスを使いたいのに使えない場合もある。要介護の1・2でも外されるという状況下で、サービスに頼って生活している人もいるが、どうみていくか。

回答③、総合事業が始まり要支援1・2の介護認定率は減っているが、要介護4・5が増えていることが課題と認識している。要支援の介護認定者が減っても、総合事業ほか、例えば生活支援コーディネーターによる仕組みづくりからの活動や通所Bの活動、また認知症初期集中支援事業で掘り起こす等、様々な方面から支援の方向を探っていければと考える。

意見④、地区内の防災訓練で支え合いマップの確認作業をした。地域に若年認知症と思われる人がいるが、認知症とひとくくりに言っても症状が違うように対応方法も違うと思う。どれだけの人がそれを理解しているか。きめ細かな学習の場を作っていないといけない。

質疑⑤、介護の利用者から、介護員がセクハラにあっていると聞く。国の統計では、介護員の4割が経験ありとある。ヘルパーは独居の人の家に訪問するが、そのような危惧が心配される。どういう対応をしていけば良いか。

回答⑤、そのような状況は認識していなかった。今後、調査をしていきたい。離職につながってしまうと重大な問題だ。

討論なし、採決の結果、賛成多数で認定とした。

議案第65号 平成30年度飯綱町病院事業会計決算の認定について。

質疑①、外部監査の決まりは。

回答①、決まりはないが、毎月の例月検査、上半期定期監査、下半期定期監査、決算審査を行っている。

質疑②、ホームページ上で職員の募集をしているが人員は足りていないのか。

回答②、全く足りていないわけではないが、職種によっては欠員状態である。

質疑③、不納欠損額はどこに表示されるか。

回答③、貸借対照表上に貸倒引当金と差し引きされた残高が表示されるが、不納欠損額そのものは表示されない。

質疑④、医業外費用の雑損失とは何か。

回答④、全額消費税。

質疑⑤、病院の今後の方針として、医療と介護はどういう方向に進むと考えているか。

回答⑤、この場で明確な返答はできないが、病院事業検討委員会等で検討していく必要がある。今後の大きな課題としている。

質疑⑥、退職給付費とは何か。

回答⑥、職員の退職金ではなく、退職金の事務を行う総合事務組合に支払っている負担金である。

討論なし、採決の結果、全員賛成で認定とした。

請願第7号、リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書。

継続審査とした。

以上で本委員会の審査報告を終了いたします。

○議長（清水満） これより、福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） なしと認め、質疑を終了します。石川委員長、ご苦労さまでした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（清水満） 日程第3 常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第 45 号 飯綱町多世代交流施設条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 45 号 飯綱町多世代交流施設条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 46 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 46 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 47 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 47 号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 48 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 48 号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 54 号 平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。伊藤議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。議案第 54 号 平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定に賛成の立場で討論いたします。

評価できることとして、基幹産業である農業者への支援、また長年の懸案であったスキー場の売却、義務教育費の教材費の補助、就学援助の入学準備金の前倒し支給など、新しい施策も行い、子育て支援の拡充を行ったこと。総合健診、旧人間ドックの対象者の拡大、病院への基準どおりの繰出しなどが挙げられます。

しかし、職員研修は執行率が悪く、積極的に取り組み、住民に更に信頼されるよう資質の向上に努めていただきたい。また、これ以上の貧富の差を生まぬよう、住民負担の軽減に一層取り組むことを期待して討論いたします。以上です。

○議長（清水満） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する予算決算常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 56 号 平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 57 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。伊藤議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。議案第 57 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定に反対の立場で討論を行います。

各自治体から県に運営主体が代わった制度改正初年度に当たり、町では保険料を見直し引上げを行いました。私たち日本共産党議員団は、制度改正の影響が見えない中で、町民負担の増になるとのことで、条例改正に反対しました。予算にも反対をいたしました。

試算分の 2,000 万円は、基金を取り崩すことで予算編成しましたが、このことは評価できませんでしたが、繰入れはしなくてもよくなりました。当町での 7 割、5 割、3 割軽減の世帯は、合わせると半数を超えており、さまざまな支出が増える中、町民の生活を守るという視点に立ったとき、国に全国知事会や市長会が求めたように 1 兆円の公費投入を求めるなど、思い切った施策が求められ、町としても必要なときは一般会計からの繰入れも必要と考えます。

その上に、歳入歳出差引額が 8,553 万 1,311 円となり、保険料の引上げは行わなくてもよかったのではないかと考えられます。よって、決算の認定に反対いたします。以上です。

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 58 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。伊藤議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。議案第 58 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定に反対の立場で討論を行います。

保険料の激変緩和が段階的に解消されて負担が増えています。この制度は、75 歳以上の方を対象とした制度で、加入者の増や医療給付費の増で保険料は引き上げられる仕組みとなっており、制度開始から 2 年ごとの見直しのたびに引き上げられてきました。その上、前回の見直しから激変緩和が始まり、負担に追い打ちをかけております。

日本共産党は、制度創設時から反対をしてきましたが、私たちも予算に反対をしました。この間、加入者への負担軽減がなされなかったこともあり、決算の認定にも反対をいたします。以上です。

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 59 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。伊藤議員。

〔9 番 伊藤まゆみ 登壇・討論〕

○9 番（伊藤まゆみ） 議席番号 9 番、伊藤まゆみです。議案第 59 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定に反対の立場で討論を行います。

介護保険は、介護の社会化をうたって導入されましたが、3 年ごとの見直しのたびに改悪が繰り返され、分かりにくく利用しづらい制度へと変貌しています。

団塊の世代が 75 歳となる 2025 年問題を、ことさら大きく流布することで不安をあおった政

府の責任も大きいとは思いますが、利用する量を大きく見積もることで保険料額も大きくなりました。

改正の機会が何度かあったにもかかわらず行われず、基金総額は 2 億 5,685 万 7,889 円となりました。これは、第 1 号、2 号被保険者に多くの負担を強いたことになると思います。よって、この認定に反対をいたします。以上です。

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する福祉文教常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 60 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。再開は 14 時 10 分でお願いします。

休憩 午後 2 時 1 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（清水満） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定

することに決定しました。

議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。渡邊議員。

〔12 番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12 番（渡邊千賀雄） 議席 12 番、渡邊千賀雄です。議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論を行います。

今回の会計の歳入は、全額一般会計からの繰入金であります。しかし、町にとっての長年の課題、懸案でありましたリゾートスキー場の行政からの完全分離、民営化の実行でした。その完全分離、売却に当たっての必要経費と言える内容と考えます。よって、この決算に賛成とします。

○議長（清水満） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算については、認定するこ

とに決定しました。

議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

議案第 65 号 平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する総務産業常任委員長の報告は認定です。

委員長の報告のとおり、この決算を認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算については、認定することに決定しました。

議案第 66 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 66 号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清水満） 起立少数です。

したがって、陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」は、不採択とすることに決定しました。

陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。目須田議員。

〔4番 目須田修 登壇・討論〕

○4番（目須田修） 4番、目須田です。陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情に対して、賛成の立場で意見を申し上げます。

この陳情の大事なところは、民主主義の根幹を左右するものであります。皆さんによくお聞き願いたい。国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき、公正に解決するべきと入っております。このことを無視することはできません。よって、賛成とします。

○議長（清水満） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を、採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清水満） 起立少数です。

したがって、陳情第5号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移

転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を議題とします。

これから、本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に本案に反対者の発言を許します。渡邊議員。

〔12番 渡邊千賀雄 登壇・討論〕

○12番（渡邊千賀雄） 12番、渡邊千賀雄です。陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情に、反対の討論を行います。

今年の2月24日に辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票が行われ、賛成が11万4,933票、得票率は18.99パーセント。反対は43万4,273票、得票率は71.74パーセント。どちらでもないが5万2,682票、得票率は8.7パーセントとの開票結果が発表されております。こうした埋立て反対の明確な民意が示された以上、憲法が保障する地方自治と民主主義、国民主権、基本的人権を踏まえた埋立て反対への真摯な対応が求められています。

政府は、地方自治と民主主義を尊重し、沖縄県民投票の結果を踏まえ、辺野古埋立て工事を中止し、沖縄県と誠意を持って協議を行うべきであります。

埋立て予定地に軟弱地盤があることも発見され、また最近分かったことでは、埋立て区域に広がる軟弱地盤の改良工事を巡り、東日本大震災や阪神淡路大震災の大規模災害を想定していないことが分かりました。

また、新基地建設に伴い、移植したサンゴの3分の1が死滅している、このことも分かりました。移植を実行し続ければ、絶滅危惧種を含めたサンゴ礁の破滅的な影響が出ることも予想されます。

よって、6月議会で日米地位協定見直しの意見書を全員賛成で採択した経緯も踏まえ、移設を促進するこの陳情には反対です。議会としても反対すべきと考えます。以上、米軍普天間飛

行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情に、反対の討論とします。

○議長（清水満） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する総務産業常任委員長の報告は不採択です。

陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情を、採択すること
に賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（清水満） 起立少数です。

したがって、陳情第7号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情は、
不採択とすることに決定しました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第4、議案第67号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 67 号 令和元年度飯綱町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 68 号の質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 5、議案第 68 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、議案第 68 号 令和元年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（清水満） 日程第 6、発議第 7 号 飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則を議題と
します。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 13 番、原田重美議員。

〔13 番 原田重美 登壇・説明〕（発議第 7 号）

○13 番（原田重美） 議席番号 13 番、原田重美でございます。発議書を朗読いたします。

発議第 7 号、令和元年 9 月 20 日、飯綱町議会議長 清水満 殿、提出者 飯綱町議会議員 原
田重美、賛成者 飯綱町議会議員 風間行男、同じく石川信雄、同じく荒川詔夫、同じく伊藤
まゆみ、同じく青山弘。

飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則、上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条の規
定により提出します。なお、一部改正の詳細につきましては、発議書裏面をご覧ください。

提案理由をご説明申し上げます。

第 39 条及び第 92 条関係では、標準町村議会会議規則及び現行議会運営に沿った内容とする
ための改正であります。

第 101 条及び第 111 条関係では、第 39 条の改正に伴う引用先の変更による改正であります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（清水満） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。原田重美議員、ご苦労様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清水満） 起立多数です。

したがって、発議第7号 飯綱町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（清水満） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第121条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（清水満） 日程第8 閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員

会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清水満） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

◎町長あいさつ

○議長（清水満） 以上で本日の日程は全て終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件は全て終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 令和元年飯綱町議会 9 月定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

まず、今議会にご提案いたしました全ての案件につきまして、原案どおりのご決定を賜り、厚く御礼申し上げます。

早いもので、行政年度におきましても半分が過ぎようとしております。予算の執行、事業の推進など、ご指摘をいただいた点など十分留意し、実施していく所存であります。一層のご指導、ご協力を願うものであります。

会期中に上陸しました台風 15 号は、千葉県を中心に大きな被害をもたらしました。強風による電柱や樹木の倒壊等により、いまだに電気や上下水道など復旧していない所もあります。交流を続けております東庄町でも、屋根など家屋の損傷、ビニールハウスの損壊、全世帯の半数近くが長期間停電するなど、大きな被害が発生したとのことであります。特に電力を失うこと

は、住民生活に多大の影響を及ぼすことが改めて思い知らされました。当町に置き換えてみましても、まったく同様の被害が発生しただろうと推察されます。電力の確保は、大きな課題と認識しております。

一昨日の18日に、副町長、議会議長、農業委員会長の皆さんに町を代表してお見舞いに行っていました。平成19年7月に発生しました中越沖地震の際には、東庄町から大変なお見舞いをいただきました。私どものご支援は十分ではないと存じますが、少しでもお役に立てばと願うとともに、一日も早い復旧を願っております。

結びに、今月は各集落で秋祭りが開催されております。祭りという伝統文化の中にも飯綱町らしさ、その素晴らしさを強く感じておりますが、今年も台風被害もなく、豊かな収穫の秋が迎えられるよう願ひまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（清水満） 本日の会議はこれで閉じ、令和元年9月飯綱町議会定例会を閉会とします。

長期間、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時39分

予算決算常任委員会審査報告書

令和元年 9 月 20 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

予算決算常任委員会委員長 風 間 行 男

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 54 号	平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 66 号	令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第 2 号）	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第54号 平成30年度飯綱町一般会計歳入歳出決算の認定について

【総務産業小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：最近はニホンジカや鳥の被害が非常に多くなり、ガスの爆音機までを補助対象にすべきといった質疑に対し、電子爆音機への補助をするといった回答がされている。過去の一般質問においても、何度もガス爆音機による住民の苦情への対応について質問されているが、その旨を理解して質問しているのか。

回 答：小委員会において、今言われたような爆音機による早朝及び深夜の迷惑行為があるということも踏まえ議論している。

【福祉文教小委員会審査報告書に対する質疑】

質 疑：なし

賛成討論：まず、評価できることとして基幹産業である農業者への支援、また義務教育費の教材費の助成、就学援助金である入学準備金の前倒し支給など、新しい施策なども入れ、子育て支援の充実に努めたこと。スキー場の売却、総合健診、旧人間ドックの対象拡大、病院への基準どおりの繰出しなどがある。しかし、今年度執行率が低かった職員研修は、更に積極的に取り組み、住民に信頼される職員として努力されるようお願いしたい。また、国民健康保険への繰出しは行われなかったが、必要時は是非行うべきであると考えてる。

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第66号 令和元年度飯綱町一般会計補正予算（第2号）

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

以上

予算決算総務産業小委員会審査報告書

令和元年 9 月 17 日

予算決算常任委員会委員長 風 間 行 男 様

総務産業小委員会委員長 荒 川 詔 夫

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

記

事件の番号	付託内容
議案第 54 号	平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 議会費、総務費、 <u>労働費</u> (シルバー人材センター運営事業を除く)、 農林水産業費、商工費、土木費、消防費、災害復旧費、公債費、 予備費及び他の小委員会に属さない歳入

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■ 議会

【議会費】

質疑なし

■ 総務課

【財政関係】

質疑なし

【総務費】

質疑①：公有財産で指定管理委託事業者に財産の売却はできないか。

回答①：公有財産の売却は可能である。ただ、公有財産は町民の財産のため、公売などの手続きが必要となる。

質疑②：旧牟礼西・旧三水第二小学校の備品の処理はどうなっているか。

回答②：備品の除却に関しては財政係に報告される。他へ移すなどの処理については、教育委員会が対応している。

質疑③：公共施設等総合管理計画策定後の個別施設計画については、策定期限はあるのか。

回答③：国からの正式通達はないが、国の諮問機関でのスケジュール案では、令和2年度までに策定が望ましいとの見解が出ている。

質疑④：公有財産の貸付けや売却を速やかに行えないか。

回答④：売却については、公売の手続きが必要となる。貸付けについては、状況を精査し、できるだけ速やかに実施しているつもりである。

質疑⑤：福祉センター廃止による機能分散は、どのように考えているか。

回答⑤：町内の公民館、集会施設も考えられるが、町の施設では町民会館、多世代交流施設のほか、旧小学校で使える場所があれば今後紹介していく。

質疑⑥：町マイクロバスの使用頻度が多いが、外部使用の場合、安全面から運転者の指定、または運転経験年数などの規制はできないか。

回答⑥：規制を設定する基準が難しい。今のところ規制は考えていない。

意見⑦：公用車を長く良好に使用するため、マイクロバスの運転者規制を設ける検討をされたい。

質疑⑧：職員研修費について、ファシリテーション研修を誰が、どんな理由で、何のために受けたのか。

回答⑧：保健福祉課の係長になるが、業務上の必要性までは確認していないが、自己研さんしたいということで参加させた。

質疑⑨：研修は、全体的に見て実務上や住民の対応に関する研修は充実していると思うが、役場内、病院内におけるマネジメント能力向上研修の必要性を感じているか。例えば、職員の中でハラスメントやメンタルヘルスの対応については上司が担うため、その能力向上のための研修の必要性を感じているか。

回答⑨：平成30年度は、特にテーマを定めたわけではないがコンプライアンス研修を中心に実施した。ハラスメントとメンタルヘルスについては、今年度5月に係長以上の職員を対象に管理監督者の心得について、また6月には全職員を対象に実施している。

質疑⑩：職員で体調不良を訴えたり、休職したりする者がいるように聞くが、現在の休職者数は。また、その背景的なものは何か。さらに、その改善に向けての対応策は。

回答⑩：病院を除く役場関係では、現在休職者は3名。長期にわたって休職している職員は、その事由が心身の故障による者がほとんどである。メンタルヘルス

研修などを職員向けに実施しているが、原因が仕事なのか、家庭の事情なのか、また、いくつもの要因が重なって体調を崩すのか対応が難しい。仕事だけが原因であれば、現在も行っている環境を変える等の対応は可能だが、メンタル面の対応はなかなか難しい。

質疑⑪：精神的に何か負担になることがあって体調を崩すのか。役場としては、ケアは難しいのか。

回答⑪：理由はおそらく単純ではなく複雑なので、まずは医師の指導の下、休んでもらう。役場としては、超過勤務はどうだったのか。土曜、日曜日の出勤はどうだったのかなど、仕事上の要因はなかったのか検証を行う中で対応している。

意見⑫：相談に乗ったり、職場環境の改善を図ったりするなど、役場でできることはしっかり行い、精神的な休職者を増やさないように努めてほしい。

回答⑫：飯綱町役場や公務員に限ったことではなく、民間も含めどこも対応には苦慮しているし、事案件数も増えている。職場環境だけで改善、予防できることであれば、理事者等の理解も深く、当町でも既に人事異動等で環境を変えるなどの対応を行っているが、なかなか難しいところがある。

質疑⑬：隣接町村と比較して、飯綱町の休職者数はどうなのか。多いということであれば、職場環境が要因として考えられるがいかかがか。

回答⑬：職員数にもよるが、長野県では毎年休職者が出ているようだ。また、総務課長会議で隣接する町村の状況を聞いても、人数は分からないがいるとのことである。

質疑⑭：庁舎建設費で、支出内容に補償調査等その他業務委託で1,055万8,080円とあるが、支出の詳細は何か。

回答⑭：補償調査算定業務で248万4,000円、牟礼庁舎旧館建物調査・診断業務で299万1,600円、牟礼庁舎本館構造検討業務で154万4,400円、飯綱福祉センターアスベスト分析業務で22万6,800円などである。

質疑⑮：町長交際費で、現在指摘され社会問題化している政教分離の原則については、きちんと対応しているか。

回答⑮：総務課で注視する前に町長自ら気をつけている。新聞等で話題になっていることと呼ばれることは当町ではないが、一部の神社例大祭に呼ばれることがあり、自費で自家用車等により出席しており公費支出はない。

質疑⑯：やぎ大活躍プロジェクトで、昨年も今年も「知名度が向上し、牟礼駅の利用につながっている」とのことだが、利用率など具体的な数値はあるか。また、昨年は「やぎを活用した除草による荒廃地解消のための実証実験が求められる」との記載があったが今年はない。実証実験の必要性がなくなったのか。

回答⑯：しなの鉄道を利用して来町する方や、車で来てやぎと直接触れ合いたいとのことで入場券を購入して触れ合う方など、特にしなの鉄道、委託業者に統計を取るよう指示していないので正確な数値はないが、委託業者等からの聞

き取りや来町者の声を聞く中で感じている。また、除草の実証実験は、飼育頭数が少ないことからできない状況である。

質疑⑰：行政連絡費の関係で、小さい規模の集落は今後ますます運営が難しくなる。今後も行政として積極的に区・組の再編を進めてほしい。また、町からの配布物が地域で負担になってきている。配布は1年に何回ぐらいか。何か負担を軽減するような方法は考えているか。

回答⑰：町からは毎月1回の配布をお願いしているため年12回。ただ、配布後に回収が必要な場合もあるため、実際にはそれより多くなることもある。また、負担軽減の方策については、区代表者会議や区長・組長会議などで地区から要望として上がっていないので検討したことはないが、今後、区・組の再編にあわせ考えていかなければならないと考える。

質疑⑱：ふるさと応援寄附金事業で、寄附額が落ち込んだ理由は、年度当初の返礼品事業者との会合が遅れたことが一番の原因と思うがどうか。また、現在事務局はどこで行っているのか。

回答⑱：その理由の一つの要因ではあるが、一番の要因は、前半の寄附額が前年比4割と低迷していた状況が、ポータルサイトを増やしたことで最終的に63%まで回復したことからも、インターネット上で案内するサイトが少なかったり、マンネリ化したりしていたことが大きく影響したと考えている。納税者は常に新しいものに目が向き、ポイント等の特典があるものに興味を示すと思われる。事務局は、基本的にはこれまで同様総務課であるが、今年度から一部業務を「カンマッセいいづな」に委託しているので、総務課と企画課で対応している。

質疑⑲：防犯対策費の工事請負費49万4,540円の支出は、防犯カメラ設置工事費か。

回答⑲：防犯灯の新設、移設、維持管理工事22件の支出である。

【消防費】

質疑①：粉ミルク、子ども用・大人用おむつ、女性の生理用品は備蓄品として必要だが、準備されているのか。

回答①：ミルクについては福祉関係部署からの指摘もあり、備蓄品として整備する方向で検討している。おむつについては若干の備蓄がある。また、生理用品についても必要品であるので整備していく。なお、これまでは非常食中心で整備を進めてきたが、今後はその他の必需品の整備も必要と考えている。

【公債費】

質疑なし

【予備費】

質疑なし

【財産に関する調書】

質疑①：田畑の所有面積が多いがどこにあるのか。また、どのような状況なのか把握しているか。

回答①：1カ所ではなく、道路拡張事業などの残地が多い。細部の状況までは把握していない。

■企画課

【総務費】

質疑①：情報発信強化事業を担当していた地域おこし協力隊員が、須坂市や小布施町の事業も行っていたが、これに関し飯綱町としての効果検証はあったのか。

回答①：須坂市や小布施町の事業については、隊員が地域振興局商工観光課から依頼を受けて実施したもので、外国人の視点でこの地域のことを考え、広い範囲で活動したことは評価できると思う。

質疑②：地域おこし協力隊員によるWeb発信事業は、町公式Webサイトへのアクセス増に寄与しているのか。

回答②：町公式WebサイトとWeb発信は性質及び目的が異なるが、Web発信は町外の方からの評価が高く、飯綱町の情報へ閲覧者を引き寄せていると考えている。今後、移住に向けた情報の掲載や全国的な移住促進Webサイトへの情報登録等も進めていきたい。

質疑③：冊子「100 PROFESSIONAL PEOPLE」の発刊後、人材発掘及び交流事業は実施しているのか。

回答③：発刊は3巻で100人を紹介して完了し、交流事業も発刊の際に実施した後は行っていない。新たな冊子の発刊は費用面で困難なため、Web等を活用し人材発掘を進めていきたい。

質疑④：「ZQ（ズク）」で実施する業務の内容は。

回答④：空き店舗の活用と小学校跡地活用の試験的实施を目的とし、平成30年度中は地域おこし協力隊員が管理運営してきた。本年度は管理運営を「カンマッセいいづな」に委託し、職員1名が管理運営業務を行っている。

質疑⑤：各種委託事業の契約相手の選定はどのように行ったのか。

回答⑤：入札、プロポーザル方式等により選定した。一部の事業はコンセプトの継続性から随意契約している部分がある。

質疑⑥：国、町における地方創生事業の今後の動向は。

回答⑥：国の方針により、地方版総合戦略は今年度改定していく見込みである。町の推進交付金事業は全体で20億円程度の事業費であるが、本年度で約4分の3が完了見込みで、令和2年度以降はおおよそ5億円の事業費が予定されている。

る。昨年度から本年度が事業実施のピークであり、飯綱町は県内、全国でもトップクラスの事業を実施しているが、今後は足元の成果を固めていく段階と考えている。

質疑⑦：地方創生交付金の交付率は。

回答⑦：事業費の2分の1である。ハード事業は全体事業費の2分の1までとされており、ハード事業費の2分の1（補助の残り）は起債が可能。ソフト事業費の4分の1は特別交付税措置の対象となる。

質疑⑧：委託業務が多いが、どう考えているか。

回答⑧：多方面から指摘をいただいている。複雑な業務が多く、地域内での引受けが困難と思われるため、現時点ではやむを得ないと考えている。事業実施の中で地域の人材を育て、地域の仕事となるよう推進していく。

質疑⑨：「自然の中の暮らし魅力創造発信事業」に、高岡109委員の皆さんは関わっているのか。

回答⑨：体験プログラム開発、ツアーや大学との共働プロジェクトなどに関わってもらい事業を進めている。

意見⑩：今後、更に各地域で地域再活性化事業が活用されるよう求める。

意見⑪：連携中枢事業についても、今後成果や課題について議会に報告するよう求める。

質疑⑫：信濃町では民間事業者により、買い物弱者対策として移動販売を行って好評だと聞いているが、当町でも既存のキッチンカーを活用し、そういった事業に着手できないか。

回答⑫：キッチンカーのような大きな車よりも、コンパクトな軽自動車などで実施した方が効率的ではないかと思うが、住み慣れた地域で安心して住み続けられる町を目標に、買い物支援も一つの項目として挙げられているので、建設中の多世代交流施設の活用とともに、社協などと考えていきたい。

質疑⑬：アイバス運行事業について、当初は年間4,000万円程度であり、その金額以内で推移していくことが望ましいとしていた。しかし、年々支出額が増えているが、この経緯は。

回答⑬：平成30年度決算では4,900万円程になっており、この中には車両購入補助が400万円程含まれているため、実質運行に係る補助金は4,500万円程度となっている。運行開始から10年以上が経過する中で、人件費や燃料費が高騰していることに加え、利用者の減少もその要因であるが、バスは移動手段として重要なものであるのでご理解いただきたい。

意見⑭：当初の見込みと変わってきており、支出額が増えている理由を丁寧に説明することを求める。

質疑⑮：高齢者が使用する「であるきバスカード」と、高校生が使用する「くるるカード」の違いは何か。

回答⑮：「であるきバスカード」は、一定区間を上限200円で乗車できる70歳以上の高

齢者専用カードである。

質疑⑯：高校生の「くるるカード通学定期券」の補助とは、具体的に何か。

回答⑯：長野市内などで、高校生がバス通学のために「くるるカード定期券」を購入した場合に50%を補助している。

質疑⑰：運転免許証自主返納者支援について、新規申請25件、継続者18件とあるが、これはどういう内容か。

回答⑰：事業内容は、運転免許証を自主返納された申請者に対し、1万円相当を最長5年間支援するもので、「アイバス回数券」、「長電バスICカード」、「しのの鉄道 牟礼～長野間 普通回数券」の3種のうち、希望する2つまでを選択していただくようになっている。その新規申請が25件、継続が18件あったということである。

質疑⑱：コンサルタント業務などにおいて、プロポーザル方式による随意契約が増加傾向とあるが、いくら継続事業であっても年度ごとに入札すれば良いと考えるがいかがか。

回答⑱：一般競争や指名競争の各入札は、価格を比較して競争させることが一般的であるが、プロポーザル方式は技術や情報等を複数業者に提案してもらい、価格だけではないプレゼンテーション等により競争の上、評価し、その結果として優れていた業者と契約するものであり、一定の競争性はあると考えている。また、大きな事業を遂行していく上で、1年の間で完了させることは難しく、ノウハウであったり、契約相手方が変わることでによりゼロからやり直しになったりと、どうしても継続性を持たせなければならない事業があることもご理解いただきたい。ただ、事業を見極めながら、年度ごとに区切ることができる事業については、その都度、入札等をするよう注意していきたい。

質疑⑲：当町はいろいろな事業を行っており、様々な大手業者と契約しているが、業者には積極的にふるさと納税に協力してもらえないか。

回答⑲：社員への協力依頼となると個人的な話なのでできないが、企業版ふるさと納税などもあるので、そちらへの協力を検討していきたい。

■税務会計課

【総務費】

質疑①：固定資産税の評価について、宅地の7割評価というのは法律で定められているのか。

回答①：法律ではなく、公的土地評価の均衡化・適正化の要請に基づき、全国一律で7割評価としている。

質疑②：7割ではない市町村もあるのか。

回答②：全国一律と解釈しているので、他市町村については把握していない。

質疑③：滞納整理機構に徴収を任せることには良い面と悪い面がある。滞納整理事務の執行にあたっての気持ちは。

回答③：移管する案件は古いものが多い。町村では徹底した財産調査ができないため、滞納整理機構に調査してもらい、換価できるものがあれば換価し、換価できなければ執行停止し不納欠損としている。臨戸が嫌というわけではなく、処理しきれない部分を移管している。

質疑④：コンビニ収納について、税以外の各種料金等の納付を各課横断的に検討とあるが、具体的にどのような料金があるのか。

回答④：後期高齢者医療保険料、介護保険料、上下水道料等がある。利用者から、なぜ税金だけなのかという声もあるが、手数料として1件60円掛かることも踏まえ、費用対効果を考えた上で担当課からの要請があれば収納係が窓口となって進める考えである。

■住民環境課

【諸収入（住宅新築資金等貸付事業）】

質疑なし

【総務費】

質疑①：マイナンバーカード取得率は県全体と比べて低いのか。

回答①：低い。

質疑②：その理由は。

回答②：コンビニ交付サービスが導入されていない等メリットが少ないと思われる。必要としていない住民の方に対し、無理に取得を勧めることもできない。

質疑③：本籍人口とは。

回答③：住所がどこにあるかは関係なく、本籍を飯綱町に置いている人口数である。

質疑④：平成28年度は転入と転出の差がマイナス4だったが、何か理由はあるのか。

回答④：特別な何かがあったわけではなく理由はない。

■産業観光課

【労働費】

質疑①：町の職業斡旋の内容と実績は。

回答①：就職情報については、求人情報を毎月更新し三水庁舎窓口に一覧を配置している。窓口での就職相談は月に3～4件。

【農林水産業費】

質疑①：農業関係については補助金が多い分野であるため、利用促進のためにも補助事業の一覧表等を作成し配布するとしていたが、どうなっているか。

回答①：以前、話があった後、ホームページ上に町の補助金をまとめたものを掲載した。一覧表等の配布については、分かりやすいものを発信・周知していく必要があるため、方法等も含めて今後検討したい。

質疑②：執行率の一覧表を見ると、25 番の 6 次産業化推進事業が 0.9%である。国庫補助金が少なかったためなのか、説明をお願いしたい。

回答②：毎年、補助金を申請し採択という流れになっており、今年度も申請し事業を進めている。借入に係る利息部分や印紙代については補助対象外のため、若干の支出となった。補助金は獲得したが交付は年度末となる。しかし、事業は既に進めているため、資金の借入れに対する利息等については一般財源で支出し、残りは全て国庫補助で実施できたということである。

質疑③：農村交流整備事業の不動産鑑定等の財産購入費について、高いと感じるが、これに関する詳細な説明をお願いしたい。

回答③：購入にあたっては適正な評価をする必要があるため、不動産鑑定士に鑑定を依頼している。取得価格については、商業地に近いということもあり、通常に比べると評価が高く、また県道沿いということも評価され、㎡単価が 1 万 2,000 円という評価が出たのでこれを基に決めた。町が財産を購入する際は不動産鑑定をし、それを基に購入することとなっているので、金額については鑑定結果を基に決め、契約するということになる。これについては宅地で借りていた駐車場の部分を購入している。

質疑④：農村振興負担金、補助金について、天候不順であっても 10 a 当たりの補助等を検討できないか。

回答④：この補助金については、遊休農地を減らすことにもつながっているため、今後検討していきたい。

質疑⑤：6 次産業化については 7 事業にわたり行っているが、そのうち日和の運営指導がある。どのような指導をしてきたのか。また、今後はどうなるのか。

回答⑤：6 次産業化推進協議会では、町の農業をどのように活性化させていくかといった大きなテーマを考えていき、実際に実行する際は、「世界に誇る力強い産業形成事業」で行っているといったイメージで進めている状況。店舗の運営全体を農家で行うこととなるため、経営や運用面での指導は必要で、この部分についてより良い経営となるよう交付金を活用し進めている。経営者会議を月に 1 回行うなど、アイデアを出し合いながら広告作成等も行ってきたが、良好とは言えない状況であったため、この 4 月からは新聞の折り込みチラシやマスコミを活用したテレビでの PR 等を行い、盛り返してきている。効果は出てきていると思われるので、経営は続けていきたい。経営については、今後 3 つの直売所の機能強化を進めるとともに、来年 1 月を目途に公社

への統合を考え進めている状況。それまでには赤字部分はできるだけ解消していきたいと考えている。日和についても公社での経営へ移行していくように考えている。

意見⑥：メニュー等、工夫すべき部分は多くあると思われるので、是非いろいろな検討をしていていただきたい。

質疑⑦：日和の関係で、振興公社が新しい経営母体となったときに、経営指導に産直新聞は入るのか。

回答⑦：来年度について、産直新聞へ業務委託するかどうかは未定である。

質疑⑧：今後は、広告宣伝費を掛けてメディア等への露出があるということだが、最初は来客が多くなると思う。リピーターをどう増やしていくかという部分を産直新聞にお願いしたいところだと思うが、この辺りはかなり強化して考えているのか。

回答⑧：リピーターは非常に大切だと考えている。そういう部分も意識しながら進めていきたい。

質疑⑨：オペレーションについて、手間が掛かる等で人数が多いという説明が去年あったが、現在は3人で行っているのか。この辺りも経費的な視点で計算されているのか。

回答⑨：現状ではオペレーションは3人であり、1人はヘルプとして短時間の依頼をすることもある。また、直売所とも連携しながら行っている。今までは、経営を考える人がいない状況だったが、今後公社が経営することになれば、今までよりも経営改善されることは間違いないと思う。

質疑⑩：日和の場所が分からないという話を以前にしたが、何か対策等は行ったのか。

回答⑩：お盆前頃には大きな看板を設置して誘客促進を図った。

質疑⑪：三本松の加工所について、りんごジュースの機械設置の計画があると聞いているが、その際は消費期限を長くできるような機械を導入してほしい。そのような予定はあるか。

回答⑪：消費期限については、1年のものから2年のものもある。町として参考としたいのが、南信の「小池加工所」。そこは2年で味も良い。技術を提供しても良いという話もいただいているので、検討を進めていきたいと考えている。

意見⑫：中野市の「たかやしろファーム」も参考になると思う。搾りかすも出ないし、2年の消費期限でやっているので参考にしてみよう。

質疑⑬：農業委員について、当初、組織が変わる時に課題があったと思うが、委員と推進委員との連携等についてうまくいっているのか。

回答⑬：現在、16人の農業委員で国の基準は満たしており、推進委員との連携も取れている状況。農地の流動化については、推進委員の率先した動きが必要で、ハンドリングを事務局としては考えていく必要がある。

質疑⑭：いちごについて、早めに方向性を見いだしていくべきだと思うがいかがか。

回答⑭：この積雪、標高の地で栽培ができるかどうかという実証実験を横手地区で行

ってきた。1年間の結果としては、冬期間でも日射量が予想以上にあり、冷涼な気候が適しているということで、いちご栽培の適地であることは分かった。また、経費についてもこの1年間で費用や収量のデータがとれた。今後は、いちご栽培技術の民間への普及が課題となる。現在、町内の企業から地域貢献ということで、いちご栽培技術の普及について協力したいといった提案をいただいている。詳細は今後詰めていくが、信大と企業と町の3者で、うまくいけば進めていくことができるかもしれない。町はいちご栽培について、第1ステップとしては適地かどうか。第2ステップとしては希望者に技術を提供する場を与える。そして、第3ステップとして民間に広げていくという方向で考えている。現在は第2ステップへ進もうという段階である。

質疑⑮：りんごのPRはしているが、モモや米のPRがない。飯綱町にあるものを全般に挙げてPRしていった方が良いのではないか。

回答⑮：ガイドブック等ではモモや米も掲載しているが、これからも高品質な特産物についてはPRしていく。

質疑⑯：農業体験交流事業の中で、観光協会に委託している事業は何か。

回答⑯：農泊事業、りんご収穫体験、りんごオーナー制度。

質疑⑰：観光協会の事務局長はどうなっているのか。

回答⑰：前局長が6月末で退職し、現在は観光協会長が兼務している。現在、求人中と聞いている。

意見⑱：事務関係は人員体制を整えて実施しないと事業がまわらないので、その点をしっかり指導してほしい。

質疑⑲：小リスのマルシェについて、場所があまり良い場所ではないと聞いているが、費用対効果は。

回答⑲：しなの鉄道が軽井沢駅のデッキに設けて、沿線自治体に依頼があり、5市町（上田市、千曲市、小諸市、東御市、飯綱町）が参加した。会場内の子ども向けの区画の中で沿線市町村の農産物を売るというもので、コンセプトにずれがあるものだった。3月までの予定だったが10月末で打ち切りとなった。期間内に直売所等と会議を設けたり、広報等で町内業者に出展募集をかけたかったが反応が悪かった。それでも、5回（8日間）出店し販売を行ったが、売上げは8万円弱という結果だった。

意見⑳：長野駅の観光案内所に置いてある飯綱町のパンフレットについて、良いものを置いてもらいたい。

質疑㉑：有害鳥獣害対策について、用水にコンクリート製の橋が所々架かっているが、イノシシがそこを渡ってくる。橋をグレーチング製等にして、イノシシの足が落ちるような構造にすれば進入を防げると思う。検討願いたい。

回答㉑：今後、新設する際には検討する。

質疑㉒：有害鳥獣対策について、狩猟期以外の捕獲数と飯綱町の生息数は。

回答㉒：狩猟期以外の有害鳥獣の捕獲数は行政報告書 211 ページ参考 1 図のとおりで

ある。町内の生息数は把握できていないが、被害額を比較するとほぼ横ばいと思われる。

質疑②③：イノシシの他に最近ではニホンジカや鳥の被害が非常に増えているという声がある。今ある電気柵等の補助金の内容も含めて、抜本的な対策も必要と考える。例えば、飯綱町では補助対象にしていないガスの爆音機まで補助対象にすることを考えたかどうか。

回答②③：現在の有害鳥獣害対策は、電気柵やガス爆音機に替わる電子爆音機等の購入補助と猟友会の駆除による個体数調整が主なものである。今後は、個人の対策だけでなく、集落全体で農地を守る取組に力を入れていく。今回の補正予算には、集落や営農団地等を囲む侵入防止柵の整備する事業予算を上程している。

質疑②④：有害鳥獣捕獲について、うり坊に対しても補助をして欲しい。

回答②④：うり坊に対して県からの補助金はないが、町では単費で補助金を交付している。

【商工費】

質疑①：現在、産業観光課に地域おこし協力隊員が何名いて、どういう仕事をして、どういう課題を持って進めていて、どういう成果が挙げられているのか。

回答①：キッチンカーの担当については、所管が企画課なのでそちらで聞いてもらいたい。現在、産業観光課にいる地域おこし協力隊は3名。1人目は今年の1月1日から雇用している女性で、将来は農産物加工所を担っていただくために加工の勉強をしている。いずれは加工所の責任者になってもらう方だと思っている。2人目は4月1日から雇用している女性で、いちごを担当している。いちご栽培を民間に広げていく中心的なメンバーになっていただきたいと思っている。3人目は男性で、りんごの栽培を本格的にやっていただいて、将来的にはりんご農家として育てていただきたいと思っている。いずれも公社に配属されており、社員と同じような勤務体系であり、活動内容についても課で把握している。将来的には加工所を背負う、いちご栽培を背負う、りんご栽培を背負うという明確な目標に向けて活動をしていただいている。

質疑②：銀座 NAGANO に関係する事業はやっているのか。

回答②：昨年、町では銀座 NAGANO を使っていないが、首都圏のイベントには参加している。昨年1カ月間、千代田区でアンテナショップを行った。農産物のPRなどはしっかり行っている。銀座 NAGANO では、単なる物販ではなく、いろいろな文化を発信する場として企画等を検討してみたい。

質疑③：スキー場の営業について、実際にF P Cの経営状況は把握しているのか。

回答③：実績としては、昨年に比較して減となっているが、これは今までと算定方法が変更されているためで、今までと比べて厳密な算定をしているようだ。また、昨シーズンは初めての営業のため、今までと同じようにやっていたが、

シーズンが終わり、メインターゲットが少しずつ分かり始めている。本格的にスキーを楽しむ人というよりは、子ども連れのファミリーが来る可能性が高いとして、この層をメインターゲットとして営業をしていくような話を聞いている。

【災害復旧費（農林水産施設災害復旧費）】

質疑①：霊仙寺山土砂崩落災害復旧土留工事の工法は何か。

回答①：フトン簗を使用した土留工である。

■建設水道課

【農林水産費（国土調査事業）】

質疑①：今まで国土調査をやってきた中で成立率はどうか。また、課題も教えてほしい。

回答①：筆界未定の割合は把握していない。平成30年度は筆界未定もなく、現地調査は終了している。官地もあるが、民々界の立会いにより筆界を確定していくものであるため、町が積極的に介入するべきではない。後々、国調不振につながりかねないため、所有者の立会いの下、慎重に進めていくものと思われる。今後も、国調の趣旨や意味合いを説明していき、根気強く進めていかなければならない事業だと思われる。

【土木費】

質疑①：除雪職員手当等と直営等賃金の違いとは。

回答①：職員手当は町の職員の雪見当番、また除雪作業をした分の手当であり、直営等賃金は町で雇っている個人のオペレーターの除雪賃金である。

質疑②：道路新設改良費の中、事業の課題で「申請から何年も未実施のままの箇所が多く」とあるが、どういう意味か。また、対策は考えているか。

回答②：予算を立てる際、土木申請部分と中規模な道路改良事業を併せて予算編成している。この場合は、町単事業の区・組からの土木申請があるが、箇所数が多く実際に実施するとなると多額になる。よって、対策とすれば、現在必要な箇所をもう一度積算し直してみる必要がある。また、予算は1,000万円を2,000万円に増額している。中身については道路の維持的なものも含まれている。道路改良工事については予算が限られているので、必要であれば1年ではなく何年かに分けて実施する所もある。

質問③：県道長野荒瀬原線の平出地区において、アダプト方式という清掃・除草等の看板が立っている。これはどのようなものか。あの地区だけが実施しているのか。

回答③：県の事業であるアダプト事業のことであり、横手地区もやっていると思われる。県道の美化をやりたいと申し出て、県と協定を締結し実施していると思われる。それに対して、県からは維持管理に対する補助が出ている。同じケースで、町においても町道であれば道路愛護事業として各地区に取り組んでいただいている。県のアダプト事業は、作業にかかった消耗品の提供を受ける事業である。

質問④：道路新設改良費について、各区や組からの申請事業の未実施が残っているとなっているが、予算執行状況を見ると2,058万円で36.4%となっている。執行率を高めればもっと事業ができたのではないか。

回答④：不用額として2,200万円程ある。平成30年度では3路線実施していないが、理由があり今年度実施する。具体的には、平出地区内の町道M1-20号線は、他工事の迂回路としたためである。また、坂上地区内の町道K1-4号線は路盤再生工事を5月に実施しているが、ニチアス運搬路になっており、日程の調整ができなかったため、今年度、影響が少ないと思われるゴールデンウィークに施工した。さらに、北信五岳道路の交付金事業があり、風坂汐水線を優先したため、場所を移して令和元年度に早急に実施する予定である。よって、繰越ではなく未実施だったということであり、一旦平成30年度予算を未実施として、令和元年度に改めて計上している予算である。

質問⑤：町営住宅費で、同じ事業で3棟造っているのに1棟になっている。どのように処理しているのか。

回答⑤：3棟とは、新規就農者住宅と思われる。町営住宅では、毛野で1棟の住宅をお借りしている。

質問⑥：都市計画区域内に平成28年度から三水地区が入った。その後のデメリットとメリットとは。

回答⑥：身近なデメリットについては、接道がないと家が建てられない等の制限があること。ケースにもよるが規制があること。最近では、業者から事前協議や問い合わせもあるので制度は浸透してきている。なお、今年度は大きなトラブルは発生していない。今後も趣旨をご理解いただきながら進めていきたい。また、都市計画外だった時も事業者からは工事届を提出いただいていたので大きな行き違い等はなく、問題はない状況である。メリットとしては、接道がある箇所に火事地震災害に強いまちづくりができるようになった。また、4m以下の道路（2項道路）でもセットバックすることによって、将来は都市計画事業で道路改良計画等ができる可能性もあることがメリットと言える。

質疑⑦：若者定住住宅償還金の2,390万円だが、利息の50万円と合わせ合計は2,440万円。収入が1,500万円と93万8,000円であり、収入に対して支出が多くなっている。不足分はどうしているのか。

回答⑦：一般会計であるので予算内で賄っている。

意見⑧：若者住宅で空いているところがあるので、できるだけ早期に入居募集をして収入確保に努めてほしい。

質問⑨：山本食品出入口付近の町道M3-496号線の改良工事を行ったが、下層や表層の厚さはどのくらいか。

回答⑨：そこまでの資料が手元になく把握していない。地盤は元々ある既存の未舗装道路であり、試験結果の舗装構成になっている。

意見⑩：福井団地内に表層がアスファルト舗装のところが亀の甲になっている場所がある。今後、表層だけでなく、下層も含めて気をつけて舗装するよう注意してほしい。オーバーレイなど施工してほしい。

【災害復旧費（公共土木災害復旧費）】

質疑なし

平成30年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

以上

予算決算福祉文教小委員会審査報告書

令和元年 9 月 17 日

予算決算常任委員会委員長 風 間 行 男 様

福祉文教小委員会委員長 石 川 信 雄

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

事件の番号	付託内容
議案第 54 号	平成 30 年度一般会計歳入歳出決算中 民生費、衛生費、 <u>労働費</u> （シルバー人材センター運営事業）、教育費及び関係歳入について

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■ 住民環境課

【民生費】

質疑なし

【衛生費】

質疑①：苦情、相談受付件数のその他がかなり増えているが、相談の内容は何か。

回答①：架空請求ハガキについての相談が一番多い。実際に町内で被害が 1 件確認されている。消費者庁への情報提供や交番とも連携し対応している。詐欺は多様化、複雑化してきている。

質疑②：以前は、県の消費生活サポーター養成講座の修了者を会員として消費者団体が組織化されていた。今後に向け、若い方向けの研修会を開催するなど、組織化の方策は。

回答②：この講座は現在行われておらず、県に開催をお願いした経緯もある。牟礼消費者の会は会員確保のため、牟礼区の若い方を対象に活動内容の紹介などをして新規会員を募っていたが、加入にはつながらなかったと聞いている。

質疑③：以前のやり方にこだわらず、町独自の勉強会等を開催して参加者を会員とするという手もあると思う。今現在、各種研修会の参加者の状況は。

回答③：町内に「消費生活サポーター」が4人登録されていると聞いており、県の研修会に参加しているようである。担当職員もできるだけ研修会等には参加している。職員が研修会に参加する際に希望があれば同行していただくことは可能だと思う。

質疑④：狂犬病予防接種で、犬の登録数と注射実施数に差があるが、これは個人で病院へ行っているということか、それとも注射をしていない犬がいるということか。また、未注射の犬の飼い主へ勧奨はしているか。

回答④：実際には犬が死亡しているケースも結構ある。未注射犬の飼い主に対しては、必ず注射を受けるよう督促ハガキを送り接種を促している。

質疑⑤：可燃ごみ収集量等の情報について、今は無線放送で情報提供されているが、記憶に残りやすいよう毎月の広報紙に文字で掲載することはできないか。

回答⑤：可能だと思う。

■保健福祉課

【民生費】

質疑①：飯綱町多世代交流施設設計意図伝達業務委託の内容はどのようなものか。

回答①：平成29年度に設計業務を(株)アイエーディーが受託し設計業務は完了したが、平成30年度の建築工事に伴う監理業務は、入札により(株)湯本建築設計が受託したことから、その監理業務受託者に詳細な設計内容を伝達する必要が生じたため、設計業務を行った(株)アイエーディーと意図伝達業務を委託契約したもの。

意見②：飯綱町版生涯活躍のまち推進事業支援業務委託において、事業や業務ごとに内容、参加者などの詳細情報を記入しておいた方が良いのではないか。

【衛生費】

質疑①：保健補導員会事業費について、「保健補導員会は、毎月学習会など行っており、それを地域に反映していただく」という説明もあったが、保健補導員活動の表記中にいきいきサロン運営協力とある。保健補導員はどのように協力しているのか。

回答①：各地区においていきいきサロンの活動をされているが、保健補導員が参画し、一緒に行っている地区もあるので記載している。保健補導員が運営主体では

ない。

質疑②：健康教室などで学習したことを持ち帰り地域で普及しているということだが、そういうことはあまり見受けられない感がある。いきいきサロンに年に何回か来ていただけるような働きかけはできないか。

回答②：保健補導員会の会合が月に1回程度のペースであるので、そのようなご意見があったということで参画の要請をしていきたい。

質疑③：健診や予防事業を行っているが国や県からの支出金が少ない。保健補導員会事業や食育推進事業、母子保健事業などの独自事業も、一般財源ではなく活用できる補助はないか。

回答③：補助事業を活用できるものについては活用している。母子保健事業の妊婦一般健康診査は過去には補助事業だったが、現在は普通交付税でその経費が算定される形になっている。また、予防接種費のA類の疾病予防接種は、おおむね9割は普通交付税として経費が算定されている。法定で実施する事業については普通交付税で算定されており、施策的や試行的に実施している事業については補助事業化されているものが多い。

質疑④：飯綱町総合健診、旧住民人間ドックは普通の人間ドックと内容は変わらないと思うが、2年に1回のドックとなっている。毎年受けることができるような体制にできないか。

回答④：健診状況により予算措置も伴うことから現行でお願いしたい。

質疑⑤：圧迫骨折の方がとても多いと思う。20歳までにカルシウムを摂取し、日に当たり、骨に負荷が掛かる適度な運動をするなどして、その後をいかに保っていくかという話を聞くにあたり、今の若い人たちは外に出て遊ばなくなっている。子どもたちも骨折しやすくなっている状況を考えると、今後、年齢を重ねていった場合、とても大きな不安が出てくる。子どもたちに対して、この辺りの知識を持ってもらうような取組はされているのか。

回答⑤：学校の養護教諭から話がされているとは思いますが、健康推進係では把握していない。10月に食育の連絡会があり、養護教諭または教頭先生などが出席されるので、そのような取組がされているか確認をしたい。教育がされていないとなれば、知識の普及をお願いしたいと思う。

質疑⑥：自殺の予防ということで聞くと、飯綱町は自殺が多い町だと思う。今までの取組で自殺は減ったか。

回答⑥：人口10万人当たりの自殺死亡率を比較すると、当町における平成30年度の自殺者は3名で26.49%となり、全国平均が18%程度であることから、3名亡くなると国、県を上回る状況になる。また、2名亡くなると国、県平均と同程度となる。ここ数年の自殺者数は、平成27年度は2名、28年度は3名、29年度は2名、30年度は3名という状況である。

【労働費（シルバー人材センター運営事業）】

質疑なし

■教育委員会

【民生費】

□児童福祉費、保育園費、子育て支援センター費等

質疑①：子育て相談の状況にある発達・発育の相談について、一人平均何回くらいの相談があるのか。

回答①：3回の相談がある。

質疑②：行政報告書内の園児と児童の表記の違いは。

回答②：児童福祉法では18歳未満を児童と定めているが、行政報告書では特に区別して使用はしていない。

意見③：町では、子育て支援ということで様々な事業を行っている。しかし、その支援が公費に占める割合を考えている人はいるのか。園児一人当たり年間80万円を超える公費が充てられている。どのくらいの公費で支援を行っているのかしっかり示してもらうのは大切と考える。この「平成30年度児童一人当たりの状況」の表はとても良い。今後、小学生、中学生についても同じような表を入れていただきたい。

回答③：検討する。

質疑④：さみずっ子保育園に再生可能エネルギーの利用とあるが、どのくらい節電になっているのか。

回答④：従来は、電気、灯油、ガスを使用していたが、電気だけになったことで電気のみを見ると量は増えているが、灯油とガスの使用がないことから総体的なエネルギーは減っている。

意見⑤：親子ふれあい教室について、実施状況を表にしてみたい。

質疑⑥：一時保育について、前年と比べ利用者数が減り、一時保育の理由についても前年度と内容が変わっているがなぜか。受入側の状況か。

回答⑥：受入側の都合ということではない。預ける側が少なくなった。また、平成29年度は保育園の定員がいっぱいで一時保育で対応をしていた。平成30年度は入所で対応できたので一時保育が減った。

質疑⑦：行政報告書には目標と比べてどうかの記載がなく評価が難しい。きめ細やかな切れ目のない子育て総合応援事業について、執行率が低いがどうか。

回答⑦：病後児保育が見込みより利用者が少なかったため、保育士等の人件費がかからなかったため執行率が低かった。

質疑⑧：児童クラブの執行率が低いがどうか。

回答⑧：西児童クラブの移転費が見込みより低額でできたこと。また、小学校の統合で、利用する児童クラブや利用数により人件費が減になったことが主な理由である。

質疑⑨：予算を 100% 執行したからといって良いとは言っていない。最小の経費で最大の効果を出すことだと考えている。仕事の出来高をどうやって見るのか。それを評価できるものが行政報告書にない。目標があるとどのくらい到達できたかが分かる。これからは目標を設定してはどうか。

回答⑨：行政報告書の役割と目標に対しての評価は切り分けて考えてもらいたい。目標に対しての評価は、行政全体の目標の評価になる。その目標達成のためにいろいろな施策があるので、総合的に絡み合っただけで目標が達成されたかという検証になってくる。目標に対してどうだったかは行政評価を行っている。

質疑⑩：児童クラブの今後の課題で危機管理体制の構築とあるが、その体制を作るために利用者数に対して何人の指導員の配置が必要か。

回答⑩：配置については国の基準があり、それに基づいて行っている。一施設に最低 2 名配置している。危機管理については、不測の事態や不審者などの対応を今後の課題として挙げた。危険回避のために緊急通報装置等を検討する。

質疑⑪：指導員が 2 名ということは理解したが、果たして女性 2 名で危機管理体制が十分なのか。男性の指導員を配置できないか。

回答⑪：男性の指導員はいるが、少人数のため常に配置ができず女性のための配置もある。それを補完するため、緊急通報装置や避難訓練、危機管理マニュアルなど、危険回避について検討していく。

質疑⑫：子どもの障がいについては、早めに発見し、早めに支援することで社会生活がスムーズに送れる。その機会が早く得られるように、また多くの人が障がいについて考えられるような環境づくりの取組を強めてもらいたい。子どもの場合は、早めに加配保育士をつけることで困難を克服したり、状況を改善したりすることができる。そういう機会を失ってしまうことのないよう行政として努力してほしい。

回答⑫：町として、インクルーシブ教育に取り組んでいく。支援員、介助員は、保育園と小学校低学年は厚く配置するようにしている。1 対 1 の安定した環境で特性を理解し、その子が集団になじんでいくよう補助するが、子どもの成長に合わせて行い、中学校では自分で集団の中で生活できるようにと考えている。

質疑⑬：子どもが小さい時は保護者や家族の理解がないと支援が難しい。保護者や家族が障がいを理解して支援につながるような取組と、地域が障がい児支援の必要性を理解する学ぶ場を増やしてほしい。

回答⑬：乳幼児期の早い段階から相談をしていくが、事実を受け入れられない保護者もいる。支援の強制や押しつけはできない。親や本人に寄り添ってやっていきたい。また、大切になるのは、障がいの子を持った保護者のケア。はぐくみサポート、5 歳児相談、保健師が訪問するなど支援している。障がいを早期発見し支援することにより、保護者に理解してもらえる体制を現在整えている。

質疑⑭：さみずっ子保育園の二酸化炭素の排出量は従来から何%減ったのか。

回答⑭：従来の保育園との比較ではなく、現在の保育園が従来のエネルギーを使用した場合と地中熱を使用した場合を計算した数字。平成 30 年度は地中熱の利用で 13.2 t の削減である。

質疑⑮：誕生祝い金について、施策が浸透して効果が出ているのか。出産時だけ町にいてその後出ていってしまうことはないのか。

回答⑮：効果が出ているのかは今の段階では分からない。しかし、第 2 子、第 3 子出生のきっかけになっていると思う。制度について、改正前は町に 1 年間住所を置くことになっていたが、現在は 3 年間住所を置くことになっている。

質疑⑯：病後児保育事業は長野地域連携中枢を利用しているが、予算的にはどうなっているのか。また、ことばの教室についてはどうなっているのか。

回答⑯：病後児保育事業は町外者の利用は料金を徴収し、町内者は無料。事業自体は、人件費を含め町の予算で運営している。長野市の日赤と松代病院は病児保育も行っているので長野地域連携中枢として、飯綱町の人ができるというメリットがある。ことばの教室については、県費の先生が配属されているので人件費は県の費用である。しかし、光熱水費は町の予算となっている。

質疑⑰：子育て支援センターを建設するに当たり、町民会館横の公園がなくなると聞いた。子どもを安全に遊ばせる場所が狭まっていく。町として、安全に遊べる公園について力を入れて考えてほしい。

回答⑰：公園はなくなるらない。今ある遊具はそのまま移築する予定。支援センター 1 階のテラスはみんなが使えるようにという意見も出ている。

【教育費】

□教育総務費、小学校管理費、中学校管理費等

質疑①：教員住宅の草刈りはどうなっているのか。

回答①：教育委員会の管理である。草刈りは教育委員会で実施する。

質疑②：奨学金の金額を増やすことは考えていないのか。金額を増やしたり、返還について検討したり、しっかり町の奨学金を利用できるようにしたらどうか。

回答②：増額の検討や奨学金の免除については慎重に考えたい。

質疑③：教育ファーム事業について、当初の予算と比べ執行率が低いが予定されていた事業が実施されなかったのか。

回答③：事業自体は全て実施した。統合したことやコミュニティスクールが発足し、ボランティアで実施したことにより執行率が低くなっている。

質疑④：決算報告書の教育費国庫補助金の公立学校施設整備費国庫補助金について、予算は計上してあるが、歳入は 0 円だがどうしてか。

回答④：小中学校の空調設備（エアコン）の事業が繰り越しになったためである。

□社会教育費、公民館費、生涯学習費、施設管理費、文化財費等

質疑⑤：男女共同参画推進委員の男女の比率は。男女共同参画フォーラムを実施しても参加者は女性が多い。男性を巻きこむ方策はどのようにしているのか。区長や組長への呼びかけはしているのか。男性の委員がもっと多くいると文字どおりの男女共同参画となるのでは。

回答⑤：社会教育委員、人権教育委員等に呼びかけはしている。男女共同参画推進委員に区長会からも推薦を得ている。委員は 11 名のうち女性 9 名、男性 2 名。

質疑⑥：マレットゴルフ場の管理はどうするのか。

回答⑥：管理は町で行う。マレットゴルフ協会に協力をお願いしていく。

質疑⑦：図書館まつりについて、参加者の人数は。

回答⑦：確認して後日報告する。(178 人参加)

質疑⑧：町の中にもスポーツで優秀な選手がいる。町として、力を入れてアスリートを育成することはできないか。

回答⑧：指導者の確保が難しい状況である。

質疑⑨：2～3 年前からエナジードリンクを摂取する人が増え、体調を崩すという話もあるが、中学校の様子はどうか。危険性については啓発をしてほしい。

回答⑨：中学校からそのような話は聞いていない。

質疑⑩：歴史ふれあい館のリニューアルについて、検討委員会の委員は決定したのか。

回答⑩：委員について、現在検討中であるが素案はできている。委員は 10 名以内で構成し、年度内に委員会を 2 回開催する予定である。

質疑⑪：海洋クラブの体験会は町民でなくても参加できるのか。政策サポーターから、カヌー体験は他の地域にはない良い体験の場なので、町を知る入口になるのではないか、あまり知られていないのもっとアピールできないかという意見が出ていた。

回答⑪：町民以外も参加できる。他市町村からも体験参加の申込みがある。また、一般試乗会も実施している。町の教職員研修でカヌー体験をしている。PR については検討したい。

質疑⑫：天文事業はリニューアルに合わせて場所を変更するということはあるのか。スポーツ施設の明かりで星が見えないという話もある。

回答⑫：検討委員会を開催する際に伝えたい。

□学校給食共同調理場費

質疑なし

平成 30 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。

以上

総務産業常任委員会審査報告書

令和元年 9 月 20 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

総務産業常任委員会委員長 荒 川 詔 夫

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 45 号	飯綱町多世代交流施設条例	可 決
議案第 47 号	飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 48 号	飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 49 号	飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 50 号	むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 51 号	飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 52 号	飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 53 号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 55 号	平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 60 号	平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 61 号	平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 62 号	平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定

事件番号	件名	審査の結果
議案第 63 号	平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 64 号	平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について	認 定
陳情第 4 号 (継続審査)	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択
陳情第 5 号 (継続審査)	辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情	不採択
陳情第 6 号	日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書	継続審査
陳情第 7 号	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 45 号 飯綱町多世代交流施設条例

質疑①：パワーリハビリ室の使用料は「別に定める額」とあるが、どのように定めるのか。

回答①：福井団地のパワリハと同様に指導者組織による運営を考えており、その中で検討していただく予定だが、福井団地は一連のトレーニング利用につき 500 円程度としており、これを基準としたい。

質疑②：施設修繕費の負担はどうようになるのか。

回答②：他の指定管理施設を参考に管理者と負担割合を協議したい。

質疑③：パワリハの指導者組織は何人程度になるのか。

回答③：指導者講習会の受講者が 20 名程度で、受講者に指導者組織への加入を依頼したい。

質疑④：第 8 条第 3 項の「長期使用」の対象外の施設は短期（1 時間当たりの料金）で使用させるということか。

回答④：そのとおりである。

質疑⑤：第6条の開館時間はテナントにも適用するのか。

回答⑤：ただし書きで対応したい。

質疑⑥：テナント入居者は今後公募するのか。

回答⑥：既に町内事業者等から入居希望者を募集しており、貸店舗とカフェ厨房にそれぞれ1事業者が仮申込している。

質疑⑦：今後、更に入居希望があった場合はどうするのか。

回答⑦：条例案が可決、施行されれば、以前募集した際に仮申込があった2事業者を申込者としてほしい。

質疑⑧：テナント等の使用料金の算定基準は。

回答⑧：延床面積に対する貸店舗の面積、カフェ厨房の面積を基準に、建設費、維持管理費、耐用年数等を考慮し算定した。貸店舗については店舗の設備投資が必要な点も考慮した。

質疑⑨：無料で使用できるスペースはあるのか。

回答⑨：条例案の別表に記載のない多目的交流カフェなどは誰でも自由に使っていただけのスペースになっている。

意見⑩：パワーリハビリ室は誰でも使えるよう運営してほしい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第47号 飯綱町印鑑条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第48号 飯綱町飯綱東高原観光施設条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 49 号 飯綱町飯綱東高原保健休養地及び関連観光施設管理棟条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 50 号 むれ温泉天狗の館条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 51 号 飯綱町いこいの森・山村広場条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 52 号 飯綱町りんごパーク条例の一部を改正する条例

質疑①：決算上は赤字になっていないようであるが、1 人 5,000 円くらいの設定に見

直しても良いのではないか。

回答①：町民の福利厚生という部分もあり、安い単価で多くの方に使っていただけるよう現状どおりとさせていただきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 53 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

質疑①：町指定給水装置工事事業者の指定を受ける際に手数料 10,000 円を払うだけで良かったが、今後は 5 年間ごとに手数料を 5,000 円払うことになるのか。

回答①：これまでは町指定給水装置工事事業者の指定を一度受けると、更新の規定がないため指定が引き継がれたが、この度の法改正に伴い、新たに指定の効力が 5 年とされ、更新しなければ失効する旨が規定された。このため、更新が必要な事業者は継続のたびに手数料として 5,000 円を支払っていただくことになる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 55 号 平成 30 年度飯綱町からまつの丘地区污水处理場管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：平成 30 年度末で 218 万円を基金に積み立てしているが、これは利益が出たから単に積み立てしているのか、それとも将来何かに使う可能性があるのか。

回答①：供用開始から 21 年経過しており、処理施設内の機器更新の時期を迎えつつある。機械器具の耐用年数は 20 年とされているので、処理場の機械器具の更新に充てていきたい。また、管路施設の老朽化も進んでくるので、管路内不明水の有無の目視点検や維持管理にも充てていきたい。

意見②：処理施設内の機器更新や管路施設の維持管理にかかる費用の積算を、しっかりしていただきたい。

質疑③：平成 29 年度から平成 30 年度にかけて収入が減っている。軒数は何件か。

回答③：現在、使用軒数は 42 軒、そのうち定住 21 軒で 50 の方が在住である。在住でないと使用料が発生しないため、使用料は若干減少している。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 60 号 平成 30 年度飯綱町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：受益者分担金の表について、各年度の未納額欄の値を全て足すと未納額の累計になるということか。そうだとすると結構な額になるのではないか。

回答①：そうではなく、現在未納の額が未納額欄に計上される。

意見②：支払われるべき料金をしっかり払っていただけるよう努力していただきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 61 号 平成 30 年度飯綱町飯綱公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 62 号 平成 30 年度飯綱町スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

賛成討論：この会計の内容は長年の懸案事項であったスキー場の完全民営化に向けての必要経費ということで賛成。

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 63 号 平成 30 年度飯綱町住宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：町有林の材をどうして使わないのか。

回答①：玄関の壁に飯綱町産材を使用したいと調整中である。今後も引き続き、県住宅供給公社とも調整していく。供給したいものと使いたいもののバランスもあるので調整していきたい。

質疑②：長野県産を使用しては。

回答②：長野県産は使用する予定としている。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 64 号 平成 30 年度飯綱町水道事業会計決算の認定について

質疑①：牟礼会計については、損益計算書の営業利益が約 1,200 万円の赤字となっており、三水会計については、35 万円の黒字となっている。これはどのような要因が影響しているのか。

回答①：三水地区については、平成 21 年以降継続して営業損失であったが、本年度は繰入金を増額していただいたこと、また、費用を最小限に抑えたことが大きい。牟礼地区については、老朽施設の修理費及び減価償却費が毎年増えていることが要因で、平成 26 年以降営業損失となっている。昨年は約 3,000 万円の営業損失であったが、今期は三水地区同様に繰入金を増額していただいたため 1,200 万円の営業損失となっている。

質疑②：牟礼・三水会計への一般会計からの繰入金の総額はいくらか。

回答②：6,406 万円である。

質疑③：牟礼地区の有収率は 69.7%、三水地区の有収率は 78.4%とあり、三水地区の有収率の方が大きい、このようになった要因は何か。

回答③：有収率とは、配水池から出た水のうち料金となったものの率であり、牟礼地区の有収率が低い要因は漏水によるものである。

質疑④：三水地区の給水原価は 243 円と、牟礼地区の給水原価 229 円より高く、これは三水地区がより多くの費用が掛かっているためと思うが、供給単価では逆に牟礼が 207.3 円、三水が 190.6 円と三水地区が安くなっているのはなぜか。多くの費用が掛かっているほうが、単価が高くなるはずではないのか。

回答④：供給単価とは、給水収益を有収水量で割り返した単価のことであり、給水収益以外の収入は考慮されていない。一方、給水原価とは全ての経費を有収水量で割ったものである。供給単価が給水原価を上回ることが望ましい。

質疑⑤：収入の多くを一般会計からの繰入金に頼っているが、料金改定は予定しているのか。

回答⑤：営業損失となっている現状では、料金の改定は必要だと考える。今期は 10 月より消費税率改定があるため料金改定は差し控え、令和 2 年度の改定実施に向けて検討を進めている。

質疑⑥：消費税率が 10%に上がるとのことだが、水道料金についても税率が上がるのか。

回答⑥：10 月以降に新規の取扱いとなるものについては、その時点から 10%の消費税をいただくが、継続して水道を使用されている方については、11 月に検針する 12 月請求分まで 8%となり、冬期暫定の 2 月請求分より 10%となる。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○陳情第 4 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情

○陳情第 5 号 辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情
(一括審査)

【6 月定例会審査報告】

説明者：なし

質疑①：2 件の陳情書の文面がほぼ同一であるが、陳情書が「新しい提案」実行委員

会と全国青年司法協議会のため、両者の関係はどうか。

回答①：沖縄「新しい提案」実行委員会代表の安里氏も同様に司法書士である。

質疑②：東京都の小金井市議会では当該陳情について採択されたが、意見書の扱いについて、共産党が反対し、半年間の協議の末、自民党は反対、共産党ほか賛成多数で昨年12月に同意に至った。今回の陳情に係る共産党の考えはどうか。

回答②：陳情要旨は3点であるが、その中にも否もあり、趣旨採択または一部採択の結果、意見書を修正したと思う。今般の陳情書の要旨3点のうち、2及び3は全国に及ぶため賛成しかねる。

意見③：辺野古新基地を止めて普天間基地撤退ができるか疑義があり、要旨の1項目は賛成できない。2～3項目は沖縄県民への負担増はいかなるものか。日米地位協定との関連もあり、継続審査の扱いもある。

意見④：陳情書要旨1について、辺野古新基地建設により沖縄駐留の米軍海兵隊に守ってもらわなくてはならないこと及び有事の際に日米安保が動かなくなると思われる。また、基地問題は数十年かけて協議している過程や仲井真元県知事の辺野古埋め立てへの許可と国の外交・国防に係る事項等々のため反対である。

意見⑤：元県知事が許可しても世論が反対している。沖縄県知事選と県民投票の結果は県民の声である。今後のことまで陳情書で触れているが、国が考えることでもあり、沖縄の声を尊重することが大切である。

継続審査採決：意見の相違があり、今後更に論点の整理が必要なことから賛成多数で閉会中の継続審査とした。

【閉会中審査報告】

日 時：令和元年7月17日（水）午前9時

場 所：飯綱町役場2階会議室

意見①：陳情第4号及び第5号の要旨を比較すると相違がある。4号では、沖縄以外の全国自治体を等しく候補地とすべきと記述されている。5号では、民主主義及び憲法の規定に基づき一地域への一般的な押し付けとならないようにと書かれている。したがって、要旨1～3は全面的に賛成しがたいため、一部採択の上、議会として意見書を提出してはどうか。

意見②：今回の陳情書は、辺野古・普天間双方の基地停止を求め、代替の案が示されていないため、全面的に反対である。その理由を2点について申し述べる。1点目は、両基地の停止を求め、米軍基地は国内に不要との見解から国民的議論を求めている。この問題は、既に二十数余年をかけ議論を尽くしている。代替施設についても同様であり、辺野古以外の基地は見つけられていない。辺野古の工事中止を求めるものであれば、辺野古に代わる代替案を提示しな

い限り、日本の安全を守ることができないと考える。２点目は、７割の県民の反対があるから、国民投票と同様に従うことは民主主義とのことであるが、米軍基地の存続は国防に関することであり、県民投票の判断だけで行うことにも反対である。

意見③：沖縄の米軍基地問題は、沖縄の県民に負担をかけていることは理解している。今度の辺野古基地即時中止と普天間基地運用停止を国民的議論によるとしているが、外交防衛上の問題として普天間基地を含め止めるということは非現実的である。なお、国民的議論を行うことはやぶさかではないが、総論賛成・各論反対を含めて簡単には結論が出ない。また、防衛問題について地方自治体が判断することは複雑であり、かつ陳情者の説明もなく採択するには無理がある。

反対討論：意見②のとおり反対である。

賛成討論：一部採択の上、意見書を出すべきである。

反対討論：意見③のとおり反対である。

第４号採決の結果：全員反対で不採択とした。

第５号採決の結果：賛成少数で不採択とした。

○陳情第６号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める陳情書

継続審査とした。

○陳情第７号 米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情

説明者：なし

意見①：前回の陳情第４号及び第５号は、世界一危ない米軍飛行場移設に併せ、建設中の代替基地中止を求めているので反対した。今般の陳情は、政府の意向に沿ったものである。普天間の運用停止と辺野古基地を建設する必要があるとのことで賛成する。

意見②：辺野古基地建設の埋め立てを問う判断が本年２月２４日に行われた。その結果、賛成又はどちらでも良いに比べ、反対は７１．７４％を占め、民意が示され

た。国は、地方自治・民主主義・国民主権・人権尊重を踏まえ、辺野古基地の埋め立てを中断し、沖縄県と誠意を持って話し合うべきである。現在、こう着状態であり、合意も生まれない。お互いに一方的に主張するのではなく、辺野古基地建設を中止し、協議を行うべきである。

意見③：陳情書の内容を含め、地方公共団体の権限にあるか否かの問題である。今般の陳情は、地方自治法第 99 条の規定によるものであるが、地方自治法の条文規定により、国と地方公共団体の役割を意識する必要がある。辺野古基地問題は、国の安全保障にかかわる分野であり、議員必携に記述のとおり町村議会の権限外に属する陳情書のため、採択することは好ましくない。

意見④：前回不採択とした陳情第 4・5 号と今般のものは内容が相反するものであり、沖縄県民の中で意見が分かれている。国の防衛等及び町議会の権限外事項のため、議会として判断することには無理があり、不採択とすべきと考える。

意見⑤：基地問題は非常に難しい。沖縄に基地があるゆえに沖縄県民には切実な問題となっている。基地が我々のほうに移設となれば賛成する人はいない。基地の存在を否定もできないし悩むところである。

意見⑥：6 月議会において採択した、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨と一致する部分があり、整合性がある。国は、強硬に辺野古基地を進めており、住民は反対している。まずは、建設を中止し、沖縄県民と向き合い協議すべきである。一方的な基地建設には賛成できない。

意見⑦：協議は難しいのではないかと。国は、全国の外交・防衛上の安全を確保する立場で判断し、今の場所に落ち着いたということの思いがする。町議会の判断を逸脱している事項であり、権限外の扱いとしてはどうか。

意見⑧：先の陳情書は、軍事基地の建設を巡り全国の自治体が考えるべきとの見解があったが、現実的ではなく、国に任せるべきである。

反対討論：今年の 2 月 24 日に辺野古米軍基地建設の埋め立ての賛否を問う沖縄県民投票が行われ、埋め立て反対が 71.74%に達し、民意が示された。憲法が保障する地方自治権・国民主権・基本的人権等に埋め立て反対の内容が含まれている。政府は、地方自治と民主主義を守る沖縄県民投票の結果を踏まえ、辺野古基地への埋め立てを中止し、沖縄県民と協議を行うべきである。先の 6 月議会で採択された全国知事会の提言の経緯を踏まえ、当該陳情には反対である。

賛成討論：世界一危ない普天間基地の問題について、二十有余年にわたり協議・検討等がされてきた。辺野古基地を新設するということは、普天間基地の危険回避につながる。安全保障上早期に辺野古へ移設することに賛成する。

反対討論：地方自治法では、国と地方公共団体への役割が規定されている。辺野古基地にかかわる事項は、地方公共団体の権限外と考えられる。また、議員必携に記述されているとおり、国の外交問題の意見書の提出を求めた陳情書を採択することは、一般的に好ましくないため反対する。

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

以上

福祉文教常任委員会審査報告書

令和元年 9 月 20 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

福祉文教常任委員会委員長 石 川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第 46 号	飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
議案第 56 号	平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 57 号	平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 58 号	平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 59 号	平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	認 定
議案第 65 号	平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について	認 定
請願第 7 号	リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書	継続審査

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 46 号 飯綱町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 56 号 平成 30 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算の認定について

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○議案第 57 号 平成 30 年度飯綱町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

【住民環境課】

質疑①：短期証の発行が 37 世帯ということだが、延べ発行枚数は何枚か。

回答①：年間延べ 162 枚発行している。

質疑②：他の自治体では威圧的な色の督促状を発送しているという話を聞いたが、国税の督促状の色は何色か。

回答②：特に変えていない。他の町税と同様にピンク色である。

【保健福祉課】

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第 58 号 平成 30 年度飯綱町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：後期高齢者医療広域連合の保健事業にフレイル対策事業があるはずだが、飯綱町では行っていない。広域連合でも予算が余っており多くの市町村に申請してもらいたいという話を聞いているが、申請していない理由は何か。

回答①：フレイル対策を含めた後期高齢者医療の保健事業については、保健師が現在の人員では対応できないという問題があり、今後どのような事業が取り入れられるか検討していきたい。

意見②：フレイル対策はとても重要な対策で、元気そうに見えても本人の自覚なくフレイルが進行して介護が必要になるという指摘はずっとされており、今一番力を入れて取り組むべき課題の一つなので、導入をしてもらいたい。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第 59 号 平成 30 年度飯綱町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

質疑①：認知症の人が車を運転し逆走するなどの問題もあるが、もし事故等を起こした場合の補償はあるか。また、免許証を返納しても車を運転している人がいるが、その場合において事故を起こしたとき、町としてどう対応していくか。

回答①：飯綱町の場合、認知症支援体制整備事業のモデル事業を実施してきており、認知症を理解し、認知症になってもみんなで支えることを目的に取り組んでいる。そのような事故等が起きないように制度、サービスを整えてきている。

質疑②：通所 B が東黒川で始まったが、そこへの参加者は少ない。どう増やしていくか。

回答②：確かに通所 B が出来ても地区の一部の人しか参加していない現状があり、どう参加者を増やしていくか課題である。参加者が集まるような周知啓発を工夫する。

質疑③：要支援 1・2 の介護認定率が減っていると説明があったが、それをどう評価するか。サービスを使いたいのに使えない場合もある。要介護の 1・2 でも外されるという状況下で、サービスに頼って生活している人もいるが、どう

みていくか。

回答③：総合事業が始まり要支援１・２の介護認定率は減っているが、要介護４・５が増えていることが課題と認識している。要支援の介護認定者が減っても、総合事業ほか、例えば生活支援コーディネーターによる仕組みづくりからの活動や通所Ｂの活動、また認知症初期集中支援事業で掘り起こす等、様々な方面から支援の方向を探っていければと考える。

意見④：地区内の防災訓練で支え合いマップの確認作業をした。地域に若年認知症と思われる人がいるが、認知症とひとくくりに言っても症状が違うように対応方法も違うと思う。どれだけの人がそれを理解しているか。きめ細かな学習の場を作っていないといけない。

質疑⑤：介護の利用者から、介護員がセクハラにあっていると聞く。国の統計では、介護員の４割が経験ありとある。ヘルパーは独居の人の家に訪問するが、そのような危惧が心配される。どういう対応をしていけば良いか。

回答⑤：そのような状況は認識していなかった。今後、調査をしていきたい。離職につながってしまうと重大な問題だ。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で認定とした。

○議案第 65 号 平成 30 年度飯綱町病院事業会計決算の認定について

質疑①：外部監査の決まりは。

回答①：決まりはないが、毎月の例月検査、上半期定期監査、下半期定期監査、決算審査を行っている。

質疑②：ホームページ上で職員の募集をしているが人員は足りていないのか。

回答②：全く足りていないわけではないが、職種によっては欠員状態である。

質疑③：不納欠損額はどこに表示されるか。

回答③：貸借対照表上に貸倒引当金と差し引きされた残高が表示されるが、不納欠損額そのものは表示されない。

質疑④：医業外費用の雑損失とは何か。

回答④：全額消費税。

質疑⑤：病院の今後の方針として、医療と介護はどういう方向に進むと考えているか。

回答⑤：この場で明確な返答はできないが、病院事業検討委員会等で検討していく必要がある。今後の大きな課題としている。

質疑⑥：退職給付費とは何か。

回答⑥：職員の退職金ではなく、退職金の事務を行う総合事務組合に支払っている負担金である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で認定とした。

○請願第 7 号 リゾートライン沿線での太陽光発電計画却下に関する請願書

継続審査とした。

以上

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

8 番

9 番

10 番